表５－３－１　領家村村費収支決算（経常部）

	科目＼年度	明治１８年（１８８５）	明治２０年（１８８７）	明治２１年（１８８８）	明治２２年（１８８９）
		円	円	円	円
収入	地価割	81.694	101.115	101.147	103.521
	営業割	8.710	15.709	15.880	15.345
	戸別割	54.462	108.830	100.258	78.213
	雑収入	—	—	—	—
	前々年度より繰越金	—	—	0.268	1.339
	合計	144.866	225.714	217.553	198.418
支出	領家村他３ケ村戸長役場費負担額	67.828	85.727	89.022	73.958
	会議費	—	0.300	0.300	0.400
	土木費	74.715	48.615	35.200	36.000
	衛生費	—	—	—	—
	勧業費	—	—	—	—
	救助費	—	—	—	—
	災害予防費	—	—	—	—
	教育費	2.323	—	52.969	52.969
	合計	144.866	134.642	177.491	163.327
	川上郡４９ケ村併合村費	—	89.733	40.062	35.327
	総計	144.866	224.375	217.553	198.418
	元払差引残金	0	1.339	0	0

（単位　円）

注）　同村『村会議事録』による。

収入源はすべて独立財源（地方税，使用料，手数料等）であり，そのほとんどが地価割と戸別割（当時は課税標準が明確でなく，議会と行政当局による見立割であった）とで占められていた。歳出は各村の属する戸長役場の役場費負担額と川上郡４９カ村併合村費が半分を占めている。自村に対する支出としては，各村とも土木費，教育費が多く，歳出の大部分を占めている。

ロ　町村制実施当初の財政〔明治２３－２５年（１８９０－９２）〕

明治２２年６月１日に町村制が実施され，手荘村，大賀村，高山村の３村が成立した。表５－３－２は，この期の財政規模・類型を手荘村に例をとってみたものである。

歳入はやはり大部分が独立財源に依っていて，なかでもとくに村税収入が占める比率は高い。ちなみに手荘村において，村税収入の歳入額に対して占める割合は，明治２３年度９３.８％，２４年

表５－３－２　手荘村歳入歳出決算総額（一般会計）

	科目＼年度	明治２３年（１８９０）	明治２４年（１８９１）	明治２５年（１８９２）
歳入	雑収入	円 10000	円 129.594	円 131.075
	繰り越し	—	—	40.00
	寄付金	—	90.419	377.643
	交付金	—	16.634	19.189
	村税	1,607.022	1,965.817	1,734.678
	国庫下渡金	5.52	—	—
	地方税補助金	—	202.148	140.36
	借入金	—	—	227.046
	計	1,712.542	2,404.612	2,669.991
歳出	役所役場費	681.916	655.156	626.414
	会議費	18.6	21.0	15.849
	土木費	25.0	469.197	595.878
	教育費	796.8	747.252	731.621
	衛生費	6.5	1.280	36.497
	諸税及負担	178.726	445.698	431.053
	予備費	5.0	—	—
	計	1,712.542	2,339.583	2,447.239

（単位　円）

注）　但し明治２３年度は予算額，同村『村会議事録』。

度８１.８％，２５年度６５％であり，大賀村にこれをみると（但し予算額），それぞれ８９.７％，８４.６％，８５.８％とやはり高率になっている。依存財源としては，国庫下渡金，地方税補助金等が科目として現われるが，額は僅かである。大賀村においては，予算書段階では依存財源からの収入を見込まないまま収支均衡をはかっている。一方歳出は，各村ともその大部分が役所役場費，教育費に充てられている。土木費はその性格上年度による変動が大きい。

ハ　日清・日露戦争とその後の財政〔明治２６－４４年（１８９３－１９１１）〕

日清戦争は戦費に約２億１,０００万円を要したとされるが，政府による地方財政に対する特別の要求措置は施されなかったため，村の財政はさして影響を被らなかった。むしろ戦後における諸法令の発布に伴う国政事務費の増加や地方自治体自体の発展に基く固有事務費の増大によって，村財政が膨張を始めている（表５－３－３）。明治３６年度の歳出額は同３０年度の歳出額に対して，手荘村においては２.２倍，大賀村で１.８倍になっている。さて日清戦争から１０年，明治３７年に始まった日露戦争は実に１９億８,４００万円の巨額を費した。この時には政府は地方経費を極力緊

表５－３－３　村費歳入出決算（一般会計）(1)

年度	手荘村		大賀村		高山村	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
明治２６年（１８９３）	3,825.944	2,275.255	1,194.046	1,194.046		
明治２７年（１８９４）	16,706.277	2,160.725	1,164.871	1,164.871		
明治２８年（１８９５）			1,244.979	1,244.979		
明治３０年（１８９７）	6,071.664	3,913.202	1,444.521	1,444.521		
明治３２年（１８９９）	7,092.103	4,689.876	1,654.433	1,654.433		
明治３４年（１９０１）	9,154.458	7,837.713	2,317.613	2,317.613		
明治３６年（１９０３）	13,316.701	8,570.673	2,586.407	2,586.407		
明治３７年（１９０４）	7,577.351	5,968.835	2,506.943	2,506.943		
明治３８年（１９０５）	10,505.472	7,186.450	3,535.722	3,535.722		
明治４０年（１９０７）	16,629.788	8,896.381	4,379.822	4,379.822		
明治４２年（１９０９）	13,029.231	6,708.563	4,604.757	4,373.467		
明治４４年（１９１１）	13,404.624	8,467.011	*6,187	*5,186	*4,620	*4,620

（単位　円）

注）『村会議事録』による。但し，＊印は『現勢調査簿』の数字。なお，大賀村は明治４４年以外は予算額である。

縮させる措置に出た。これにより日清戦争後からの村財政の膨張は一応おさまった。しかし戦後，村財政は再び膨張の方向をとった。手荘村では明治４４年度の歳出は同３８年度の1.2倍，大賀村では1.5倍になっている。

(a)　歳　入

歳入はそのほとんどが依然村税収入によっている。とくに大賀村においては，歳入の９０％以上が村税等独立財源からの収入に依っている。とはいえ，実際の村税収入額については，明治３７年度，同３８年度と減少している。手荘村においては，明治３６年度7,090.420円であった村税収入が，同３７年度には5,767.290円，同３８年度には5,376.690円にと減じている。この２カ年は丁度日露戦争時であり，政府は戦費調達のために臨時に増徴国税を課したが，この増徴分に対する地方の附加税賦課を一切禁止した上に，村税収入の大半を占める国税附加税の制限率を従来よりも引き締めたことが原因している。しかも政府は戦後これを緩めるどころか，明治４１年には「地方税制限に関する法律」を公布し，地方税賦課率に対する制限を恒常的に確立してしまった。この法律は以後３０余年間地方団体の課税力を強く規定してゆくことになる。

年度＼科目	村税	補助金他
明治26年	52.3%	34.8%
明治27年	9.8	86.9
明治28年		
明治30年	44.5	10.4
明治32年	54.4	12.7
明治34年	63.6	13.9
明治36年	53.2	11.1
明治37年	76.1	12.3
明治38年	51.2	14.4
明治40年	48.3	9.4
明治42年	70.6	7.3
明治44年	71.6	4.9

単位 %

図５－３－１　手荘村の歳入状況(1)

注）　これは村税収入の歳入に占める率と，依存財源（国庫及び県からの交付）からの合計の歳入に占める率を示したものである。

(b) 歳　出

年度＼科目	役場費	教育費
明治26年	29.1%	32.8%
明治27年	43.9	39.6
明治28年		
明治30年	29.6	33.0
明治32年	28.5	28.3
明治34年	18.1	21.1
明治36年	21.2	21.7
明治37年	27.6	30.4
明治38年	21.3	28.5
明治40年	21.6	36.0
明治42年	27.0	59.1
明治44年	31.4	54.3

単位 %

図５－３－２　手荘村の歳出状況(1)

注）　これは役場費と教育費，それぞれの歳出に占める割合を示したものである。

歳出の大部分を占めているのは，やはり役場費と教育費であるが，手荘村では，明治３０年度～４０年度，大賀村では，明治３７年度～４０年度にかけて公債費の支出が増加している。とくに，明治３４年度の手荘村においては，実に，歳出の５１.９％（４,０６３,９８９円）にも及んでいる。日露戦争時の財政緊縮の中で，明治３６年度から翌年度にかけて，その額において最も節減されたのは，手荘村においては公債費（前年度の４７.７％　＜１,８２９,４３３円＞減），次が役場費，大賀村では教育費（前年度の１９.９％＜１８２.３６＞減），次が役場費となっている。

ニ　第一次世界大戦とその後の財政〔大正元年—大正10年(1912—21)〕

表5—3—4　村費歳入出決算(一般会計)(2)

年度	手荘村 歳入	手荘村 歳出	大賀村 歳入	大賀村 歳出	高山村 歳入	高山村 歳出
	円	円	円	円	円	円
大正元年(1912)	11,025.344	8,636.933	×12,001	* 6,269	* 4,119	* 4,118
大正3年(1914)	11,488.118	9,074.400	× 10,087	* 6,849	* 4,848	* 4,848
大正5年(1916)	14,641.450	9,776.090	× 11,267	* 6,533	* 5,428	* 5,428
大正7年(1918)	15,941.150	13,168.75	× 13,543	* 9,094	* 7,388	* 7,166
大正9年(1920)	31,339.890	26,192.02	× 24,541	*19,592	* 15,012	*12,375
大正10年(1921)	×45,236	× 26,223	× 24,981	*20,650.720	* 18,451	*18,157

(単位　円)

注)　『村会議事録』。但し*印は『現勢調査簿』による。

第一次世界大戦(大正3—7年)によってもたらされた好景気は，反面，物価の急騰を呼び，大正5—6年度以降，地方財政規模の急激な拡大につながった。当3村でみても，大正10年度の歳出額は，同5年度のそれに対して，手荘村で2.7倍，大賀村では3.2倍，高山村では3.3倍になっている。財政規模の拡大は，もとより歳入にも及んでいる。

(a)　歳　入

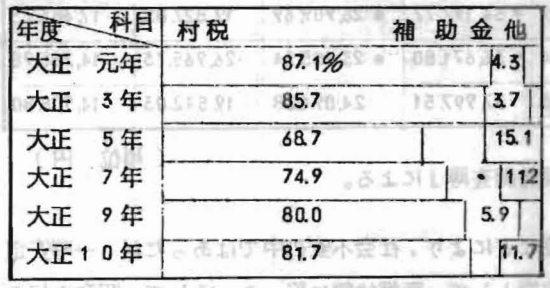

図5—3—3　手荘村の歳入状況(1)

この時期においても，歳入の大部分は村税収入によって賄われている。よって，中央への財政上の依存度は，未だ小さいといえよう。物価の上昇に伴なって財政規模が拡大してゆくために，大正8年，「時局の影響に因る地方税制限拡張に関する法律」が公布された。しかし，全国的にみられる，予期以上の地方財政の急激な膨張は，附加税の制限外課税と地方独立税の乱徴を促した。大正10年度の村税額と同5年度のものとを比較してみると，手荘村3.9倍，大賀村2.5倍，高山村4.3倍と，その額は大巾に増加していることがわかる。

(b)　歳　出

歳出に占める役場費の比率は，明治後半からあまり変化が見られなくなり，3村とも20—30%前後に落ち着いている。また，教育費についても同様で，常に歳入の50%前後を占めている。ただし大正2年に大賀村大竹校新築，仁賀校増築のため，大賀村の教育費が歳出の70%(9,571

年度＼科目	役場費	教育費
大正　元年	25.9%	52.9%
大正　3年	27.4	50.5
大正　5年	25.0	52.3
大正　7年	29.4	
大正　9年	25.5	50.9
大正10年	16.8	43.8

単位　%

円）も占めるなど，特別な事業のある年度には大きく変化している。

図5－3－4　手荘村の歳出状況(2)

ホ　不況の慢性化から世界恐慌時の財政〔大正11年－昭和9年（1922－35）〕

表5－3－5　村費歳入出決算（一般会計）(3)

	手荘村		大賀村		高山村	
年度	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
	円	円	円	円	円	円
大正11年（1922）	*44,726	*43,718	*27,144.05	*22,150.30	*19,316	*18,916
大正13年（1924）	36,641.43	24,591.69	*28,248.41	*23,046.12	*19,352	*19,231
昭和元年（1926）	48,184.68	30,032.83	*33,924.24	*26,477.62	*27,472	*27,023
昭和3年（1928）	46,191.03	32,421.50	*35,934.61	*25,083.59	27,277.38	16,671
昭和5年（1930）	31,133.86	28,463.39	*34,197.77	*26,909.69	19,827.85	17,683.75
昭和7年（1932）	49,489.72	27,822.64	*36,671.80	*23,255.34	26,965.73	14,785.98
昭和9年（1934）	58,105.73	29,480.83	37,997.51	24,091.38	19,512.03	14,908.80

（単位　円）

注）『村会議事録』。但し，*印は『現勢調査簿』による。

大正8年から昭和初年にかけての経済の発達などにより，社会不安の中ではあったが，一時安定を示した日本経済は，昭和2年の金融恐慌を発端として，恐慌状態に陥った。そして，昭和5年の金解禁に伴うデフレーション政策や，昭和4年にアメリカに端を発した世界恐慌などによって，事態は一層深刻化された。この，都市・農村を通じた深刻な恐慌下において，地方団体は当初，農民・その他の負担の軽減を図るために財政の整理緊縮にその力を注いだのである。当3村においても，昭和1年度から，5年度にかけての歳入出額は減少傾向にある。しかし昭和7年以降，政府の時局匡救事業の実施に呼応するように，地方団体は財政積極策に方向を転じる。伴って3村の財政規模も再び拡大を始める。

(a)　歳　入

この時期より歳入の状況が徐々に変化してくる。昭和元年頃から3村とも，村税の歳入に占める割合が減少してくるのである。しかも村税額自体も減少している。一方反対に増加してくるのが

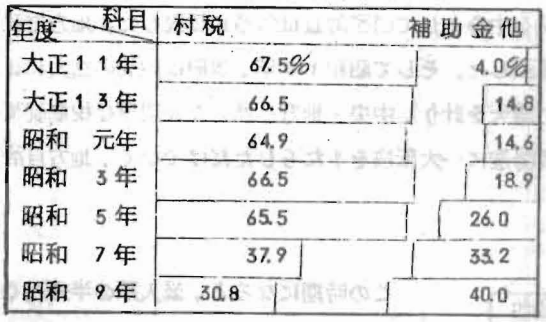

図5－3－5　手荘村の歳入状況 (3)

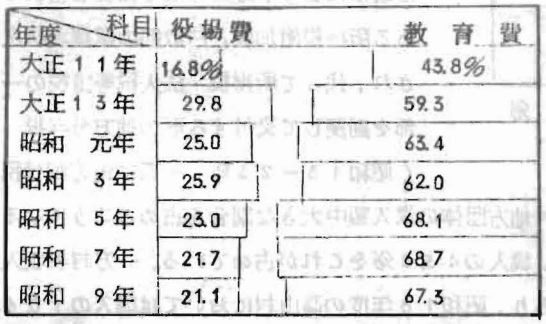

図5－3－6　手荘村の歳出状況(3)

補助金その他による収入であり，これは村が財政的に中央に依存し始めたことを表わしている。

(b) 歳　出

この時期で目立つのは教育費の歳出に占める比率が増加している点である。これは3村を通じて見られその比率は60%台に達している。昭和初期の財政緊縮時において減少額が多かったのは役場費，土木費，基本財産造成費等であるが，その減額の程度は各村まちまちである。一方教育費については上述のようにほとんど減額されず，増額されている年も見ることができる。また高山村では，大正10～15年度にかけて，土木費が歳出総額の20%前後という異例の高率を持続しているのが目立っている。

ヘ　日中戦争から第二次世界大戦末までの財政〔昭和10－20年(1935－45)〕

表5－3－6　村費歳入出決算(一般会計)(4)

	手荘村		大賀村		高山村	
年度	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
	円	円	円	円	円	円
昭和10年(1935)	82,874.11	28,852.77	51,541.29	23,700.99	22,156.24	14,838.35
昭和12年(1937)	65,874.45	31,194.78	40,012.57	23,702.06	28,079.84	16,415.48
昭和14年(1939)	77,717.44	33,561.59	54,350.09	27,127.76	26,358.25	17,025.40
昭和16年(1941)	71,689.52	33,054.80	48,025.37	21,942.02	22,528.15	20,500.35
昭和18年(1943)			65,951.73	31,132.03	44,723.08	21,651.59
昭和20年(1945)	160,660.37	145,269.99	92,951.21	80,590.67	60,555.76	58,802.04

（単位　円）

注）『村会議事録』による

昭和１２年７月，日中戦争が始まると，戦費を中心として国家財政は急激に膨張した。地方財政についても戦争関係費の増大により，同様に膨張した。そして昭和１５年，政府は戦局の拡大によって増加する戦費を徴収するために国税収入の増大を計り，中央・地方を通じた大規模な税制改革を行った。この新地方税制度は日本の地方財政構造に一大転換をもたらしただけでなく，地方自治の性格をも転換させたものであった。

(a) 歳入

年度＼科目	村税	補助金他
昭和１０年	26.6%	44.1%
昭和１２年	28.4	30.5
昭和１４年	21.4	45.5
昭和１６年	20.5	53.6
昭和１８年		
昭和２０年	27.6	55.4

単位 %

図５－３－７　手荘村の歳入状況(4)

この時期になると，歳入額の半分近くを県や中央政府に依存した収入が占めるようになる。そして昭和１５年の税制改革によって，この傾向は助長される。この改革により，地方の最も重要な租税である所得税附加税と戸数割の賦課が禁止され，代って所得税・法人税等国税の一部を割戻して交付する形の地方分与税（昭和１５－２３年，一部は地方配付税として昭和２５年まで残る）がおかれ，これが地方団体の歳入額中大きな割合を占めるようになるのである。昭和１６年度の大賀村においては，歳入の４３.８%をこれが占めている。一方村税収入の歳入に占める比率は当然ながら減少傾向にあり，昭和１８年度の高山村においては歳入の１０.６%しか占めていない。このように，この改革によって財政の中央集権化が進められ，村の財政は中央依存度を高めつつその自立性を失っていった。この間，大賀村だけは村税収入が常に歳入額の40%を占めていて，他の２村とはやや違った構造を維持した。

(b) 歳出

年度＼科目	役場費	教育費
昭和１０年	23.7%	66.7%
昭和１２年	26.0	64.1
昭和１４年	25.8	61.4
昭和１６年	37.9	47.8
昭和１８年		
昭和２０年	19.8	8.5

単位 %

図５－３－８　手荘村の歳出状況(4)

歳出において気づくのは，役場費と教育費の歳出に占める比率の変化である。歳出の２０%台を占めていた役場費は，昭和１６年度には，手荘村では３７.９%，大賀村では４０.０%，高山村では３７.０%と一挙に増大する。一方教育費はそれまで大体歳出の６０%台を占めていたが，昭和１６年度より役場費に反して減少し始める。昭和１６年度において，手荘村では歳出の４７.８%，大賀村では４８.３%，高山村で３８.８%になっている。額そのものも役場費は増加し教育費は減少している。役場費の占める比率は以後あまり変化しないが，教育費の割合は大きく変動しており，昭和２０年度の教育費の歳出に占める割合は手荘村では８.５%，大賀村では１３.９%，高山村では１３.６%にまで減

少している。またその歳入に占める比率は小さいが，昭和２０年度には戦時特別費がみられる。

ト　戦後の財政〔昭和２１－２８年（１９４６－５３）〕

表５－３－７　町村費歳入出決（一般会計）(5)

年度	手荘町（村）		大賀村		高山村	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
昭和２１年(１９４６)	400	345	341	289		
昭和２３年(１９４８)	5,126	5,082	6,494	6,219		2,194
昭和２５年(１９５０)	11,067	10,871	9,873	9,336		
昭和２７年(１９５２)	22,254	22,050	19,681	18,767		
昭和２８年(１９５３)	*21,646	*22,578	*18,384	18,575	*8,731	*8,919

（単位　千円）

注）　町，村会『議事録』より，但し＊印は『岡山県市町村合併史』より

戦後，新円切替えとともに再出発した村の財政は，その規模が急速に拡大していった。戦後インフレに，朝鮮戦争（昭和２５～２８年）による特需景気が拍車をかけた。昭和２７年度と同２１年度を比べてみても，歳入額は手荘町５５.６倍，大賀村５７.７倍，歳出額は手荘町６３.９倍，大賀村６４.９倍という膨大な増加を示している。また歳出額の方が歳入額よりも増加率が大きいことから，当時の財政状態が悪化しつつあったことが推察される。そして昭和２８年，朝鮮戦争の終結に伴う反動不況が訪れると，財政状態はさらに悪化する。この年度，手荘町（昭和２５年より町制をしく），大賀村，高山村の３町村とも財政収支が赤字になっている。

(a)　歳　入

年度＼科目	町税	国庫支出金他
昭和２１年	32.8%	50.8%
昭和２３年		
昭和２５年	40.2	54.9
昭和２７年	26.0	38.4
昭和２８年	35.7	37.5

単位　%

図５－３－９　手荘町の歳入状況(5)

注）　これは町税の歳入に占める率と国庫支出金・県支出金・地方分与税・地方財政平衡交付金の歳入に占める率を示したものである。

昭和２１年から同２３年にかけて地方税制が三度改正された。これにより市町村に独立税として二科目が新設され，住民税，地租，家屋税等がしばしば増税された。また昭和２５年の「シャウプ勧告」によって地方税を全部独立税で構成することになり，市町村の収入上の独立性は高められた。以上により町村税額は大いに増加するが，歳入規模の拡大はさらに急で，ために村税収入の歳入に占める比率はなお減少する傾向にある。国庫支出金，県支出金の増加もあまり目立たず，２８年度においては減少しているものもある。その中で，村税について歳入額の増加を支えたのは，地方財政平衡交付金である。これはこの３町村で，昭和２５，２７，

２８年度を通じて常に歳入額の２０～３０％程度を占めている。この平衡交付金は「シャウプ勧告」により提唱され，昭和２５年に実現されたものである。当初は地方自治の強化に財政上の支持を与えようとして設定されたものであったが，昭和２７年６月の地方財政平衡交付金法改正とともに，この交付金制度は政府サイドに引き寄せられ，地方財政に対する国の支配力が強大化してゆく端緒となった。このことがまた，施策上の国と地方団体との関係に以後微妙に影響してゆくことも否めない。

(b) 歳　出

年度＼科目	役場費	教育費
昭和２１年	37.4%	8.7
昭和２３年	27.8	39.4
昭和２５年	19.6	10.4
昭和２７年	13.9	8.7
昭和２８年	17.7	12.6

単位　%

図５－３－１０　手荘町の歳出状況(5)

歳出額は年々大きく膨張しているが，その中でもとくに増加率の大きいのは土木費である。これは昭和２１年度には約1,000円であったのが，２８年度には約３６７万4,０００円まで増加している。歳出の内訳として，役場費の占める比率は昭和２１年を頂点にして減少傾向にある。教育費の占める比率は一定しておらず，４０％台から１０％以下と変化が激しい。また，産業経済費諸支出金などの占める割合も大きくなっている。

チ　川上町成立当初の財政〔昭和２９～３３年(１９５４－５８)〕

昭和２９年９月，手荘町，大賀村，高山村は合併して川上町となった。当時県下では町村合併を進めていたが，これによる町村の減少に反して赤字団体は増加しており，地方財政危機の時代であった。昭和２９年度においては，川上町も県下３９の赤字市町村の一つであった。のち，地方交付税率の引き上げ，国の税財政措置，神武景気等により地方財政は一応危機を脱することができた。川上町においても，財政収支の関係は徐々に改善され，昭和３３年度には約４２６万1,０００円の黒字になっている。

(a) 歳　入

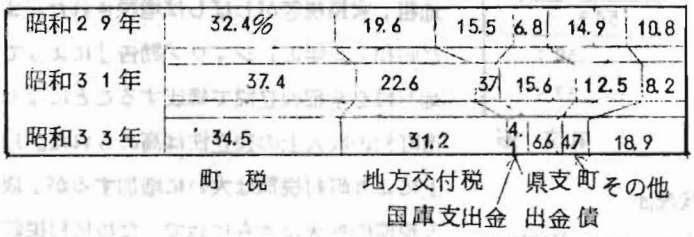

図５－３－１１　川上町の歳入状況 (1)

注）これは町税・地方交付税等主な科目の歳入に占める率を示したものである。

昭和２９年５月，地方税制が大きく改正され，地方財政平衡交付金が地方交付税に改組された。これにより，国の予算に計上する交付税の総額は国の所得税，法人税，酒税収入の$\frac{22}{100}$と定められ，交付税額にわくがはめられることになった。この時期，町税の歳入に占める比率はあまり変化

表５－３－８　川上町町費歳入出決算（一般会計）　(6)

	科目＼年度	昭和２９年(１９５４)	昭和３１年(１９５６)	×昭和３３年(１９５８)
歳入	町税	17,838	22,452	20,707
	地方交付税	10,824	13,593	18,714
	国庫支出金	8,537	2,220	2,385
	県支出金	3,765	9,376	3,957
	財産収入	135	503	5,097
	分担金及負担金	873	796	1,408
	使用料及手数料	420	349	977
	寄附金	3,805	2,917	295
	雑収入	722	333	761
	繰越金	—	—	2,928
	町債	8,200	7,500	2,800
	計	55,117	60,039	60,029
歳出	議会費	1,383	1,000	1,179
	役場費	12,335	9,176	10,953
	消防費	2,757	3,843	1,936
	土木費	2,882	5,781	5,072
	教育費	12,630	10,541	12,834
	社会及労働施設費	5,645	347	779
	保健衛生費	942	1,231	1,910
	産業経済費	9,668	15,413	4,439
	財産費	300	962	4,900
	統計調査費	112	59	15
	選挙費	341	163	331
	諸支出費	6,664	8,372	7,482
	公債費	863	2,214	3,938
	計	56,521	59,103	55,768

（単位　千円）

注）『村会議事録』より。但し×印は『岡山県市町村合併史』による。

しておらず，３０％台に落ち着いている。一方，地方交付税の占める比率は増加傾向にあるが，国庫支出金，県支出金の比率が停滞又は減少傾向にあり，その合計は変化せず，昭和２９・３１・３３年度とも４１.９％になっている。次に多いのが町債である。

(b) 歳　出

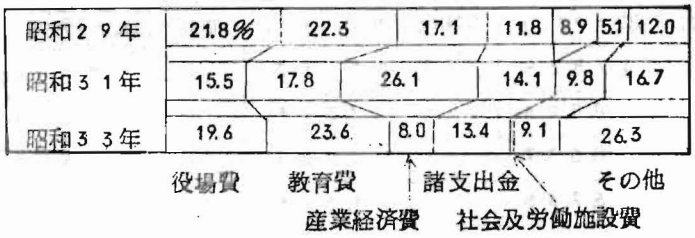

図５－３－１２　川上町の歳出状況

注）　これは，役場費・教育費など，主な科目の歳出に占める率を示したものである。

歳出額の伸びの停滞に伴って，教育費，役場費，諸支出金等ほとんどの科目の支出が停滞又は減少している。僅かに増加しているのは，衛生費と公債費のみである。また，産業経済費は年度によって大きく変化している。

リ　川上町の近年の財政〔昭和３４～４８年（１９５９－７３）〕

表５－３－９　川上町町費歳入出決算（一般会計）　(2)

年　　度	歳　　入	歳　　出
昭和３４年（１９５９）	５７，６３４	５５，３２０
昭和３６年（１９６１）	９０，５２４	—
昭和３８年（１９６３）	１３２，８２４	１３２，５９５
昭和４０年（１９６５）	１４１，２０７	１３７，５４１
昭和４２年（１９６７）	１７６，３３２	１７３，０４８
昭和４４年（１９６９）	３８３，３２５	３８１，５８１
昭和４６年（１９７１）	３８２，０４９	３７８，５２０
昭和４８年（１９７３）	６５７，２１５	６１８，４１８

注）『町会議事録』より。　　（単位　千円）

物価の上昇等に伴って，財政規模も拡大傾向にある。とくに昭和４４年度は，４２年度に対して歳入歳出額とも２.２倍と大きく増加している。ただし，昭和４６年度においては僅かではあるが，４４年度よりも財政規模が縮少している。

(a) 歳　入

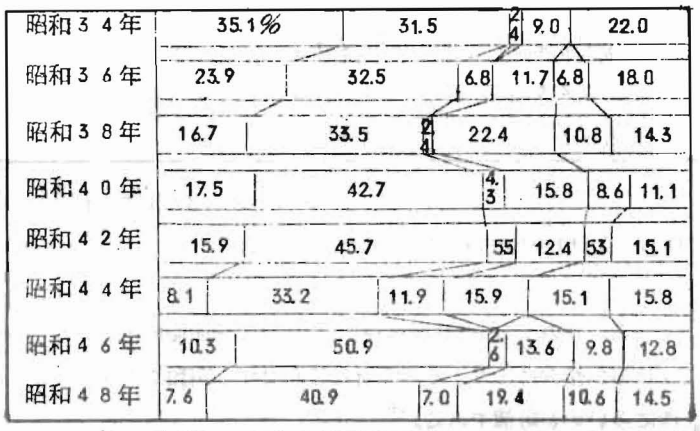

図５－３－１３　川上町の歳入状況　(2)

歳入について特徴的なのは，町税の歳入に占める比率の大幅な減少と，地方交付税の歳入に占める比率の大きさである。町税は昭和３４年度においては歳入の３５.１%を占めていたが，４８年度には７.６%にまで減少している。一方地方交付税は昭和３４年度には歳

入の３１.５％であったものが，４８年度には４０.９％，多い年度では５０％台にも上っている。そして，地方交付税，国庫支出金，県支出金による収入は，昭和４０年度以降は歳入の６０％以上を占め，４８年度には実に６７.３％にも達している。町債についても近年は歳入の１０％台を占めており，独立財源による収入は僅かである。他町村同様に財政上の中央への傾斜は，川上町においても顕著である。

(b) 歳　出

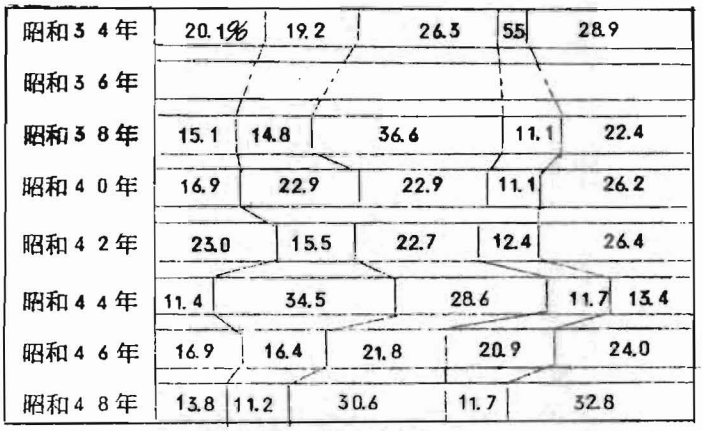

図５－３－１４　川上町の歳出状況 (2)

役場費（総務費），土木費，衛生費その他ほとんどの科目の歳出に占める比率はあまり変化していない。教育費のみ年度によって大きく変化しているが，昭和４４年度を除けばその比率は減少傾向にあるようである。平均して，歳出に占める比率が最も多いのは農林水産業費で，しかもその割合は増加傾向にあり，川上町が最近農林業の進展にとくに注力していることが推察できる。

（房　宗　幸　子）

第６章　交通と通信

1　交　　通

(1)　近世の交通

(a)　概　　観

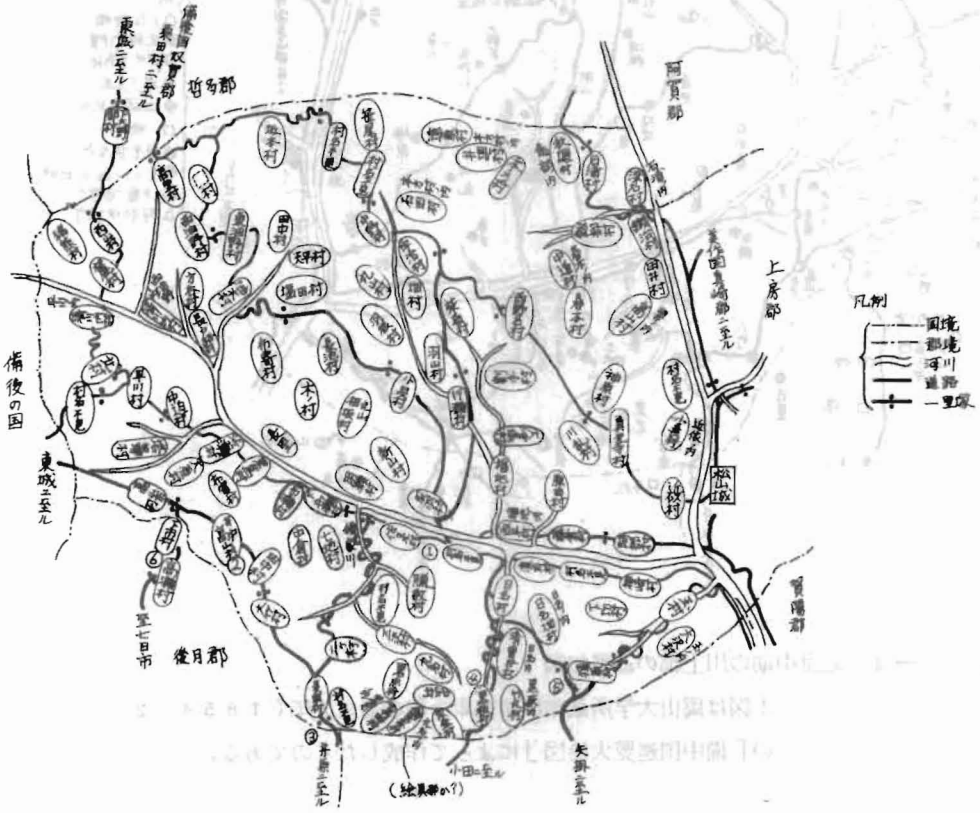

図６－１－１　初世初期の川上郡の道路網図

本図は「備中町史」P.２１６の図１にならい岡山大学所蔵池田家文庫所収の正保年間（１６４４－１６４８）製作の「備中国絵図」によって東半分を新たにつけ加えたものである。

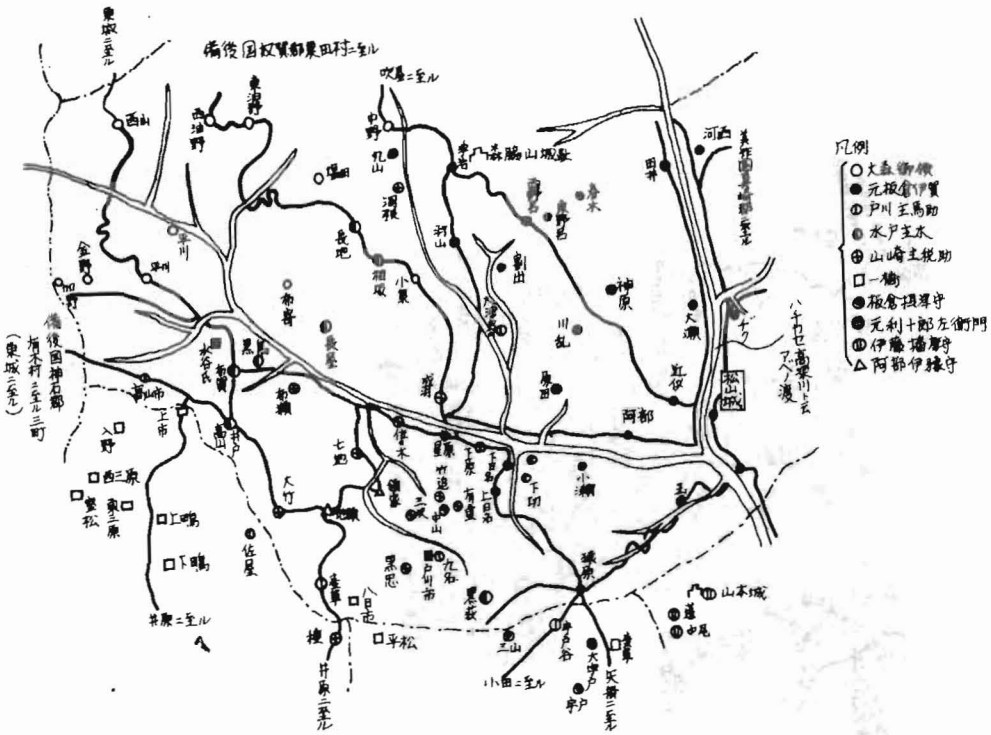

図６－１－２　近世中期の川上郡の道路網図

本図は岡山大学所蔵池田家文庫所収の嘉永７年（１８５４（）２月製作の「備中国巡覧大絵図」によって作成したものである。

近世初期および近世後期の川上郡における道路網はそれぞれ図６－１－１，図６－１－２のごとくであった。このうち近世初期の川上町における道路網について岡山大学所蔵：池田家文庫，正保４年（１６４７）の「備中国道筋并灘道船路帳」には次のように記されている。

一　松山より大竹村迄九里拾五町大竹より備後国境迄弐町但シ備後領東城へ出ル道（・・・・①）

此内川五ツ　松山般渡広サ四十五間深サ九尺

水本川広サ四間深サ八寸

樋本川広サ四間深サ壱尺

市場川広サ五間深サ七寸

日詰川広サ壱間深サ五寸

坂三ツ　近似坂十三町

高草坂十町

鍋瀧坂十八町難所

一　成羽ヨリ地頭迄弐里地頭ヨリ高山市場迄弐里高山市場ヨリ備後国境迄二十七町五十間但シ備後領花住村へ出ル道（・・・・②）

此内河六ツ　川相川広サ八間深サ壱尺

梶田川広サ七間深サ一尺

藤原川広サ十間深サ壱尺

神原川広サ八間深サ八寸

金谷川広サ壱間深サ五寸

乙出川広サ五間深サ五寸

小　道

地頭村より東江原迄四里半

此内坂壱ツ　載見坂十町（・・・・③）

ほかに川上町分には属さないが成羽から矢掛まで黒萩を通る道（・・・・④），同じく猿原を通る道（・・・・⑤）などがおもなものである。また備後国境に近い西部には備後国東城と備中国笠岡を結んだ，いわゆる「東城往来」（・・・・⑥）がかよっていた。そして①の道（この道筋の中に②の道筋を含む）は現在の後月郡芳井町との境界に位置する高山市においてこの「東城往来」に合流するものであった。①（②を含む）の道のうち川上町地頭と高山市を結ぶ道，いわゆる「高山往来」についてはあとで述べることにする。

川上町内において，図６－１－１と図６－１－２とを比較すると，近世初期と近世後期とでは次の３箇所に違いが見られる。ひとつは①（②を含む）の道の成羽川の支流領家川沿線の様子である。ここで

は近世初期には領家川を左岸から右岸へまた右岸から左岸へと横切りながら川に沿ってかよっていたのであって，橋はなく「飛石渡り」の様子が写真４－２－　の古地図に記されている。ところが近世後期にはこの道は見えず，台地上の七地を通る道のほうが記入されている。２つ目は同じく①（②を含む）の道のうち近世前期には麦草―大竹線が記入されているのが近世後期には見えなくなり，新たに地頭―大竹線が記入されている点である。３つ目は近世初期には見えなかった井戸高山―布賀線が近世後期には記入されている点である。これらの３箇所はいずれも近世初期と後期とでの幹線と考えられる道筋の変化に伴って記入される道が変化したものと思われる。

これらの道はいずれも幹線の道で，そこには一里塚が設けられていた。図６－１－１によれば，川上町内では①（②を含む）の松山―地頭―大竹―高山市―花住―東城線では，佐々木―地頭間に２箇所，大竹―地頭間に２箇所が，また③の地頭―東江原線では川上郡麦草―後月郡種間の郡境付近に１箇所が見られる。ただしこれらの一里塚は近代になって車が通るため道幅が広げられた際に削り取られて，現在はいずれも残っていない。なお現下大竹野呂在住の前崎宇太郎氏（明治２５年生まれ）の話によれば，野呂の「天皇神社」の境内に松の老木があったが，２０年ほど前に伐採されたそうである。また，すぐそばの道路わきには人一人の力ではとうてい動かし得ないほどの大石があり，これは道路拡張のおりにここに移動したものと聞いた。しかしこれらがかっての一里塚の痕跡かどうかは定かではない。

なお前述の「備中国道筋并灘道船路帳」によれば備中では高梁川以西には橋は１つもなかった。ただし渡船は使われており，天明８年（１７８８）の「領家村明細帳」には「一，川合横渡船壱艘御座候」とある。

近代的な道路が谷に沿ってはしり，あるところでは山を切り下げて急勾配を避けているのに対して，これらの近世の道路はいずれも急勾配を持ち，当時のおもなる生活の舞台であった台地上の集落と集落とを谷をはさんで最短コースで結んでいた。両者の勾配の差は図６－１－３で見れば明らかなように，近代的道路の一例である国道３１３号線に比べて近世的道路「高山往来」はかなり急な勾配をもつ箇所が多い。筆者は谷あいの地頭から西谷を経て台地上に位置する掏栗へ達する道を登りながらその急勾配に驚かされた。坂道を登りつめた台地上には日光を受けて照り映える農家の屋根があちこちに見える。谷をはさんだ向かいの台地上にも集落が見渡せる。明るい風景である。近世からの集落のほとんどがこの近世的道路近く台地上にあることは今日も変わりがない。台地上に比べれば薄暗く，見通しが悪く，湿気の多い谷に沿ってはしっている近代的道路の沿線には民家はほとんど見られない。

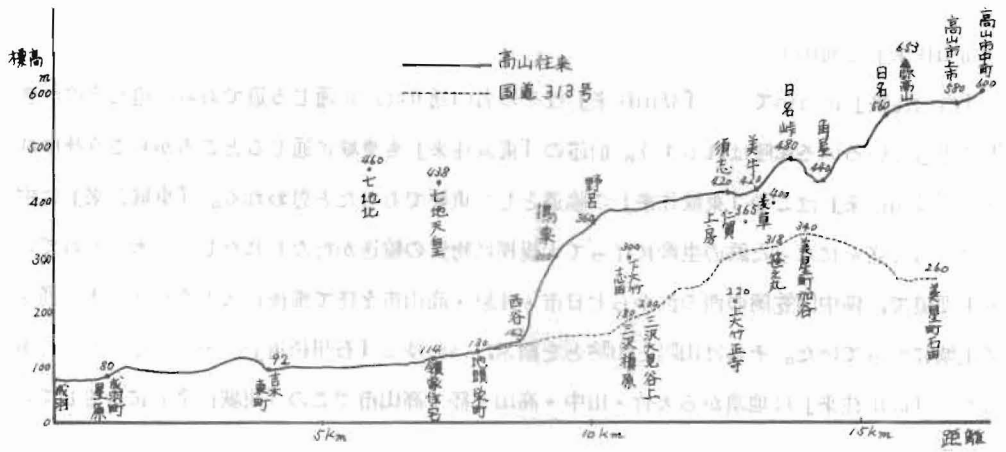

図６－１－３　近世の道路と近代の道路との比高

1　本図は方向を無視して標高と距離との関係のみを表わしたものである。

2　本図は国土地理院発行の２.５万分の１地形図より作成した。

(b) 「高山往来」と高山市

(イ) 「高山往来」について　「高山往来」はその名の通り高山に通じる道である。道はその行き先によっていろいろに呼ばれる１)。前述の「東城往来」も東城に通じるところからこう呼ばれた。「高山往来」はこの「東城往来」の脇道として重要であったと思われる。「東城往来」は中世になって盛んになった鉄の生産に伴って大規模に物資の輸送が行なわれだしたと考えられている主要道で，備中国笠岡の西の浜から七日市・井原・高山市を経て備後に入り豊松・油木を通って東城に至っていた。それは山陽と山陰とを結ぶ，いわゆる「石州街道」の一部をなすものであった。「高山往来」は地頭から大竹・田中・高山を経て高山市でこの「東城往来」に合流していたのである。

写真６－１－１　高山往来（角屋付近）
このあたりの往来は幅が約１ｍ程度であるがそれでも近世当時のものよりは拡張されている。

かっての「高山往来」は現在どの地点においても幾分かあるいはそれ以上に道幅が拡張されており，角屋付近のごく一部（写真６－１－１）を除いて小型車の通行が可能であるが，近世には幅１ｍにも満たない細道であった。これは輸送手段が人肩・馬背・牛背に限られておりしかも交通量の少ない山道小道の交通事情を明らかに反映したものである。

「高山往来」を現在の地名のうえでたどると次のごとくである。地頭から台地上の鴫栗に達する道は２つある。１つは地頭栄町から西谷を登る道，他の１つは地頭本町から登る道である。これらのうち前者が成羽街道へ通ずる近世の道であり，後者は中世の地頭時代に開かれた道であるといわれているが，地頭本町の登り口には「中堂」と呼ばれる辻堂があるところから，後者も近世を通じ最近まで使用されていたものらしい。これら２つの道が合流する地点には大正１４年正月に建てられた道標があって，縦約７５cm横約２５cmの石板に「右ハ井原至三里，此方高山至二里，左ハ成羽至三里」と記されている。また同じ場所には同程度の大きさの文政９年（１８２６）８月７日に建てられた道標もある。これらは道標を兼ねた牛の安全供養碑であり，山の中の往来には至る所で見受ける碑である。供養碑ではあるが，ひたすら牛馬の安全を願ったもので，昔は往

来といえば牛馬の往来であって牛馬安全とは交通安全であったとも考えられる２）。この近くには「二間堂」（写真６－１－２）と呼ばれる辻堂がある。この「二間堂」の名は図６－１－３のように通例の辻堂が１間四方であるのに対してこの堂が奥行２間であることに由来するものであって，通例の辻堂では奥に祭られている石像仏などによって「地蔵堂」「薬師堂」などと呼ばれたり，またときにはその所在地の名前もつけられたりした。川上町内にはこうした辻堂が４０～５０堂あっ

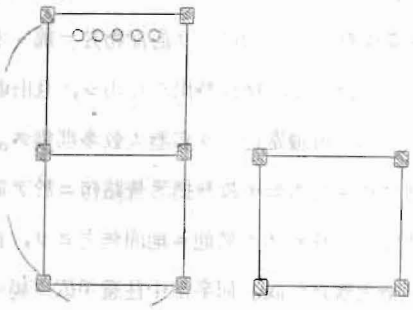

「二間堂」　　通例の辻堂

例・・・「中堂」

図６－１－４　　辻　堂

写真６－１－２　　掲栗に残る「二間堂」

たといわれ，当時の旅人の憩いの場として峠道などでは近所の人々がいつでも湯茶が飲めるように茶釜をかけ，あるいは堂の軒下にわらじや笠をつるして旅人に供してきたものであった。この「二間堂」内に安置してある地蔵には「正徳元年」「宝暦三年正月」「享保十年巳年八月十三日」など近世中期の年号が見える。往来は「二間堂」から野呂を経て須志に至る。ここにある大正１４年の道標には，「西高山市経油木，東地頭経成羽至ル」とあり，この道が備後国油木を通る「東城往来」につながる道「高山往来」であったことを示している。須志で谷あいの近代的道路と交差した往来は再びつづら折りの坂を登りまた角谷の谷を経て弥高山のふもとを通りながら高山市に達する。

(ロ) 高山市の繁栄　　高山市は「高山往来」と「東城往来」との合流点にあたり，また笠岡－東城間のほぼ中間地点（笠岡―高山市八里，高山市―東城九里）にあたるため，宿場町として，あるいは高山牛の集散市場として大いに栄えた。加えて穴門山神社の門前町として，そして定期市場として

も古くから栄えた集落であった。天明8年（１７８８）の「領家村明細帳」には「一　当村諸用相調者成羽町高山市二而買調調申候」とあり，高山市の繁栄ぶりを思わせる。川上郡高山市村「村誌」に所収の「商業旧慣ニ寄道傍使用之儀御願」（明治１６年）によれば，ここでの市日や祭日のにぎわいと物資売買の状況を詳細に知ることができる。

商業旧慣ニ寄道傍使用之儀御願３）

備中国後月郡東三原村ノ内字高山市ハ三等県道沿ヒ且ツ川上郡高山村穴門山神社参詣道ニシテ道幅平均四間余ヲ開キ此両側ニ家屋三十壱戸連携シ，一小市街ヲナシ，半バ者物売屋旅籠屋半バ諸産物仲買ヲ業トシ活計ヲ立ツル旧慣ニ而，毎月五日十五日二十五日定日トシ，沿海地方当国玉島・笠岡・備後鞆津・福山辺ヨリ海産物幷テ綿・木綿等ヲ輸入シ山際地方備後国東城・上下・小畑・油木等ヨリ穀物烟草，楮炭持出シ交市シ，且旧暦二月，六月，十月，巳の日毎十日穴門山神社祭日ニシテ，三備前作州讃寄辺ヨリ参詣人数多郡集ス。抑地勢ハ左右険山ニシテ右ノ日他ヨリ入来ル商人持込産物品他ニ置処無キ故無拠悉皆路傍ニ於テ販売スル旧慣之処，地方違警罪御施行ニ相成爾後前件之通リ販売品幷列スル処他ニ地面無之ヨリ，自然ニ物品輸入減少シ，付而者本地，商業漸ク衰微ニ趣ク形勢大歎息仕候。何卒市中往還手広ク場所ニ限リ改道幅壱間半ヲ開クノ外，両傍ニテ毎月三回幷ニ穴門山神社祭日ニ限リ，旧慣之通リ産物幷テ飲食物等販売仕候儀御許容奉蒙度，尤モ道筋地形ハ前紙図面之通ニテ前後ノ道幅比シ市中ハ殊之外広幅ニ付，人馬往来之際ハ固ヨリ無之尚注意相行ヒ可申候間本地居住人民旧慣商業永ク相続致候様仁恤ノ御詮議ヲ以本願御聞届ケ被下度此如奉仰願候以上

明治十六年十一月二日

市中惣代

山　本　源　助

池　田　喜　八

すなわち高山市では毎月５日，１５日，２５日に定期市が開かれ，沿海地方の玉島・笠岡・備後鞆津・福山辺より海産物・綿・木綿等を輸入し，山際地方の備後国東城・上下・小畑・油木等より穀物・烟草・楮炭を持出して交市が行なわれた。また旧暦２月，６月，１０月の巳の日は穴門山神社の祭日で備前・備中・美作・讃寄より多数の参詣人が集まった。この定期市開催日と穴門山神社祭日には他所から来る商人が多く商品の置場がないため，道の両傍にて商業が行なわれたのであった。

高山市の集落は昭和１０年６月２７日火災にあい，南の後月郡三原村大字東三原分と合わせて３６戸９３棟を焼失しているが，その火災より１か月後の「山陽新報高梁支局主催高山市復興座談会」４）の座上で，当時の高山村長赤木氏は次のように語っている。「―前略―高山市は海抜二千尺の山嶺に位し三百餘軒の人家が集団しておりましたことは皆様御承知の通りで昔から備中二の宮と称し武内郷穴門山

神社が鎮座あらせられまして御神徳灼然として年中各方面から参拝者多く殊に旧暦二月，六月，十月の巳の日を祭日とし中国四国山陰方面の崇敬者が相集まりまして高山市で盛んな市を立て此縁日の収入金を以てこの町の人は一ケ年中の雑費を支えたと言うことです。この市が地方的に如何に盛んであったかと言うに，地方で大混雑を極めた形容詞に『巳の日の社敷屋の前の様な』と言ふ語が今なほ存在しております。―中略―又当地は宿場として可なり良い地位にあったものを，井原から東城へ，井原から新見へ通ずる間の宿場で東城町新見町へ何れも八里，井原町へ六里であります。県道や鉄道の通ぜぬ時代にはその方面へ行く荷物がこの高山市を通経したものです。その運搬は勿論馬の背や人の肩で相当多額の努力を要したのです。―中略―なほ当地は備中煙草と高山牛の産地で煙草仲買と牛馬商人が多かったので何れも広く取引したのです。煙草は専売法実施で産額を減じ又仲買業者を失ひました。当時此多量の煙草の運送は殆んど人の肩と馬の背によったもので，当市には数十頭の荷馬を飼養して運搬業をしたのです。高山牛は宮山官林と弥高山に放牧したので多数の良牛を産出したが，今日では放牛を禁ぜられ其産牛を減じたるも，全国的に高山牛の声価は存在しています。―後略―」4）

この赤木氏の語るところによれば，高山市が「東城往来」や新見への道の宿場町としても，あるいは高山牛の集散市場としても，近世において大いに栄えたことがわかる。

なお高山市上町の江草曾平治氏宅は現在も屋号を馬喰座といい，近世には荷の取次・交換や馬子の休憩所・寄合所，馬の中継所としての機能を果たしたものである。また高山市上町江草郁治氏の話によれば穴門山神社の祭日の市のにぎわいはたいへんなものであったようで，道路を自在に横断することも困難であったため，街道の南裏に小道を設け，急ぐ人はそちらを利用したということである。

写真6－1－3　高山市のかっての繁栄を物語る往来の裏道

写真6－1－3がそれで，いわば現在のバイパスに相当するものであろう。なお高山市の集落の中心を東西に走る道路は現在幅4m程度だが，これは前述の火災後に約1.5mの拡張がなされたものである。

(ハ) 高山市と往来筋の物資流通　この高山市を通って山間盆地と沿海地方の産物が互いの地方へ運搬された。「東城往来」を輸送された物資をみると東城盆地の米（東城米とよばれる）は古来酒米として取引された上質の米でこの道によって南部酒造地へ運ばれていったのである。このほかに東城方面から運ばれた物資には，炭・麦・大豆・小豆・こんにゃく・菜種・蠟・煙草・茶・和紙等があり，高山市を経由して笠岡へと運ばれた。また笠岡からは塩・魚類・海藻類の水産

物・呉服等の日用品・砂糖・味噌等の調味料がこの道によって奥地へともたらされた。５）また高山市飯之越江草益男氏（明治２８年生まれ）によれば東城から運ばれた物資の中には鉄もあったということである。なお高山市では米はあまりとれず，明治期には東城・豊松（広島県）からそのほとんどを買い入れていたという話であった。

(C) 農民の生産物の消費と販売

農民の生産物の自家消費と市場への販売について明治１３年の矚数村および三沢村「村誌」の記すところをまとめたのが表６－１－１である。この記載は明治時代のものであるが，江戸時代においてもこ

表６－１－１　　農民の生産物の消費と販売

村名	産物	生産量	質	用途	輸送先
矚数村	牝牛	９頭	悪	自用	
	牡牛	９頭	悪	自用	
	鶏卵	顆数不詳	美	自用	
	狐・狸・猿 兎・鶏・山鳥	少		自用	
	鮎	凡４５匹	最佳	輸送	近村
	米	凡１００石			
	糯米	凡２５石			
	大麦	凡１３０石			
	小麦	凡１４５石			
	大豆	凡３４石			
	粟	凡３０石	美	自用	
	黍	凡２７～２８石			
	稗	凡４石			
	小豆	凡３石			
	蕎麦	凡２４～２５石			
	馬鈴薯・甘藷 茶葉・そらまめ	凡５石			
	柿・栗・わらび なす	少		自用	
	薪	３００〆		自用	
	炭	少			
三沢村	牝牛	４１頭	悪	輸送	紀伊国，安芸国，備前国
	牡牛	１４頭	悪	輸送	
	鶏卵	1,500頭	悪	輸送	後月郡井原村

村名	産物	生産量	質	用途	輸送先
三沢村	狐・狸・猿 兎・鶏・山鳥	少	悪	自用	
	米	375石5斗			
	糯米	49石3斗			
	大麦	425石3斗2升			
	小麦	32石2斗			
	粟	38石8斗			
	黍	31石4斗	悪	自用	
	稗	81石5斗1升			
	小豆	10石			
	蕎麦	21石2斗5升			
	甘藷	4,852斤			
	馬鈴薯	17,500斤	悪	輸送	後月郡井原村
	藍葉	2,315斤	悪	輸送	小田郡笠岡村，上房郡高梁
	葉たばこ	21,000斤	美	輸送	高梁，笠岡村
	豆類	28石	悪	自用	
	こんにゃく玉	900貫目	悪	輸送	笠岡村，高梁等
	胡麻・柿・栗 なす・ぶどう等		悪	自用	
	清酒	150石	悪	輸送	地頭，領家，七瀬，仁賀村等
	切茶	500斤	美	自用	
	薪	19,500貫目	悪	自用	
	炭	1,000俵	悪	輸送	小田郡矢掛村，浅口郡玉島村
	小炭	3,000俵		輸送	玉島村

注） 膳数村および三沢村「村誌」記載のうち，主要でない物産の一部を省略した。

の程度の消費と販売が行なわれていたものと考えられる。これによれば，膳数村からは鮎が，三沢村からは牛・鶏卵・馬鈴薯・藍葉・葉たばこ・こんにゃく玉・清酒・堅炭・小炭が他村へ販売された。その販売先は，同郡内の地頭・領家・七瀬・仁賀村や後月郡井原村・小田郡笠岡村か上房郡高梁・浅口郡玉島村等，備中国内がほとんどであるが，中には三沢村の牛のように備前国や遠くは安芸国・紀伊国へまで輸送されたものもある。なお両村とも穀物・豆類・いも類等主食となるものは村内で消費しているようである。

（村上玲子）

引用文献

1） 山陽新聞社（１９６９）：岡山街道，岡山文庫 ㉕，１７０

2） 松尾惣太郎（１９５５）：阿哲畜産史，２１９

3） 岡山大学教育学部社会科教室内地域研究会（１９７２）：地域研究第１５集変貌する山村芳井町，１０４

4） 山陽新報（現・山陽新聞）高梁支局版，昭和１０年７月２７日

5） ３）に同じ，１０２

参考文献

- 備中町史編集委員会（１９７２）：備中町史本編，第五節交通と運輸，２１４～２５３
- 竹内照（１９６４）：成羽史話，３５～３８

(2) 近代の交通

近世，町民の「足もと道路」として重要な働きを果たしてきた東城往来や高山往来のような，いわゆる「野呂の道」は，勾配を無視した直線的な最短距離を通るもので，幅１m程度の馬がやっと通れるほどの狭いものであった。

ところが，明治時代にはいって近代的交通手段の先駆として流入した人力車・馬車・大八・中小車などの車輛交通の出現によって，道路は川に沿った傾斜のゆるやかな，いわゆる谷の道路へとうつってきた。明治時代，谷の道路は太政官達により，県道，一等里道となって脚光をあびるようになり，大正期にはいってさらに分類認定され，これにともなって，本格的な道路改修がはじめられるのである。

(a) 郡道編入と道路改修

大正８年，法律第５８号道路法を以て，旧来の国道，県道，里道が国道，府県道，郡道，市道，町村道に５区分された。川上郡では翌９年４月１日付で郡道路線１５線が認定され内１号１線，２号７線，４号７線ということになった。当時町内には２本の県道（成羽井原線，井原油木線）があったが，当町に関係ある郡道路では，成羽大賀線（成羽一地頭一大賀）が２号である他，地頭八日市線（地頭一野田一八日市）地頭佐原線（地頭一佐原）地頭高山市線（地頭一須志一高山市）の３線は４号であった。この４線の状況は以下のとおりである。

表６－１－２　　川上町に於ける４県道の道路状況（大正）

路線名	該当号	路線起終点	重要なる経過地	路線延長
成羽大賀線	2	成羽～大賀	府県道路線（手荘村にて分岐）	1里22町42間，外重用2里8町57間
地頭八日市線	4	手荘～日里	〃　（日里村　〃）	8町12間外重用1里33町32間
地頭佐原線	4	手荘～大賀	成羽大賀線（手荘村　〃）	1里10町31間外重用20町40間
地頭高山市線	4	手荘～高山	—	2里17町28間

路線名	重要内訳
成羽大賀線	県道成羽～手荘2里8町57間
地頭八日市線	県道手荘～日里1里33町32間
地頭佐原線	郡道手荘村24町40間
地頭高山市線	—

「川上郡史」より

この道路法と翌年７月の道路公債法は，それまで不明確だった道路の種類と，改修，補繕に要する費用を負担する公共団体とを明確に対応させる建前をとり，たとえば川上・後月両郡の境界にかかる郡道路線（地頭高山市線，高山市油木線）７町４６間６分の道路管理者は両郡の協議の結果大正１１年２月１７日付で川上町の管理と定められた。軍事目的をもつ国道については全額国庫負担，主務大臣の指定する国道については３分の２の国庫負担とされ，それ以外の府県道，郡道，市町村道は府県知事や郡，市町村長の管理のもとに地方公共団体の負担とされた（備中町史）。したがって郡道の改修及び維持修繕については，その関係町村間での確たる協定が必要であった。

協　　定　　書

大正９年４月１日ヨリ道路法施行ニ付郡道ノ改修及維持修繕ハ左ノ条件ニ依リ郡費ヲ以テ之ヲ行フ

一　郡道路線ニ認定当時未改修ノ箇所アル路線ハ全線ノ改修ヲ了ル迄其改修ニ要スル工事費総額ヲ関係町村ヨリ寄附スルコト

但シ県費補助ヲ受クルモノハ其補助額ヲ控除スルコト

二　郡道ノ改修及非常災害復舊工事ノ場合ハ工事費総額ノ内郡負担ノ半額ヲ関係町村ヨリ寄附スルコト

三　総門橋及方谷橋ノ架換又ハ壱千円以上ヲ要スル修繕工事ノ場合総門橋ニ付テハ工事費総額ノ壱割五分，方谷橋ニ付テハ本部負担額ノ四割ヲ関係町村ヨリ寄附スルコト

総門橋ノ関係町村ハ成羽町，吹屋町，宇治村，中村トシ方谷橋ノ関係町村ハ落合村，松原村，トシ関係町村ニ於テ適宜協議スルコト

四　郡道ノ改修又ハ維持ノ為メ必要ナル潰地ハ地元町村ニ於テ土地所有者ト調談シ無償提供セシムルコト家屋移転等ノ場合亦同シ地元町村ニ於テ前項ノ調談ヲ為スニ当リ，土地所有者資力薄弱ニシテ無償提供ヲ為サシメ得ザル事情アルトキハ関係町村ニ於テ之ヲ買収シ郡ニ対シ無償提供スルコト

五　郡道ニハ常時修繕工夫ヲ置クコト

常時修繕の費用ハ全部郡費ヲ以テ支辨スルコト

右協定ス

大正九年二月九日

「川上郡史」より

大正９年８月１５・１６日の洪水の時に災害をこうむった郡道中地頭佐原線，成羽大賀線についてはこの協定書の第二項によって次のように処置された。地頭佐原線（大賀村２カ所延長１４.５間）は工事総額３４９円６９５県費１７４円郡費８７円８５０地元町村８７円８４５であり，また成羽大賀線の（手荘村２カ所，延長１００間）の場合工事総額３４６円４１０内県費１７３円郡費８６円７０５地元町村８６円７０５であるが同線の（大賀村，三ケ所，延長２０間）の場合のように工事総額１１０円６００内郡費５５円３００地元町村５５円３００となり県の方からは一切工費は出されていない場合もあった。

しかし，このような非常災害時の修繕でなくて常時修繕については第５項により各要所に砂利置場を設け，修繕工夫を配置して路面の修理改繕に当てていた。

表６－１－３　　道路の常時修繕制度

受持路線名	修繕区域	勤務日数	日給額	配置工夫
地頭高山市線	地頭県道分岐点ヨリ高山市県道接続点迄			
地頭佐原線	成羽大賀線分岐点ヨリ大賀村郡界迄	月１５日	壱円弐拾銭	地頭ヨリ１人
成羽大賀線	地頭県道分岐点ヨリ大賀村元標迄			
地頭八日市線	八日市ヨリ加谷県道接続点迄	年通し	壱円	上日名ヨリ１人

「川上郡史」より

道路法の施行に伴うこのような積極的な関係町の改修策も，道路改修費負担はやはり思案の的であった。

請　　願　　書

府県道高山成羽線改築ニ関シ関係区民謹テ手荘村長ニ請願ス

仄ニ聞ク村当局ニ於テハ前記府県道全線速成ノ方策ヲ近ク村会ニ附議セラレントスト吾人当路者ハ公務繁劇ノ裡ニ於テ特ニ一般交通ノ発達助長ト地方民ノ福利増進ノ為メ心志ヲ労シ画策セラレツアルヲ多トシ満腔ノ敬意ト感謝ヲ表スルモノナリ然リ而シテ曩ニ同村会ノ決議ニ基キ県ヘ請願セル大正拾四年度工事県予算ヘ編入ノ件其経過至極順調ニ進行シツヽアルヲ聞ク折柄突如其請願ヲ撤回スルカ如キハ該路線将来ノ運命ニ至大ノ影響ヲ及ホス可キニ付極力其願意ノ達成ヲ期スルコトトシ尚別ニ其外未開通ノ箇所ノ速成策ヲ樹テ以テ速ニ全線開通ノ右改良計画書相添ヘ請願仕候也

大正拾三年７月

手荘村長　那　須　省　吾　　殿

（川上郡手荘村役場　「請願書類綴」）

こうして大正９年より実施された道路法によって郡道に認定された路線は，大正１２年の郡制廃止によって府県道と町村道に編入された。これによって新しく府県道に認定されたものの内本町に関係あるものは，郡道成羽大賀線の内２０町４０間と地頭佐原線（１里１０町３２間）が府県道地頭井原線に，地頭高山市線（２里１７町２８間）と高山市油木線（１７町２９間）が，高山成羽線と改名された。同じく町村道に編入されたものは成羽大賀線の内１里２町２間と地頭八日市線（８町１２間）であった。

(b)　生産物の進路と運送手段

大正期において，自転車の普及率は急激なものであったが，これは今日のようにレジャー用，通勤通学用としてではなく雑貨や食料品を積んだ仲買や行商用のものであった。ところが大正９，１１，１２年の戦後反動恐慌期，昭和２年の金融恐慌で始まり４，５，６年と続いた昭和初期恐慌期にあっては，もっと高度の市場価格の高い都市への共同出荷が考えられなければならなくなった。このために，しだいにトラックが進出してくるのであるがトラックの攻勢が強まると，それまで近距離陸上運送の主力をなしていた荷馬車が大正１４年を頂点として，減少の一途をたどっていった。こういう時期にあって昭和初期における川上町の各種産物の交易状況を「移出入表」から推察してみると，川上町を中心として成羽，高梁，井原，東城，岡山，九州，東京，四国に結びついていた。たとえば川上町の米の産出高は７７０６石で消費高は８９５６石で不足分は東城からの移入２７５０石他から600

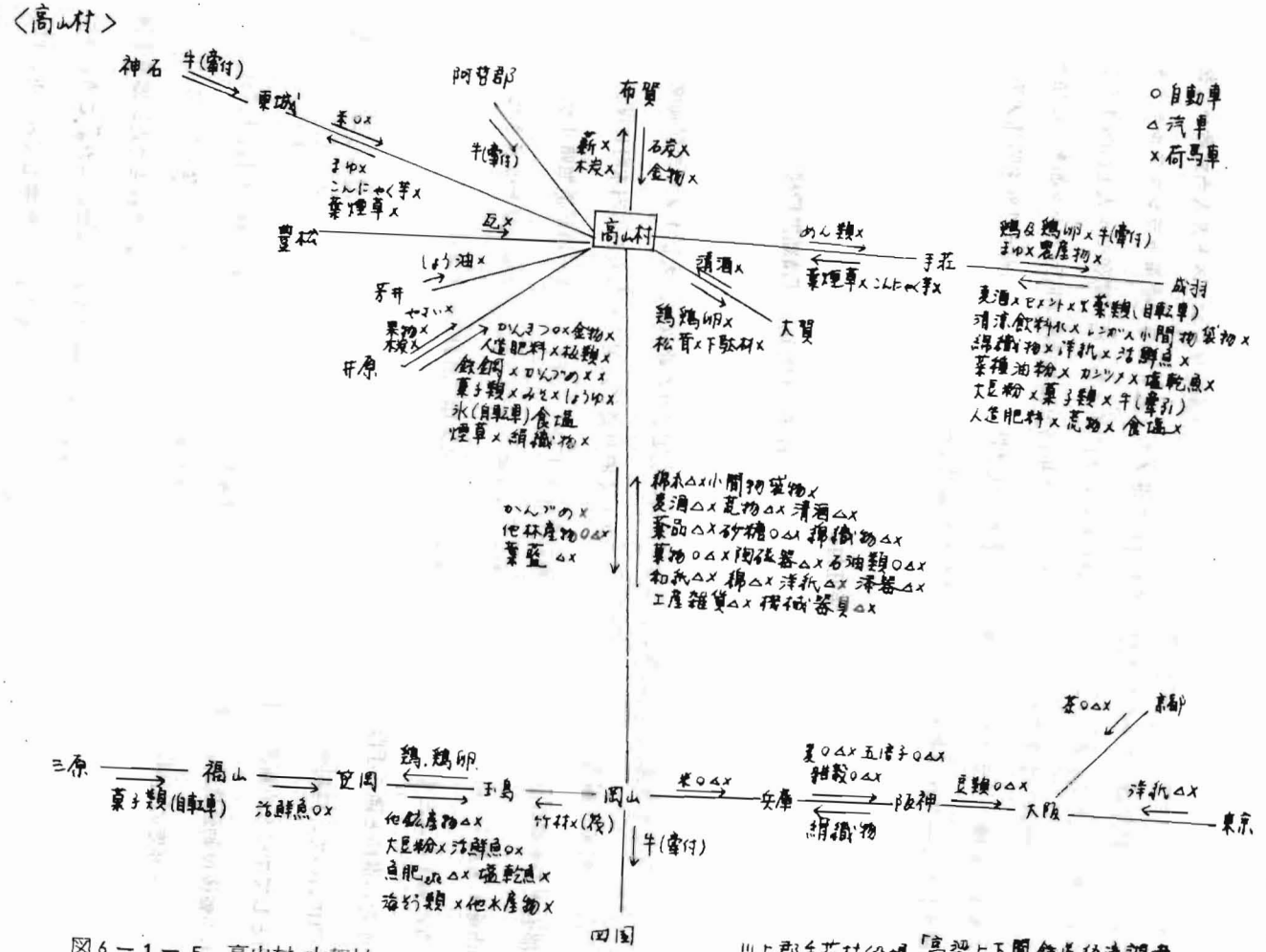

図6－1－5　高山村，大賀村，手荘村の移出入商品とその輸送手段（昭和3年）

川上郡手荘村役場「高梁上下間鉄道経済調書（東城）」より作成

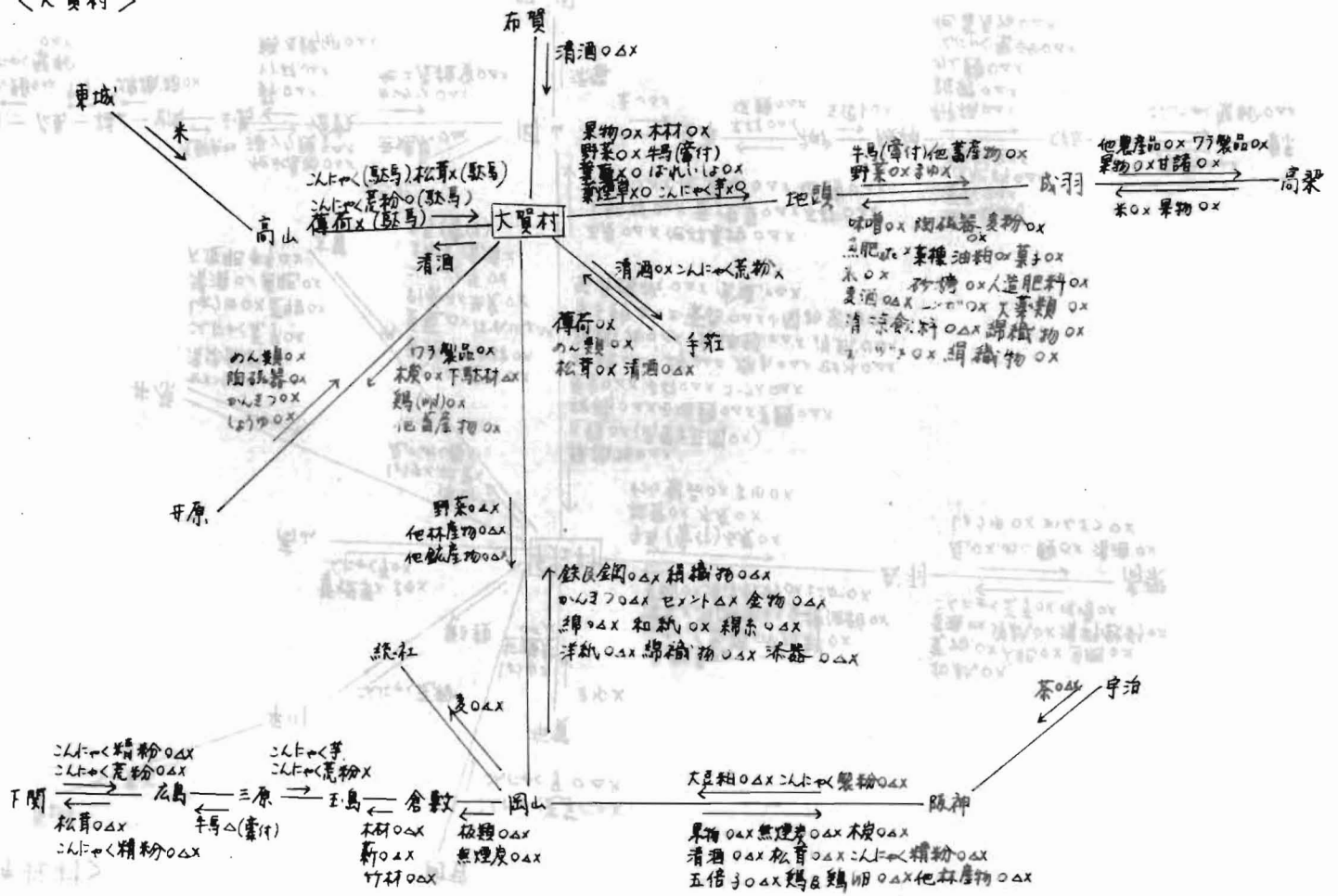

〈大賀村〉
布賀
清酒○△×
東城
米
高山
大賀村
清酒
地頭
成羽
高梁
手荘
井原
統社
岡山
倉敷
三原
広島
下関
宇治
阪神

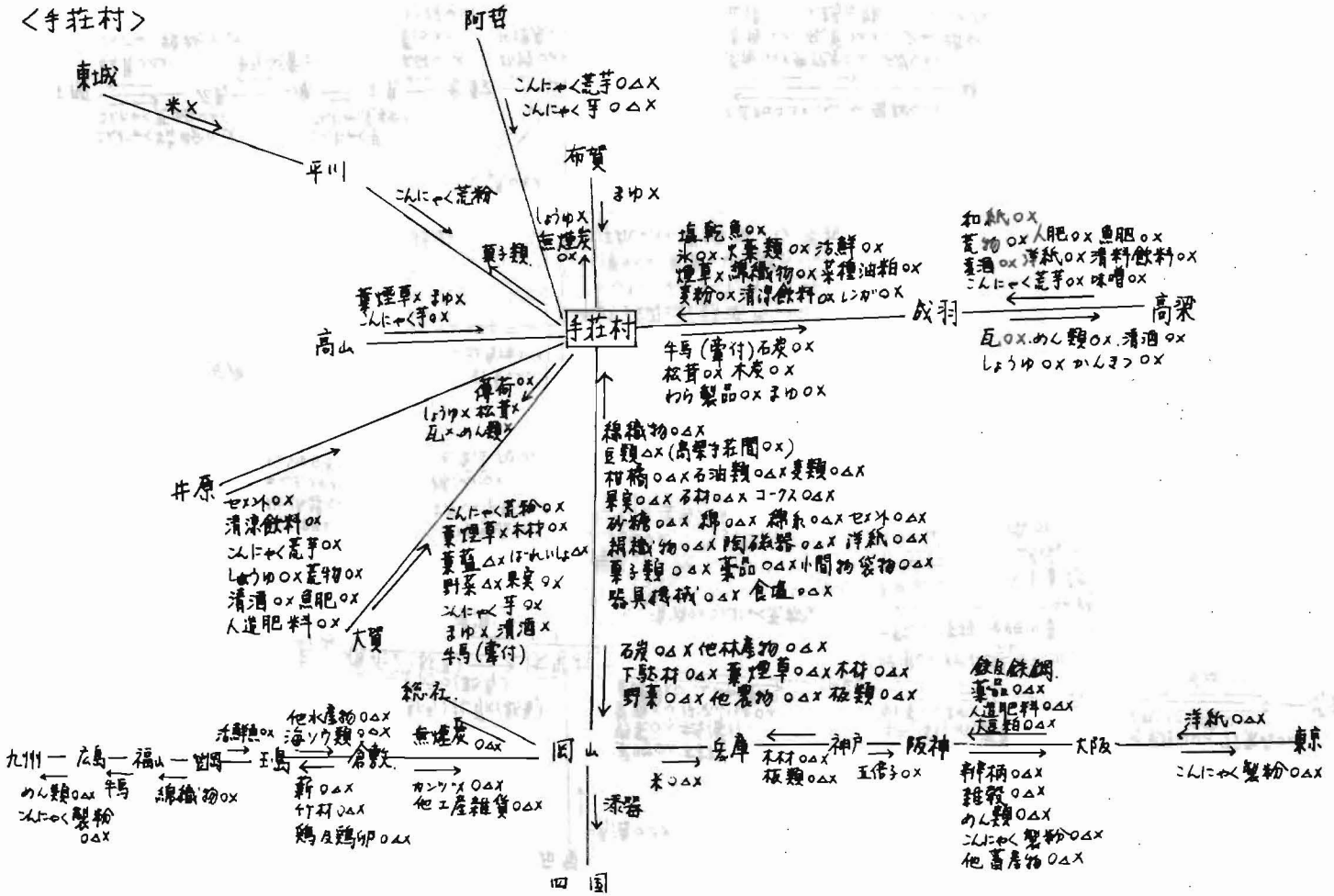

<手荘村>
東城
米×
平川
阿哲
こんにゃく荒芋○△×
こんにゃく芋○△×
布賀
まゆ×
しょうゆ×
無煙炭○×
こんにゃく荒粉
菓子類
葉煙草×まゆ×
こんにゃく芋○×
高山
手荘村
塩乾魚○×
氷○×、火薬類○×活鮮○×
煙草×綿織物○×菜種油粕○×
麦粉○×清涼飲料○×レンガ○×
牛馬(雲付)石炭○×
松茸○×木炭○×
わら製品○×まゆ○×
成羽
和紙○×
荒物○×人肥○×魚肥○×
麦酒○×洋紙○×清料飲料○×
こんにゃく荒芋○×味噌○×
高梁
瓦○×、めん類○×、清酒○×
しょうゆ○×かんきつ○×
薄荷○×
しょうゆ×松茸×
瓦×、めん類×
井原
セメント○×
清涼飲料○×
こんにゃく荒芋○×
しょうゆ○×荒物○×
清酒○×魚肥○×
人造肥料○×
大賀
こんにゃく荒粉○×
葉煙草×木材○×
葉藍△×ばれいしょ△×
野菜△×果実○×
こんにゃく芋○×
まゆ×清酒×
牛馬(雲付)
綿織物○△×
豆類△×(高梁手荘間○×)
柑橘○△×石油類○△×麦類○△×
果実○△×石材○△×コークス○△×
砂糖○△×綿○△×綿糸○△×セメント○△×
絹織物○△×陶磁器○△×洋紙○△×
菓子類○△×薬品○△×小間物袋物○△×
器具機械○△×食塩○△×
石炭○△×他林産物○△×
下駄材○△×葉煙草○△×木材○△×
野菜○△×他農物○△×板類○△×
総社
無煙炭○△×
岡山
九州
広島
福山
岡
玉島
倉敷
活鮮魚○×
他水産物○△×
海ソウ類○△×
めん類○△×
こんにゃく製粉○△×
牛馬
綿織物○×
薪○△×
竹材○△×
鶏及鶏卵○△×
カンヅメ○△×
他工産雑貨○△×
漆器
四国
岳庫
米○△×
木材○△×
板類○△×
神戸
五倍子○×
阪神
鉄及鉄鋼
薬品○△×
人造肥料○△×
大豆粕○△×
大阪
洋紙○△×
東京
こんにゃく製粉○△×
幹柄○△×
雑穀○△×
めん類○△×
こんにゃく製粉○△×
他畜産物○△×

石で補われているが兵庫へ最終的余剰分１０６５石を移出している。また清酒の産出高は１１２０石消費高１１４０石で不足分を岡山，富家，井原などから輸入しその最終的余剰分を米の場合と同じように阪神，高梁，共和などに輸出している。このように川上町が仲買役となって阪神地方へと結びついたものもある。

ところで川上町各村の各地との運送手段は図６－１－５に示す通りである。この図から推察してみるに，まず東域からの米はすべて荷馬車と自転車で運ばれ成羽や高梁との間も同様に自動車と荷馬車が利用された。岡山まで，あるいは，岡山以東（兵庫，阪神，東京など）に運ばれるものについては，まず高梁まで荷馬車や自動車で出し，高梁から伯備線を使って岡山に出し，岡山から山陽本線で運ばれた。また，岡山以西の内玉島までは岡山以東のものと同じように伯備線及び山陽本線が使われたがしかし，笠岡，福山，三原などには列車は利用せず自動車や荷馬車で直接に運ばれていた。行程５０Km～１００Kmであるが，三原からの菓子類は自転車で直売りされていたのであろう。しかし，手荘，大賀，高山の三村間では，やはり荷馬車がほとんどであった。

また当時の三村の諸車台数の推移を表６－１－４でみると 自動車は手荘で昭和２年に荷積用が１台購入されたのみで３年には２台になり４年には４台となっているが，他の２村には全くないので他地域との交易で自動車を利用するものは手荘を含めてほとんどが相手地域の所有する自動車によっていたものと思われる。

表６－１－４　　高山村・手荘村・大賀村における諸車台数の推移

<高山>

	馬車		牛車	荷車	自動車		人力車	自転車			其他
	乗用	荷積用			乗用	荷積用		自動	二輪	三輪	
大正11年	—	15	—	16	—	—	—	—	42	—	—
12	—	14	—	13	—	—	—	—	51	—	—
13	—	18	—	14	—	—	1	—	62	—	—
14	—	18	—	14	—	—	1	—	62	—	—
15	—	21	1	13	—	—	1	—	87	—	—
昭和 2	—	21	—	5	—	—	—	—	78	—	—
3	—	18		4	—	—	—	—	76	—	—
4	—	16	—	2	—	—	—	—	85	—	—
5	—	10	—	2	—	—	—	—	70	—	—
6	—	10		2					60	—	

<手　荘>

	馬車		牛車	荷車	自動車		人力車	自転車			其他
	乗用	荷積用			乗用	荷積用		自動	二輪	三輪	
大　正11年	—	8	29	68	—	—	11	—	292	1	—
12	—	10	29	58	—	—	10	—	330	—	—
13	—	11	18	54	—	—	6	—	361	—	—
14	—	15	15	44	—	—	5		370		5
15	—	18	12	46	—	—	5	1	369		14
昭　和　2年	—	13	10	38	—	1	4	2	377		2
3	—	14	10	40	5	2	3	2	395		3
4	—	14	5	33	5	4	1	2	407		19
5	—	11	4	28	4	3	1	1	411		19
6	—	9	4	28	2	3	1	2	384		5

<大　賀>

大　正11年	—	2	24	52	—	—	1	—	111	—	—
12	—	2	21	48	—	—	1	—	138	—	—
13	—	3	15	42	—	—	—	—	171	—	—
14	—	2	19	41	—	—	—	—	186	—	—
15	—	2	16	46	—	—	—	—	228	—	—
昭　和　2	—	3	17	44	—	—	—	—	210	—	—
3	—	3	17	44	—	—	—	—	210	—	—
4	—	2	13	46	—	—	—	—	218	—	—
5	—	2	9	39	—	—	—	—	189	—	—
6	—	2	9	66	—	—	—	—	138	—	—

各村別　「現勢調査簿」　より

(c) 現代の道路交通

(イ) 国　　道

大正2年に県道に認定された成羽井原線は昭和45年4月に国道313号線（福山―倉吉）に昇格し車輌発達の点からも福山に通ずる路線としても当町にとって極めて重要であるがまだ簡易アスファ

ルトのところもあり，幅員などの点からも今後の改修が待たれる。

(ロ) 県　　道

町内には国道３１３号線を南北にひき，それを軸に支線的に７本の県道がのびている。（内２本が主要県道，５本が一般県道）一般県道５本の交通量及び道路状況は以下のとおりである

表６－１－５　　交通量及び道路状況

路線名	観測地点名	４９年度交通量(台)	４６年度交通量(台)	平均	平均車道幅員 (m)	総幅員(路面幅)(m)	路面の種類	起伏率
下鴨川上線	川上郡川上町仁賀	403	384	1.05	5.0	6.0	3	—
高山市地頭線他１路線	川上郡川上町高山	434	399	1.09	5.5	6.5	3	4.5
高山芳井線他１路線	〃　〃地頭南	197	260	0.76	3.5	4.5	3	—
高山芳井線	後月郡芳井町種	436	410	1.07	3.5	4.5	3	—
高山備中線	川上郡備中町布賀	96	—	—	1.5	2.5	4	6.0

岡山県道路建設課「交通情勢調査結果表」Ｓ４９年１１月

（注）　路面の種類

１・・・Ｃ（コンクリート）　２・・・Ａ（高級アスファルト）

３・・・ａ（簡易アスファルト）　４・・・Ｇ（砂利）

この表からすると高山備中線においては，起伏率が６０であるにもかかわらず，路面はまだ砂利の状態で，県道全体の舗装率も１０．７％と，極めて低率である。ワンマンカーの運行にも事欠くほどの状態であるので，国道同様今後の改修が望まれる。

(ハ) 町　　道

県道高山市地頭線と下鴨川上線を，高山と正寺で結ぶ１級町道正寺高山線をはじめとして町内には１級２級あわせて１６８Kmの町道がある。１級町道の平均幅員は４．２ｍで未開通部分が漸次改修され，在来の町道と結びつけられている。

(d) バス交通の現況と問題点

川上町を通るバス路線網は備北バスが唯一であり，その運行状況は成羽を起点として地頭，高山，井原の各方面に１日あわせて１０往復，地頭を起点として，七地，高山，正寺，上房，三沢の各方面にあわせて１４往復，総計２４往復である。

また，各路線におけるバス利用状況は次の表６－１－６

表６－１－６　　バス利用状況　　Ｓ４９.１０.１～Ｓ５０.９.３０

路線名	定期(人)	外(人)	計(人)	回数(往復)	距離(Km)
成羽－地頭－	75,513	28,262	104,075	6	9.2
成羽－馬渡－高山	11,915	8,521	20,436	0.5	20.0
成羽－下大竹－高山	23,829	22,084	45,913	1.5	21.8
成羽－加谷－井原	7,074	33,322	40,396	2	35.2
地頭－馬渡－七地	49,124	11,474	60,598	4	7.2
地頭－馬渡－高山	11,914	3,118	15,032	1	10.8
地頭－下大竹－高山	11,914	8,355	20,269	1	12.6
地頭－正寺－	31,771	9,648	41,419	3	7.1
地頭－上房－	25,460	2,790	28,250	3	7.6
地頭－三沢	21,540	670	22,210	2	3.4

備北バス「川上町運行系統別輸送実績」による

この表で地頭－馬渡－高山路線と地頭－下大竹－高山路線の定期利用者が全く同数である。これは両路線の定期利用者が一致していること，つまり都合のよい時刻に発車するバス路線を利用しているということである。

これらの路線を含む前掲の定期利用者は通学生がほとんどを占めている。つまり通勤にはほとんど自家用車が使われているし，バスを利用する通勤にも週休２日制など，休日が多いということから定期券ではなく，回数券が多く利用されている。また自家用車の増加，あるいは人口の都市への移動などによってバスの利用者は昭和４２年を１００とすると５０年にはほとんど半分の５０くらいまで減少している。この利用者減少の傾向により，またさらに加えて道路状況が悪いということから休止された路線正寺－川町路線がある。さらに５１年４月２０日付で休止される馬渡－須志路線については今後地頭－南－下大竹－須志をまわることになる。それは地頭－南－下大竹路線は馬渡－須志に比べて道路状況が良くてワンマンカーに都合がよいからである。また５１年６月から休止予定の南－上房間は県道でありながら，簡易アスファルトであっても一般町道とほとんどかわらないくらいの幅員３.５ｍの道路で過去５年間全く改修されていない状態であること，この道路のバス利用者は通学生に限られていて川上町のスクールバスも出ているということから，休止と決定された。

現在川上町ではバス運賃は１Kmあたり２０円８０銭であるが利用者が少なくなるから運賃が高くなり，運賃が高くなるから利用者が減る，または休止路線が増えるという悪循環もある。こういった状態にあ

って地域住民の交通手段としてのバス路線確保，あるいはすでに休廃止された路線の住民の足をどう確保するかは，今後の課題として残されている。

図６－１－６　　川上町バス路線図（備北バス）

（谷　口　正　子）

参　考　文　献

o　備中町史

o　川上郡史

o 岡山市史　〃　産業経済編〃

2　郵便と電信

(1)　近世における我国の郵便と電信　ーその沿革ー

江戸時代になって駅伝制が確立され，幕府公用のための継飛脚，諸藩専用の大名飛脚，民間で営業する町飛脚と急速に発展していったが，明治になっても以前とかわらずに飛脚は走った。また，新政府の一官庁として，新らしく駅逓司が置かれた。これは通信だけではなく，ひろく交通や運輸などの行政を扱う役所であった。また駅逓司では，各地における飛脚の賃銭を定めたが，東京と京都の間に公文書の逓送使をつくるのにとどまり，古い駅制はそのまま残された。

明治４年（１８７１年），政府は新式郵便の開設を布告し，郵便が創業され，東京ー横浜間に郵便が開設されるや，政府は大幅な機構改革と人事異動をおこなった。駅逓司は民部省から大蔵省に移され，その後，駅逓司が「寮」に昇格した。そして明治５年には，新式郵便は全国に行き渡った。しかしながら昔ながらの飛脚屋も依然として営業を続けており，その料金も，郵便と同じ程度に引き下げ政府の事業に対抗しようとの態度を示していた。つまり郵便は，官営の事業ではあっても政府の独占ではなかったのである。これを改め，郵便事業をもって政府の事業と定めたのが，明治６年３月の布告であった。すなわち「同年５月１日より信書の逓送は，駅逓頭（長官）の特任に帰せしめ，他は何人を問わず，いっさい信書の逓送を禁止。」としたのである。これとともに政府は郵便料金を全国均一とすることにふみきった。

そして明治１８年１２月２２日それまでの太政官が廃されて，内閣制度が発足し，あらたに逓信省が設けられた。さて，逓信省ができると，全国の地方ごとに逓信管理局が設けられ，地方の郵便局や電信局（当時，電信分局）はすべてその管下におかれた。ところによっては郵便局と総合した電信郵便局も設けられた。郵便局および電信局はそれぞれ一・二・三等に分けられた。このうち注目すべきものは三等郵便局である。すなわち，地方の有志が局舎を提供してきたものはここに三等局とされ，これまでの郵便取扱は三等郵便局長ということになった。官吏ではあるが，手当だけ支給されて俸給のないことは従来と同じである。そして三等郵便局は政府事業の末端をになうものとして，広く大衆に親しまれ，今日に及んでいる。我が国の郵便事業はこの三等局制度によって支えられてきたものといっても過言ではない。

そして戦後，総司令部の意向によって，逓信省の再編成，ならびに鉄道と専売事業とを公共企業体（公社）にすることが勧告され，昭和２４年（１９４９年）に鉄道と専売事業はともに公社となり，逓信省は，郵政省と電気通信省に分割された。こうして発足した郵政省は，もとの逓信省のうち郵便と為替貯金および保険年金の事業を受け継いだ。電気通信省は電信および電話事業を担当した。しかし電報や電話の復興はいっこうに進んでいなかった。そのためこれを復興するため，また需要の増加に対して，また政府の予算にもしばられず，民営でもなく，事業の公共性の確保をはかりつつ経営の

主体をじゅうぶんに持って，自主性と機動性を発揮できる企業体とすることが適当と考えられるに至った。こうして昭和２７年，８月１日，日本電信電話公社法が施行され，いわゆる電々公社が発足した。なお，さきに電気通信の業務が郵政省から離れた後も特定郵便局では従来と同じように公衆用電話を扱ってきた。それは郵政省が，電気通信省の委託を受けて，運営することになったものである。そして電々公社が発足するや郵政省はあらためて公社と協定を結び電信電話の業務を続けることになった。その料金は公社の収入であり，運営に要する経費を公社が支払うという形式である。そして昭和３１年７月から普通郵便局を含め，すべての郵便局において委託業務を開始し今日に至っている。

参考文献（Ｓ４６）郵政省編：郵政百年のあゆみ。

(2) 川上町の郵便

(イ) 川上町における郵便業務

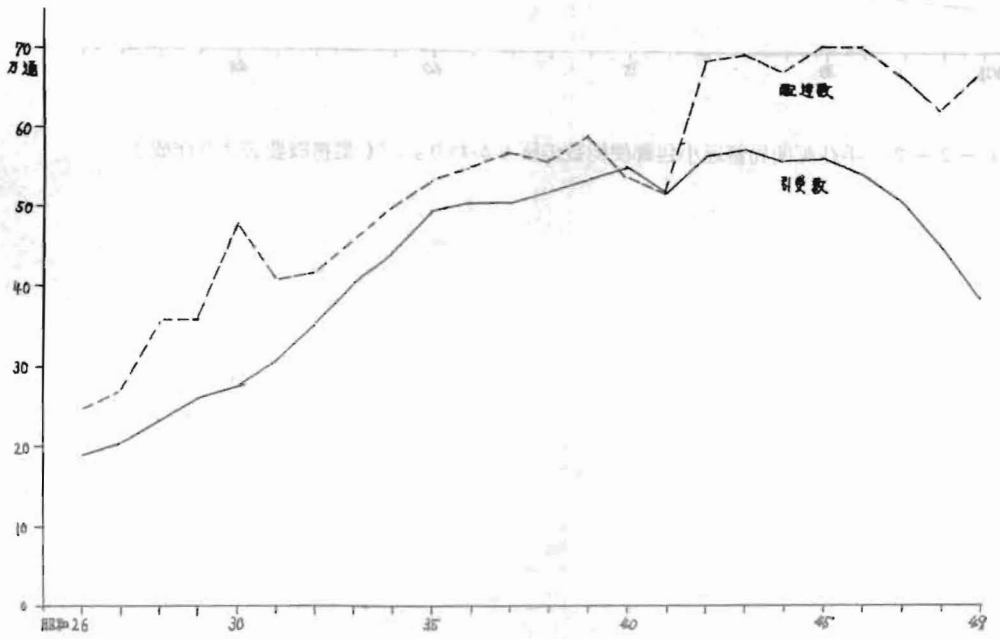

図６－２－１　手荘郵便局普通通常郵便物の移りかわり。（業務概要表より作成）

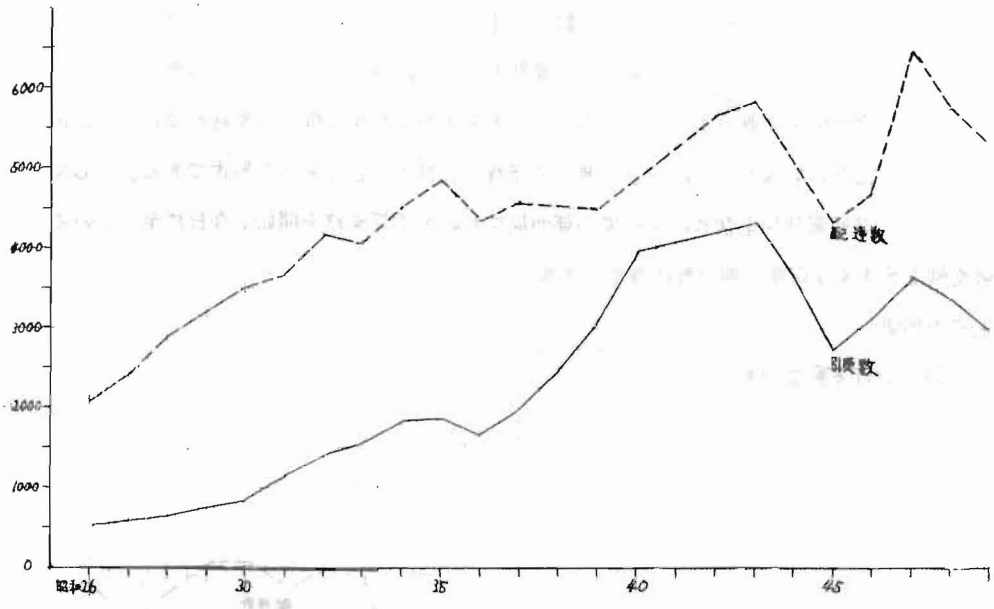

図６－２－２　手荘郵便局普通小包郵便物数の移りかわり。（業務概要表より作成）

昭和２９年（１９５４年）４月１日，手荘村，大賀村，高山村が合併して川上町となるまで，その所属，郵便区画は度々変わったが現在川上町の郵便業務を扱っているのは

手荘郵便局（地　頭）―特定郵便局―集配局

大賀郵便局（正　寺）―特定郵便局―無集配局

高山郵便局（高　山）―簡易郵便局―無集配局

東三原郵便局（高山市）―特定郵便局―集配局

の４つの郵便局である。ここでいう特定郵便局とは，郵政省設置法に基づき郵政大臣の定める郵便局，もとの三等郵便局で，明治初年，地方の素封家の協力を得て設置した郵便取扱所に始まるものであり，簡易郵便局は，町村のような地方公共団体その他の非営利団体のようなものが郵政大臣の委託を受けて，郵便・貯金・為替その他の郵便局の窓口事務を行う施設の意である。

次に各郵便局の概要を述べてみたい。

(ロ)　手荘郵便局

明治４年（１８７２）３月１日，新式郵便開設布告後３年半余り後，明治７年１１月１６日，地頭郵便局と称して設置された。これは岡山県内で５０番目の設置であった。当時は郵政省（逓信省）直営の郵便局ではなく，郵政省（逓信省）が郵便局の経営を個人に委ねる請負制度であった，そして初代局長（当時は，郵便取扱役と呼ばれていた。）足助寿郎の手によって，手荘・大賀地区，１日２回（その他１回）の集配で通常郵便事務を開始した，そして昭和２５年７月１日に地頭局を改称して，現在の手荘郵便局になり，４３年に現在町民に親しまれている近代的な鉄筋舎に改築された。

表６―２―１　　地頭郵便局当時の郵便区画変遷

明治　７年１１月１６日	地頭村，三沢村，領家村，上大竹村，下大竹村，仁賀村，七地村（布瀬村を除く）の郵便区画で開始。
１５年　４月１６日	上大竹村の全体，東三原郵便区となる。
２２年　４月　１日	町村制施行（村名改称される。）
２４年　３月　１日	下原郵便区内の志藤・用瀬・吉木，地頭局区内へ編入
４１年　３月２６日	富家村，富家郵便局区に編入される。

表６－２－２　　地頭郵便局当時の業務の変遷

明治　７年１１月１６日	地頭郵便局として通常郵便事務開始
１６年　４月　１日	内国為替事務開始
１８年１０月　１日	貯金事務開始
２８年　１月　１日	外国為替事務開始
３２年１２月１６日	小包郵便事務開始
大正　２年　２月２１日	電話通話及び交換開始
４年　７月　１日	和文電信事務開始

手荘郵便局における，普通通常郵便物，普通小包郵便物，電報発信・着信の移りかわりの明治時代からの状況をグラフなどで掲載して考察をしてみたかったのであるが資料が，昭和２６年のもの（図６－２－１，６－２－２，６－２－３）しかなく十分な考察ができないのであるが，これらの図から考える限りにおいては，電話の普及，利用回数の増大などによってか，普通通常郵便物，電報の発信・着信数は徐々に減少の傾向をたどっているようである。

写真　６－２－１　　手荘郵便局

(ハ)　東三原郵便局

この郵便局は，明治７年１２月１２日に東三原村９２番地に東三原郵便取扱所として設置され，当初は東三原村，西三原村，高山村，大鴨村を集配区画として開始された。その後明治１８年６月

３０日廃局になり，翌月７月１日，東三原郵便物取扱所と改称し，区画も，東三原村，西三原村，高山市村，高山村，山鴨村，大原村，上大竹村となった。そして昭和４年２月に東三原郵便局となり，東三原村を所在地として，吉井町の旧三原村の旧東三原と川上町の大字高山を集配区域とし，郵便事務は井原郵便局，電信は井原電報電話局に所属している。

表６—２—３　東三原郵便局郵便区画の変遷

明治　７年１２月１２日	東三原郵便取扱所として，東三原村，西三原村，高山村，大鴨村を集配区画として開始
１８年　７月　１日	東三原郵便物取扱所となり，東三原村，西三原，高山市村，高山村，山鴨村，大原村，上大竹村を集配区画として開始
２３年　７月　１日	東三原郵便局と改称，郵便区画，高山村，三原村，平川村となる
４１年　３月２６日	市外平川村を湯野郵便局に編入，そして，井原郵便局内の共和村を当局区に編入
大正１０年１１月２１日	共和局請願により，無集配局として，設置され，区画は高山市，高山，大原，東三原村となる。

表６—２—４　東三原郵便局業務の変遷

明治　７年１２月１２日	東三原郵便取扱所として郵便業務開始
１８年１０月　６日	貯金事務開始
１９年　４月１５日	貯金事務廃止
１９年１０月１６日	再度，貯金事務・内外為替事務開始
３３年　７月　１日	小包郵便事務開始

写真６—２—２　東三原郵便局

(ニ) 大賀郵便局

大賀郵便局は，昭和２年３月１日，三等郵便局として設置され，当時，局長と使用人員１名で開始された。その後昭和１６年２月１日，等級が廃止され，特定郵便局となった。業務内容としては，昭和２年３月１日，郵便業務を開始し，昭和９年８月１日，電話通話（呼び出し電話）が開始され，翌年８月１日，和文電報受付が開始され，電報配送受付事務も開始された。そして昭和４６年３月２６日，成羽と同時に自動電報送受信機が川上町で最初に設置され現在に至っている。

写真　６－２－３　　大賀郵便局

(ホ) 高山簡易郵便局

昭和２７年４月１日，請願により簡易郵便局として，高山農協支所内に設置された。郵便為替，保険年金，貯金業務（ただし貯金は郵便貯金ではなく農協貯金）を扱っている。

写真　６－２－４　　高山郵便局

(3) 電　　信

(イ) 電　　話

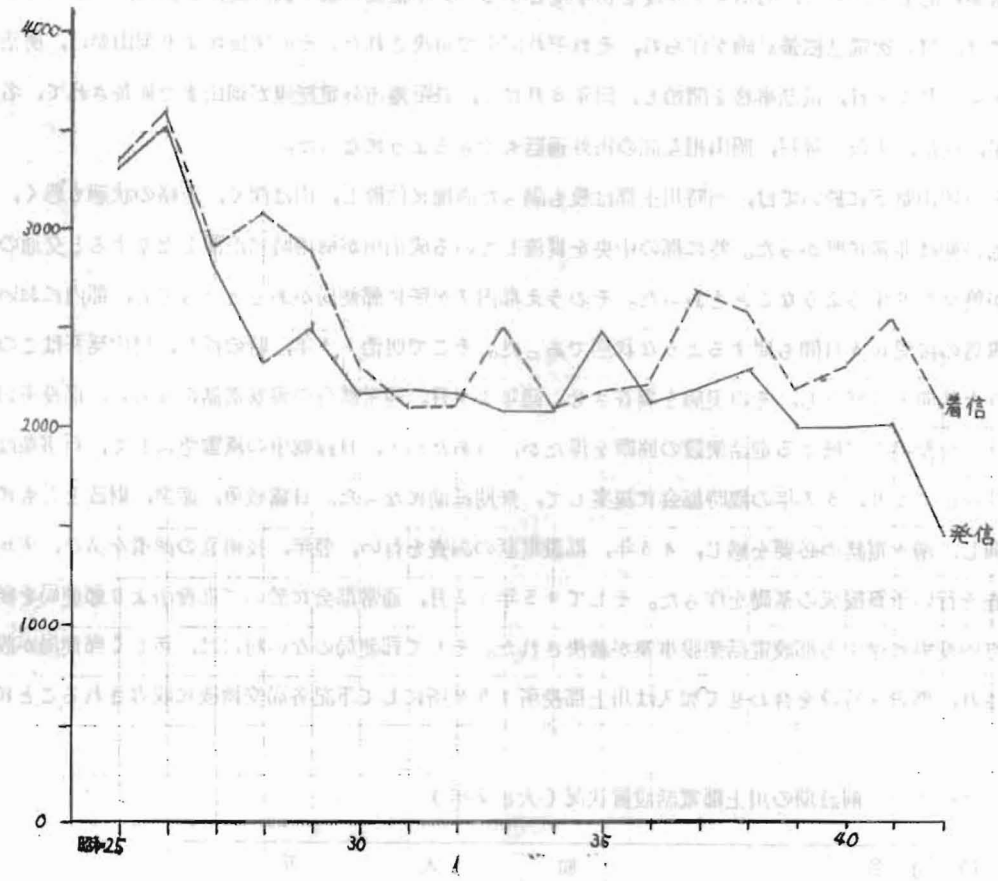

図６－２－３　手荘郵便局電報発信・着信の移りかわり。（業務概要表より作成）

明治２３年に東京，横浜間に電話交換が開始されて以来，電話はその機能性という点に於いて従来の通信方法よりもその価値を認められ，主要都市を中心にしだいに発展していった。逓信省では電話の需要に応じるために，明治２９年度を初年度とする７ヶ年継続の第１次電話拡張計画，明治４０年度には，第２次電話拡張計画が作られ，それぞれ国会で可決された。その実施により岡山県は，明治３６年３月２９日，電話事務を開始し，同年８月には，長距離市外電話線が岡山まで延長されて，名古屋，京都，大阪，神戸，岡山相互間の市外通話もできるようになった。

その岡山県下に於いては，当時川上郡は最も隔った僻地に位置し，山は深く，道路の状態も悪く，交通の便は非常に悪かった。特に郡の中央を貫流している成羽川が梅雨時に氾濫したりすると交通の便が絶えたりするようなこともあった。そのうえ郡内７ヶ所に郵便局があるといっても，郡内において書信の接受に３日間も要するような状態であった。そこで明治３６年，時の郡長，村山規吾はこのような状態を遺憾とし，その実態を調査させ，同年１１月，通常郡会の警察電話にならい，郡役所および町村役場を接続する電話架設の協讃を得たが，時あたかも，日露戦争の風雲急にして，新事業は全部中止になり，３７年の臨時郡会に提案して，無期延期になった。日露戦争，産業，財政とともに復興し，増々電話の必要を感じ，４３年，郡設電話の調査を行い，翌年，技術官の派遣を請ひ，実地調査を行い予算編成の基礎を作った。そして４５年１２月，通常郡会に於いて郡役所より郵便局を経て町内役場に達する郡設電話架設事業が議決された。そして郵便局のない村には，新しく郵便局が設置され，郡設・特設を合わせて加入は川上郡役所１５ヶ所にして下記各局交換機に収容されることになった。

表６－２－５　創設期の川上郡電話設置状況（大正２年）

交換局名	加入所
成羽町役場	川上郡役所，成羽郵便局，落合村役場，玉川村役場，松原村役場，高倉村役場
富家郵便局	富家村役場，高山村役場，中村役場
吹屋郵便局	吹屋町役場，宇治村役場
地頭郵便局	手荘村役場，大賀村役場
八日市郵便局	日里村役場
湯野郵便局	湯野村役場
平川郵便局	平川村役場

（川上郡史より作成）

これからわかるように，高山村役場は富家郵便局，手荘，大賀村役場は地頭郵便局の交換局にそれぞれ属することになっていた。そして，大正２年，２月に至り，郡設・特設の電話が開始され，そ

の後，増々複雑になる公共体や殖産興業の事務手続き等に利用されたり，また郡内郵便局はおよび郡役所，各町村役場を通して，山間僻地にいて阪神地方の人との通話も可能となった。

(ロ) 有線放送電話

川上町は昭和２９年の合併後，大賀・高山の２局を設置していたが，これを総合するため，またこれら地区住民との連絡の不便を解消するとともに，行政効果の浸透を図り新町の一体制を確保すべく有線放送電話設置の計画をした。すなわち，旧手荘地区（小字の４９部落及び各機関）の放送，通信連絡網を完成するとともに，大賀並に高山の旧役場を結び両地区既設有線放送施設を連絡することによって全町（１０１部落）の一体制化，町行政の徹底，非常災害，急患その他の一般連絡等を容易にし，町行政の能率化と一般住民の福祉の向上，支所の将来総合の場合の行政費節減等をおしはかろうとしたのである。そして，３２年，大賀地区，３３年の高山地区についで３４年に手荘地区に有線放送電話が設置され，３６年には川上町役場地点において全有線放送が総合され全町の一体制化は完成され川上町役場地点から町内に一せいにニュース，お知らせ，時報等が放送開始され，町民相互間でも緊密な連絡が始まった。しかし，４９年の手荘・大賀地区，５０年の高山地区の自動電局ダイヤル化に伴い有線放送電話は放送（時刻・お知らせ等）だけが使用され，通話は停止されてしまった。

(ハ) ダイヤル電話

川上町では，それまで有線電話の他に手荘郵便局に，電話交換室，宿直室，休憩室を設け一昼夜交代５人の交換手で磁石式の電話交換を行っていたが時代の進展の即応し，合理的，能率的な通信施設の充実を図るために電々公社に電話ダイヤル化とあわせて地域開発に即応できる電話線路の増設を働きかけた。そして昭和４９年度中に既設・新設とも大賀・手荘地区はダイヤル化され，翌年５０年５月に高山地区ダイヤル化に伴いそれまでの住民の電話利用価値の認識が手伝って川上町全世帯の９６％にダイヤル電話が普及した。そして現在のダイヤル自動回線化に伴い手荘・大賀地区は川上局（高梁）へ高山地区は共和局（井原）へ電話交換の営業事務が移され現在に至っている。

表６－２－６　電話ダイヤル化までの手荘郵便局における電話加入台数の移りかわり

年　次	台　数	年　次	台　数	年　次	台　数	年　次	台　数
昭和２５	３３	３２	７５	３９	１０７	４６	１６２
２６	—	３３	７７	４０	１１４	４７	１９１
２７	３７	３４	８１	４１	１１７	４８	２００
２８	３７	３５	９７	４２	１２７	以後ダイヤル化	
２９	—	３６	９８	４３	１３１		
３０	—	３７	１００	４４	１３６		
３１	７１	３８	１０６	４５	１４３		

（手荘郵便局「業務概要表」より作成）

（林　　亨）

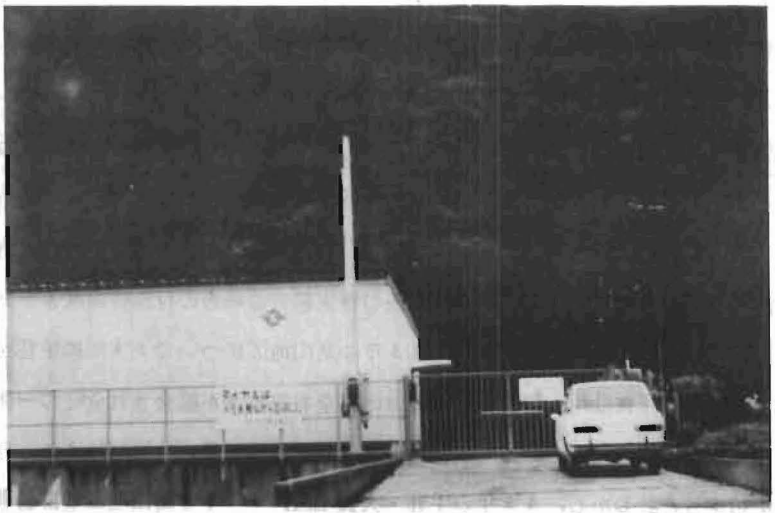

写真　6－2－5　自動ダイヤル電話回線　（手荘）

（参考文献）
- 川上郡誌
- 川上郡史
- 手荘郵便局「業務概要表」

第7章 経 済 構 造

1 農業生産力の発展と農民層の分解

イ 大正・昭和初期の農業

(a) 農業の占める位置

現住職業別戸数の推移，専兼業別戸数の推移，そして産業別生産価格の以上3種の資料をもとに，川上町旧3村(手荘村，大賀村，高山村)における農業の占める位置を概観してみよう。

表7－1－1 現住職業別戸数の推移

	川上町(手荘村・大賀村・高山村の統計)												各村の農業戸数および割合					
	手数						割合(%)						手荘村		大賀村		高山村	
	農業	工業	商業	交通業	庶業・その他	合計	農業	工業	商業	交通業	庶業・その他	計	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合
大正1年	836	50	64		36	986	84.8	5.1	6.5		3.7	100.0			545	90.5	291	75.8
2	841	50	67		36	994	84.6	5.0	6.7		3.6	100.0			552	90.6	289	75.1
3	837	43	73		37	990	84.5	4.3	7.4		3.7	100.0			544	90.1	293	75.9
4	877	20	37		36	970	90.4	2.1	3.8		3.7	100.0			525	89.1	352	92.4
5	869	22	45		39	975	89.1	2.2	4.6		4.0	100.0			525	89.3	344	88.9
6	881	16	23		58	978	90.1	1.6	2.4		5.9	100.0			526	90.1	355	90.1
7	873	23	40		28	964	90.6	2.4	4.1		2.9	100.0			528	90.1	345	91.3
8	924	12	28		42	1,006	91.8	1.2	2.8		4.2	100.0			570	91.9	354	91.7
9	900	20	27		28	975	92.3	2.1	2.8		2.9	100.0			546	92.7	354	91.7
10	867	21	33		48	969	89.5	2.2	3.4		5.0	100.0			542	91.6	325	86.2
11	1,546	45	69	22	59	1,746	88.5	2.6	4.0	0.7	3.4	100.0	655	83.4	566	97.1	325	86.0
12	1,536	46	72	18	56	1,734	88.6	2.7	4.2	1.0	3.2	100.0	654	84.1	563	97.1	319	84.8
13	1,549	46	77	15	47	1,738	89.1	2.6	4.4	0.9	2.7	100.0	663	84.8	564	97.1	322	85.9
14	1,544	47	75	16	47	1,729	89.3	2.7	4.3	0.9	2.7	100.0	663	84.8	565	97.1	316	86.6
昭和1	1,527	58	88	18	48	1,739	87.8	3.3	5.1	1.0	2.8	100.0	661	82.8	564	97.1	302	83.9
2	1,515	51	84	25	57	1,732	87.5	2.9	4.8	1.4	3.3	100.0	658	83.5	562	96.2	295	81.9
3	1,502	48	85	27	60	1,722	87.2	2.8	4.9	1.6	3.5	100.0	658	83.8	554	96.0	290	80.6
4	1,513	39	84	22	67	1,726	87.7	2.3	4.9	1.3	3.9	100.0	659	83.6	551	95.5	303	83.9
5	1,532	35	77	17	71	1,738	88.1	2.0	4.4	1.0	4.1	100.0	652	83.9	548	94.5	332	84.5
6	1,525	39	83	21	68	1,738	87.7	2.2	4.8	1.2	3.9	100.0	651	83.2	549	95.0	325	86.0

注1) 資料　　現勢調査簿
注2) 大正初年から大正10年までは，大賀村と高山村の総計である。

まず，表７－１－１で農業戸数の推移をみてみよう。大正・昭和初期にかけて若干の変動はあるものの，農家戸数率（職業別戸数全体に占める農業戸数の割合）は大正１１年以後，８８％前後で安定している。以上は川上町全体の状況であるが，次に大正１２年を例にして３村の農家戸数率をみてみると，いずれも８０％を大きく上廻っており，特に大賀村は９７％強と非常に高い割合を占めている。そして３村の農家戸数率を比較すると，大賀村＞高山村＞手荘村となっており，この順序は大正後期昭和初期にかけて変化していない。

次に，表７－１－２で県および川上郡全体の動向と比較してみよう。県全体では，農家戸数は大正期を通じて減少を続けており，農家戸数率は大正末年には６０％を下廻っている。川上町３村の場合は，川上郡の動向とほぼ一致していて，農業戸数率がより高いことが特徴である。

表７－１－２　農家戸数および農家戸数率の推移
－岡山県・川上郡と川上町の比較

年次	岡山県		川上郡		川上町	
	戸数	戸数率	戸数	戸数率	戸数	戸数率
大正３年	156697	63.9	7,091	78.9	837	84.5
７年	155086	61.5	7,126	80.8	873	90.6
１１年	153,754	60.8	6,828	80.7	1546	88.5
１３年	152,193	59.7	6,918	81.9	1,549	89.1

注１）資料　岡山県と川上郡の場合は「岡山県統計年報」。
　　川上郡の場合は，表７－１－１
注２）川上郡の大正１１年の数値は大正１０年のもの。川上町の場合，大正３・７年は大賀村と高山村の合計。

以上から，農家戸数および農家戸数率が大正，昭和初期に減少，低下する国および県の動向の中にあって，川上町は８８％前後の高い農家戸数率を維持していることがわかる。したがって，川上町はわが国の中でも，岡山県の中でもより山間農村的性格を残した地域といえよう。

表７－１－３によって専兼業別農家戸数の推移をみてみよう。まず，大賀村，高山村の場合，現住職業別戸数の中の農家戸数と自小作別農家総戸数とが大きく数値が異なる年が数多くあり，現住職業別戸数をもとにした専兼業別戸数の推移は，必ずしも正確とはいえないということをことわっておきたい。大正，昭和初期の頃の専現・兼業の区分は農業が主業であるか副業であるかという区分であって，当時の専業農家の概念は現在の専業農家＋第一種兼業農家，兼業農家は現在の第二種兼業農家に近いものであったと考えられる。さて，大正・昭和初期の３村の推移をみてみると，兼業率は手荘村が４０％以上で最も高く，次いで高山村，そして大賀村では昭和初期には５％以下となっている。ところで，手荘村の兼業率が４０％以上と他の２村と比べて非常に高いのは，附近の工場で働く労働の機会が多くなって，零細小作農・小自作農の生計補充を可能にしていることに由来していると考えられる。また自作農が官公務や商工鉱業自営に就いて農業副業農家に転化している場合も考えられる。

表7－1－3　専・兼業別戸数割合の推移

単位：　%

年次		大正 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	昭和 1	2	3	4	5	6
手荘村	専業											57.3	57.2	57.3	56.7	56.9	57.0	56.8	57.1	56.7	58.3
	兼業											42.7	42.8	42.7	43.3	43.1	43.0	43.2	42.9	43.3	41.7
大賀村	専業	73.4	73.7	72.2	79.0	78.5	78.1	78.2	79.8	91.8	91.7	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	95.9	95.8	96.2	96.0	96.0
	兼業	27.6	26.3	27.8	21.0	21.5	21.9	21.8	20.2	8.2	8.3	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	4.1	4.2	3.8	4.0	4.0
高山村	専業	88.3	88.2	87.0	74.4	73.0	74.6	78.3	74.6	72.9	65.8	65.8	67.7	69.9	55.7	59.6	78.0		78.5	91.9	92.3
	兼業	11.7	11.8	13.0	25.6	27.0	25.4	21.7	25.4	27.1	34.2	34.2	32.3	30.1	44.3	40.4	22.0		21.5	8.1	7.7

注　資料　　現勢調査簿

次に，表7－1－4によって，産業別生産額構成をみてみよう。「大正初期には農産と工産の両者が，ともに45%前後を占めていたが，以後，農産は減少し，工産が増大して昭和6年には農産は25%をわずかながら下廻り，工産は60%を若干上廻っている。産業別生産額に占める農業の位置の低下は顕著である。」（「岡山県統計年報」より）

表7－1－4　産業別生産価格・割合（大正14年）

	手荘村		大賀村		高山村	
	価格	割合	価格	割合	価格	割合
農業	221413	30.8	206082	43.9	118955	70.5
蚕業	64999	9.1	55538	11.8	3982	2.4
畜産	6602	0.9	3632	0.7	8022	4.7
水産	1283	0.2	19			
林産	51688	7.2	66828	14.2	20530	12.2
工産	372858	51.9	137549	29.3	17057	10.1
合計	718209	100.0	469648	100.0	168706	100.0

単位，価格：円　　割合：%

注　資料　　現勢調査簿

さて，川上町3村の状況を農産と工産に注目して考察してみると，農産の規模は手荘村＞大賀村＞高山村となっているが農産の全体に占める割合は手荘村＜大賀村＜高山村と全く逆になっている。一方工産の場合は規模および割合ともに手荘村＞大賀村＞高山村となっている。手荘村の工産の規模および割合が他の2村と大きくかけ離れていて，あたかも手荘村が山間農村的性格を脱却しているがごとき様相を呈している。しかしながら，この工産の内容は工芸作物の加工が相当の割合を占めているものと思われる。手荘村の工産が他の2村と比べて非常に大きいのは，他の2村で生産された工芸作物の大部分が手荘村で加工されたためと思われる。

以上のことから，産業別生産構成に関して，3村間に幾らかの差異があるものの，3村とも農業を中心とした経営構造であるといえよう。

このように職業別人口において農業が圧倒的多数を占め，また農業を中心とした経済構造であることから考えて，川上町３村（手荘村，大賀村，高山村）は「山間農村」地域であったといえる。

(b) 耕地の利用状況

表７－１－５　田・畑耕地面積および割合

単位：　町，％

			大正1年	3年	5年	7年	9年	11年	13年	昭和1年	3年	5年	7年	9年	11年
手荘村	田	面積		191.1	190.9	192.1	192.8	192.8	192.0	189.7	191.8	190.9	190.2	171.1	173.0
		割合		43.2	43.1	43.3	43.4	41.8	43.5	43.3	43.6	44.3	44.3	42.1	42.3
	畑	面積		251.7	252.3	251.7	251.5	267.9	249.3	248.2	248.2	240.3	238.8	235.6	236.3
		割合		56.8	56.9	56.7	56.6	58.2	56.5	56.7	56.4	55.7	55.7	57.9	57.7
	総耕地面積			442.8	443.2	443.8	444.3	460.7	441.3	437.9	440.0	431.5	429.0	406.7	409.3
大賀村	田	面積	170.3	170.0	169.7	169.8	170.1	170.1	170.2	165.2	164.8	170.7	164.8	163.0	162.7
		割合	39.1	38.3	38.3	38.2	38.3	38.3	38.3	38.8	38.7	38.4	38.9	38.7	38.7
	畑	面積	265.3	273.9	273.5	274.2	273.9	273.9	274.3	260.7	260.8	273.5	258.8	258.4	257.8
		割合	60.9	61.7	61.7	61.8	61.7	61.7	61.7	61.2	61.3	61.6	61.1	61.3	61.3
	総耕地面積		435.6	443.9	443.2	444.0	444.0	444.0	444.5	426.0	425.6	444.2	423.6	421.4	420.5
高山村	田	面積	74.7	74.8	74.7	74.5	74.8	73.7	75.0	75.3		72.2	72.2	72.2	72.4
		割合	32.1	32.1	32.0	32.0	32.0	33.3	32.1	32.2		32.6	32.6	32.6	32.7
	畑	面積	158.0	158.4	158.4	158.0	158.9	147.9	158.8	158.5		149.6	149.6	149.2	149.3
		割合	67.9	67.9	68.0	68.0	68.0	66.7	67.9	67.8		67.4	67.4	67.4	67.3
	総耕地面積		232.7	233.2	233.1	232.5	233.7	221.6	233.8	233.8		221.8	221.8	221.4	221.7

注）資料　　現勢調査簿

農業の基盤である耕地の規模および耕地利用状況の推移をみてみよう。

表７－１－５によると，総耕地面積は手荘村と大賀村とがほぼ同規模であり，高山村のそれは両村のほぼ半分の大きさである。「手荘村」では（大正１１年の畑面積が前後の年と比べてかけ離れた数値を示しているので除外して考える），総耕地面積は大正期にはあまり変動がなく，昭和期に入って減少して大正９年の最高時と比べて昭和１１年は３５町歩減少している。そして田・畑面積とも大正期にあまり変動がなく，昭和期に入って減少して，それぞれの最高時と比較して昭和１１年には約２０町歩，１６町歩ずつ減少している。総耕地面積に占める田畑面積の割合はほとんど変動がなく，田３９％，畑６１％である。「大賀村」では（昭和５年を除外して考える），総耕地面積は昭和期に入って減少して，大正１３年の最高時と比べて昭

和１１年は２４町歩減少している。田・畑面積とも昭和期に入って減少して，昭和１１年には最高時と比べてそれぞれ約８町歩，１７町歩ずつ減少している。田・畑面積の割合はほとんど変動なく，田３３％，畑６７％である。「高山村」では（大正１１年を除外して考える），総耕地面積，田・畑面積のいずれにも昭和期に入って減少しており，最高時と比較してそれぞれ１２町歩，３町歩，９町歩ずつ減少している。田・畑面積の割合はほとんど変動なく，田３３％，畑６７％である。

以上のことから，手荘村，大賀村，高山村の耕地面積は大正期には変動がなく，昭和期に入って共通して減少していることがわかった。しかし，減少規模および内容において少しずつ差異がある。すなわち，手荘村では田と畑がほぼ同規模減少して総耕地面積が３５町歩減少。大賀村では畑の減少が大部分で総耕地面積が２４町歩減少。高山村では畑地の減少が大部分で総耕地面積が１２町歩減少している。また総耕地面積に占める田・畑の割合は３村とも変動がなく，畑の割合が田のそれに比べて高いことで共通している。田の占める割合は手荘村４３％，大賀村３９％，高山村３３％となっていて，手荘村と高山村を比べると１０％の差がある。

表７－１－６によって，田・畑それぞれの耕地利用の推移をみてみよう。「手荘村」では，田の場合，大正期に優勢であった二毛作田が昭和期に入って後退し，特に昭和９年に大幅に後退し，逆に一毛作田が優勢となっている。これは裏作の廃止による一毛作化が行なわれたことによると思われる。畑の場合二毛作畑が昭和期に入って後退しており，特に昭和９年に著しく後退している。これに対し三毛作畑は一時期後退しているものの，昭和９年に増加し約２４％を占めている。永年作畑は１時期３０％を上廻っていたが，昭和９年には１９％を占めている。「大賀村」では，田の場合，一毛作田の圧倒的優勢に変動はない。畑の場合は二毛作畑は昭和期に入って若干減少するものの，少し回復して昭和１１年には約７２％を占めている。三毛作畑は大正期に若干変動しているものの昭和期に入ってあまり変動がなく，昭和１１年には約１６％を占めている。永年作畑は昭和５年をピークにして以後，後退し昭和１１年には約１１％を占めている。「高山村」では，田の場合，一毛作田がすべてである。畑の場合は二毛作田が大正後期から昭和初年にかけて減少するものの，以後増加して昭和１１年には約８５％を占めている。三毛作畑は大正期に幾らか存在したが，昭和期に入って減少して昭和１１年には約６％になっている。永年作畑はわずかであり，昭和１１年に４％を占めているにすぎない。

以上のことから，手荘村と大賀村・高山村の２村とは耕地利用に幾分の差異がみとめられる。すなわち，手荘村においては二毛作田の割合が比較的大きく，三毛作畑の割合も大きい。これに対して大賀村・高山村の２村においては，一毛作田が圧倒的に優勢であり，二毛作畑も圧倒的に優勢である。そして，永年作畑の占める割合は手荘村が最も大きい。したがって，手荘村において，より集約的耕地利用がなされているといえよう。このような耕地利用に差異が生じるのは，地理的条件および土地

生産力に差異があるためと思われる。

表７－１－６　耕地利用状況

単位　％

年次			大正1年	3年	5年	7年	9年	11年	13年	昭和1年	3年	5年	7年	9年	11年
手荘村	田地	一毛作						47.5	48.1	50.3	50.6	51.8	48.1	59.3	59.5
		二毛作						52.5	51.9	49.7	49.4	49.2	51.9	40.3	40.3
	畑地	二毛作						75.9	78.7	68.9	60.0	65.0	72.3	52.8	52.1
		三毛作						12.0	10.7	10.8	9.6	1.4	1.3	23.8	24.4
		永年作						6.1	10.5	20.3	27.2	32.5	25.1	18.5	19.0
大賀村	田地	一毛作	91.9	92.9	92.9	89.8	88.8	90.5	90.4	90.0	90.5	90.8	90.6	90.6	90.5
		二毛作	8.1	7.1	7.1	10.2	11.2	9.5	9.6	10.0	9.5	9.2	9.4	9.4	9.5
	畑地	二毛作	100.0	81.3	79.3	75.9	79.4	90.7	76.1	70.2	67.2	67.1	65.8	73.1	71.9
		三毛作	—	18.7	20.6	19.5	16.8	0.1	13.6	14.5	13.7	12.4	15.5	14.9	16.2
		永年作	—	—	—	—	—	—	9.8	15.3	19.2	20.4	17.5	10.6	10.6
高山村	田地	一毛作	96.9	93.4	96.4	100.0	99.8	96.7	95.6	96.5		100.0	100.0	100.0	100.0
		二毛作	3.1	6.6	3.6	—	0.2	3.3	4.4	3.5		—	—	—	—
	畑地	二毛作	85.8	84.0	85.2	86.1	85.1	73.0	72.9	74.6		81.8	82.6	85.6	84.9
		三毛作	13.9	14.6	13.3	9.6	12.0	21.0	19.4	16.0		5.1	5.2	5.7	5.7
		永年作	1	—	—	—	—	2.8	2.4	3.8		7.7	7.2	3.4	4.0

注　資料 現勢調査簿

(c)　農業技術の改良

全国的には，明治１０年代頃から地主層を中心として在来農法を変革して，いわゆる「明治農法」とよばれる土地生産力の向上を図るための農業技術の改良・定着が推進された。岡山県でも明治２０年代以降，地主層＝農会を通じて短冊型苗代，塩水撰などの技術改良を起点とする「明治農法」が展開された。川上町における農業技術の導入，定着はどのように進展したのであろうか。「手荘村治蹟調書」（川上手荘村役場・明治４２年）によれば，

一　本村ニ在ッテハ殖産ノ改良ヲ促カシ以テ民福ヲ増進セシメントシ各般ノ施設ノナセシ事業ヲ挙クレハ左ノ如シ

一　共同苗代ノ設置ハ明治四十二年ヨリ一二ケ所宛ノ模範的苗代ヲ設ケ一般ニ施行スルコトヲ奨励指導ヲナシツツアルモ地勢不便ニシテ適地少ク従来ノ慣行ニ遁ミ全般ニ渉リテ之レカ普及ヲ為ス

ニ至ラス

一　稲麦種子ノ撰択ハ数ケ年前ヨリ毎年村農会ニ於テ粗製塩ヲ購入シ之ヲ配付シテ其実行ヲ勧奨シタルニ近来種子の撰択ハ各戸其有利ナルヲ認メ各自進ンテ之ヲ実行スルニ至レリ

一　害虫駆除ハ当局者多年指導ノ結果大ニ其効ヲ奏シ今ヤ其筋ノ指導ヲ俟タスシテ農民自ラ進ンテ之ヲ励行スルニ至リタルハ之レカ実行奨励委員ヲ置キ以テ監督ヲナサシメツツアリ

米麦塩水撰は「数年前ヨリ」，また害虫駆除は「多年指導」とあることから，農会を通じての農業技術の導入・定着は，明治３０年代後半に始められたものと思われる。

表７－１－７　米・麦種子塩水撰実行状況

		米種子塩水撰						麦種子塩水撰					
		種子総量	塩水撰実行量	実行歩合	稲作農家戸数	塩水撰実行戸数	実行歩合	種子総量	塩水撰実行量	実行歩合	麦作農家戸数	塩水撰実行戸数	実行歩合
		（石）	（石）	（％）	（戸）	（戸）	（％）	（石）	（石）	（％）	（戸）	（石）	（％）
大賀村	大正1	56	45	80	390	254	65	170.0	170.0	100	585	585	100
	3	60	54	90	397	355	89	170.0	170.0	100	585	585	100
	5	65	63	97	483	470	97	155.0	155.0	100	574	574	100
	7	51	8	15	523	78	15	148.0	148.0	100	570	570	100
	9	45	7	15	522	106	20	145.0	145.0	100	560	560	100
高山村	大正1	60	60	100	242	242	100	65.0	52.0	80	359	287	80
	3	60	60	100	252	252	100	66.0	56.1	85	352	282	80
	5	58	45	62	248	200	86	70.0	7.0	10	345	—	—
	7	60	43	61	254	180	60	69.0	—	—	350	—	—
	9	60	41	70	254	175	69	63.3	5.2	8	352	33	10

注　資料　現勢調査簿

表７－１－７によれば，米種子塩水撰は大正７年以降，実行歩合が急速に低下しているが，これは県全体の動向（「岡山県統計年報」より）とほぼ一致しているが，大賀村における実行歩合の低下は急激である。稲熱病と稲銹病の稲病に対応するものとしての塩水撰の実行歩合が急に低下した原因は何なのか把握できなかった。一方，麦種子塩水撰は大賀村においては麦作全農家において実行されているが，高山においては大正５年以降実行歩合が急速に低下している。また麦種子病害虫予防として灰汁浸，冷水温湯浸，其他予防が実行されているが，表７－１－８によれば，冷水温湯浸が最も実行

されている。

表７－１－８　麦種子病害虫予防

		灰汁浸				冷水温湯浸				其他予防			
		実行量	歩合	実行戸数	歩合	実行量	歩合	実行戸数	歩合	実行量	歩合	実行戸数	歩合
大賀村	T 1					1050	62	425	73				
	3					1100	65	450	77				
	5					1550	100	574	100				
	7					1480	100	560	98				
	9					1450	100	560	100				
高山村	T 1	130	20	75	21	390	60	120	33	520	80	287	80
	3	90	14	50	14	450	68	150	43	560	85	282	80
	5	200	29	50	15	350	50	110	32	80	11	100	29
	7	150	24	45	13	500	72	180	51	40	6	125	36
	9	—		—		70	11	49	14	—			

注　資料　　現勢調査簿

(d)　農業生産力の前進

米作と麦作をもとにして農業生産の動向をみていくことにする（コンニャク芋や葉煙草などの工芸作物の生産の動向は，「特殊作物と畜産の変遷」で詳細に考察されるであろう)。

(イ)　米作の動向　　表７－１－９によって作付面積，収穫高，反当収量の推移をみよう。「作付面積」では，岡山県においては大正１３年，昭和４年，昭和８年，昭和１４年と大旱魃にみまわれ，特に昭和１４年の旱魃は激甚であった。旱魃が田植え前にその端を発し梅雨期間中も継続されると，苗の植付けができないままで夏を迎かえる水田，稲が枯死する水田が相当量に達し，旱害が一層甚大となる。以上によって昭和８年と昭和１４年における手荘村と大賀村の作付面積の急減は説明されよう。さて３村の作付面積の推移であるが，手荘村では昭和３年まで増加して，以後昭和７年まで漸減し，さらに昭和８年には１８１町歩も減少して，１９０町歩台から１７０町歩台に低下し以後１７０町歩台を持続している。大賀村では大正１２年までほとんど変動なく，大正１３年に６町歩減少し以後若干の増減はあるものの大正１２年以前の状態に回復していない。高山村では，大正９年までほとんど変動なく，大正１０年に３，４町歩減少して以後若干の増減があるものの大正９年以前の状態に回復していない。

以上，作付面積の推移を個別的にみてきたわけであるが，旱魃を契機として作付面積が減少してお

り，手荘村では昭和８年の旱魃，大賀村では昭和１４年の旱魃を契機として減少している。

次に，「収穫高」では，手荘村は昭和５年にはじめて３,０００石台に達して以後，旱魃の年を除いて常に３,０００石台を維持している。大賀村は大正４年・５年と段階的に上昇して大正５年にはじめて２,０００石台に達し，以後２,０００石台を維持している。高山村は大正９年に９００石台に達し，また昭和４年にはじめて１,０００石台に達して以後ほぼ１,０００石台を維持している。

次に，「反当収量」であるが，図７－１－１によって岡山県の平均と比較すると，県が安定的収量といえる２石に到達する大正５年の段階で，大賀村は１.２石，高山村は０.７５石（手荘村は川上郡の平均である１.４石前後と推定される）で，この後２石に達するのは手荘村において一度だけである。このことは川上町３村における土地生産力の低位性を示すものである。さて，各村の生産力の動向をみてみると，生産力の前進を反当収量によって規定するならば，手荘村では大正初期・中期の記録が欠除しているので明確でないが，だいたい大正初期に生産力の前進がみられたものと推定される（川上郡の平均をみると大正３年・４年・５年に段階的に反当収量が上昇している）。以後も前進を続け昭和８年には１度２石台に達している。大賀村では大正４年に生産力が前進して１石台に達し，以後はゆるやかに前進している。高山村では大正９年に生産力が急激に前進して１石台に達し，以後も前進している。

以上のことから，明治後期から展開された明治農法が大正初期・中期に成果を表わして，反当収量の増加をもたらしていることが明らかとなった。また，３村の比較では高原上の村の高山村が谷あいの他の２村よりおくれた形をとっていることは注目してよい。

表７－１－９　水稲の生産の変遷

（粳米＋糯米）

	手荘村			大賀村			高山村		
	作付面積（町）	収穫高（石）	反当収量（石）	作付面積（町）	収穫高（石）	反当収量（石）	作付面積（町）	収穫量（石）	反当収量（石）
大正 1				168.5	1324	0.786	74.8	516	0.690
2				168.8	1421	0.842	74.8	481	0.643
3				169.0	1341	0.793	74.6	553	0.741
4				169.2	1848	1.092	74.6	522	0.700
5				168.3	2020	1.200	74.0	555	0.750
6				169.2	1893	1.119	74.6	555	0.744
7				169.1	1821	1.007	74.6	553	0.741
8				168.8	2010	1.191	74.5	573	0.769

年次	手荘村			大賀村			高山村		
	作付面積（町）	収穫高（石）	反当収量（石）	作付面積（町）	収穫高（石）	反当収量（石）	作付面積（町）	収穫高（石）	反当収量（石）
大正 9				168.6	2037	1.208	74.8	901	1.205
10				168.7	1981	1.174	71.4	825	1.155
11	174.4	2673	1.533	167.6	2015	1.202	71.1	887	1.248
12	186.1	2405	1.292	167.0	2007	1.202	71.2	784	1.101
13	177.1	1290	0.728	161.0	981	0.609	71.3	402	0.563
14	184.8	2472	1.338	159.2	1966	1.235	71.8	877	1.221
昭和 1	186.5	2160	1.158	159.5	1958	1.228	72.9	895	1.228
2	191.8	2366	1.234	159.8	2267	1.419	66.6	839	1.260
3	192.0	2366	1.232	163.8	2127	1.300	69.8	876	1.255
4	191.8	2005	1.045	165.6	1443	0.871	71.2	752	1.056
5	190.9	3468	1.817	162.5	2335	1.437	71.2	1010	1.419
6	190.6	3199	1.678	161.9	1915	1.183	71.4	807	1.130
7	190.3	3371	1.771	162.7	2127	1.307	71.7	982	1.370
8	172.2	3591	2.086	147.8	2151	1.455	68.9	993	1.441
9	178.0	3029	1.702	161.3	2216	1.374	69.4	1149	1.656
10	172.9	2871	1.660	163.4	2100	1.285	69.9	1012	1.448
11	173.3	3157	1.822	163.5	2464	1.507	69.9	1143	1.635
12	177.4	3202	1.836	161.2	2395	1.485	69.9	1213	1.735
13	172.8	3336	1.931	164.7	2384	1.447	71.2	1189	1.670
14	146.2	1253	0.857	150.9	896	0.593	66.7	592	0.888
15	175.0	3360	1.920	159.4	2088	1.309	72.7	977	1.344

注　資料　　現勢調査簿　より作成。ただし，大賀村の昭和12年－15年と高山村の昭和3年の数値は「岡山県統計年報」による。

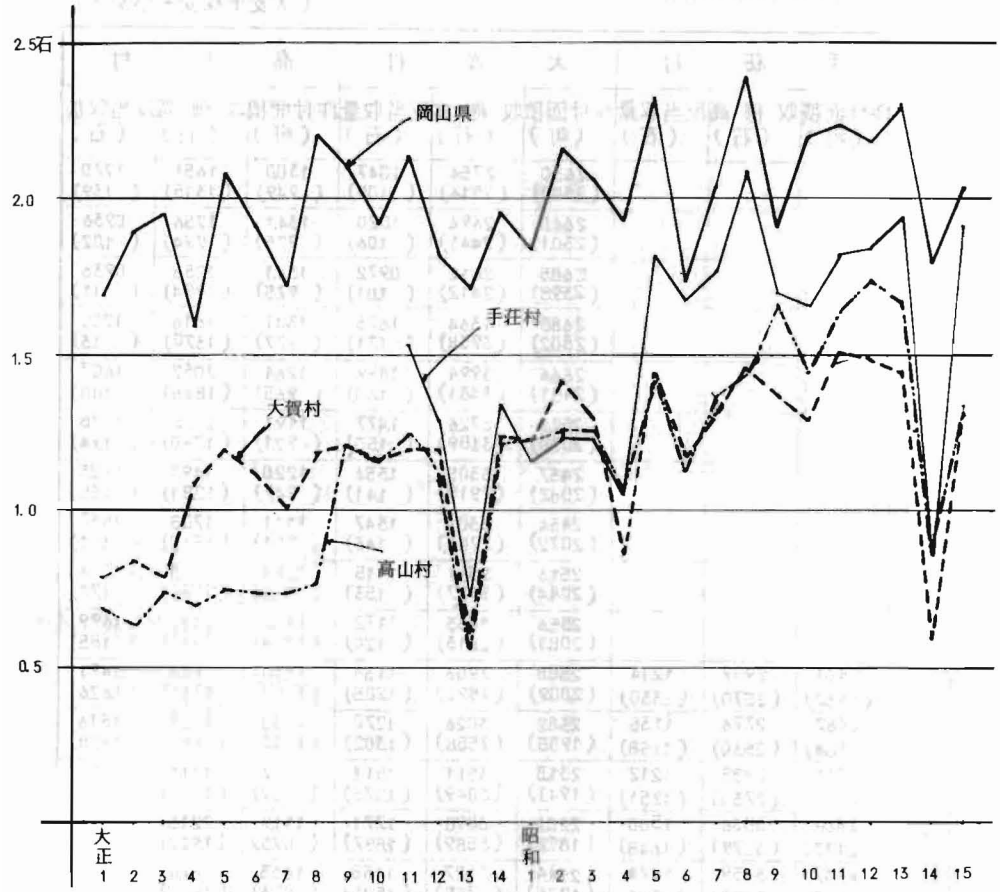

図７－１－１　米作反当収量の推移

(ロ) 麦作の動向　表７－１－１０をみてみると，川上町３村の麦作の中心は大麦であることがわかる。昭和初年を例にして各村における麦作全体に占める大麦の割合をみてみると，作付面積および収穫高ともに各村とも８０％を上廻っている。また麦作が後退していることもわかる。　すなわち，各村とも大正末期から昭和初期にかけて大麦の作付面積の大幅な減少がみられるのである。

次に，図７－１－２をみてみよう。米作と同様に岡山県の平均と比較してみると，大正期では大賀村と高山村が県平均を上廻っており，昭和期に入ってからは手荘村で県平均を上廻っている。大賀村と高山村では米作に関して土地生産力が極めて低かったことから，生産の中心が麦作にならざるを得

ない状況にあって，麦作に関して土地生産力が平均していたことと麦作に関する農業技術の改良が図られてその効果が表われて，大正期に県平均を上廻る反当収量を記録したものと思われる。

表７－１－１０　麦類の生産の変遷

（大麦＋裸麦＋小麦）

年次	手荘村 作付面積（町）	手荘村 収穫高（石）	手荘村 反当収量（石）	大賀村 作付面積（町）	大賀村 収穫高（石）	大賀村 反当収量（石）	高山村 作付面積（町）	高山村 収穫高（石）	高山村 反当収量（石）
大正 1				263.0 (230.0)	2754 (2516)	1.047 (1.09)	130.0 (94.9)	1651 (1315)	1.270 (1.39)
2				264.0 (230.1)	2694 (2443)	1.020 (1.06)	134.1 (97.5)	1256 (994)	0.936 (1.02)
3				268.5 (239.8)	2612 (2412)	0.972 (1.01)	134.1 (97.5)	1256 (994)	0.936 (1.1)
4				268.8 (230.2)	4364 (3938)	1.623 (1.71)	134.1 (97.7)	1616 (1370)	1.205 (1.3)
5				266.4 (218.1)	3994 (3481)	1.499 (1.60)	126.4 (96.5)	2032 (1826)	1.607 (1.80)
6				252.1 (203.8)	3726 (3189)	1.477 (1.50)	119.1 (92.1)	2023 (1790)	1.698 (1.94)
7				243.7 (206.2)	3305 (2919)	1.356 (1.41)	122.0 (94.9)	1493 (1281)	1.223 (1.35)
8				245.4 (207.2)	3306 (2963)	1.347 (1.43)	111.1 (90.3)	1708 (1540)	1.537 (1.71)
9				251.6 (204.4)	3561 (3127)	1.415 (1.53)	126.5 (99.8)	1928 (1766)	1.524 (1.77)
10				258.6 (208.1)	3033 (2613)	1.172 (1.20)	131.9 (105.9)	2242 (1959)	1.699 (1.85)
11	246.1 (193.2)	2989 (2570)	1.214 (1.330)	250.8 (200.9)	2906 (2520)	1.158 (1.205)	131.0 (105.2)	1954 (1711)	1.491 (1.626)
12	246.2 (218.4)	2796 (2530)	1.135 (1.158)	238.2 (198.5)	3026 (2588)	1.270 (1.302)	131.2 (104.7)	1727 (1495)	1.316 (1.428)
13	246.1 (218.2)	2985 (2730)	1.212 (1.251)	231.5 (194.1)	3511 (3049)	1.516 (1.575)	106.7 (83.9)	1711 (1500)	1.603 (1.798)
14	246.4 (217.2)	3866 (3579)	1.568 (1.648)	220.1 (189.2)	3898 (3559)	1.771 (1.887)	111.9 (87.5)	2215 (1927)	1.979 (2.202)
昭和 1	244.9 (216.0)	3659 (3332)	1.494 (1.543)	214.4 (183.5)	3127 (2755)	1.458 (1.505)	105.5 (80.3)	1866 (1596)	1.768 (1.988)
2	244.9 (216.0)	3670 (3339)	1.498 (1.546)	198.6 (172.9)	2057 (1878)	1.035 (1.088)	100.3 (76.2)	1404 (1205)	1.399 (2.182)
3	244.6 (216.0)	4338 (4007)	1.773 (1.855)	168.2 (144.0)	2830 (2531)	1.682 (1.803)	117.4 (—)	1661 (—)	1.414 (—)
4	160.4 (134.1)	2743 (2438)	1.710 (1.818)	164.4 (138.7)	2747 (2350)	1.670 (1.692)	101.7 (77.1)	1510 (1272)	1.484 (1.650)
5	177.3 (136.3)	3310 (2681)	1.866 (1.967)	162.3 (139.6)	2526 (2222)	1.556 (1.691)	102.5 (76.3)	1622 (1332)	1.582 (1.745)
6	224.3 (201.7)	4316 (3986)	1.924 (1.892)	167.3 (142.3)	2619 (2303)	1.565 (1.620)	86.8 (64.0)	1267 (1024)	1.459 (1.600)
7	224.1 (198.4)	4300 (3923)	1.918 (1.977)	172.9 (145.5)	2591 (2255)	1.498 (1.550)	89.6 (65.5)	1207 (982)	1.347 (1.500)
8	242.3 (187.0)	4746 (3929)	1.958 (2.101)	174.5 (143.2)	2497 (2090)	1.430 (1.460)	90.5 (67.0)	1240 (1005)	1.370 (1.500)
9	230.5 (—)	4731 (—)	2.052 (—)	174.3 (143.3)	2409 (2006)	1.382 (1.400)	93.5 (68.5)	1581 (1267)	1.690 (1.850)
10	195.3 (131.9)	3855 (—)	1.973 (—)	180.1 (130.0)	2963 (2372)	1.645 (1.825)	96.0 (71.0)	1614 (1314)	1.681 (1.850)

年次	手荘村			大賀村			高山村		
	作付面積（町）	収穫（石）	高反当収量（石）	作付面積（町）	収穫（石）	高反当収量（石）	作付面積（町）	収穫（石）	高反当収量（石）
昭和11	1958 (1285)	3354 (—)	1.712 (—)	170.2 (134.0)	2692 (2188)	1.581 (1.633)	98.5 (72.0)	1273 (1008)	1.292 (1.400)
12	191.1 (115.6)	3727 (—)	1.950 (—)	179.4 (—)	3134 (—)	1.746 (—)	98.5 (71.5)	1327 (1037)	1.347 (1.450)
13	196.0 (—)	3301 (—)	1.684 (—)	182.0 (—)	2910 (—)	1.598 (—)	123.5 (79.5)	1833 (1351)	1.484 (1.700)
14	205.7 (137.3)	3938 (2878)	1.914 (—)	175.4 (—)	3389 (—)	1.932 (—)	130.7 (95.2)	2722 (2237)	2.082 (2.350)
15	209.3 (132.5)	3318 (1942)	1.585 (—)	172.4 (—)	3380 (—)	1.960 (—)	125.0 (80.7)	2270 (1533)	1.816 (1.900)

注　資料　　現勢調査簿　より作成　　（　）は大麦の数値
ただし，手荘村の昭和9年－13年と大賀村の昭和12年－15年，高山村の昭和3年の数値は「岡山県統計年報」による。

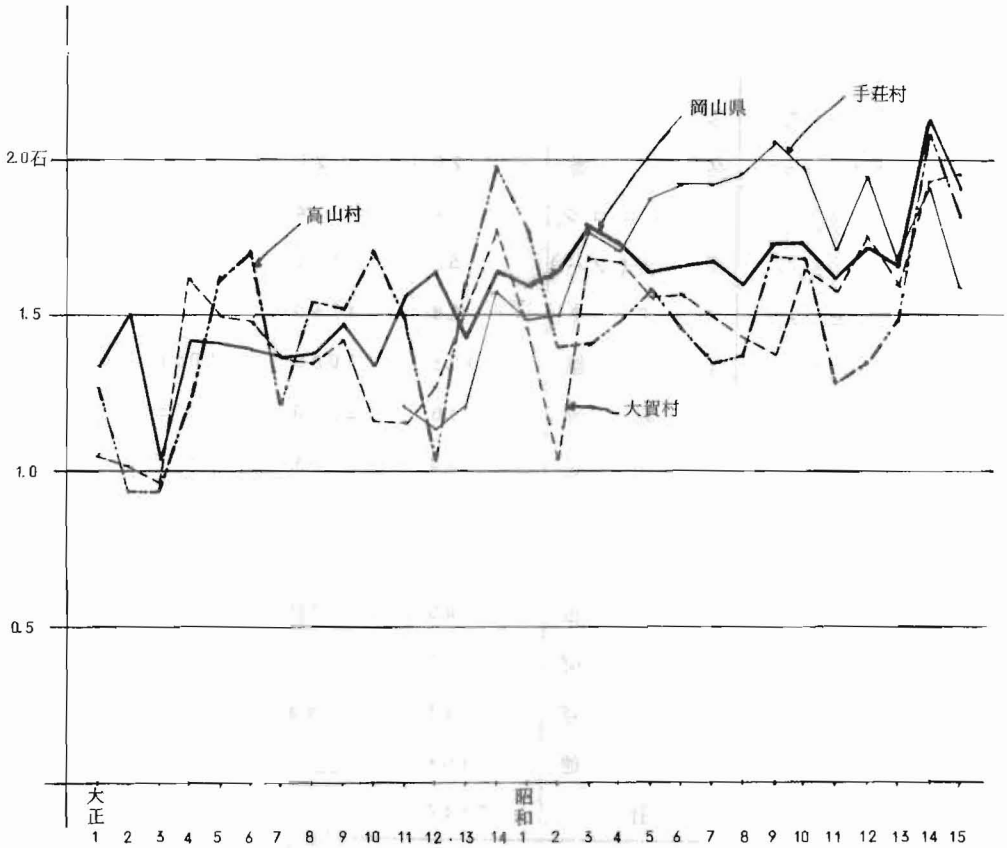

図7－1－2　　麦作反当収量の推移

(ハ) 農業生産構造　表７－１－１１は高山村における農産物の作付段別と収穫高を表わしたものである。農産物総価格の中で米の占める位置が４０％以下と低く，麦を加えてやっと５０％を上廻っている。

また，麦および穀類・豆類・芋類は大部分自給され，商品を目的としたものとは考えられないし，また米作も村内自給を大幅に上廻るとも考えられない。したがって，高山村は米作中心の農業生産構造とは言いがたい。商品作物であるコンニャク芋と葉煙草はどうであろうか。この表ではコンニャク芋は１７.３％を占めて米作に次いでいるが，昭和６年の表ではコンニャク芋の占める割合が３４.４％で米作の２４.４％を大きく上廻っている。葉煙草は９％前後を占めている。したがって高山村はコンニャク芋と葉煙草を中心とする生産構造といえよう。

表７－１－１１　農産物の作付反当と収穫高

（高山村：　昭和９年）

産物	作付反別（町）	収穫高（石）	価格（円）	総価格中に占める割合（％）
米	72.3	1179	30,896	37.0
コンニャク芋	30.0	36000	14,400	17.3
小麦	18.0	234	1,300	14.2
大麦	68.5	1267	9,502	
裸麦	7.0	80	1,200	
葉煙草	4.7	3679貫	7,373	8.8
粟	9.8	137	959	2.3
黍（きび）	1.0	10	80	
高黍	2.0	20	120	
トウモロコシ	4	4	28	
蕎麦（ソバ）	15.2	106	742	
ツクネ	2.8	4760	1,904	3.8
甘藷	10.5	21000	1,050	
馬鈴薯	1.8	2700	216	
大角豆	1.0	11	110	3.6
大豆	7.8	70	910	
小豆	9.7	78	1,950	
生大根	4.5	37800貫	1,890	5.5
薄荷	7.5	6000	2,700	
蚕豆	4.3	4.3	602	0.7
その他	15.9		5,486	6.6
計	294.7		83,418	100.0

注　資料　　高山村現勢一覧

他の２村については資料が入手できなかったため，生産構造を把握できなかった。しかし，大賀村の場合「（コンニャク芋の）畑面積に対する作付率も川上郡は１１.４％を示しており，主産地の核

をなすに至っている。なかでも高山（作付率２５％），大賀村（19%）…」(「備中町史」より）とあるように，コンニャク芋の生産が中心的位置を占めていると推定される。一方手荘村であるが，図７－１－１にみられるごとく地理的に米作に「やや適」しており，米の反当収量は他の２村と比べて高く，米作の占める位置は他の２村に比べて幾分高いものと推定される。

米作と麦作に関する生産力の前進が確認されたが，生産力の前進が農民層の分解にどのように反映されるのであろうか。

(e) 農民層の分解

大正・昭和初期の地主的土地所有の推移と農民層の分解の動態を川上町３村について個別的に考察してみよう。各村の資料は，大賀村が表７－１－１２，高山村が表７－１－１３，手荘村が表７－１－１４である。

(イ) 大賀村における地主的土地所有の推移と農民層の分解　経営規模別戸数の表をみると，「５反未満」層は大正９年まで漸減して，大正初年と比べて１３戸減少して３０５戸になっているものの，農家総戸数の５３％前後を持続している。しかし，大正１０年に一挙に１６６戸減少して１３９戸（２４.８％）になり，以後も漸減している。「５反－１町」層は大正６・７年に微増して１７８戸（３１.２％）になっているが，大正１０年に一挙に１１１戸増加して２８９戸（５１.５％）になり以後も若干増加している。「１町－２町」層は大正６年から大正９年まで漸減して８８戸（１５.４％）になっているが，大正１０年に４５戸増加して１３３戸（２３.７％）になり，以後漸減している。「以上は各階層の推移を孤立させてみてきたが，今度は階層相互間の上昇・下降傾向をみてみよう。少し乱暴であるが農家の経営廃止（農業離脱）および新設が，かならず５反未満層でおこなわれ，かつ経営の上昇・下降が１階層ずつ段階的に行なわれたとする」と（これは「日本資本主義と農業」のｐ２２１を参考にした），大正９年までは５反未満層から経営廃止し農業離脱へと１町－２町層から５反－１町層への下降とが若干起こり，そして大正１０年には５反未満層から５反－１町層への上昇が急激，大量に起こり，さらに５反－１町層から１町－２町層への上昇も相当数起きており，大正１０年以後は各階層で下降が起きる中で５反未満層から下降して経営廃止（農業離脱）が相当数起きて，農家総戸数の減少を結果している。さて，全国的には大正期に１町－２町の中農層に経営が集中して，明治３０年代の地主に代わって生産力担当層を形成する，いわゆる「中農標準化傾向」が明らかにされている。大賀村では１町－２町層は５反－１町層からの上昇により増加したとはいえ，全体の２３％にすぎず，５反未満層からの急激・大量の上昇により全体の５０％以上を占める５反－１町層に及ばない。したがって大賀村では，全国的にみられた１町－２町層での「中農標準化」は起きず一段階下の５反－１町層で「中農標準化」的現象がおきている。

自小作別耕地面積の表によれば，耕地における地主・小作関係は，小作地面積は畑が圧倒的に多い

が小作率は畑がわずかに優勢という状態で，大正７年にピークに達して大正９年まで停滞し，大正１０年に畑の小作地が激減，田のそれが若干減少して地主・小作関係は急激に後退するとともに，小作地面積は田と畑がほぼ同程度であるが，小作地率は田が優性となっていて田と畑の地位が逆転し，以後昭和３年まで漸減後退しているが，昭和４年以後田の小作地率が大正期のピーク時を上廻り，地主・小作関係が田において再び進展している。

自小作別戸数の表によれば，「自作農」は大正初年に２５２戸で農家総戸数の４３.１％を占めていたのが，大正９年・１０年に段階的に減少して２００戸（３５.７％）になっているが，大正１２年に３１戸増加して２３１戸（４０.８％）になり以後漸減している。「自小作農」は大正初年に３１５戸（５３.８％）であったのが，大正８年まで漸減して３０６戸になり，大正９年には３０戸増加して３６３戸（５８.８％）になるが，大正１０年，１２年と段階的に減少して２７８戸（４９.１％）になり以後も漸減している。これに対し「小作農」は大正９年に１６戸（２.８％）であったのが，大正１０年には一挙に４６戸増加して６２戸（１１.１％）になり以後漸減している。経営規模別戸数の場合と同様の視点で，階層相互間の上昇・下降傾向をみると，大正１０年に自作農と自小作農が減少する中で小作農が急増しているが，これは各階層で下降が起こり，特に自小作農（厳密には小自作農）から小作農への下降が激しく起ったためと考えられ，また大正１２年の小作農減，自小作農減の中で自作農が増加しているのは，自小作農から自作農への上昇が起きるとともに小作農からの経営廃止（農業離脱）も起きたためと考えられる。

耕地所有規模別戸数の表によれば，「１０町以上」層は大正９年まで２戸，大正１０年から昭和３年まで３戸，昭和４年以後は１戸だけとなっている。「５町－１０町」層は大正７年まで４戸，大正８年，１０年に１戸ずつ増加して５戸，大正１１年以後４戸となっている。「３町－５町」層は大正５年まで１２戸，大正６年に１３戸，大正８年から昭和初年まで１０戸，昭和２年以後９戸となっている。以上，耕地所有３町以上層は全体でわずか３％前後を維持するのみであるが，大正１０年まで漸増し以後漸減しているもののほぼ一定している。「１町－３町」層は大正初年に１０６戸（１８.５％）であったのが，大正全期を通じて漸増し大正１４年には１１８戸（３２.６％）になり以後漸減している。「５反－１町」層は大正初年に１８７戸（３２.６％）であったのが，大正９年まで漸増して１９４戸（３５.０％）になり，大正１０年には一挙に５８戸増加して２５２戸（５０.５％）になり，以後ほとんど変動なし。「５反未満」層は大正初年に２６４戸（４６.０％）であったのが，大正９年まで漸減して２３５戸（４３.２％）になり，大正１０年には一挙に１１６戸減少して１１９戸（２３.８％）になり，以後ほとんど変動なし。「耕地所有戸数」は大正９年まで漸減し大正１０年に一挙に５６戸減少し，大正１１年，１２年に段階的に１４戸増加しているが以後ほとんど変動はない。

以上，耕地所有３町以下層から５反未満層までの傾向をまとめると，１町－３町層は漸増している

ものの大きな変動はないけれど，５反未満層は大正を画期として上昇と下降ないし農業離脱の両方向に分解し，５反－１町層の急増と耕地無所有層の急増（耕地所有戸数の急減）を結果している。

以上，大正１０年を画期とする大正・昭和初期の大賀村における地主的土地所有の推移と農民層の分解を動態的にみてきたわけであるが，ここで改めて総合的に把握してみるならば，大正９年までは地主的土地所有が進展・停滞するなかで，経営耕地５反未満自小作農に経営が集中していたのが，大正１０年にこの階層が両方向に分解し，一方は小作地を買取って自作地にしたり新たに小作地を借り入れたり耕地を購入したりして，経営耕地５反－１町層に上昇し，他方は耕地（自作地）を手離して耕地無所有純粋小作農へ下降して，小作地が激減するなかで小作農の急増と経営耕地５反－１町自小作農へ集中する「中農標準化」的現象が急激に起こっている。大正１０年以後はさほど変動してないものの，零細小作農からの脱落（農業離脱）は相当数あったものと考えられる。

(ロ) 高山村の地主的土地所有の推移と農民層の分解　経営規模別戸数の表によれば，大正初期から２町－３町層が存在し，大正中期以後さらに３町－５町層と５町以上層も出現している。これは高山村がコンニャク芋栽培を中心とする農業生産構造をなしていることと関連していると思われる。さて，大正初期に「５反未満」層と「５反－１町」層がほぼ同数であり，合わせて全体の８０％以上を維持していたのが，「５反未満」層は大正中期から，「５反－１町層」は大正末年から漸減しており，昭和６年には合わせて７５.５％になっている。「１町－２町」層はきわめて安定していてほとんど変動がない。「２町以上」層については大正９年から大正１３年にかけて欠落しているので正確な変動を把握できないが，大正末期に急増している。これをもとに階層相互間の上昇・下降傾向をみるならば大正末年前後に「５反－１町」層が両方向に分解して，下降方向への分解は「５反未満」層にも波及し，５反未満層から下降して，経営廃止（農業離脱）に至るものが相当数にのぼり，一方上昇方向への分解は「２町－３町」層にも波及し，２町－３町層から３町以上層への上昇をもたらしている。しかしながら，全国的にみられた１町－２町層に経営が集中する傾向，いわゆる「中農標準化」は高山村では起きていない。また，大賀村でみられた５反－１町層に経営が集中する傾向，いわゆる「中農標準化」的現象すら起きていない。

自小作別耕地面積の表によれば，耕地における地主・小作関係は小作地面積に関しては，畑の優位に変動はみられないものの，小作地率に関しては，大正初期には，田・畑ともに２２％前後であったのが，田において小作地率が漸増し，畑においては小作地率が漸減して，昭和６年には田３１.３％，畑２１.４％となり田における小作地化が進展している。

自小作別農家戸数の表によれば，「自作農」は大正９年に急増し，以後も微増して昭和６年には１２５戸（３７.８％）になっている。「自小作農」は大正７年と９年に急減しているが，以後はほぼ安定しており，全体の５０％以上を持続していて，昭和６年には１７２戸（５２.４％）である。「小作農」は大正前・中期に14％前後であったのが大正１０年後漸減して昭和６年には３４１戸

（１０.２％）となっている。

階層相互間の上昇・下降をみると，大正８，９年を画期として自小作農が両方向に分解し，上昇方向の分解によって自作農の増加を結果し，下降方向の分解はそれを上廻る小作農層からの経営廃止（農業離脱）を引き起こし小作農の減少を結果している。

耕地所有規模別戸数の表によれば，「５反未満」層が大きく変動している。すなわち，大正中期以降漸減し大正末年と昭和２年に急増している。「５反－１町」層は大正末期まではほぼ安定しているが，大正末年に急増して以後安定している。この両階層を合わせて全体の８０％以上を維持している。「１町－３町」層はきわめて安定しており，１８％前後を維持している。昭和期に入って微減している「３町－５町」層と「５町－１０町」層は合わせて５，６戸にすぎず，昭和２年以後消滅している。階層相互の関連をみると，３町以上層および５反－１町層の地主たちが，５反未満の自小作農および小自作農に小作地を売り渡して，５反未満層の急増を結果していると思われる。

以上，大正・昭和初期の高山村における地主的土地所有の推移と農民層の分解を動態的にみてきたわけであるが，総合的に把握してみると，経営規模５反－１町（５反未満層も幾分含まれる）の自小作農に大正前・中期では集中していたのが，大正末年から昭和初年にかけて所有耕地３町以上層と５反－１町層との急増が自小作農の急増を結果している。また，高山村においては大賀村においてみられたような「中農標準化」的現象は起きていない。

(ｲ) 手荘村の場合は大正１１年以降の記録しかないので，大正・昭和初期を通じての動態的把握ができないので，表を掲載するにとどめた。

表７－１－１２　大賀村における地主的土地所有の推移と農民層の分解の動態

		年次	大正1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	昭和1	2	3	4	5	6
自小作別耕地面積	田	自作地（町）	113.6	113.6	112.9	112.8	112.9	109.7	108.4	108.7	108.7	111.1	111.1	118.1	118.8	118.8	117.0	116.9	116.9	107.5	107.9	104.4
		小作地（町）	56.8	56.3	57.1	57.1	57.1	60.3	61.6	61.3	61.3	50.6	58.9	51.9	51.4	51.4	48.3	48.3	47.9	60.9	62.8	64.2
		小作地率（％）	33.3	33.1	33.6	33.6	33.6	35.5	36.2	36.1	36.1	31.3	34.7	30.5	30.2	30.2	29.2	29.2	29.1	36.2	36.3	38.1
	畑	自作地（町）	174.2	175.2	173.3	173.0	172.3	170.3	170.5	170.7	170.7	208.4	200.3	219.0	219.8	220.3	209.6	209.3	209.3	209.3	207.6	213.6
		小作地（町）	91.1	99.2	100.6	100.6	100.6	103.8	103.5	103.1	103.1	49.6	73.5	55.1	55.4	54.3	51.2	51.2	51.5	49.5	66.9	56.6
		小作地率（％）	34.3	36.2	36.7	36.8	36.7	37.9	37.8	37.7	37.7	19.2	26.8	20.1	20.2	19.8	19.6	19.6	19.7	19.1	24.4	20.9
自小作別戸数	自作	戸数	252	252	252	252	251	251	248	249	219	200	200	231	229	229	228	228	228	225	224	218
		割合（％）	43.1	42.9	43.1	43.8	43.7	44.0	43.7	43.8	38.4	35.7	35.7	40.8	40.8	40.8	40.9	41.1	41.1	40.8	40.9	40.7
	自小作	戸数	315	318	313	308	307	306	304	306	336	299	299	278	278	278	277	273	274	274	274	266
		割合（％）	53.8	54.1	53.5	53.6	53.5	53.7	53.6	53.8	58.8	53.3	53.3	49.1	49.6	49.6	49.6	49.3	49.5	49.7	50.0	49.6
	小作	戸数	18	18	20	15	16	13	15	14	16	62	62	57	54	54	53	53	52	52	50	52
		割合（％）	3.1	3.0	3.4	2.6	2.8	2.3	2.6	2.5	2.8	11.1	11.1	10.1	9.6	9.6	9.5	9.6	9.4	9.4	9.1	9.7

	年次	大正 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	昭和 1	2	3	4	5	6
農家総戸数		585	588	585	575	574	570	567	569	571	561	561	566	561	561	558	554	554	551	548	536
経営規模別戸数	～5反 戸数	318	321	319	309	308	302	297	304	305	139	139	138	132	132	130	129	127	127	127	129
	～5反 割合(%)	54.4	54.6	54.5	53.7	53.7	53.0	52.4	53.4	53.4	24.8	24.8	24.4	23.5	23.5	23.3	23.3	22.9	23.0	23.2	24.1
	5反～1町 戸数	172	172	171	171	171	174	178	175	178	289	289	297	298	298	297	296	298	295	293	294
	5反～1町 割合(%)	29.4	29.3	29.2	29.7	29.8	30.5	31.4	30.8	31.2	51.5	51.5	52.5	53.1	53.1	53.2	53.4	53.8	53.5	53.5	54.9
	1町～2町 戸数	95	95	95	95	95	94	92	90	88	133	133	131	131	131	131	129	129	129	128	113
	1町～2町 割合(%)	16.2	16.1	16.2	16.5	16.5	16.5	16.2	15.8	15.4	23.7	23.7	23.1	23.4	23.4	23.5	23.3	23.3	23.4	23.3	21.0
耕地所有規模別戸数	～5反 戸数	264	264	257	251	250	245	238	244	235	119	120	125	124	122	122	125	120	120	120	127
	～5反 割合(%)	46.0	46.0	45.1	44.5	44.4	43.4	42.4	43.3	42.3	23.8	23.8	24.4	24.2	23.9	23.9	24.4	23.6	23.6	23.9	24.8
	5反～1町 戸数	187	187	188	188	188	190	192	194	194	252	257	254	254	254	256	256	256	256	253	258
	5反～1町 割合(%)	32.6	32.6	33.0	33.3	33.4	33.7	34.2	34.4	35.0	50.5	50.9	49.5	49.5	49.7	50.1	50.0	50.4	50.4	50.3	50.4
	1町～3町 戸数	106	106	108	108	108	111	113	110	110	110	111	117	118	118	116	115	117	117	116	112
	1町～3町 割合(%)	18.5	18.5	18.9	19.1	19.2	19.7	20.1	19.5	19.8	19.8	22.0	22.8	23.0	23.1	22.7	22.5	23.0	23.0	23.1	21.9
	3町～5町 戸数	12	12	12	12	12	13	13	10	10	10	10	10	10	10	10	9	9	9	9	10
	3町～5町 割合(%)	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.3	2.3	1.8	1.8	2.0	2.0	1.9	1.9	2.0	2.0	1.8	1.8	1.8	1.8	2.0
	5町～10町 戸数	3	3	3	3	3	3	3	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	5	4	4
	5町～10町 割合(%)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7	0.7	1.0	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	1.0	0.8	0.8
	10町～ 戸数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	2	1	1	1
	10町～ 割合(%)	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.4	0.2	0.2	0.2
同上合計		574	574	570	564	563	564	561	564	555	499	505	513	513	511	511	512	508	508	503	512

注　資料　　現勢調査簿

表７－１－１３　高山村における地主的土地所有の推移と農民層の分解の動態

		年次	大正1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	昭和1	2	4	5	6
自小作別耕地面積	田	自作地（町）	58.9	58.9	58.3	55.7	57.6	61.3	58.0	58.5	53.0	53.5	55.0	56.3	55.8	58.1	57.5	57.0	49.6	49.6	49.6
		小作地（町）	15.9	15.9	16.5	19.2	17.2	13.5	16.8	16.3	18.7	18.2	18.3	18.7	19.2	17.1	17.7	18.2	22.6	22.6	22.6
		小作地率（％）	21.3	21.3	22.1	25.6	22.3	18.0	22.5	21.8	26.1	25.4	24.8	24.9	25.6	22.7	23.5	24.2	31.3	31.3	31.3
	畑	自作地（町）	122.4	122.4	122.8	121.0	122.0	124.0	121.0	121.5	119.1	119.3	120.4	122.3	127.6	133.5	125.5	125.0	117.6	117.6	117.6
		小作地（町）	35.6	35.6	35.5	37.5	36.5	34.5	37.5	37.0	27.8	27.6	27.5	27.3	31.2	24.9	32.9	33.5	32.0	32.0	32.0
		小作地率（％）	22.5	22.5	22.4	23.7	23.0	21.8	23.7	23.3	18.9	18.8	18.6	18.4	19.6	15.7	20.8	21.1	21.4	21.4	21.4
自小作別戸数	自作	戸数	95	96	97	114	108	95	99	102	118	118	118	112	112	125	123	122	125	125	125
		割合（％）	26.8	27.0	27.2	32.6	32.3	26.8	28.7	29.6	34.8	35.8	36.2	35.1	34.8	36.9	36.7	37.0	37.8	37.8	37.8
	自小作	戸数	209	210	210	187	196	212	196	194	171	167	166	167	168	175	172	173	172	172	172
		割合（％）	59.0	59.2	59.0	53.4	52.7	59.7	56.8	56.2	50.4	50.6	50.9	52.4	52.2	51.6	51.3	52.4	52.0	52.0	52.0
	小作	戸数	50	49	49	49	50	48	50	49	50	45	42	40	42	39	40	35	34	34	34
		割合（％）	14.1	13.8	13.8	14.0	15.0	13.5	14.5	14.2	14.7	13.6	12.9	12.5	13.0	11.5	11.9	10.6	10.2	10.2	10.2
農家総戸数			354	355	356	350	354	355	345	345	339	330	326	319	322	339	335	330	331	331	331
経営規模別戸数	～5反	戸数	147	148	149	170	186	125	106	103	137	138	135	124	126	118	115	115	117	117	117
		割合（％）	41.5	41.7	41.9	48.3	51.1	40.7	36.2	35.2	40.4	40.8	41.4	38.9	39.1	34.7	34.3	35.0	35.3	35.3	35.3
	5反～1町	戸数	143	143	143	120	120	122	124	127	144	142	140	145	147	139	138	135	133	133	133
		割合（％）	40.4	40.3	40.2	34.1	33.0	39.7	42.3	43.3	42.5	42.0	42.9	45.5	45.7	40.9	41.2	41.0	40.2	40.2	40.2
	1町～2町	戸数	59	59	59	56	53	55	58	58	58	58	51	50	49	62	62	60	61	61	61
		割合（％）	16.7	16.6	16.6	15.9	14.6	17.9	19.8	19.8	17.1	17.2	15.6	15.7	15.2	18.2	18.5	18.2	18.4	18.4	18.4
	2町～3町	戸数	5	5	5	6	5	5	5	5						15	13	13	16	16	16
		割合（％）	1.4	1.4	1.4	1.7	1.4	1.6	1.7	1.7						4.4	3.9	4.0	4.8	4.8	4.8
	3町～5町	戸数														6	6	5	4	4	4
		割合（％）														1.8	1.8	1.5	1.2	1.2	1.2
	5町～	戸数															1	1			
		割合（％）															0.3	0.3			

	年次		大正1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	昭和1	2	4	5	6
耕地所有規模別戸数	～5反	戸数	111	113	114	116	91	109	94	93	87	88	88	89	90	126	123	140	141	141	141
		割合(%)	35.0	35.4	35.6	37.3	32.0	35.5	31.9	31.5	28.7	28.9	28.9	29.0	29.4	40.0	39.3	44.4	44.8	44.8	44.8
	5反～1町	戸数	145	145	145	140	137	138	141	142	155	155	154	154	153	127	128	125	125	125	125
		割合(%)	45.7	45.5	45.3	45.0	48.2	45.0	47.8	48.1	51.2	51.0	50.7	50.1	50.0	40.3	40.9	39.7	39.7	39.7	39.7
	1町～3町	戸数	57	57	57	52	51	55	55	55	56	56	56	58	57	55	55	50	49	49	49
		割合(%)	18.0	17.9	17.8	16.7	18.0	17.9	18.6	18.6	18.5	18.4	18.4	18.9	18.6	17.5	17.6	15.9	15.5	15.5	15.5
	3町～5町	戸数	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	6	6				
		割合(%)	0.6	0.6	0.6	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.9	1.9				
	5町～10町	戸数	2	2	2		2	2	2	2	2	2	3	3	3	1	1				
		割合(%)	0.6	0.6	0.6		0.7	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	1.0	1.0	1.0	0.3	0.3				
同上合計			317	319	320	311	284	307	295	295	303	304	304	307	306	315	313	315	315	315	315

注　この表は「備中町史」　P.528の表43を参考にして　現勢調査簿より作成。

表7－1－14　手荘村における地主的土地所有の推移と農民層の分解の動態

		年次	大正11	12	13	14	昭和1	2	3	4	5	6
自小作別耕地面積	田	自作地(町)	107.8	108.9	110.8	110.0	110.0	110.0	110.0	110.4	109.3	109.0
		小作地(町)	76.2	83.1	81.2	79.7	79.7	81.0	81.8	81.6	81.6	81.6
		小作地率(%)	41.4	43.3	42.3	42.0	42.0	42.4	42.6	42.6	42.7	42.8
	畑	自作地(町)	198.3	210.8	211.4	211.9	211.9	211.0	211.9	211.9	200.1	199.7
		小作地(町)	43.4	38.4	37.9	36.3	36.3	37.8	36.3	36.3	40.2	40.1
		小作地率(%)	18.0	15.4	15.2	14.6	15.2	14.6	14.6	14.6	16.7	16.7
自小作別戸数	自作	戸数	247	251	278	279	277	256	256	257	252	253
		割合(%)	35.1	38.4	41.9	42.1	41.8	36.8	38.9	39.0	38.7	38.6
	自小作	戸数	331	276	273	275	272	336	330	330	328	329
		割合(%)	47.1	42.2	41.1	41.5	41.0	48.3	50.2	50.1	50.3	50.2
	小作	戸数	125	127	113	109	114	103	72	72	72	73
		割合(%)	17.8	19.4	17.0	16.4	17.2	14.8	10.9	10.9	11.0	11.4

	年次	大正11	12	13	14	昭和1	2	3	4	5	6
農家総戸数		703	654	664	663	663	695	658	659	652	655
経営規模別戸数	～5反 戸数	416	474	478	438	440	334	425	429	424	425
	～5反 割合(%)	59.5	72.5	72.1	66.1	66.4	48.1	64.6	65.1	65.0	64.9
	5反～1町 戸数	243	147	151	187	185	286	189	189	187	188
	5反～1町 割合(%)	34.6	22.5	22.8	28.2	27.9	41.1	28.7	28.7	28.7	28.7
	1町～2町 戸数	44	33	34	38	38	75	44	41	41	42
	1町～2町 割合(%)	6.2	5.0	5.1	5.7	5.7	10.8	6.7	6.2	6.2	6.4
耕地所有規模別戸数	～5反 戸数	416	474	399	380	380	324	383	362	380	374
	～5反 割合(%)	73.8	74.4	71.9	68.1	68.1	51.9	61.9	61.7	63.3	64.4
	5反～1町 戸数	113	126	122	121	120	173	121	120	118	108
	5反～1町 割合(%)	20.0	19.8	22.0	21.7	21.5	27.7	19.5	20.4	19.7	18.6
	1町～3町 戸数	31	33	30	53	54	110	98	89	85	82
	1町～3町 割合(%)	5.5	5.2	5.4	9.5	9.7	17.6	15.8	15.2	14.2	14.2
	3町～5町 戸数	4	4	4	1	4	13	13	12	13	13
	3町～5町 割合(%)	0.7	0.6	0.7	0.2	0.7	2.1	2.1	2.0	2.2	2.2
	5町～10町 戸数				3		2	2	2	2	2
	5町～10町 割合(%)				0.5		0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	10町～ 戸数						2	2	2	2	2
	10町～ 割合(%)						0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
同上合計		564	637	555	558	558	624	619	587	600	581

注　資料　現勢調査簿

ロ　戦後の農業

(a)　農地改革

農地改革は，米国の日本占領当初の一連の民主化政策のうちでも重要なものの一つであり，わが国の政府の側から先に実現への第一歩が踏み出されたほとんど唯一のものであった。川上町における農地改革の実績を考察する前に，農地改革の前史・経過・性格を概略してみよう。

明治以後の耕地所有形態は，地主が土地を小作人に貸しあたえて耕作させ，小作人は主として産米によって小作料を支払うという関係，すなわち地主的土地所有関係を基本としていた。所有と経営が

分離した寄生地主的土地所有の持つ矛盾の激化に対応して，政府は「小作法政策」と「自作農創設政策」とを打ち出した。後者は所有と経営を合一させることによって，地主・小作関係が作用する場を縮少しようとする政策であった。戦前においては，この「自作農創設政策」が除々に具体化され，その規模を拡大していった。

敗戦直後，なお占領軍（ＧＨＱ）が土地所有に対してどのような態度を示すか明確でなかった昭和２０年１１月にすでに，政府内部で農地改革法令が準備・立案されて，２０年１２月２８日，政府は自作農創設と小作料金納化の方針による農地制度改革法を公布し，２１年２月１日から実施に移すことが決定された。しかしながら，この内容は必ずしも占領軍（ＧＨＱ）によって承認されず実施は延期された。これを第一次農地改革とよび，占領軍（ＧＨＱ）の指示によって断行された改革を第二次農地改革とよぶ。日本政府は，占領軍（ＧＨＱ）の意を受けてあらためて，自作農創設特別措置法の制定と農地調整法の改正をはかり，昭和２１年１２月２９日から農地改革の実施にとりかかった。

農地改革は「小作立法政策」と「自作農創設政策」の両者を含んでいるけれども，地主・小作関係のはたらく場としての小作地を大幅に解消する限りで，戦前に具体的優位を示していた「自作農創設政策」の延長であるといえる。しかし戦前のそれと農地改革とは次の諸点で明確に区分される。

戦前の「自作農創設政策」は自由・間接方式（地主と小作人との合意の下になされる自作地化を政策的に促進し，国家は直接その所有権移転に触れずにその条件を整えるもの）であったのが，農地改革では，強制・直接方式（第一次農地改革からすでに，一定限度以上の小作地は必ず自作地化せしめられることを当事者の意志いかんにかかわらず法的に規定し実現せしめるというもので，実施された第二次農地改革では，限度以上の小作地を国家が買収し，その上で小作人に売渡すというもの）であった点で明確に区分される。

また，農地改革は，地主・自作・小作と階層を分けて選出される市町村委員会を末端において具体的な業務の大部分をこれに委ね，その上に都道府県農地委員会，全国農地委員会を置いて重要な事項を決定するという組織がとられた。すなわち，一つには，土地問題に関する法的規制を実施する主体を，その規制に関する当事者のうちから選出された農地委員会に求めた点，今一つは，農地改革に関して当事者として農民一般をおかずに，地主・自作・小作がそれぞれに利害が異なることを承認した上で，それぞれの階層の代表を選出せしめて委員会を構成したという点で従来のものと明確に区分される。

次に第一次農地改革と第二次農地改革とを比較して，実施された第二次農地改革の性格を明らかにしてみる。「農地調整法」の改正という形での，第一次農地改革立法では，強制創設方式はとられたけれども，所有権を譲渡される小作地は，不在地主の所有地全部と在村地主の所有地で５町歩（原案は３町歩）を超えるものであって，当時の想定では小作地面積のほぼ半分にすぎず，他方，従来でも

一応地主として生計を維持しうるとされた5町歩の小作地を持つものはそのまま地主として存在しえた。また農地委員会の構成は，地主・自作・小作共に各5人の委員とそれに官選委員3名を加えたものであって，必ずしも寄生地主的土地所有のチェックの主体として適当なものとはいえなかった。

これに対して，占領軍の勧告を経た「農地調整法」改正と「自小作農創設特別措置法」との2本立ての第二次農地改革では，在村地主の所有地の平均1町歩を超えるものと不在地主の所有地を合わせて200万町歩と推定された小作地がその対象となり，強制創設方式を有効ならしめるものである直接方式が第二次農地改革ではじめて採用された。また農地委員会の構成も，小作5に対して地主3，自作2（それに3名以内の中立委員が加わる場合もある）という比率に変更され，小作者の利害が充分考慮されうる体制がとられた。

寄生地主的土地所有の排除を直接の目標とする農地改革も第二次農地改革によってはじめてそれにふさわしい原則と内容を確立して実施されたのである。

表7－1－15　小作地 田・畑買収進行状況

買収時期別	大賀村 田	大賀村 畑	大賀村 計	手荘村 田	手荘村 畑	手荘村 計	高山村 田	高山村 畑	高山村 計
	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩
第1回昭和22年 3月31日	3.4723	3.7623	7.2416	4.4623	3.0906	7.5529	1.7019	2.7326	4.6415
2 22. 7. 2	2.4001	2.8910	5.2911	4.3207	4.6325	8.9602	1.5923	2.7024	4.3017
3 10. 2	1.2622	4.5411	5.8103	10.8424	4.9513	15.8007	4.8715	6.7910	11.6625
4 12. 2	13.0819	10.2914	23.3803	2.6520	2.2609	4.9129	2.0829	5.2524	7.3413
5 23. 2. 2				.1326	.7621	.9017	1.0314	2.4818	3.5202
6 3. 2	6.2900	5.0909	11.3809	4.1323	2.6625	6.8018	.1614	.6718	.8402
7 7. 2	3.2718	2.0002	5.2720	1.1900	.9507	2.1407	.4118	1.2508	1.6626
8 10. 2	.0323	.8606	.8929	.5620	.4501	1.0121	1.0314	2.4818	3.5202
9 12. 2	.8207	.2903	1.1110	.4611	.6027	1.0708	.1820	.0528	.2418
10 12. 31		.0700	.0700	.1326	.7621	.9017		.3705	.3705
11 24. 3. 2	.6829	.8014	1.4913	1.6416	.6001	2.2417	.1609	.5119	.6728
12 7. 2	.4223	.2422	.6715	1.1516	.3907	1.5423		.1911	.1911
13 10. 2									
14 12. 2									
15 25. 3. 2	.1108	.6324	.7502	1.1007	.8504	1.9511			
16 7. 2				.2307	.1012	.3319			
合計	31.8823	31.5018	63.3911	33.0616	23.1029	56.1715	11.2625	26.3417	37.7112

注　大賀村は「農地等開放実績調査」より作成。
　　手荘村，高山村は　買収計画書　より作成。

さて，川上町における農地改革はどのように進められ，どのような成果を上げたかみてみよう。表7－1－15は川上町3村の田畑買収状況を表わしたものである。（田畑売渡し面積と売渡しを受けた戸数に関する資料は入手できなかった）手荘村と高山村の買収総面積は表7－1－16のそれと比べてわずかに異なっている。農地委員会によって第1回買収が昭和22年3月に開始されて以後，昭和25年7月までに各村において，12回ないし14回の買収が行なわれている。そして，第7回の昭和23年7月までの買収分で，大賀村が全体の92%，手荘村が84%，高山村が90%の買収を完了している。

表7－1－16　農地改革の実績　（その1）

		岡山県	川上郡	手荘村	大賀村	高山村
昭和20年11月23日現在農地面積	自作地	(町) 64,909.1	(町) 3,382.8	(町) 282.3	(町) 257.3	(町) 112.0
	小作地	44,842.0	1,254.5	86.2	97.2	84.1
	計	109,751.1	4,637.3	368.5	354.5	196.1
買収面積		30,805.9	819.7	57.7	63.4	37.5
所管換面積		2,814.6	39.9	2.6	9.1	—
計		33,620.5	859.6	60.3	72.5	37.5
売渡済面積		33,388.0	856.4	60.0	72.4	37.5
昭和25年8月1日現在農地面積	自作地	98,054.7	4,234.8	342.0	329.1	147.0
	小作地	12,227.6	395.6	24.7	24.7	29.1
	自作地にも小作地にも入らぬ農地	31.2	2.9	1.0	1.9	—
	計	110,313.5	4,633.3	367.7	355.7	196.1
農地を買収された地主の戸数	個人主 在村	(戸) 30,841	(戸) 929	(戸) 72	(戸) 83	(戸) 43
	個人主 不在村	38,194	1,269	125	127	63
	法人 在村	4,947	248	37	—	3
	法人 不在村	777	47	—	21	
売渡をうけた戸数		128,770	4,063	313	369	198

注　資料　「農地等開放実績調査」

農地改革の実績　（その２）　　単位：％

	岡山県	川上郡	手荘村	大賀村	高山村
昭和２０年の小作地率	40.9	27.1	23.4	27.4	42.9
昭和２５年の小作地率	11.0	8.5	6.7	6.9	14.8

注　　上表より作成

表７－１－１６で農地改革の実績をみてみよう。改革前の３村の小作地率は手荘村で２３.４％，大賀村で２７.４％，高山村で４２.９％であったのが，改革後にはそれぞれ6.7％，6.9％，１４.８％に低下している。農地改革によって小作地が解放された結果，各村の小作地面積はいずれも３分の１以下に減少しているが，これは県平均値と近似している。以上のことから，耕地における地主・小作関係が改革によって大幅に縮少されたといえよう。また，買収を受けた地主戸数は個人と法人を合わせて手荘村で２３４戸，大賀村で２３１戸，高山村で１０９戸ある。そして売渡しを受けた戸数はそれぞれ３１３戸，３６９戸，１９８戸ある。大賀村の３６９戸は当時の総農家戸数の６８.８％にあたり３村のうちで最も高かったものと推定される。

次に農地改革によって農民層および地主・小作関係にどのような変化が起きたか，大賀村を例にしてみてみよう。（他の２村の資料は入手できなかった）。

表７－１－１７　改革前後の自小作別農地比較（大賀村）

	自作地	小作地	計	田	畑	小作地率
	（町）	（町）	（町）	（町）	（町）	（％）
昭和　５年	316.8	129.7	446.5	170.1	274.5	29.0
２１年	274.9	79.7	354.6	146.6	208.0	22.5
２２年	265.7	89.0	354.7	152.2	202.6	25.1
２５年	332.4	25.7	358.1	150.8	207.3	7.0

注　　資料　　昭和５年は　　現勢調査簿
昭和２１.２２.２５年は，「農地等開放実績調査」

表７－１－１８　改革前後の自小作別農家戸数比較（大賀村）

	保有限度の貸付地所有農家	自作農	自小作農	小自作農	小作農	計
昭和　６年		218 (40.7)	266 (49.6)		52 (9.7)	536 (100.0)
昭和２５年	15 (2.8)	359 (67.1)	118 (22.1)	26 (4.9)	17 (3.2)	535 (100.0)

単位　戸（％）

注　　資料　　昭和５年：　現勢調査簿
昭和２５年：　「農地等開放実績調査」

表７－１－１７によれば，小作地率は敗戦直後の２１年には，昭和５年と比較して幾分低下しているが，昭和２２年には，わずかながら上昇している。これは，疎開その他で地主やその縁故者が帰村して小作地を新たに借入れて零細経営をはじめた農家が存在したためと思われる。このように一時的に上昇した小作地率も改革によって急減して，昭和２５年には，わずか７％にすぎなくなっている。次に表７－１－１８をみると，自作農は昭和５年には４０．７％であったのが，改革後には６７．１％に激増している。また，小作農は９．２％から３．２％に低下している。以上のことから，大賀村における農地改革は，その意図（小作地の開放と自作農創設）を充分にまっとうしていることがわかる。

次に，地主・小作関係の変化の内容を関係戸数および面積においてみてみよう。

表７－１－１９によれば，買収を受けた個人地主の所有規模別戸数では，５反未満層が在村・不在村あわせて１８９戸あり，これは全体の９０％にあたる。表７－１－２０によって，売渡しを受けた面積を改革前の小作地面積と比較してみると，改革前の小作地面積の９７．２町歩のほぼ７４％にあたる７２．４町が売渡されている。また，農地の売渡しを受けた戸数は５反－１町層に集中している（小作農の場合は，５反未満層である）。そして，農地買収が土地所有５反未満地主に集中し，５反－１町層が売渡しを集中的に受けた結果が表７－１－２１の昭和２５年の経営規模別戸数となっている。

表７－１－１９　買収を受けた地主の所有規模別戸数（大賀村）

地主区分		～５反	５反～１町	１町～３町	３町～５町	５～１０町	計
個人地主	在村地主	77	2	2	2		83
	不在地主	112	10	3	1	1	127
法人地主	在村地主						
	不在地主	14	6				21

注　　資料　　「農地等開放実績調査」

表７－１－２０　農地の売渡しを受けた戸数及び売渡しを受けた面積（大賀村）

昭和２０年１１月２３日現在における区分 ＼ 事項別		戸数		面積			
		村内にある農地の売渡を受けた戸数	他村にある農地の売渡を受けた戸数	村内にて売渡をうけた面積	村外から売をうけた面積	昭和２０年１１月２３日現在における自作地面積	昭和２０年１１月２３日現在における小作地面積
市町村内居住者	自作農	５反未満耕作					
		５反～１町	（戸）23	（戸）	（町）1.2505	（町）	（町）16.6524	（町）1.3915
		１町～２町	9		.5312		9.3028	.5312
	自小作農	５反未満耕作	28	1	2.5613	.4502	7.9903	3.5410
		５反～１町	115		19.8425		62.0818	23.9608
		１町～２町	12		2.8616		9.2227	3.6706
	小自作農	５反未満耕作	17		2.9101		2.1300	3.7323
		５反～１町	45		13.4608	.2825	15.0220	19.6220
		１町～２町	5		2.2215		2.0314	3.8825
	小作農	５反未満耕作	44	1	11.3802			
		５反～１町	18		8.7001			
		１町～２町						
市町村外居住者		現在不在	45		5.9109	.2500	.6128	11.3802
		現在在村	8		.7717	.0625	.6602	9.1226
計			369	2	72.4304	1.4316	125.7414	80.8627

注　資料　「農地等開放実績調査」

表７－１－２１によれば，「１町－２町」層は昭和６年に１１３戸（２１.０％）であったのが，改革後には，「１.５町－２町」層がなくなり，「１町－１.５町」層が７４戸（１３.８％）にすぎなくなっている。一方，「５反未満」層は昭和５年には１２９戸（２４.１％）であったのが，改革後には１５５戸（２９％）になっている。「５反－１町」層は微増している。このことから，農地改革によって創設された自作農的土地所有は，零細所有＝零細経営としてたちあらわれている。そして，これが，農地改革後の農業の発展の障害となり，農民層の分解を引き起こすのである。

表7－1－21　改革前後の経営規模別農家戸数の比較（大賀村）

	3反未満	3～5反	5反～1町	1～1.5町	1.5～2町	総数
昭和 6年	129 (24.1)		294(54.9)	113	(21.0)	536(100.0)
昭和25年	69(12.9)	86(16.1)	306(57.2)	74(13.8)		535(100.0)

注　資料　昭和 6年　現勢調査簿
昭和25年　「農地等開放実績調査」

以上みてきたように，敗戦を契機として強力に推進された農地改革によって，寄生地主的土地所有が排除され，自作農的土地所有が支配的になったわけであるが，在村地主においては，貸付地保有は1町未満ならば認められたわけであるから，その範囲において地主およびその貸付地は残存したわけである。表7－1－22によって改革直後の小作地の状況をみてみよう（借入状況を表わす資料は入手できなかった）。不在地主は存在せず，寄生地主的土地所有が改革によって完全に姿を消したことを示している。経営規模別では，「5反－1町」層が圧倒的に多く，「5反未満」層と「1町－1.5町」層がほぼ同数である。貸付面積規模別では2反未満が全体の65％をしめている。一方借入農家は264戸あり，これは当時の総農家戸数の約50％をしめている。経営規模別にみると，「5反－1町」層が圧倒的に多く，次いで「5反未満」層，「1町－1.5町」層の順となっており，1町未満の零細農の83％が農地を小作していることになる。

表7－1－22　村内居住地主の農地貸付状況（大賀村）
（昭和25年8月1日現在）

		貸付面積・広狭別地主戸数（戸）						貸付面積（町）			借入れ作農家数(延)
		～1反	1～2反	2～3反	3～5反	5～7反	計	田	畑	計	
経営規模別	不耕作										
	5反未満耕作	5	8	6	5		24	1.68000	2.6729	4.3529	55
	5反～1町	28	25	8	10	7	78	8.9828	7.2229	16.2127	164
	1～1.5町	10	5	4	1	2	22	2.1516	1.8210	3.9726	45
合計		43	38	18	16	9	124	12.8214	11.7308	24.5522	264

注　資料　「農地等開放実績調査」

農地改革では，山林原野の解放は耕地に付属する採草地のみに限られたために，山林地主は温存された。表７－１－２３と表７－１－２４（１９６０年の記録で，農地改革後１０年経過しているけれども）をみれば，川上町における山林原野の解放がなされなかったことがわかる。ここでいう，経営農用地とは，経営耕地と耕地以外の農用地（採草地・放牧地・放牧する山林・採草する山林・宅地および農地・水路・ため池などの経営農用地）を合わせたものである。さて，表７－１－２３をみてみると，経営耕地の最大規模は1.０－1.５haであるのに対して，経営農用地の場合は５－１０haが最大規模で，３ha以上の農用地を所有する農家は６４戸も存在している。次に，表７－１－２４によって山林を含めた場合をみてみると，５０ha以上の土地を所有する農家が２戸あり，１０ha以上の土地を所有するものは１１４戸もある。川上町のように山林経営が大きい比重を占めてきた農山林においては，山林原野が解放されなかった意義は大きい。

表７－１－２３　経営農用地面積広狭別農家数（１９６０）

経営農用地広狭別 ＼ 経営耕地広狭別	～0.3ha	0.3～0.5ha	0.5～0.7ha	0.7～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～2.5ha	2.5～3.0ha	3～5ha	5～10ha	合計
～0.3ha	184	64	11	6	2						267
0.3～0.5ha		110	71	48	35	2	2				268
0.5～0.7ha			71	92	107	30	3	1	2		306
0.7～1.0ha				81	166	105	62	22	20	4	460
1.0～1.5ha					46	34	36	13	29	9	167
1.5～2.0ha											
2.0～2.5ha											
耕地以外の最低規模以上に該当する農家	1										1
合計	185	174	153	227	356	171	103	36	51	13	1,469

注　資料　　世界農林業センサス

表７－１－２４　所有土地面積広狭別農家数（１９６０）

所有耕地広狭別 / 経営耕地広狭別	所有なし地	～0.3ha	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1～2ha	2～3ha	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50ha～	合計
～0.3ha	21	102	37	38	38	13	7	9	1	1			267
0.3～0.5ha	3	14	48	75	71	27	18	7	2	1	2		268
0.5～0.7ha	1	2	6	59	110	60	33	29	5		1		306
0.7～1.0ha			1	5	69	83	145	100	42	8	6	1	460
1.0～1.5ha					3	13	43	64	28	10	5	1	167
1.5～2.0ha													
2.0～2.5ha													
耕地以外の最低規模以上に該当する農家													
合計	25	118	92	177	291	196	247	209	78	20	14	2	1,468

注　資料　世界農林業センサス

(b)　農業の占める位置の変化

農業従業者数および専兼業別戸数の推移から，農地改革後の農業の占める位置を概観してみよう。

まず，産業別人口構成における農業従業者数の推移をみてみよう。「岡山県全体では，産業別従業者者総数が段階的に増加するなかで，農業従業者数は急速に減少している。すなわち，昭和２２年に農業業従業者数は約４５万人，農業従業者率（＜農業従業者数＞÷＜産業別従業者総数＞×１００）が約６０％であったのが，昭和３５年に約３５万人（４２％），さらに昭和４５年には２３万人（２５％）にまで減少している。昭和２２年と昭和４５年とを比較すると，従業者数はほぼ半減し，農業従業者率も大幅に低下して２５％をわずかながら下廻り，製造業従業者数に次ぐものになった」（「岡山県統計年報」より）。戦後における産業人口構成上に占める農業の位置の顕著な後退傾向は，岡山県のみの傾向でなく全国的なものであった。では，川上町の場合はどうであっただろうか。表７－１－２５によると，農業従業者数は段階的に大幅に減少し，昭和２２年に約4,６００人（８１.６％）であったものが，昭和３５年には約３,５００人（７０.５％），さらに昭和４５年には2,１００人（５４.５％）になっている。昭和２２年と昭和４５年を比較すると，農業従業者数は半数以下に減少している。また，農業従業者数の減少数が産業別従業者総数の減少数を上廻っているのは，農業従業者のなかに

離農→離村というコースをたどるものが相当数存在したためと思われる。以上のことから，産業別人口構成における農業の位置の後退は川上町においても例外ではなかったといえる。

表７－１－２５　産業別従業者数の推移

	昭和２２年		昭和３５年		昭和４０年		昭和４５年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
農業	4849	81.6	3492	70.5	2730	65.4	2118	54.5
林業	37	.6	109	2.2	44	1.1	23	.6
鉱業	199	3.3	242	4.9	95	2.3	58	1.5
建設業	71	1.2	143	2.9	125	3.0	182	4.7
製造業	154	2.6	237	4.8	453	10.9	685	17.6
卸小売業	135	2.3	245	4.9	232	5.6	206	5.3
金融業	2	—	11	.2	18	.4	8	.2
運輸通信業	78	1.3	73	1.4	81	1.9	146	3.7
ガス・電気水道業	5	.1	2	—	4	—	2	.1
サービス業	212	3.6	326	6.6	303	7.3	362	9.3
公務	112	1.9	73	1.5	88	2.1	93	2.4
その他	101	1.7	0	—	0	—	3	.1
合計	5945	100.0	4953	100.0	4173	100.0	3886	100.0

注　資料　「岡山県統計年報」

表７－１－２６によって，専兼業別戸数の推移をみてみよう。昭和３５年以降急速に兼業化が進行していることがわかる。まず，昭和５年と昭和３５年を比較してみると，農地改革後１０年間においては兼業化があまり進行していない。（戦前においては，専業＝専業＋第一種兼業，兼業＝第二種兼業を意味している。）昭和３５年以降，専業の大幅な減少と第一種兼業の微減に対して，第二種兼業が大幅に増加している。第二種兼業農家は，昭和３５年以降１０年間でほぼ倍増している。

表７－１－２６　専兼業別戸数の推移

年次	専業		兼業		第一種兼業		第二種兼業		総数
	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	
昭和　５年	1,201	78.4	331	21.6					1,532
３５年	529	36.0	939	64.0	602	41.0	337	23.0	1,468
４０年	351	26.0	1,000	74.0	481	35.6	519	38.4	1,351
４５年	173	13.8	1,078	86.2	470	37.2	608	48.6	1,251

注　資料　昭和５年　現勢調査簿
昭和３５，４０，４５年　世界農林業センサス

次に，表７－１－２７によって，兼業化傾向を経営規模別にみてみよう。兼業優勢層および第二種兼業優勢層が段階的に上昇している。すなわち，兼業の場合昭和３５年には１．０ha未満各階層で優勢

であったのが，昭和４０年には1.0－1.5haに，さらに，昭和４５年には全農家で兼業優勢となっている。第二種兼業の場合，0.3ha未満層から0.5ha層に，さらに昭和４５年には0.7ha未満層で優勢となっている。したがって，0.5ha未満層は第二種兼業型に純化し，0.7ha以上層は第二種兼業型に純化していくものと考えられる。さらに，0.5ha未満の第二種兼業農家から相当数の離農が起きたものと思われる。

以上，産業別人口構成および専兼業戸数の推移をみてきたわけであるが，川上町においては，全国農山林においてみられたごとく，農業従業者数の急減と兼業化の進展による第二種兼業農家の急増，さらに零細農の相当数の離農がみられた。これらの変化は，戦後農業と他産業との所得格差が大きくなり，農業収入だけでは生活と再生産を維持することが困難になり，出稼ぎ，都市での就職にたよらざるを得なくなっていることに起因している。

表７－１－２７　経営耕地広狭別専兼業別農家戸数

経営耕地広狭別	１９６０年（昭和３５年）					１９６５年（昭和４０年）					１９７０（昭和４５年）				
	総数	専業	兼業	第１種兼業	第２種業	総数	専業	兼業	第１種兼業	第２種業	総数	専業	兼業	第１種兼業	第２種業
0.3ha未満	267	42	225	36	189	231	33	198	21	177	237	34	203	6	197
0.3～0.5ha	268	58	210	121	89	266	40	226	59	167	235	34	201	27	174
0.5～0.7ha	306	95	211	175	36	290	65	225	116	109	238	30	208	88	120
0.7～1.0ha	460	225	235	214	21	399	135	264	201	63	347	45	302	201	101
1.0～1.5ha	167	109	58	56	2	156	71	85	82	3	171	25	146	131	15
1.5～2.0ha						9	7	2	2		20	5	15	14	1
2.0～2.5ha											2		2	2	
2.5～3.0ha											1		1	1	
合計	1468	529	939	602	337	1351	351	1000	481	519	1251	173	1078	470	608

注　資料　　世界農林業センサス

(c)　耕地利用の変化

表７－１－２８によって，戦前と戦後の耕地利用の変化を概観してみよう（詳細は，「戦後における農業の動き」の耕地利用の変化の中で明らかにされるであろう）。昭和１１年と昭和３５年を比較すると，総耕地面積の大幅な減少の主因は，畑の大幅な減少であることがわかる。そして田においては，二毛作田の減少が顕著である。次に，昭和３５年以降の変化をみると，昭和３５年以降１０年間の耕地面積の減少は，かって例をみないほど急激である。この急激な減少の主因もまた畑の減少である。二毛作田は段階的に減少して昭和４５年にはついに戦前の３分の１以下になっている。一毛作田が微増していることから，二毛作田の一部は裏作を廃して一毛作田にかわり，残りはそのまま休耕したものと思われる。

表７－１－２８　耕地利用の変化

単位：ha

	経営耕地総面積	田			畑
		総面積	一毛作田	二毛作田	
昭和１１年	1051.5	408.1	322.5	83.4	643.4
３５年	914.89	388.52	321.05	66.40	526.37
４０年	839.36	368.33	314.44	49.32	471.03
４５年	803.91	361.35	328.90	26.36	442.56

注　資料　昭和１１年は　現勢調査簿　，手荘村．大賀村．高山村の合計
昭３５年－４５年は　世界農林業センサス

次に，経営規模別にみた土地利用の変化をみてみよう。表７－１－２９によれば，まず「５反未満」層の場合，昭和３５年に田総面積に占める二毛作田の割合は４５.５％であり他の階層と比べて非常に高かったのが，以後一毛作田化および休耕によって，二毛作田は急減し，昭和４５年には１４％を占めるにすぎない。「0.5－1.0ha」層の場合，田については二毛作田の減少は0.5ha未満層と同様に顕著である。昭和３５年に田総面積の１４％強を占めていたのが，昭和４５年には6.9％を占めるにすぎない。また，一毛作田に段階的に減少しており，その結果，田総面積が段階的に減少しているのがこの階層の特徴である。一方，畑は普通畑が段階的に大幅に減少しているのに反し，樹園地が段階的に増加して昭和３５年に畑総面積の2.5％を占めるにすぎなかったのが，昭和４０年には6.3％，さらに昭和４５年には１０％を占めるに至っている。「1.0－2.0ha」層の場合，田は二毛作田がわずかで，ほとんど一毛作田である。一毛作田は昭和３５年から昭和４０年にかけて微減しているが，昭和４０年から昭和４５年にかけて増加している。畑は普通畑が微増しているのが特徴的である。そして，樹園地が昭和４０年から昭和４５年にかけて急増している。すなわち，畑総面積に占める樹園地の割合が昭和４０年に５％であったのが，昭和４５年には１８.２％を占めるに至っている。

以上，各階層の土地利用の変化をみてきたわけであるが，この土地利用の変化と農業従業者数の急減・第二種兼業農家の急増と関連づけてみると0.5ha未満零細農は第二種兼業とならざるを得なくなっており，したがって農業に従事する時間および人員も少なくなり，したがってより経済効率のよい米作だけを行う一毛作田化が急速に進んだものと考えられる。そして1.0ha以上中農層は，第一種兼業となり，農業に重点的に時間と労力を投じることができ，畑作生産も経済効率がよいので田の減少はみられない。

(d)　農民層の分解

農地改革後の農民層の分解を，自小作別農家戸数および経営規模別戸数の推移をもとにみてみよう。表７－１－３０によれば，昭和５年と昭和３５年を比較すると農地改革の成果をはっきりと読みと

れる。

表７－１－２９　経営耕地規模別の耕地利用の変化

単位：ha

	経営耕地規模別	経営耕地総面積	田 総面積	田 一毛作田	田 二毛作田	畑 普通畑	畑 樹園地
昭和35年	0.5ha未満	154.45	62.02	33.71	28.24	90.87	1.56
	0.5ha～1.0ha	569.32	242.04	207.45	34.20	319.06	8.22
	1.0ha～2.0ha	188.84	84.46	79.89	3.96	100.90	3.48
	耕地以外の最低規模以上に該当する農家	2.28					
	合計	914.89	388.52	321.05	66.40	513.11	13.26
昭和40年	0.5ha未満	144.73	67.31	45.70	20.63	74.55	2.87
	0.5ha～1.0ha	504.91	218.83	192.21	24.96	267.96	18.12
	1.0ha～2.0ha	189.72	82.19	76.53	3.73	102.40	5.13
	合計	839.36	368.33	314.44	49.32	444.91	26.12
昭和45年	0.5ha未満	134.68	69.92	59.01	10.05	61.13	3.63
	0.5ha～1.0ha	432.95	198.06	181.07	13.67	211.37	23.52
	1.0ha～2.0ha	229.13	91.62	87.37	2.64	112.43	25.08
	2.0ha～3.0ha	7.15	1.75	1.75	—	3.20	1.90
	合計	803.91	361.35	328.90	26.36	388.43	54.13

注　資料　　世界農林業センサス
　　田地総面積と（一毛作田＋二毛作田）面積とが一致しないのは「その他」の面積を除いているためである。

しかし，改革以後昭和３５年までの１０年間では自作化はそれほど進展しておらず（昭和２５年に大賀村の自作農が６７％を占めていたことから推定して），昭和３５年以降自作化傾向は加速され，とくに昭和４０年から昭和４５年にかけて自作化が急激に進展して，全農家が自作農になっている。これは，近世以来継続してきた地主・小作関係の最終的消滅を意味するものである。そして，自小作から自作への方向と小自作および小作から経営廃止（農業離脱）への方向の２方向の動きによって自作家が進展している。

次に，経営規模別の自小作別農家数の推移をみてみよう。表７－１－３１によれば，昭和３５年と

昭和４０年を比較すると，小作農については昭和３５年に0.3㏊未満層に集中的に残存していたのが以後５年間で急減しており，また自小作農については0.5－0.7㏊層を中心に1.0－1.5㏊層を唯一の例外として全階層において減少しており，さらに自作農は0.7㏊未満層において増加し，0.7－1.5㏊各層において減少している。以上のことから，0.7－1.0㏊層を分岐点として自作化が進行したといえよう。すなわち，一方では0.7－1.0㏊層を含めて1.0㏊未満各層において，小作地を手離し経営規模を縮少することによって自作農となり，そして0.5㏊未満層においては小作地およびわずかの自作地をも手離して離農するものが相当数あり，他方では，0.7－1.0㏊層の一部も含めて1.0－1.5㏊層では，1.0㏊未満各層によって手離された小作地・自作地を買い上げて，さらに経営規模を拡大してより安定した自作農となっている。

昭和４０年と昭和４５年を比較すると，自小作，小自作，小作が消滅している。昭和４０年の各階層ごとの自小作別総数と昭和４５年の各階層ごとの自作農数を比較すると，0.3－1.0㏊各層で減少，0.3㏊未満層で微増，1.0㏊以上各階層で増加している。さらに総農家戸数が減少している。以上のことから，次のことが考えられよう。昭和３５年と昭和４０年を比較した場合と同様に，0.7－1.0㏊層を分岐点として２方向の自作化がより完全に進行している。すなわち，1.0㏊未満各層の手離した小作地および自作地を，1.0㏊以上層（0.7－1.0㏊以上層の一部を含む）の自作農と自小作農が買い取って経営規模を拡大していく図式がより急速に展開されて，全農家が自作農となっている。

昭和３５年から昭和４５年にかけての自作農をまとめてみるならば，一方に経営規模を縮少して自作農となる方向と，他方で経営規模を拡大してより安定した自作農になる方向の２方向の自作化が進むなかで，0.5㏊未満層からの相当数の離農を引き起こしながらも全農家が自作農となっている。しかしながら，この状態は決して楽観視できるものではなく，経営規模を縮少した農家は，即第二種兼業農家に転化せざるを得ない運命にあるのである。

表７－１－３０　自小作別農家戸数の推移

年次	自作 戸数	自作 %	自小作 戸数	自小作 %	小自作 戸数	小自作 %	小作 戸数	小作 %	総数
昭和 5年	601	39.2		774	(50.6)		156	10.2	1531
〃 25年		67.1		22.1		4.9		3.2	
〃 35年	1033	70.4	349	23.8	34	2.3	52	3.5	1468
〃 40年	1063	78.7	242	17.9	30	2.2	16	1.2	1351
〃 45年	1251	100.0	－	－	－	－	－	－	1251

注　資料　昭和　5年　　現勢調査簿　手荘村・大賀村・高山村３村の合計
昭和２５年　（大賀村）「農地等開放実績調査」
昭和３５．４０．４５年　世界農林業センサス

表７－１－３１　経営耕地広狭別自小作別農家戸数

	１９６０（昭和３５年）					１９６５（昭和４０年）					1970（昭和45年）	
	総数	自作	自小作	小自作	小作	総数	自作	自小作	小自作	小作	総数	自作
0.3 ha未満	267	170	34	20	43	231	175	26	16	14	237	237
0.3～0.5ha	268	177	75	8	8	266	208	50	7	1	235	235
0.5～0.7ha	306	195	106	4	1	290	223	62	4	1	238	238
0.7～1.0ha	460	353	106	1		399	323	73	3		347	347
1.0～1.5ha	167	138	28	1		156	126	30			171	171
1.5～2.0ha						9	8	1			20	20
2.0～2.5ha											2	2
2.5～3.0ha											1	1
合　計	1468	1033	349	34	52	1351	1063	242	30	16	1251	1251

注　資料　　世界農林業センサス

表７－１－３２によって，経営規模別農家数の推移をみてみよう。昭和５年と昭和３５年を比較してみると，０.５－１.０ha層が大幅に増加しているが，これは０.３－０.５ha層からの上昇と１.０ha以上層からの下降によるものであって，なかんづく農地改革の結果とも言えよう。

急増した０.５－１.０ha層は昭和３５年以降急減しているが，それを図７－１－３によってみてみよう。「この図は階層相互間の上昇・下降傾向を示すものであって，少し乱暴ではあるが農家の経営廃止（農業離脱）および新設が，かならず０.３ha未満層において行われ，かつ経営上昇・下降が一階層ずつ行われるものとする」（「日本資本主義と農業」のP２２１を参考にした）。昭和３５年から昭和４０年にかけては１.０ha未満各層は下降傾向を示し，経営規模が小さくなるに比例して下降が激しくなっている。１.０－１.５ha層は上昇と下降の両方向に

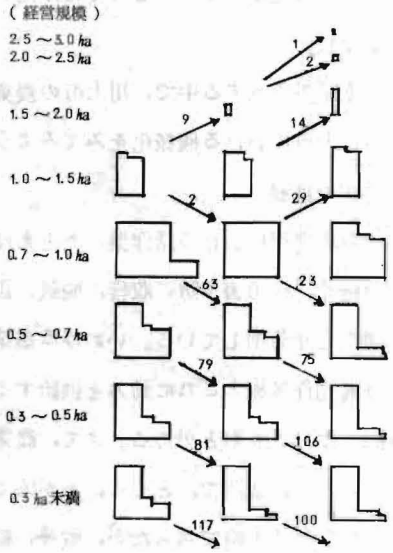

図７－１－３　階層相互間の上昇・下降

注）　表７－１－３２より作成

分解している。0.7－1.0ha層の急減は上層からの下降がわずかであるのに対して，下層への下降が著しく多かったためであることがわかる。昭和40年から昭和45年にかけて，1.0ha以上各層で上昇しているのに対して，0.7ha未満各層は下降傾向を示している。また，0.7－1.0ha層の急激な上昇と下降の両方向の分解がほぼ同規模でおきたためであることがわかる。

表7－1－32　経営規模別農家戸数の推移

年次	～0.3ha		0.3～0.5ha		0.5～0.7ha		0.7～1.0ha		1.0～1.5ha		1.5～2.0ha		2.0～2.5ha		2.5～3.0ha		3.0ha～		総数
	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	
昭和　5年	668	( )			614	( )			230	( )			16	( )			4		1532
〃　25年		129		16.1			(57.2)			138									
〃　35年	267	18.2	268	18.3	306	20.8	460	31.3	167	11.4									1468
〃　40年	231	17.1	266	19.7	290	21.5	399	29.5	156	11.5	9	0.7							1351
〃　45年	237	18.9	235	18.8	238	19.0	347	27.7	171	13.7	20	1.6	2	0.2	1	0.1	—	—	1251

注　資料　昭和　5年　　現勢調査簿　手荘村・大賀村・高山村3村の合計
昭和25年　（大賀村）「農地開放実績調査」
昭和35，40，45年　　世界農林業センサス

以上，川上町における戦後の農業をみてきたわけであるが，農地改革によって耕地における地主・小作関係は解放されたものの，農業の零細化をまねき，改革以後の農民層の分解の起因となった。農地改革後，経営規模を縮少する形で自作化が進展し，0.5ha未満零細農は第二種兼業農家たらざるを得なくなった。

農業従業者が急減する中で，川上町の農業を支えたのは農業における機械化の進展に他ならない。最後に，川上町における機械化をみてみよう。

(e)　機械化の進展

農業の生産過程における諸作業，たとえば，水稲作の耕起，整地（均平），施肥，しろかき，種まき，中耕除草，病虫害予防，収穫，脱穀，調整などをエンジンやモーターを原動力とする機械を利用する農家が近年急増している。いわゆる農業の機械化が進展している。農業機械はじっさいに作業をおこなう農用作業機とこれに動力を供給する農用原動機とに大別され，この両者が一体化しているものと分離しているものとがある。さて，農業は，技術的・社会経済的問題から，各産業のうちもっとも機械化の遅れた部門で，とくに，わが国では第二次世界大戦まで，農業機械の普及は動力脱穀機を除いては微々たるものであったが，戦後，動力耕耘機をはじめとする機械化の波がおしよせ，各種農業機械の大幅な導入がおこなわれた。「昭和32年を境として機械化の段階に入った」（農林省「農業機械化白書」日本農業機械化の課題，昭和37年9月発表より）のである。耕耘機と脱穀機のほか

に播種機，畑作用移植機，田植機，中耕除草機，農薬散布機，揚水機，散水機（スプリンクラー），刈取機，草取機，乾燥機等々がつぎつぎに導入されていった。そして，昭和３５－３６年以後，大型乗用トラクターが急速に増加するという農業機関の質的変化もおこっている。（表７－１－３３）。

表７－１－３３
トラクター，動力耕転機の使用状況

年次	農家数の推移	
	使用した農家数	総農家数に対する比率
３０年　２	443（1000戸）	7.3 (%)
３３　２	1072	17.7
３５　２	2113	35.2
３６　１２	3528	55.0
３７　１２	3883	65.2
３８　１２	4329	74.5
３９　１２	4649	80.0

注　この表は，小学館「日本百科大事典」の＜機械化農業＞の項の数字を引用した。

表７－１－３４
農業機械生産高推移

年次	生産高（万円）
昭和３３年	349397
３４年	438660
３５年	745577
３６年	1073222
３７年	1153703
３８年	1122244
３９年	1200238
４０年	1261020

注　この表は，小学館「日本百科大事典」の＜機械工業＞の項の図で（機械工業生産高推移）の中から引用。

これらの進展の背景として，社会経済的条件の変化と農業自体の変化が考えられる。すなわち，日本経済の高度成長にする労働力需要の極端な増加，農業と他産業との所得格差の拡大から農業人口の流出を招き，それによる農用雇用労働力の不足と労賃の上昇のために農業経営の合理化・農業機械化などが余儀なくされた。農業機械工業の発展とそれによる機械の改良・進歩もみのがせない（表７－１－３４）。また，農地改革および食料増産対策による財政投融資などで豊作の恒常化を実現し，高い生産力段階に達したことから，農業経営における資本蓄積がある程度可能になり，機械力の導入を促進させた。

一見めざましい進展を思わせるわが国の農業機械化であるが，今後に大きな問題を残している。劣弱な資本装備と零細な土地所有にもとづく零細経営を特質とするわが国の農業構造が，機械化農業（＝高性能の農機具を中心に組み立てられた農耕様式にもとづいておこなわれる農業）の成立をさまたげている。そのうえ，機械を導入したために所得が減少し，いわゆる，「機械化貧乏」を招いている場合もしばしばみられるところである。つまり，技術的には稲作全作業中でもっとも労力を必要とする田植えと刈取りの機械化が遅れており，また経済的には機械力の使用によって経営の合理化をはかり所得を増大させるには一戸あたりの耕地面積が小さすぎることである。

以上は，全国的にみた農業の機械化の進展の概略であったが，川上町における農業機械はどのよう

に進展していったのであろうか。以下，資料の関係もあって戦後に限って考察してみよう。

表７－１－３５
動力・畜力使用の組合せ別農家数　　所有動力機械の組合せ別農家数
（昭和３５年）　　単位：　戸（％）

経営規模別	畜力も動力も使わなかった家	畜力だけをつかった家	動力だけをつかった家	畜力も動力もつかった家	動力機械をもってない家	動力機械をもっている家	
						農用耕転機農用トラクターを持っている家	その他
0.3 ha 未満	42 (15.7)	8 (3.0)	76 (28.5)	141 (52.8)	220 (82.4)		47 (17.6)
0.3～0.5 ha	4 (1.5)	4 (1.5)	62 (23.1)	198 (73.9)	136 (50.7)	66 (2.3)	126 (47.0)
0.5～0.7 ha	1 (.3)	1 (.3)	39 (12.7)	265 (86.6)	81 (26.5)	19 (6.2)	206 (67.3)
0.7～1.0 ha		1 (.2)	24 (5.2)	435 (94.6)	40 (8.7)	99 (21.5)	321 (69.8)
1.0～1.5 ha			9 (5.4)	158 (94.6)	6 (3.6)	86 (51.5)	75 (44.9)
合　計	47 (3.2)	14 (1.0)	210 (14.3)	1197 (81.5)	483 (32.9)	210 (14.3)	775 (52.8)

注1) 資料　　世界農林業センサス
注2) （　）は各階層の総農家数に対する割合である。

畜力が利用されるのは，稲作に関しては，耕起・代かき・中耕除草・運搬の諸作業においてであるが，動力耕転機およびトラクターはこれらのほとんど全作業を肩代りすることができる。そこで，表７－１－３５をみてみると，「畜力だけを使った家」は１４戸（全体の1.0％）と少ないが，「畜力も動力も使った家」は１１９７戸（８１.５％）もある。このうち耕起・代かき・中耕除草・運搬の諸作業に動力機械を利用した農家は，共有農家が存在するから「農用耕転機・農用トラクターを持っている家」よりも幾分多いものと推定されるが，1.0 ha未満層においては，畜力に圧倒的に依存していたものと思われる。それでは，「その他」の動力機械とは何をさすのであろうか。「世界農業センサス」をみると，発動機（個人有・共有合計５８２台），動力発動機（５８３台），動力脱穀機（533台），動力カッター（１００台）などである。発動機は，前述したごとく作業する機械に動力を供給する農用原動機であり，脱穀機は稲作全作業中においては，労働力をそれほど必要としない脱穀を肩代りするものであり，動力カッターは刈取作業のものでなく除草作業のものである。

以上のことから，昭和３５年には依然として畜力に対する依存度は高かったものと考えられ，動力耕転機を中心とする農業の機械化はやっと緒についた感じである。

動力耕転機には，機体の後部に耕起装置をつけ，エンジンにより，これを駆動しながら耕転するもの（駆動型）と各種作業装置を牽引するもの（牽引型）とがあり，最初に駆動型が普及し，ついで牽引型が普及しはじめ，しだいに駆動型を駆逐していった。つまり，牽引型耕転機は比較的安価でしか

も軽量であり，また付属品を取り換えることによって多様な利用が可能であることから，しだいに駆動型を駆逐していったと考えられる。

表７－１－３６　動力耕耘機の所有台数の推移

年次	総台数	普及率（戸／台）	駆動型耕耘機		牽引型耕耘機およびトラクター	
			個人有	共有	個人有	共有
昭和３５年	190	7.7	58	14	105	13
４０年	645	2.1	159	15	446	25
４５年	1154	1.1	－	－	1129	25
４９年	（1175）	（1.0）	－	－	1175	？

注１）資料　世界農林業センサス（昭和３５，４０年），「岡山県市村勢要覧」（昭和４５年）「岡山県統計年報」（昭和４９年）

注２）（　）内の数値は個人所存のみのものである。

さて，表７－１－３６によれば，川上町においては昭和３５年にすでに牽引型およびトラクターが駆動型を圧倒しており，動力耕耘機の普及率は7.7戸に１台の割合である。３５年以後，牽引型およびトラクターの台数が飛躍的に増加し，普及率も昭和４０年には農家2.1戸に１台，昭和４５年には1.1戸に１台，さらに昭和４９年には個人所有だけであるが農家１戸に１台の割合になり，ほぼ飽和状態に達している。これは各農家が耕作も個人でしあげる傾向が強まったことを示している。

次に，表７－１－３７によって，経営規模別の普及状況をみてみよう。

表７－１－３７　動力耕耘機，農用トラクターの普及状況（個人所有）－経営規模別にみた普及状況－

経営規模別	台数			普及率（戸／台）		
	昭和３５年	４０年	４５年	昭和３５年	４０年	４５年
0.3 ha 未満	－	8	70	－	28.9	3.4
0.3～0.5 ha	2	34	155	134	7.8	1.5
0.5～0.7 ha	15	124	226	20.4	2.3	1.1
0.7～1.0 ha	79	284	401	5.8	1.4	0.9
1.0～1.5 ha	67	145	233	2.5	1.1	0.7
1.5～2.0 ha		10	37		0.9	0.5
2.0～3.0 ha			7			0.4
合計	163	605	1129	9.0	2.2	1.1

注１）資料　表７－１－３６と同一である。

注２）普及率は，各階層の農家数を台数で割ったものである。

注目されるのは，すべての階層において台数が増加していることである。昭和３５年において，1.0－1.5 ha層は農家2.5戸に１台，0.7－1.0 ha層は5.8戸に１台の割合で普及している。0.7 ha未満層にはほとんど普及してない。したがって0.7 haを境として普及率に大きな差が生じている。それが昭和４０年には0.5－0.7 ha層，昭和４５年には0.3－0.5 ha層と普及率の境となる経営規模が，しだいに小さくなってきている。すなわち，小規模経営層への普及が急速に進み，全体の普及率を高めている。

表７－１－３８　動力防除機台数の推移

年次	総台数（台）	普及率（戸/台）	動力噴霧機 個人有	動力噴霧機 共有	動力噴霧機 合計	動力散粉機 個人有	動力散粉機 共有	動力散粉機 合計
			(戸)	(戸)	(戸)			
昭和３５年	3	489.3	1	2	3	?	?	?
４０年	38	35.6	19	10	29	4	5	9
４５年	558	2.2	250	15	265	244	49	293
４９年	(800)	(1.5)	355	?	(355)	445	?	(445)

注１）資料　表７－１－３６と同一。
注２）（　　）内の数値は個人所有のみ。

農産物の病虫害予防のため，各種の薬剤を散布する機械として，液剤用には噴霧機・ミスト機・煙霧機・スピードスプレーヤーなどがあり，粉剤用には各種の散布機がある。粉霧機と散粉機は動力化がすすみ，動力防除機の中心となっている。

表７－１－３８をみると，川上町において，動力防除機（噴霧機・動力散粉機）が本格的に普及しはじめるのは，昭和４０年以降であり，動力散粉機が個人有および共有においてより急速に普及している。これは，動力散粉機の作業能率が動力噴霧機と比べて非常に高いことと共同作業に適しているためと考えられる。また，動力噴霧機も昭和４９年においてかなりの普及率を示しているが，動力粉霧機は薬剤量が経済的で，薬済効果が高くて，個人防除に便利であるためと考えられる。昭和４９年には個人所有のみであるが，動力防除機（動力噴霧機・動力散粉機）は８００台で普及率は，農家1.5戸に１台とかなり高いものである。

次に，表７－１－３９によって，農機具の種類別利用状況をみてみよう。

動力耕耘機・畑用トラクターの利用農家数は１１６８戸（利用率９３.３％）であるが，その大部分は５ｐｓ未満の小型のものである。また，５ｐｓ未満と５－１０ｐｓを加えると１２２７戸が利用したことになり，合計利用戸数を６０戸ほど上廻っているが，これは５ｐｓ未満と５－１０ｐｓの両方を利用した農家が幾分存在することによると思われる。

表7－1－39　農機具の種類別利用状況

（昭和45年）

種類別		台数 個人有	台数 共有	利用農家戸数	利用率（%）
動力耕転機・農用トラクター	5ps未満	1026	?	1093	87.4
	5～10ps	100	?	134	10.7
	10～15ps	3	?	5	0.4
	15～20ps	—	?	39	3.1
	20～30ps	—	?	1	0.1
	30ps以上	—	?	3	0.2
	合計	1129	25	1168	93.3
動力防除機	動力噴霧機	250	15	300	24.0
	動力散粉機	244	49	462	36.9
	スピードスプレーヤー	?	?	23	1.8
米麦用刈取機		8	?	13	1.0
米麦用乾燥機		123	?	286	22.9
農用トラック・オート三輪		115	—	107	8.6

注1）資料　世界農林業センサス，「岡山県市町村勢要覧」

注2）動力耕転機・農用トラクターの利用農家数に関して馬力別利用農家数の総数と合計利用農家数が一致しないのは，複数の機種を利用した農家が存在するためである。

10ps以上のものについても同様のことが言える。さて10ps以上のものは48戸が利用し，そのうち30ps以上の大型のものを利用した農家が5戸ある。しかしながら全体的にみるならば小型機の普及が圧倒的であると言えよう。

動力防除機（動力噴霧機・動力散粉機・スピードスプレーヤー）は，785戸（延数と思われる）が利用しており，利用率は62.7%で耕転機に次ぐ利用率であるが，それほど高いとは言えない。手動防除機に依存している農家がまだかなりあるものと推定される。

乾燥機は286戸（22.9%）でそれほど利用されてない。農用トラック・オート三輪は107戸（8.6%）であるが，運搬作業に牽引型トラクターが利用されることを考慮すれば，運搬作業においては，機械の利用率は高いものと推定される。

表7－1－40　農機具の種類別普及状況（個人所有）　（昭和49年）

種類別	動力耕転機農用トラクター	動力防除機 動力噴霧機	動力防除機 動力散粉機	動力田植機	バレンダー（刈取り結束機）	米麦用乾燥機	農用トラック
台数	1175	355	445	22	85	214	175
普及率（戸／台）	1.0	1.5		53.9	13.9	5.5	6.8

注　資料　「岡山県統計年報」

稲作全作業の中で最も労働力を必要とする田植作業・刈取作業の機械化がもっとも遅れており，表7－1－40によると，昭和49年にバインダーは85台で農家13.9戸に1台の割合で普及している。（表7－1－39によれば，刈取機を13戸の農家が利用しているが，ほとんど利用されていないといってさしつかえない）。一方，田植機は22台で53.9戸に1台の割合で，普及の緒についたばかりである。刈取機および田植機は以後，除々に利用台数を増加させているものと推定される。

表7－1－41　経営規模別にみる農機具の種類別利用状況

（昭和45年）　　単位　（利用農家）戸数：戸，（利用）率：％

種類別＼経営規模別	総数		0.3 ha未満		0.3～0.5 ha		0.5～0.7 ha		0.7～1.0 ha		1.0～1.5 ha		1.5～2.0 ha		2.0～3.0 ha	
	戸数	率	戸数	率	戸数	率	戸数	率	戸数	率	戸数	率	戸数	率	戸数	率
動力耕転機，農用トラクター 5ps未満	1093	87.4	156	(65.8)	209	(88.9)	220	(92.4)	328	(94.5)	157	(91.8)	20	(100.0)	3	(100.0)
5～10ps	134	10.7	22	(9.3)	15	(6.4)	20	(8.4)	35	(10.1)	34	(19.9)	6	(3.00)	2	(6.67)
10～15ps	5	0.4	—	(—)	2	(0.9)	—	(—)	1	(0.3)	—	(—)	1	(5.0)	1	(33.3)
15～20ps	39	3.1	—	(—)	—	(—)	4	(1.7)	11	(3.2)	16	(9.4)	7	(35.0)	1	(33.3)
20～30ps	1	0.1	—	(—)	—	(—)	—	(—)	1	(0.3)	—	(—)	—	(—)	—	(—)
30ps以上	3	0.2	—	(—)	—	(—)	—	(—)	2	(0.6)	1	(0.6)	—	(—)	—	(—)
合計	1168	93.3	178	(75.1)	223	(94.9)	234	(98.3)	340	(98.0)	170	(99.4)	20	(100.0)	3	(100.0)
動力防除機 動力噴霧機	300	24.0	12	(5.1)	21	(8.9)	51	(21.4)	126	(36.3)	80	(46.8)	9	(45.0)	1	(33.3)
動力防除機 動力散粉機	462	36.9	26	(11.0)	57	(24.3)	81	(34.0)	180	(51.9)	105	(61.4)	11	(55.0)	2	(66.7)
動力防除機 スピードスプレーヤー	23	1.8	—	(—)	—	(—)	3	(1.3)	11	(3.2)	8	(4.7)	1	(5.0)	—	(—)
米麦用刈取機	13	1.0	1	(0.4)	5	(2.1)	1	(0.4)	3	(0.9)	2	(1.2)	1	(5.0)	—	(—)
米麦用乾燥機	286	22.9	7	(3.0)	36	(15.3)	52	(21.8)	111	(32.0)	66	(38.6)	13	(65.0)	1	(33.3)
農用トラック・オート三輪	107	8.6	3	(1.3)	11	(4.7)	15	(6.3)	38	(11.0)	31	(18.1)	7	(35.0)	2	(66.7)

注　資料　　世界農林業センサス

表7－1－41によって経営規模別の農機具の利用状況をみてみよう。動力耕転機・農用トラクターに関しては，各階層とも5ps未満のものを利用した農家が大部分であり，5－10psのものは1.0 ha以上層で利用率が高くなっている。15－20psについても同様である。20ps以上のものは，0.7－1.0 ha層で3台，1.0－1.5 ha層で1台（いずれも共有しているものと考えられる）ある。

動力防除機については，0.5 ha未満層ではまだそれほど利用されておらず，0.5－0.7 ha層では135戸（56.7％）が利用，0.7－1.0 ha層では319戸（91.4％）でほとんどの農家が利用し

ており，1.0ha以上層では１００％利用している。（動力防除機の場合は延利用数と考えられる。

刈取機は，0.3－0.5ha層に集中して，5台あるが，これは零細第二種兼業農家から導入，普及がはじまったと考えられる。乾燥機は，0.7ha未満層ではあまり利用されておらず，0.7－1.0ha層と1.0－1.5ha層で３０％台の利用率で，さらに1.5－2.0ha層で６５％と最も高い。農用トラック・オート三輪は，1.5－2.0ha層と2.0－3.0ha層で利用率が高く，1.5ha未満層ではさほど普及してない。

以上，川上町の農業の機械化の進展をみてきたわけであるが，ここで今一度まとめてみるならば，動力耕耘機を中心とする農業の機械化は，昭和３５年以降急速に進展しており，昭和４９年には，もっとも機械化のおくれていた田植機と刈取機も普及しはじめて，1.5ha以上層においては全作業に機械を利用して，一貫した機械化体系が米作については組み立てられている農家も存在するものと推定される。1.5ha未満層においても，全体業が機械化されつつある。しかしながら，0.5ha未満の零細農層における機械化は必ずしも経営の分理化，所得の増大を結果せず，逆に，機械を導入したために所得が減少するという，いわゆる「機械化貧乏」をまねいている農家も幾分存在するものと推定される。

（今城雅洋）

参　考　引用文献

(1) 大正・昭和初期の農業

a)	農業の位置	「久世町史」
b)	耕地の利用状況	「宿場町の歴史と現在－岡山県矢掛町」
c)	農業技術の改良	「久世町史」　「備中町誌」
d)	農業生産力の前進	「宿場町の歴史と現在－岡山県矢掛町」
e)	農民層の分解	「日本資本主義と農業」　（岩波書店）
		「久世町誌」　「備中町史」

(2) 戦後の農業

a)	農地改革	小学館　「日本百科大事典」
		「日本資本主義と農業」　「備中町史」
		「宿場町の歴史と現在－岡山県矢掛町」
b)	農業の位置の変化	「日本資本主義と農業」
c)	農民層の分解	「宿場町の歴史と現在－岡山県矢掛町」
		「久世町史」　「日本資本主義と農業」
d)	機械化の進展	「宿場町の歴史と現在－岡山県矢掛町」
		「久世町史」
		小学館　「日本百科大事典」

2　戦後における農業の動き

イ　土地利用の変化と農地転用

(a)　農用地の利用形態

①　耕地面積の減少　　戦後の高度成長の影響をうけて宅地・工場用地・道路等の面積が増大する中で農村の土地利用は大きく変化している。耕地面積は昭和３６年の６０９万*ha*をピークに以降減少し，昭和４８年には５６５万*ha*となった。その内容といえば，水田は昭和４５年以降，開田抑制もあり減少に転じ，畑は普通畑の減少に伴う減少の傾向にある。田の面積は表７－２－１からわかるように昭和４０年～４５年にかけては０.１％の増であるが，それ以降は年率１.５％から１.１％減の傾向にある。しかし，水田が減少に転じたといってもわが国の耕地の半分以上が畑である。これは川上町が山村であることを特徴づけている。

表７－２－１　耕地面積の推移

単位：1,０００*ha*，％

	総面積			田			畑			水田率		
	昭和35	40	45	昭和35	40	45	昭和35	40	45	昭和35	40	45
全国	6071	6004	5796	3381	3311	3415	2690	2614	2381	55.7	56.4	54.9
岡山県	128.9	125.4	114.8	93.3	91.2	86.2	35.6	34.2	28.6	72.4	72.7	75.1
川上町	1.04	10.2	0.886	0.44	0.436	0.392	0.557	0.579	0.494	42.3	42.8	44.2

注　資料　世界農林業センサス

水田率＝（水田面積÷総耕地面積）×１００

②　田および畑の利用形態の変容　　川上町においては，耕地面積の半分以上を占めているのは畑であるが，双方の変化をみてみよう。図７－２－１からわかるように，二毛田は年々減少しているこれは主に農業労働力の不足と兼業化の影響によるものと考えられる。全国的にみれば昭和45年の生産調整を境に一毛田の増大，二毛田の減少という傾向が強くなるが，川上町においては常に一毛田が大きな割合を占めている。全国的な傾向に準じている点といえば，やはり二毛田の減少があげられる。ところで，畑の利用形態はどうなっているだろうか。

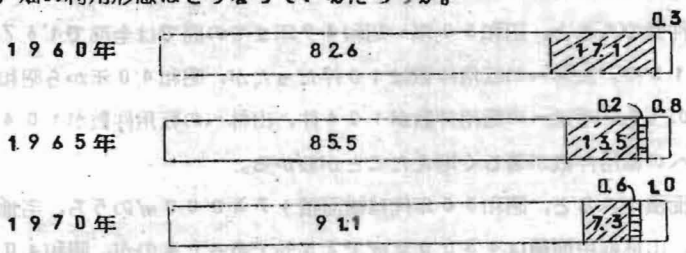

図７－２－１　川上町における田の利用形態の推移　　注　資料　世界農林業センサス

川上町では普通畑の占める割合が非常に大きいが，年々果樹園の面積が増大しているのが目につく。これは交通の発達等により，都市向けの果樹栽培による現金収入を得ようとする動きがみられるものと考えられる。

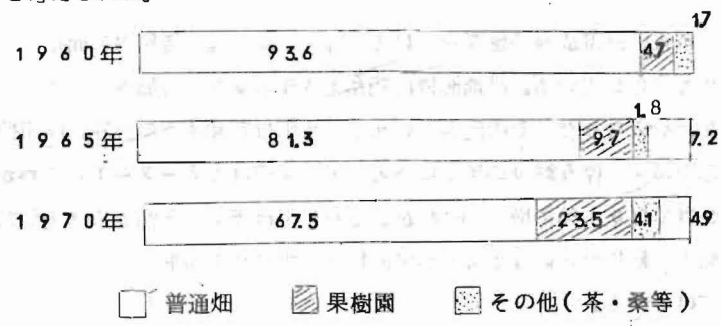

図7－2－2　川上町における畑の利用形態の推移

注　資料　世界農林業センサス

(b)　農地転用の動向

①　農地転用の概要　　農地の転用は経済の高度成長を反映して，昭和３０年代中ばから増加傾向を続けてきたが，昭和４４年に飛躍的な増加をみせて以来，その傾向はさらに強まっている。昭和４７年の総転用面積は６５０００*ha*で昭和４８年には６８０００*ha*となっており，昭和４４年～４８年の最近５年間で３０２,０００*ha*が転用されたことになる。この動きを地域別にみると転用総面積では大都市近郊が昭和４４年まで増加を続けていたが，その後横ばいを続けている。ごく最近では大都市近郊で減少をみせているところもみられる。また，遠隔地では依然として増加を続けている。これは農地転用が大都市近郊から遠隔地帯へと広域拡散化していることを示していると思われる。

川上町の農地転用は昭和３０年代までは年により多少の変動はあるにせよ，著しい変化はみられなかったが，昭和４０年代に入り，急に転用面積が増えてきた。これは米の生産調整，および人口の過疎化により耕作不可能になったためと思われる。また，川上町の転用面積を地目別にみると，田と畑からの転用がほぼ半分ずつである。

②　転用の用途別構成　　農地転用をその用途別にみると，昭和４７年の場合，住宅地が全体の３０％と最も多く，ついで植林，その他の建物施設用地となっている。最近になって，遠隔地における植林への転用の増加が農業にとって大きな問題となってきている。

川上町の場合，転用件数でみると，昭和３０年～昭和３９年までの間では全部で１６７件のうち，宅地への転用件数が１１５件，山林への転用件数は１０件だったが，昭和４０年から昭和４９年の間では，全部で２２７件のうち，宅地への転用件数が１０４件，山林への転用件数が１０４件と，昭和４０年代に入り，山林への転用件数が著しく増えたことがわかる。

これを，さらに転用面積でみると，昭和３０年代は総面積１７３０００㎡のうち，宅地転用面積は３８４００㎡で２２％，山林転用面積は４３０００㎡で２５％であったものが，昭和４０年代では，総転用面積２３３０００㎡のうち，宅地転用面積は７６０００㎡で３３％，山林転用面積は１０９０

００㎡で４７％となり，大幅に山林への転用面積が増えたことがわかる。

表７－２－２　農地転用許可面積の推移

単位：ha，㎡

	全国の許可面積	川上町の許可面積	農地法第４条に基づくもの	農地法第５条に基づくもの
昭和３０年	5,600ha	8,769㎡	2,558㎡	6,211㎡
31	7,100	28,868	2,511	26,357
32	9,500	614	545	69
33	9,356	17,745	14,329	3,416
34	11,564	82,840	1,597	81,243
35	15,633	8,214	5,303	2,911
36	21,977	8,333	3,528	4,805
37	20,936	8,848	3,350	5,498
38	26,014	6,435		6,435
39	29,441	2,416		2,416
40	26,969	3,781	389	3,392
41	28,530	9,068	6,044	3,042
42	30,120	10,133	8,289	1,844
43	41,696	26,606	1,218	25,388
44	54,273	24,356	14,683	9,673
45	57,616	18,961	8,939	10,022
46	61,063	33,331	29,512	3,819
47	64,667	70,134	63,627	6,507
48	67,720	4,343	4,092	251
49		31,917	2,550	29,367

注　「農林水産白書」
　　農地法による農地転用許可実績のみ。

これは人口過疎による労働力不足と山間地に農耕地があるための耕作困難などのためと，さらに米の生産調整などの政策が加わって，山林への地目変更になったと思われる。

次に宅地の内訳は，主として個人の住宅敷地が中心であり，ほかに学校統合による学校用地，個人経営の工場用地や資材置場，商店経営のための用地などである。

表７－２－３　農地転用許可面積の用途別推移

単位：㎡，％

	総面積	宅地		山林		その他	
昭和３０年	8769㎡	4451㎡	51.9%	2637㎡	30.1%	1581㎡	18.0%
31	28868	4254	14.7	24614	85.3	——	——
32	614	614	100	——	——	——	——
33	17745	4967	28.0	11699	65.9	1079	6.1
34	82840	7840	9.5	——	——	75000	90.5
35	8214	5336	65.0	2201	26.8	677	8.2
36	8333	6478	77.7	1832	22.0	23	0.3
37	8848	5881	66.5	——	——	2967	33.5
38	6435	5712	88.8	——	——	723	11.2
39	2416	614	25.4	——	——	1802	74.6
40	3781	3781	100	——	——	——	——
41	9068	3350	37.0	5718	63.0	——	——
42	10133	2915	28.8	5455	53.8	1763	17.4
43	26606	24125	90.7	320	1.2	2161	8.0
44	24356	10687	43.9	12059	49.5	1610	6.6
45	18961	10710	56.5	4909	25.9	3342	17.6
46	33331	5930	17.8	25987	78.0	1414	4.2
47	70134	8727	12.4	60809	86.7	598	0.9
48	4343	2107	48.5	2236	51.5	——	——
49	31917	3875	12.1	2480	7.8	25562	80.1

注　農地法による農地転用許可実績のみ

③　地域別にみた農地転用　　川上町の農地転用について，さらに詳しくみると次のような表になる。

表７－２－４　大字別にみた農地転用（５年毎）

昭和３０年～３４年

	転用面積 ㎡	%	転用件数	%	用途別件数		
					宅地	山林	その他
地頭	14451.9	10.8	21	23.6	17	1	3
領家	19521.9	14.6	12	13.5	8	1	3
三沢	9831.9	7.3	4	4.5	2	1	1
七地	20022.3	14.9	6	6.7	4	1	1
数	6584.7	4.9	1	1.1	0	0	1
上大竹	12257.4	9.2	17	19.1	8	0	9
下大竹	7050	5.3	8	9.0	3	0	5
仁賀	29863.1	22.3	11	12.4	8	1	2
高山	7370.1	5.5	5	5.6	4	0	1
高山市	7030.2	5.2	4	4.5	1	0	3
川上町計	133983.1	100.0	89	100.0	55	5	29

昭和３５年～３９年

	転用面積 ㎡	%	転用件数	%	用途別件数		
					宅地	山林	その他
地頭	10256.4	29.8	26	33.4	21	2	3
領家	6177.6	18.1	15	19.2	8	1	6
三沢	4365.9	12.8	3	3.8	3	0	0
七地	5461.5	15.9	9	11.5	6	1	2
数	16.5	0.04	1	1.3	0	0	1
上大竹	372.9	1.1	2	2.6	2	0	0
下大竹	537.9	1.6	4	5.1	4	0	0
仁賀	4996.2	14.6	12	15.4	11	0	1
高山	382.8	1.1	2	2.6	2	0	0
高山市	1676.4	4.9	4	5.1	3	1	0
川上町計	34244.9	100.0	78	100.0	60	5	13

表７－２－４　つづき

昭和４０年～４４年

	転用面積 ㎡	%	転用件数	%	用途別件数		
					宅地	山林	その他
地頭	231587	32.2	33	40.8	30	1	2
領家	103651	14.0	12	14.9	9	3	0
三沢	1652	2.2	1	1.2	0	0	1
七地	49091	6.6	7	8.6	4	3	0
数	920.7	1.3	1	1.2	1	0	0
上大竹	2549	3.5	5	6.2	3	1	1
下大竹	405	0.5	1	1.2	0	0,	1
仁賀	6365	8.6	9	11.1	4	3	2
高山	11805	16.0	5	6.2	1	3	1
高山市	11138	15.1	7	8.6	1	6	0
川上町計	73944	100.0	81	100.0	53	20	8

昭和４５～４９年

	転用面積 ㎡	%	転用件数	%	用途別件数		
					宅地	山林	その他
地頭	30273	19.1	46	31.5	39	5	2
領家	26587	16.8	7	4.8	2		5
三沢	14188	8.9	13	8.9	3	10	
七地	6419	4.0	6	4.1		5	1
数	779	0.5	2	1.4	1	1	
上大竹	11970	7.5	14	9.6	3	9	2
下大竹	12150	7.7	13	8.9		12	
仁賀	21759	13.7	18	12.3	2	16	
高山	19774	12.5	15	10.3	1	14	
高山市	14787	9.3	12	8.2		12	
川上町計	158685	100.0	146	100.0	51	84	11

注　農地法による農地転用許可実績のみ

まず，昭和３０年代では，合併前のもと手荘村だった地頭，領家，仁賀，七地で転用件数，転用面積とも全体の６６％近く占めている。転用の内訳はほとんどが宅地への転用であり，この段階ではまだ山林への転用は非常に少ない。

次に昭和４０年代では前と同じくもと手荘村の地頭，領家，仁賀が多く，転用件数で全体の５５％転用面積でも全体の５１％と半分近く占め，もと高山村の高山，高山で転用件数で１７％，転用面積で２５％，そしてもと大賀村の上大竹，下大竹と続いている。転用の内訳は宅地への転用が依然として多いが，昭和３０年代と較べて，山林への転用の著しい増加がみられる。この傾向は川上町内全域でみられ，特に昭和４５年以降急激に増加している。また，転用のされていない地区はみられない。

以上のことから，川上町の農地転用は全地区で行なわれており，地頭，領家のように川上町の中心地は宅地への転用が多く，その他の地域では山林への転用が多いといえる。

図7－2－3　太字別にみた農地転用面積　　単位：%

図7－2－4　大字別にみた農地転用件数　　単位：%

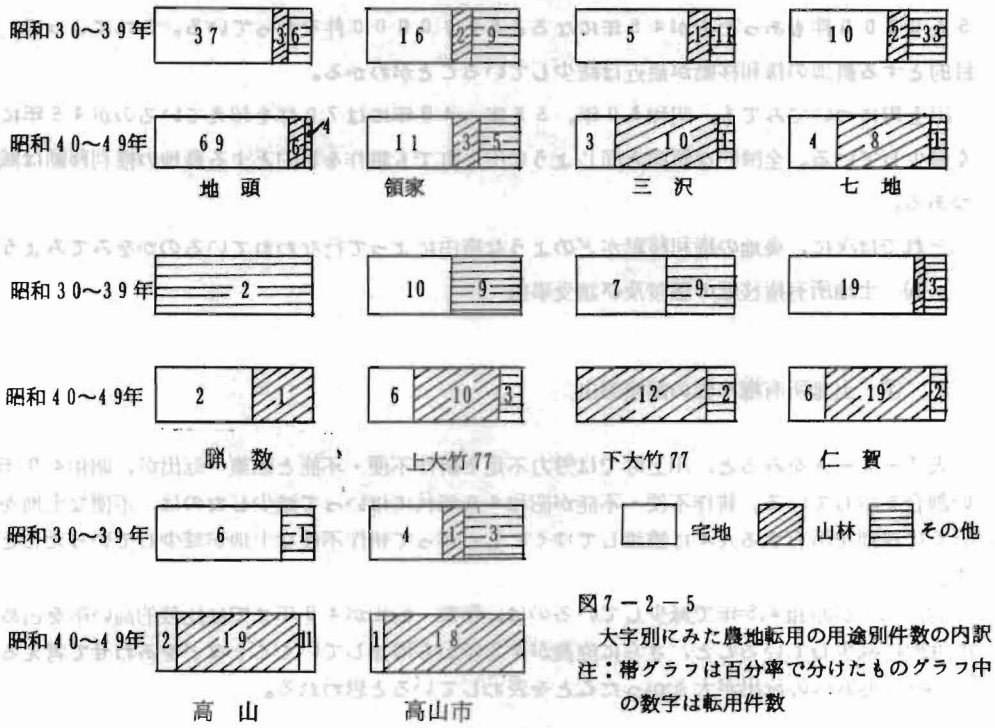

図7－2－5
大字別にみた農地転用の用途別件数の内訳
注：帯グラフは百分率で分けたものグラフ中の数字は転用件数

ロ　土地所有権の移転と農業経営の変化

(a)　耕作目的の農地権利移動

表　7－2－5　農地の権利移動，許可件数及び許可面積

	全国		川上町	
年次	件数	面積	件数	面積
昭和30年	—	—	74	11.07
35年	—	—	74	8.59
40年	519,172	111,051	80	9.37
45年	502,720	120,057	37	0.78
46年	451,464	121,146	25	4.66
47年	475,510	127,236	50	10.92
48年	481,618	138,590	34	7.89
49年	—	—	21	6.06

注　「農地法第3条」による。　　単位：*ha*

耕作目的の権利移動の許可面積は昭和41年から増加してゆき，44年には131,412*ha*となったが45年にはいって13,000*ha*も減少している。件数をみても44年までは毎年550,000～560,000件もあったのが45年になると500,000件をわっている。これによって，耕作を目的とする農地の権利移動が最近は減少していることがわかる。

川上町についてみても，昭和30年，35年，40年には70件を超えているのが45年には著しく減少している。全国的な傾向と同じように川上町でも耕作を目的とする農地の権利移動は減少しつつある。

それでは次に，農地の権利移動がどのような事由によって行なわれているのかをみてみよう。

(b)　土地所有権移転の譲渡及び譲受事由

①　土地所有権移転の譲渡事由

表7－2－6をみると，川上町では労力不足と耕作不便・不能と転業・転出が，昭和40年まで高い割合を示している。耕作不便・不能が昭和40年代にはいって減少したのは，不便な土地を，その近くに耕地を所有する人々に譲渡してゆくにしたがって耕作不便な土地が減少していったことを表わす。

労力不足が昭和45年で減少しているのは，転業・転出が40年までは比較的高い率を占め45年に急激に減少していること，さらに廃農が45年から増加していくことなどをあわせて考えると，労働力の他産業への流出が大きかったことを表わしていると思われる。

表７－２－６　土地所有権移転の譲渡事由別件数構成比

	昭和30年	35年	40年	45年	46年	47年	48年	49年
交換	9.4	2.1	5.6	14.7	25.0	17.3	10.5	18.2
労力不足	18.8	31.3	31.0	11.8	25.0	1.9	15.8	9.1
贈与	14.0	12.5	14.0	20.6	17.9	17.3	23.7	27.3
経営縮少	7.8	—	5.6	17.6	7.1	7.7	5.3	4.5
相手方の要望	4.7	22.9	5.6	20.6	7.1	13.5	10.5	31.8
耕作不便・不能	25.0	12.5	12.7	—	10.7	13.5	13.2	4.5
転業・転出	17.2	12.5	21.1	8.8	—	—	—	—
営農資金	3.1	6.3	—	—	—	—	5.3	—
廃農	—	—	4.2	3.0	7.1	26.9	13.2	4.5
その他	—	—	—	3.0	—	1.9	2.6	—

注　「農地法第３条」による。　　単位：％

② 土地所有権移転の譲受事由

表７－２－７　土地所有権移転の譲受事由別件数構成比

	昭和30年	35年	40年	45年	46年	47年	48年	49年
交換	8.3	1.4	5.0	13.2	26.9	18.0	11.8	28.6
増反	59.7	45.9	67.5	68.4	53.8	62.0	55.9	42.8
贈与	11.1	6.8	13.8	15.8	19.3	18.0	26.5	28.6
小作地解放	16.7	37.8	13.8	—	—	2.0	5.8	—
その他	4.2	8.1	—	2.6	—	—	—	—

注　「農地法第３条」による。　　単位：％

表７－２－６は土地所有権移転を譲受側の事由からみたものである。これによると増反によるものが，昭和３０年から４９年までどの年をとってみても５０％前後の割合を示している。ついで昭和４０年までは小作地解放による譲受の順になっている。

では増反における譲渡側の事由はどうなっているであろうか。

表７－２－８は，昭和４５年以降の増反における譲渡事由別件数の構成比であるが，昭和４７年、の廃農による増反が６割を占めているほかは，どの年をとってみても際だって事由件数の多いとこ

ろはない。川上町で目立つところは，相手方の要望が比較的多いことである。

表７－２－８　増反における譲渡事由別件数構成比

	昭和４５年	４６年	４７年	４８年	４９年
労力不足	１８.３	３７.５	３.３	２７.３	２０.０
経営縮少	２２.７	１２.５	１.４	９.１	１０.０
耕作不便・不能	－	２５.０	２０.０	２２.７	１０.０
相手方の要望	３１.８	１２.５	２０.０	９.１	５０.０
転業・転出	１３.６	－	－	－	－
営農資金	－	－	－	９.１	－
廃農	３.６	１２.５	４０.０	１８.３	１０.０
その他	－	－	３.３	４.５	－
増反件数	２２	１６	３０	２２	１０

注　「農地法第３条」による。　　単位：％

(c)　譲渡人・譲受人の経営規模の相関

①　増反の場合

農業経営の規模拡大につながる農地の権利移動は停滞的であるといわれており，全国的にみれば，土地所有権の移転は，大部分が1.5 *ha*未満の中小規模農家相互間で取り引きされている。川上町の場合もほとんどがそうである。1 *ha*未満の小規模経営の農家についてみると，件数が一番多く，譲受人・譲渡人ともに1 *ha*未満の農家での取り引きがもっとも多く行なわれていることがわかる。１～1.5 *ha*の農家についてみると，譲受人の規模と譲渡人の規模を比較すると譲受人の規模の方が大きいという傾向がみられる。1.5 *ha*以上の農家についてみても同様の結果がでている。

②　小作地解放の場合

土地所有権移転の譲受事由に小作地解放があるが，件数をみると，昭和３５年に２８件，４０年に１１件となっていて以後６件，２件と減少し，４３年～４６年にはなく，４７年，４８年と１件，２件である。

小作地解放の場合は，増反における場合のような特色ある相関関はみられない。一般に同規模の農家相互間での取り引きが多く，昭和４７年，４８年の３件という件数は，経営規模拡大への影響はほとんどないものと思われる。

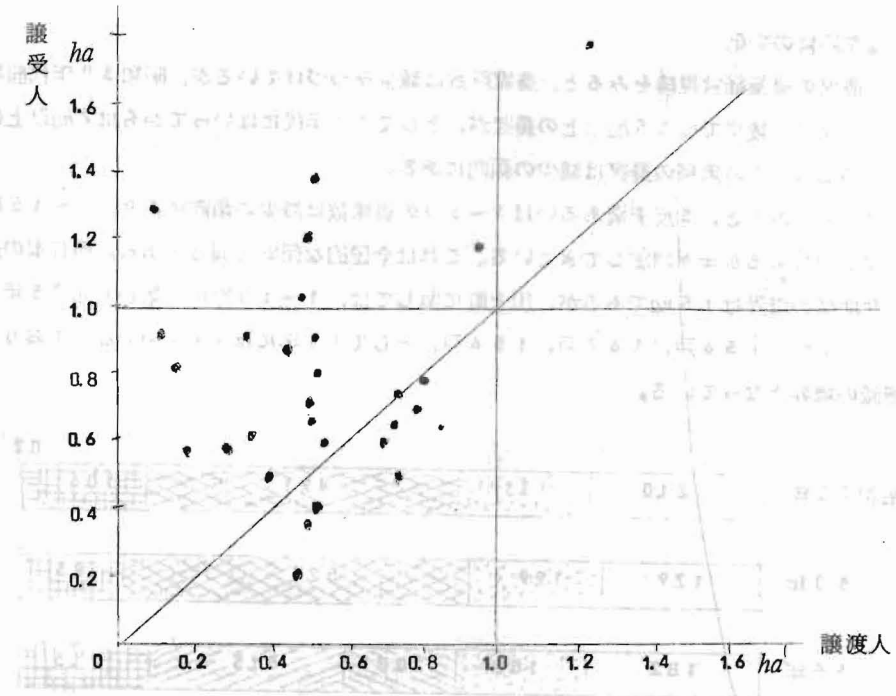

図７－２－６　増反における経営規模相関図

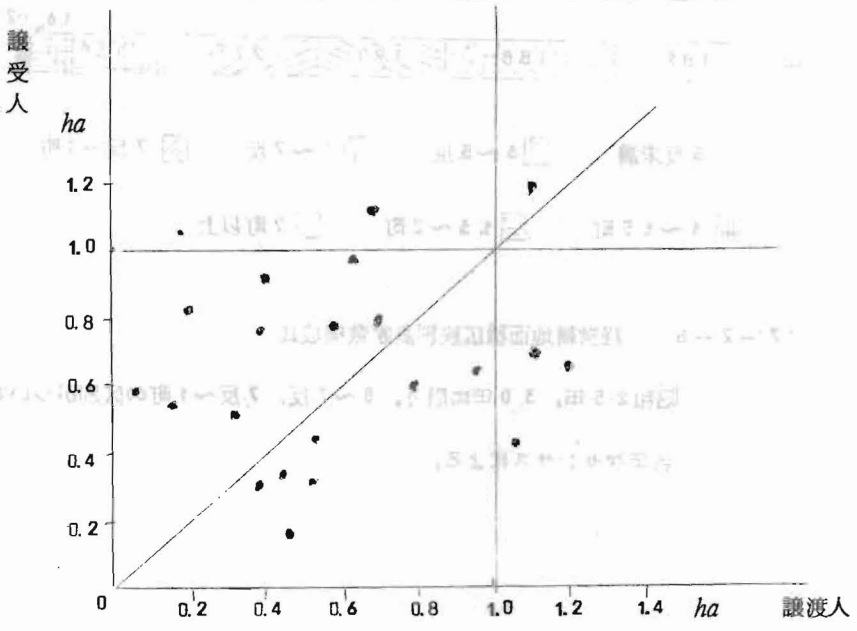

図７－２－７　小作地解放における経営規模相関図

（昭和４０年～４８年）

(d) 農業経営の変化

全国的な農家の農業経営規模をみると，農家戸数は減少をつづけているが，昭和３０年代前半では１*ha*以上の農家が，後半では１.５*ha*以上の農家が，そして４０年代にはいってからは２*ha*以上の農家がそれぞれ増加し，その未満の農家は減少の傾向にある。

川上町についてみると，３反未満あるいは３～５反の農家数は減少の傾向にあり，１～１.５町の農家数はわずかではあるが年々増加してきている。これは全国的な傾向と同じである。西日本の農家における戸数増減の境界は１.５*ha*であるが，川上町に関しては，１～１.５町の戸数が昭和２５年から５年ごとに１６２戸，１３６戸，１６７戸，１５６戸，そして４５年には１７１戸となっており，１町が戸数増減の境界となっている。

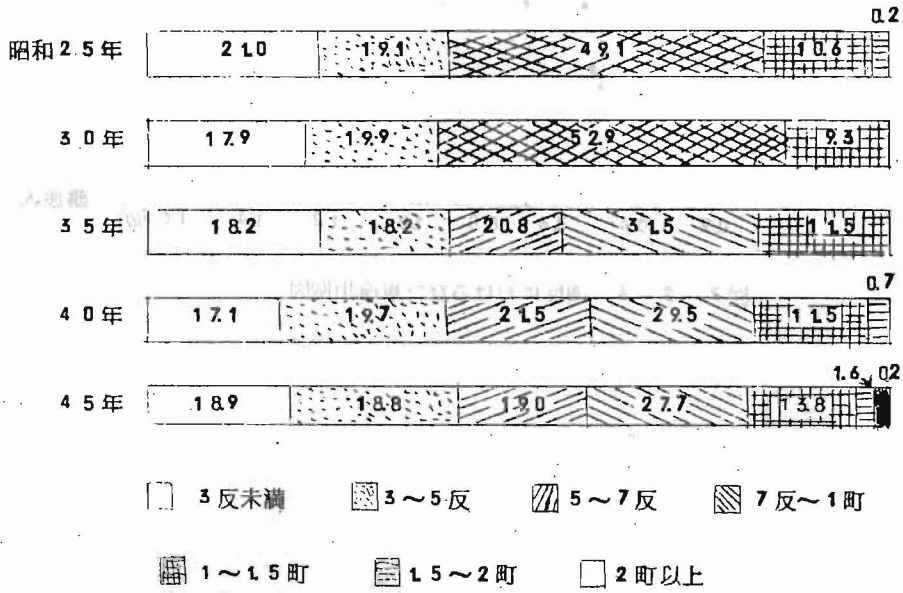

図７－２－８　経営耕地面積広狭別農家数構成比

注　昭和２５年，３０年に限り，５～７反，７反～１町の区別がついていない。

各年次センサスによる。

表　7－2－9　経営耕地面積広狭別農家数

単位：戸

	1～1.5町	1.5～2町	2町以上
昭和　25年	162	3	—
30年	136	—	—
35年	167	—	—
40年	156	9	—
45年	171	20	3

ハ　農業労働力の変化と兼業化

(a)　農業就業人口

表　7－2－10　就業人口

	就業者総数	農業従事者数	構成比
昭和25年	5394	4338	80.3
30年	5211	4084	78.4
35年	4953	3233	65.3
40年	4173	2877	68.9
45年	3886	2118	54.5

注　　国勢調査報告による。　　単位：人，％

表7－2－10は，川上町における農業従事者数とその割合を示したものである。昭和25年には総就業人口に占める農業従事者数の割合は80％にものぼっているが，年々減少の傾向にあり，45年には50％台にまで下がっている，しかし川上町のそれは，昭和45年の全国の割合17.8％に比べ著しく高い数字となっている。この減少をみると，労働力の他産業への流出が年々増加しているであろうことが容易にわかる。

では，この農業従事者の構成状況をみてみよう。

表　7－2－11　農業従事者数年令別構成比

		総数	16～29才	30～49才	50～59才	60才以上
昭和35年	岡山県	348040	—	—	—	21.0
	川上町	3233	13.5	30.1	23.5	29.7
40年	岡山県	286611	16.2	56.3		27.5
	川上町	2877	12.4	29.7	23.3	35.6
45年	岡山県	232384	6.3	39.3	23.1	31.2
	川上町	2118	9.7	34.7	20.5	36.1

注　各年次農林業センサス，岡山県農林水産白書による。　　単位：人，％

岡山県および川上町における農業従事者数年令別構成比は，表７－２－１１からみると６０才以上の割合が非常に高いことがわかる。年令別にみると１６～２９才の減少が多く，昭和３５年に岡山県で（６.２％もあったのが，昭和４５年には６.３にまで減少している。これに対し６０才以上は逆に増加し，割合も３５年の２１％から３１.２％と１０.２％も高くなり，農業就業者は老令化がすすんでいることがわかる。

川上町においても同様な結果がえられている。１６～２９才が減少していくのに対し，５０才以上の就業者が５２％から５８％に増加しているのは老令化の現象を明白に示している。

表７－２－１２は，農業従事者総数の男女別人数であるが，これをみると，岡山県，川上町ともに女性の就業者の方が多い。

表７－２－１１，および表７－２－１２からみて，農業従事者の女性化，老令化がすすんでいるということがわかるであろう。

この現象は，兼業化の進展による農村労働力の他産業への流出，特に，新規卒業生などの若年層の流出に大きな影響をうけていると思われる。

表７－２－１２　農業従事者男女別割合

		男	女
昭和４０年	岡山県	129,958（45.2）	156653（54.8）
	川上町	1,215（42.3）	1662（57.6）
４５年	岡山県	98,959（42.6）	133425（57.4）
	川上町	926（43.7）	1192（56.3）

注　（　）内は％　　単位：人

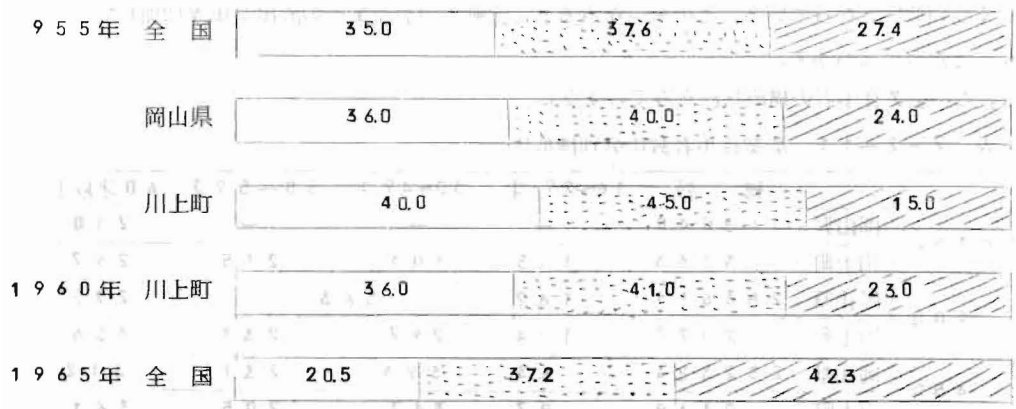

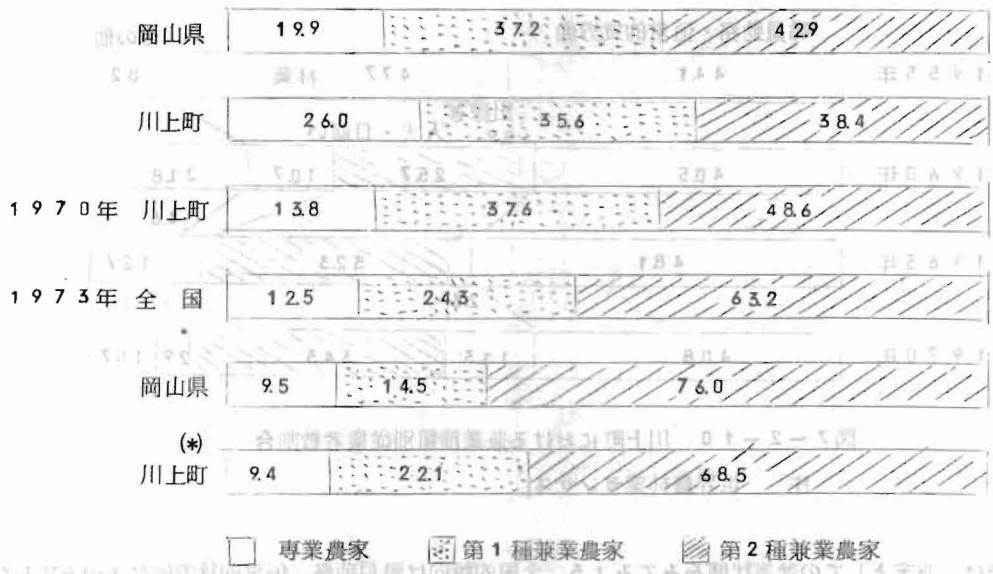

図7－2－9　専兼業別農家構成比

注　世界農林業センサス
但し，(*)は　〃　75農林業センサスによる。

(b) 兼業化

戦後の農家にみられる特徴の一つとして農家の兼業化が非常な勢いで進んでいることがあげられる。農業労働力の他産業への流出は高度経済成長の発展に伴い，ますます多くなり，特に兼業農家の割合は昭和40年の79.5%，昭和45年の84%から昭和48年の87.5%へと増え，その中でも第2種兼業農家の割合は昭和40年の42.3%，昭和45年の50.3%から昭和48年の63.2%へと，著しく高まっている。

このような全国的傾向は，岡山県においても川上町においても顕著にみられる。

図7－2－9にみられるように川上町の昭和30年の農家総戸数1470戸のうち，専業農家は583戸で40%を占めているが，昭和40年では農家総数1351戸のうち，専業農家は351戸で26%，兼業農家数は1000戸でそのうち第2種兼業農家は519戸と全体の38.4%，兼業の52%を占めている。そして最近の1975年農林業センサスによると，農家総数1185戸のうち専業農家は111戸で9.4%となり，兼業農家数は1074戸でそのうち第2種兼業農家は814戸で全体の68.5%，兼業の75.6%まで占めている。

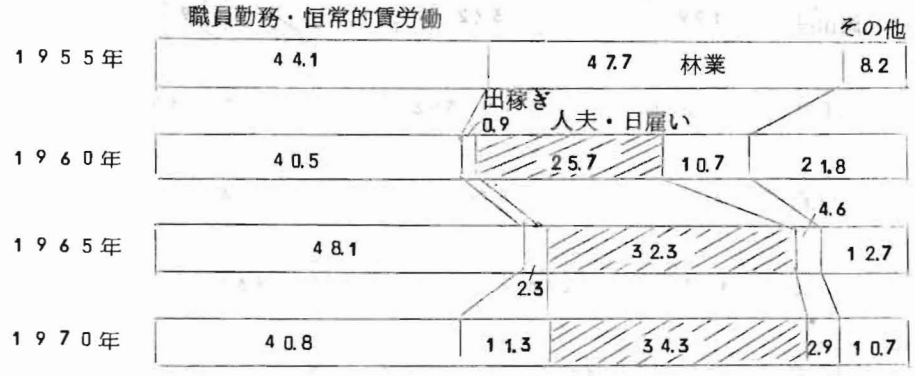

図7－2－10　川上町における兼業種類別従業者数割合

注　　世界農林業センサス

では，兼業としての就業状態をみてみよう。全国的傾向は職員勤務，恒常的賃労働などの安定した兼業が増加し，人夫・日雇いなどの不安定な兼業が減少している。

川上町においては，年によって多少の変動はあるが，恒常的勤務が全体の４０～５０％を占め，その次に人夫・日雇いが３０％を占め，その就労先は高梁・水島方面で会社運行のマイクロバスで通勤する。自営兼業のうち昭和３０年代は林業に携わる人が多かったが，昭和４０年代に入ると急に減少した。

（佐々木　純二・渡辺　武仁）

3　特殊作物と畜産の動き

ィ　果樹・工芸作物・養蚕・その他の盛衰

(a)　果樹の発展

川上町の主要果樹といえば，キャンベル・アーリーである。キャンベル・アーリーは，「岡山の果樹園芸史」によれば，明治３１年大森熊太郎氏が新潟県岩の原から導入したもので，年と共に面積が増え，露地ぶどうの中では現在概ね７０％をしめている主品種である。

川上町でキャンベル・アーリーの栽培が本格的に行なわれはじめたのは，昭和３８年の農業改善事業以後である。それは，昭和３６・７年ごろから２・３の有志によって試験的に手がけられ，よいということが実証されたからである。導入を思いたった理由は，山の斜面が利用でき土壌もあっていること，出荷の時期が県南の促成栽培よりもおそいこと，反別がこなせ総金額があがりやすいことなどである。

しかし，表７－３－１を見てもわかるように，昭和４４年ごろから昭和４９年まで，未成園面積が１haとかってのような伸びは見られなく，頭うち状態である。それは袋かけ用の袋・ぶどう箱・箱の下にひくマットなどに案外経費がかかるし，年に１０～１２回しなければならない防除用の農薬代もいるなどで，思ったほど十分な所得があがらないこと。また，ぶどうを管理するには，収穫後－礼ごえ－整枝－原肥の施肥－芽かき（数本の芽が出てくるので本になっているものを残して，あとはつむ）－誘引－摘房（１結果枝あたり１～２房を残して，あとの房をつむ）－摘粒（果粒の肥大をよくするために，つぶをまびく）－袋かけ－収穫，となりその間にも１０～１２回の防除が必要で，特に摘房，摘粒，袋かけ収穫などは，日数が限られてくる。その上に，水島などへの出かせぎによる労働力不足が加わって，伸びなやんでいるといえよう。

表７－３－１川上町のぶどうの生産

	成園面積	未成園面積	収穫量
	ha	ha	t
昭和　３６　年	1.3		１１
３７	2.6		２６
３８	5.4	9.4	１５
３９	１３	８	４３
４０～４１	１７	１９	９３
４２～４３	２０	１６	１７１
４３～４４	２３	１３	１９６
４４～４５	３４	１	２１４
４５～４６	３３	１	１１９
４６～４７	３２	１	１５５
４７～４８	３２	１	２３０
４８～４９	３６	１	２７９

注）資料「岡山農林水産統計年報」

注）　昭和３６～３８の成園面積と未成園面積は「反」で書いてあったものを１反を$\frac{1}{10}$haとして換算したものである。

現在は，川上町全体で７０戸ほどの農家がぶどう栽培をやっており，多い人で１町近く，少い人で２反ぐらいつくっている。出荷先は京阪神地区が主である。今後，労働力が配分できるように品種をかえ

ることが課題となっているが，当分は今の状態から増えも減りもしないであろう。

＜七地におけるぶどう栽培の現状＞

川上町のぶどう栽培の中心地は七地で，山の斜面に植えられている。以前は，七地はたばこを主とした農家が多かったが，新しい作物導入への意欲・熱意があり，昼間の気温較差が大きく，夏の７～８月の昼間の気温は２３℃以上など，ぶどう栽培に適した気候で霧の心配もない（霧は眼下に見おろせる）ところから，さかんになったと言えよう。

ぶどう栽培は山の傾斜地を利用して植えられることが多く，その特徴としては，日射量が大きい，排水・通風がよい，気温較差が大きいなど利点があるが，管理に不便であるという欠点がある。しかし，ここでは，その欠点を補う共同定置配管スピードスプレーヤーがあり，七地地区すべての果樹園では，コックをひねれば，農薬・水などが散布できるようになっている。このほか，選果場の共同利用など，経営の近代化が計られている。

参考文献

「岡山県農業要覧」

「岡山県の果樹園芸史」

(b) たばこの盛衰

たばこは数年前までは，川上町における中心作物であった。

図７－３－１によると，作付面積は昭和３６年ごろから，３９年まで急激に拡大し４１・４２・４３年にはピークに達している。これは，葉たばこの価格が毎年引き上げられ，安定しているという理由によるものと思われる。

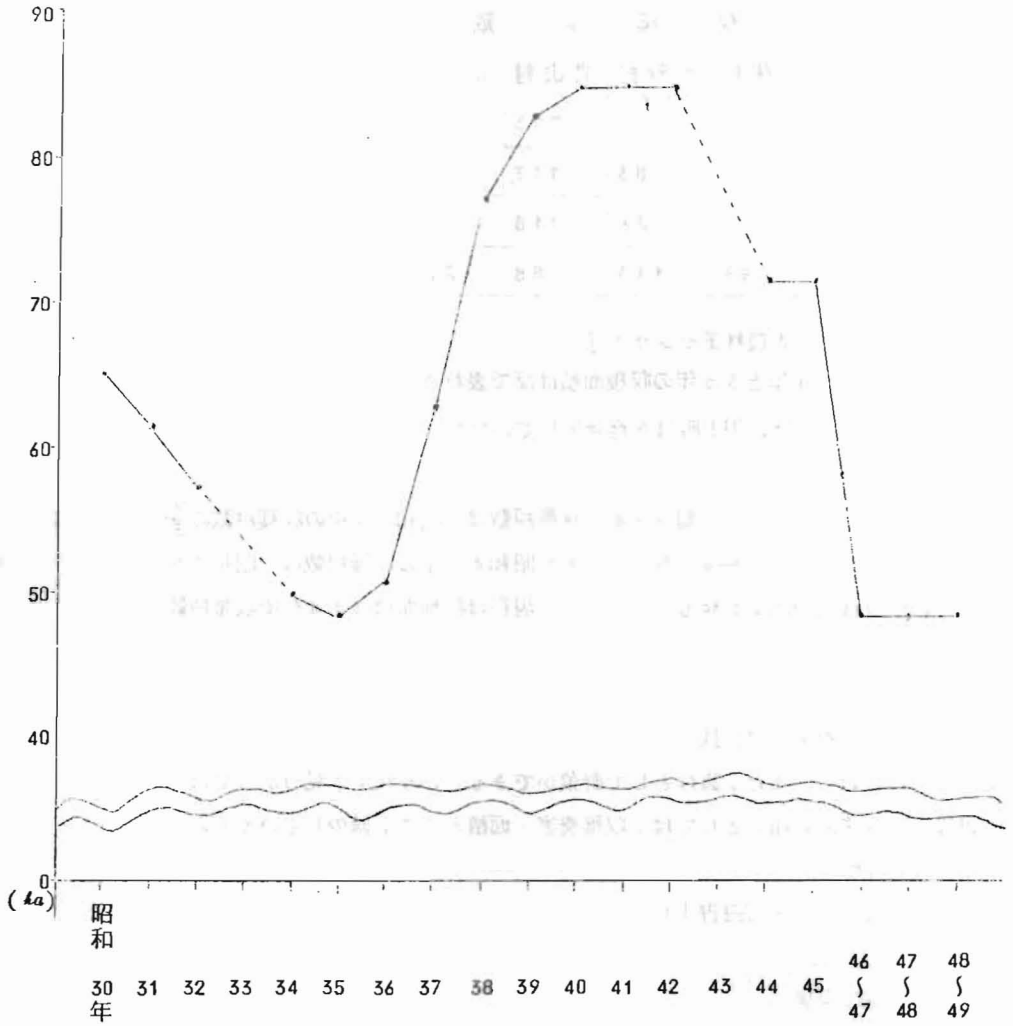

図７－３－１　川上町のたばこの作付面積の推移

注）　資料「岡山県市町村勢要覧」
「岡山県農林水産統計年報」

注）　３０・３１年は反で表わされていたものを１反を$\frac{1}{10}$haとして換算したもので，３２年～３９年まではａで表わされていたものを１ａを$\frac{1}{100}$haとして換算したものである。

３３年と４３年は不明であるため，３２年と３４年・４２年と４４年をそれぞれ点線で結んだ。

しかし，４１・４２・４３年にピークに達したたばこの作付面積は，現在では約４８haと，約半分に減少してしまった。その理由としては，たばこは夏の作業が主であり労力的にえらいということに加えて，水島方面に働きにいく方が割がよいということによる労働力不足が考えられる。

表７－３－２　川上町におけるたばこの栽培

	収穫戸数				収穫面積 (ha)			
	手荘村	大賀村	高山村	川上町	手荘村	大賀村	高山村	川上町
昭和２５年	170	226	225	621	11.6	19.6	15.1	46.3
３５年	143	183	117	443	14.3	22.3	12.4	49.1
４０年	128	166	118	412	21.0	36.0	24.0	82.0
４５年	69	113	88	270	15.0	32.0	25.0	71.0

注）　資料「世界農林業センサス」

注）　昭和２５年と３５年の収穫面積は反で表わされてあったので，１反を$\frac{1}{10}$haとして換算した。
昭和２５年は，川上町はまだ発足していなかったので，３つの村の計を書き加えた。

表７－３－３によると，昭和３５年の収穫戸数は，昭和２５年の収穫戸数の$\frac{2}{3}$であるのに，収穫面積は昭和３５年の方がわずかながら多く，また昭和４５年の収穫戸数は，昭和２５年の収穫戸数の約$\frac{1}{2}$であるのに，収穫面積は２５haもふえている。現在は収穫面積は４８haで収穫戸数は１１０戸である。わかりよくするために，１戸あたりの平均収穫面積を出してみると，２５年－７a・３５年－１１a・４０年－１９a・４５年－２６a・４９年－４３aとなり，小規模にたばこを栽培している農家がやめていき，大規模農家だけが残ってきていると言えよう。価格の安定ということは，やはりたばこの強みであると思われる。また，裏作として野菜ができるという利点も見のがしてはならないだろう。

最後に，今後の見通しとしては，収穫農家・面積ともに，減少していくものと思われる。

参考文献

「岡山県農林水産白書」１９６９

(c)　養蚕の発展

戦前においては，生糸は最大の輸出品として栄えていたので，それを生産する養蚕業もさかんであった。しかしその後，戦争による輸出の途絶，戦中戦後の食料増産政策，化学繊維の発達などにより，養蚕は次第に減少していった。ところが最近，国民所得の向上と絹への魅力の復活から，生糸の消費は増大し，繭の価格も高値を呼んでいるが，増産は思うにまかせない状態である。

表7－3－3　川上町の養蚕

	桑園面積（ha）	養蚕農家数（戸）	掃立卵量（1箱）	収繭量（kg）
昭和　33　年	4.4	27	116.7	3,532
34	4.0	26	137.4	4,075
35	3.7	26	138.2	4,317
36	3.9	24	123.0	3,734
37	3.9	21	125.3	3,575
38	4.6	22	120.5	3,541
39	4.1	23	135.1	4,256
40～41	5.6	21	144	4,241
42～43	9	23	171	5,399
43～44	13	24	212	6,964
44～45	17	40	277	8,502
45～46	17.0	48	334	10,383
46～47	30.0	64	435	13,834
47～48	35.0	83	501	16,809
48～49	36.0	85	621	20,141

注）　資料「岡山県農林水産統計年報」

注）　昭和33年～38年の桑園面積は反で，昭和39年と40～41年の桑園面積はaで表わされていたので，1反を$\frac{1}{10}$ha，1aを$\frac{1}{100}$haとして換算したものである。

川上町における養蚕は，表7－3－3を見ればわかるように，昭和40年ごろから上昇の一途をたどっている。つまり，桑園面積は，40年ごろ5.6haであったものが約10年後の49年にはその6倍である36haに，また農家数は約4倍，収繭量は約5倍となっている。このように増加してきた理由は，①生糸の価格の上昇と安定化，②土地が桑に適しているから，③畑を荒らさないために桑をつくるから，④作業が簡単で，婦人・年よりでもできる，などだと言えよう。③，④の理由については，川上町は，過疎の町で，若者は町を出て行き，残っている男の人も水島方面へ働きに行くなどして，どうしても農作業の中心は婦人・老人になってしまうからである。

今後の動きとしては，現状維持の状態が続き，あまり大幅な増加はみられないと思われる。

＜三沢地区における養蚕の現状＞

蚕は，1令（卵からふ化したもの）から，脱皮ごとに，2令，3令，4令，5令となり，上ぞく，ぞく中，収繭となる。今の蚕は昔と比べると強くなってきてはいるが，1令と2令は他のものに比べて性

質的にも弱く，桑もちがった種類のものを与えなくてはならないので，この地区では，高梁にある稚蚕飼育場に委託飼育をして，２令から３令になるかならないかというところから育てている。そして，この蚕を蚕室で飼う。昔は家の中で，上層だなを使って飼っていたが，今では鉄骨の蚕室用の小屋で，蚕座を２段にして飼っている。私の訪問したＹさんの家では，このような小屋に移して約１３年になるそうである。また，蚕に与える桑は，昔は葉を１枚ずつ摘んでいたのだが，現在では，枝の根本から切ったものをそのまま与えて能率アップをはかっている。さて５令がおわり，上ぞくになると吐糸しはじめるので，まぶしに入れるのであるが，昔は，適熟蚕を拾い取ってまぶしに入れていたのだが，今では省力化が進み，Ｙさんのところでは，蚕座にいる適熟蚕の上に樫の木の葉のついた枝（適熟蚕は桑をたべなくなる）を置き，それについている蚕を払いおとし集めてまぶしに入れている。そして，あとは繭になるのをまつばかりである。３令から５令がおわるまでには１４日～１８日かかり，上ぞくから収繭までには７日～１２日かかる。

蚕は年に５回買入れる。つまり，５月，７月，８月にそれぞれ１回と９月に２回買入れる。このようなことが可能になったのは，３令から飼うということと，前に述べたような能率化によると思われる。このように多回育になったことにより，養蚕の規模化大が可能になり，労働配分の平均化，雇用労働の節減，施設・資材の節減が行なわれ，養蚕が充実してきていると言えよう。

参考文献

岡山県農業要覧

(d) こんにゃくの盛衰

こんにゃくは昔ほどさかんであった。戦前には川上町のこんにゃくは，県下に名声を博していたそうであるが，売りものになるには少なくとも３年かかり経済効率が悪いこと，連作をきらうことに加え，戦後，価格が不安定であったこと，病害の多発により安定した生産が行なわれにくかったことなどから，葉たばこや野菜に転換され，だんだん減少している。

現在川上町全域でのこんにゃくの栽培面積は約１０haで，その約６～７割が芋原地区で栽培されている。この芋原地区の平均一戸あたりの栽培面積は，４０ａ～５０ａで，他の地区は一戸あたり１０ａ程度で，町内各所で栽培されている。

＜こんにゃくの特性と栽培＞

こんにゃくの特性としては，日かげを好む，葉・茎・根ともに傷害をうけたとき再生力が乏しい，土の中の空気や水の透通性の良否に対し敏感に反応する，などがあり，こんにゃく栽培は一般にむずかしいとよくいわれている。よって，順調な生育を促すには，保護と適地の選定が重要ポイントとなっている。

従って，栽培上の留意点としては，直射日光や西日の強く当たる場所・風当たりの強い場所はさける，異品種が混入している場合は在は中に区別しておき植えつけ前に種芋は水銀粉済で十分消毒する，収穫期に掘り取るさい芋に傷をつけないようにする，貯蔵前には種芋を十分乾燥させ貯蔵中は一定の湿度と湿度を維持する，などである。

参考文献

「岡山県農業要覧」

ロ　畜産の動向

(a)　乳牛の動向

川上町では乳牛は，昭和３１年に導入されて以来増え続け，飼養農家も３７年には２００戸にも達した。３１年から３６年までの変化のはっきりとした数がわからないのが残念である。しかし，表７－３－４からわかるように，３７年以後は，除々に減少方向を示している。これは，経済の高度成長にともない，他産業からの農村への労働力需要が高まり，水島方向へ働きに行ったりして，他産業と酪農経営の収益性の問題がおこり，それにより，零細飼育農家が脱落していったということが考えられる。現に表７－３－４からわかるように，飼養農家数の減少に伴って，頭数が減少しているわけではないからである。また，図７－３－２からわかるように，一戸あたりの平均飼養数も，ほぼ確実に延びてきており，４７～４８年に少し減ったが，それでも，再び増える方向へと進んでいくものと思われる。このように規模が拡大化されることにより，飼養農家においては，土地基盤が大きく，整備しており，高度な技術をとり入れ，後継者がしっかりしているということが重要なことがらになってくるであろう。また，これにともなって，地域としては，汚染防止・ふん尿処理等の施設整備の充実の必要性がクローズアップされてくるであろう。

表７－３－４

川上町における乳牛飼養の推移

	戸数	頭数
	戸	頭
昭和　37　年	200	530
38	170	550
39	140	440
40～41	140	510
42～43	130	530
43～44	140	600
44～45	130	650
45～46	100	550
46～47	100	520
47～48	100	400
48～49	80	450

注）　資料「岡山県農林水産統計年報」

参考文献

「岡山県農林水産白書」１９６９

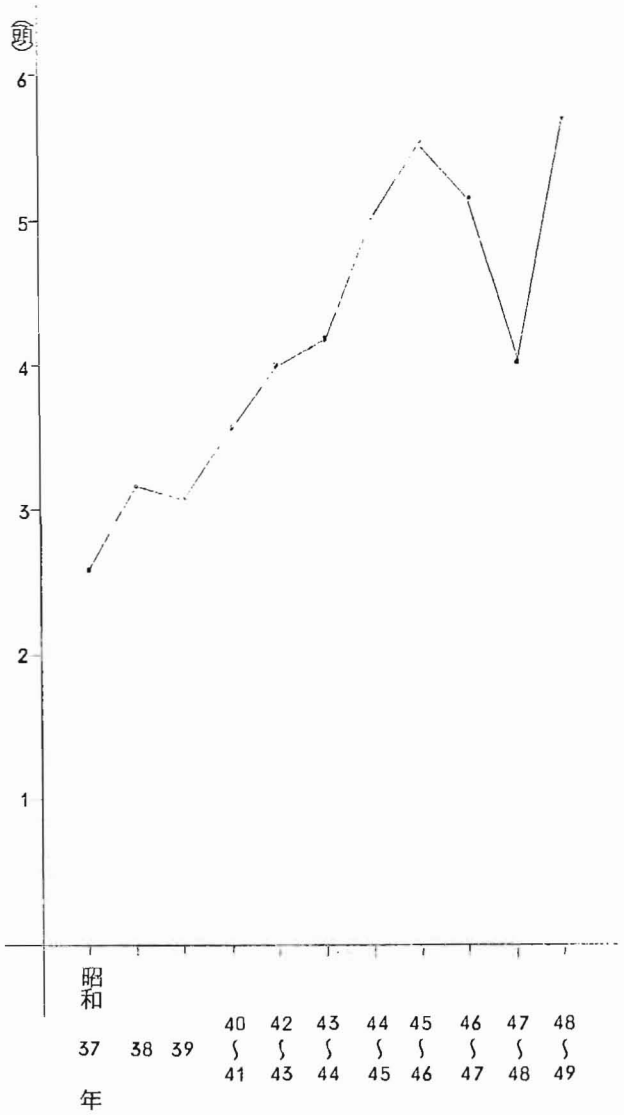

図ヶ－３－２　乳牛飼養農家の一戸あたりの平均飼養数の推移

(b)　役肉牛の動向

昔は，各戸に１～２頭の和牛がいたが，これは子を生ませるだけで，役用としていた。川上町の和牛は黒毛和種といい，この種は川上町が岡山県での発生の地であった。しかし，農業の機械化が進むにつれて，役用としての必要性がなくなったので，減少してきた。また，肉用牛として飼養するのならば，子を生ませてそれを育てるというのは，回りくどいやり方であり，それよりは乳牛のおす牛を

買ってきて肥育する方が，多く飼え回転がはやいし，濃厚飼料中心で飼え，管理も簡単ではないか，ということからも減少していった。しかし，最近は価格の変動がはげしいので乳牛のおすを買って飼うやり方も頭うち状態となり，最近は，また，「子を生ます」方がさかんになってきている。それは，国の補助金がでる，父母牛を確保できること，山を利用でき資源の活用につながることなどが理由としてあげられる。

最近の動向としては，価格の上昇により，将来の増頭が期待できる。

(c) 鶏の動向

鶏の飼養羽数は，年と共に増加し，昭和３７年５４,０００羽であったものが，現在ではその約2.5倍にあたる１３３,０００羽になっている。それに反して，飼養農家数は，昭和３７年には1,１６０戸であったものが，４６～４７年にはその半分の５９０戸まで減少したが，その後また，増える傾向にある。現在一戸あたり8,０００羽～1,０００羽飼っている家が５０戸ほどあり，年々わずかではあるが，規模拡大がみられる。鶏は自家用として飼っている家が多くあるので，図７－３－4 のような結果になったのだと思われる。今後の問題としては，卵価，飼料，ふん尿処理等があり，なかなか前途多難であると思われる。

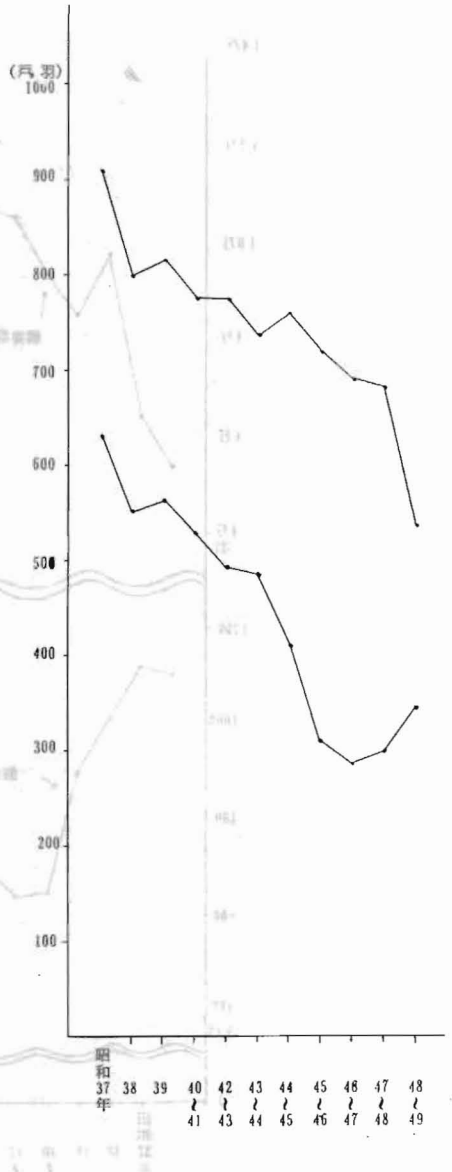

図７－３－３
川上町の役肉牛と飼養農家の推移

注） 資料「岡山県農林水産統計年報」

参考文献
岡山県農林水産白書　１９６９

（小野尚代）

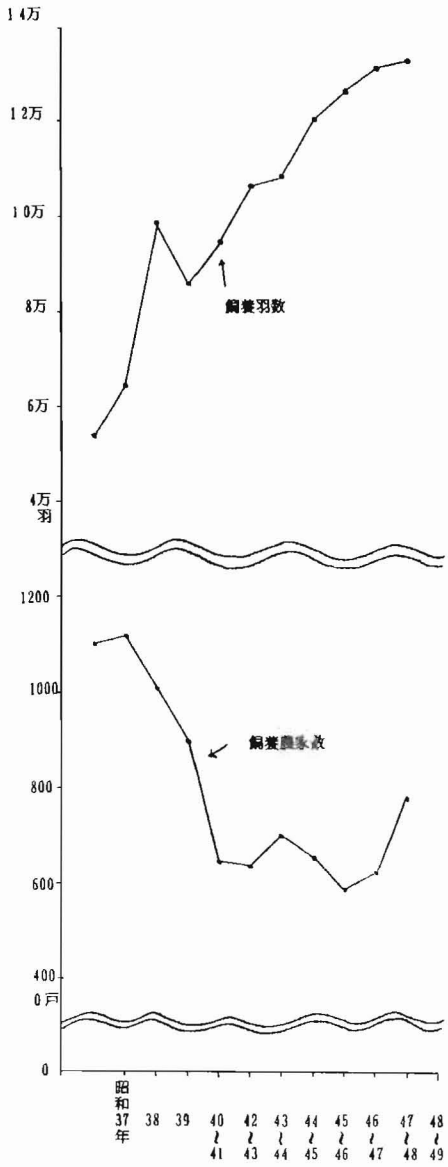

図ア－３－４　川上町の養鶏

注）　資料「岡山県農林水産統計年報」

4　川上町の林業とその歴史的発展過程

イ　現　況

(a)　林野面積

表7－4－1　林野面積

計	現況森林面積	森林以外の草生地	所有形態別		
			国有	公有	私有
7,131ha	7,126	5	—	228	6,903

注）　資料「岡山県統計年報」　昭和47～48

表7－4－2　森林計画による林野面積

合計	樹林地									竹林	伐採跡地	未立林地
	計			人工林			天然林					
	小計	針葉樹	広葉樹	小計	針葉樹	広葉樹	小計	針葉樹	広葉樹			
7,126ha	6,313	3,013	3,300	737	734	3	5,576	2,279	3,297	78	109	626

注）　資料「岡山県統計年報」　昭和47～48

川上町の総土地面積は8,681ha（川上町調べ）であり，うち林野面積は7,127ha（川上町調）を占めている。よって，林野率は82%でほとんどが森林であることがわかる。所有形態別では，国有はなく，公有と私有で占められ，それもほとんど私有である。主要樹種内訳の表から特にわかることは，あかまつが37%にも及んでいるということである。川上町の松は大賀松として有名であるという。また，S40年度において，針葉樹と広葉樹の比は半々であるが，これは，生産性の高い針葉樹をふやそうとする樹種転換という，S42～44の林業構造改善事業の目標の1つに影響を与えている。なお，現在（S50）の比（針葉樹：広葉樹）は3：2になっている。

表7－4－3　主要樹種内訳

樹種	面積	比率
すぎ	311ha	4%
ひのき	199	3
あかまつ	2,611	37
針葉樹計	3,121	44
くぬぎ	601	8
なら他広	2,700	38
広葉樹計	3,301	46
まだけ	78	1
未立林地	16	
採草地	611	9
計	7,127	100

注）　資料　昭和40年度編成の地域森林計画

(b)　川上町の林家

川上町役場調べ（S40）によると，林家戸数1,614戸のうち，戸有林野面積1ha未満・642戸，1～3ha・492戸，3～10ha・376戸，10ha以上・104戸で3ha未満が70.3%を占めており零細な農家が多い。

また，表7－4－3をみるとわかるように，林業収

入への依存度でも，2割未満しか依存していない林家が９４％にもおよぶ。これは，専業林家が全くなく他から（特に農業から）の収入が多いという，川上町林家の実態を，よく表わしているといえよう。

表７－４－４　林業収入への依存別林家数

	総林家数	まったく依存しない	2割未満依存している	2～5割依存する	5割以上依存する
	戸	戸	戸	戸	戸
川上町	830	374	411	36	9
手荘	357	172	109	14	2
大賀	317	135	162	15	5
高山	156	67	80	7	2

注）　資料　１９７０年林業センサス

表７－４－５　林産物販売金額別林家数

	総林家数	販売なし	5万未満	5～20	20～50	50～100	100～200	200～500	500以上
川上町	830	626	135	82	26	7	4		
手荘	357	283	50	11	9	3	1		
大賀	317	236	52	17	7	3	2		
高山	156	107	33	4	10	1	1		

注）　資料　１９７０林業センサス

林業構造改善計画書に「産業別所得額の動向については・・・３８％が農業で占められ林業は９％であり，全体に占める林業所得は面積と反比例して，非常に少ない，これは，林地の大半を占める広葉樹林について従来農閑期を利用して，木炭・薪の生産に従事するものが多かったが，最近化学燃料におされて，不安定なため，県南工業地帯地域内への，季節労働者として出稼するものが増加し，林業従事者は年を追って，減少していく傾向にある・・・。」と書かれているように，川上町の林業にも，過疎化の影響が進んでいると思われる。表７－４－６の森林組合員の減少にもそれが表われている。

表７－４－６　森林組合員分布状況

	手荘地区	大賀地区	高山地区	町外	計
S３８	５９０人	４８４人	２３９人		1,３１３人
S４４	４６０	４２７	２３２	１５９人	1,２７８
S４８	４６０	４２７	２３２	１６１	1,２８０
S４９	４１５	３９５	２０４	１２２	1,１３４

注）　資料　川上町森林組合

ロ　林産物

ィー(b)で産業別所得額の割合について，３８％が農業，９％が林業で，農業と林業の所得割合は大きく開いていた。では過去はどうだったのだろうか。

表７－４－７　生産総価額

	大賀			高山			手荘		
	農業	林業	合計	農業	林業	合計	農業	林業	合計
大正　1	103,013	(6,045) 13,455	162,607	56,553	6,454	64,802			
5	102,822	(10,986) 10,761	207,639	60,000	7,320	70,620			
１０	317,050	(34,150) 10,238	597,441	172,976	28,742	223,158			
１５	187,346	48,489	367,830	103,656	20,000	130,613	163,692	49,349	751,011
昭和　5	123,271	43,965	281,227	63,218	16,243				
9	164,111	53,924	318,415	75,506	21,451	104,753			
１５							222,910	148,987	1,122,645

注）林業の（　）内は伐採分

注）　資料　現勢調査簿

表７－４－７から，各地区だいたい生産総額の１０％以上，多いところで２０％を林業が占めていることがわかり，現在より林業からの所得割合はこの時点では高かったといえる。

(a)　素材生産

川上町は，前にも述べたように，赤松の生育がよく，その質は非常によいそうである。大正時代の素材生産も，林業所得の中では多い方であった（表７－４－８）。現在の生産量は，表７－４－９のとおりであり，川上町の林産物の中心となっている。今後の素材生産量は現状維持か，幾分下向するだろう，ということである。なお，素材は森林組合，業者を通じて，岡山，新見，高梁の市場へ送られる。

表７－４－８

		大正　1	5	10	15	昭和　5	10
大賀	丸　材	1,810尺〆	1,560尺〆	1,800尺〆			
	角　材	2,987円	3,674円	5,850円	角材 100石 600円	480石 1,238円	
	挽　材	1,300坪 650円	750坪 490円	150坪 450円			
	下駄材	100駄 500円	40駄 200円				
	板　類				100坪 250円	120坪 216円	
手荘	丸　材						
	角　材			700石 5,460円			
	挽　材						
	下駄材			35駄 840円			
	板　類			100坪 300円			
高山	丸　材	800尺〆	500尺〆	700尺〆			
	角　材	1,000円	800円	5,392円			
	挽　材		650坪 455円	380坪 1,225円			
	下駄材	15駄 100円	15駄 170円	8駄 480円			
	板　類				305坪 580円	200坪 300円	

注）　資料　現勢調査簿

表７－４－９

	30	35	38	39	40	45	50
素材生産量	6,100㎥	7,450	8,588	9,915	10,100	3,058,240	3,220,887

注）　資料　森林組合の資料により役場でとりまとめたもの

(b)　薪炭

川上町の製炭業者は，１９６０年・１０６人，１９７０年・１８人，１９７５年・１～２人で，この数字から化学燃料におされた木炭生産の最近の様子が予想されよう。

表７－４－１０

		炊事にガス・電気・石油コンロなど利用している農家数の程度別集落数			
		利用している農家がまったくない	利用している農家がわずかである	利用している農家が半分ぐらいである	利用している農家がほとんどである
１９６０年農林業センサス	川上町	２１	２７	—	—
	手荘	９	１１	—	—
	大賀	７	１１	—	—
	高山	５	５	—	—
１９６５年農林業センサス	川上町	—	—	２	４６
	手荘	—	—	—	２０
	大賀	—	—	２	１６
	高山	—	—	—	１０

表７－４－１０からも，化学燃料が急速に，１９６０年～１９６５年の間に，生活にはいりこんできたのがわかる。けれども，化学燃料におされる以前の薪炭を使っていたころの川上町の木炭生産は，非常に活発であったということができる。そのピークは，昭和３０年ごろだったという話である。

表７－４－１１でも，十分に木炭生産の活発さがわかる。そして，特に良質の白炭が多いのに注目される。

表７－４－１１　木炭生産量

	手荘		大賀		高山	
	白炭	黒炭	白炭	黒炭	白炭	黒炭
大正　１			１,５００貫		４,５００貫	
５			１,２００		２,２００	
１０			３０,０００		２６,３５０	
１１	３２,７８０	１,９５０	２５,０００	—	２４,０００	８３０
１５	２８,５００	２,０００	２２,０００	２,２００	３１,２００	３５０
昭和　４	２７,７００	２,０００	２０,０００	５,０００	２５,０００	１,２００
５			２０,０００	５,０００	２５,５００	１,１００
１０	７１,９５３	１１,０５２	２２,２５０	１５,０００		

注）資料　現勢調査簿

(c) しいたけ

5～6年前から，価格が安定している・とり入れにあまり労力がかからないため，老人にも栽培でき過疎にも適応できる，などのため，農業協同組合，森林組合は，しいたけ栽培を奨励している。（森林組合は乾しいたけ，農協は生しいたけを取り扱っている。）

表7－4－12からわかるように，しいたけは，ここ10年間で急速な伸びを示している。それは，

表7－4－12　しいたけ生産量

	生しいたけ	乾しいたけ
S 30	kg	650kg
35		370
38		700
39	1,365	720
40	4,550	1,262
43	5,536	
44	3,660	1,500
45	3,991	
46	3,730	
47	8,667	
48	8,695	
49	11,725	2,369.6

注）・昭和43－40　森組・農協検査数量により，とりまとめる
生しいたけ　昭和43－49は農協調べ
乾しいたけ　昭和44－1970年林業センサス
昭和49－森組調べ

薪炭生産量が減少していく過程と反比例していることに気づく。すなわち，かって薪炭林だった場所に，しいたけ栽培がなされているのである。そして，なら，くぬぎなどの広葉樹を原木として使いその伐採跡に，針葉樹を植林するという有効な方法がとられているのであるから，薪炭林から針葉樹林への樹種転換の経過的産物として，しいたけをとらえることもできる。

川上町のしいたけ生産への意気込みはさかんで，林業構造改善事業の中に，しいたけの生産諸施設の設置を計画，将来の生産目標は100,000kgであり，80％を乾燥しいたけにしようとしていることからもわかる。

川上町のしいたけ生産農家の規模は，所有山林30～50haのものが6軒，5～30haのもの10軒，1～5haのもの40件であり，内，しいたけ栽培のみのものが3軒である。ほだ木数は，町全体で300,000本で，最大規模の栽培家のほだ木数は30,000本，大規模に行なっている栽培家は2軒ある。

また，しいたけ生産組合も森林組合内にあり，技術指導，講習会，ほだ木生産地視察を行なっている。

(d) まつたけ

〃川上町のまつたけ〃というと，かっては，質・量ともに県内でも有名であったという。というのは，前に述べたように，川上町は赤松が多く，まつたけの生産に有利だったからである。

表7－4－13からわかるように，大正期には，他の林産物と比べてもひけをとらない量が，生産されていた。ピークは昭和20年ごろで，年に15tぐらいとれていたという。しかし，現在は1年に3,500kg（1974年）ぐらいで，減少の一途をたどっている。この原因は，

1. 戦争中に赤松の伐採が多すぎた。
2. 山林管理が十分行われていないため，まつたけに必要な光線・温度・風通しが悪くなった。

3. 林道ができたために，自動車の廃気ガスがふえ，デリケートなまつたけ菌が育たなくなった。

4. 南部の工場の高層煙突から出る亜硫酸ガスの影響による。

などが上げられる。まつたけは人工栽培が効かないほどデリケートな菌である。おそらく，これからも減少の一途を，残念ながらたどるであろう。

表7－4－13　まつたけ生産量

	大賀		手荘		高山	
	数量	価額	数量	価額	数量	価額
	斤	円	斤	円	斤	円
大正 1	18,000	2,070			1,500	150
5	2,240	2,690			2,000	500
10	30,000	9,000			2,300	1,150
11	28,000	9,800	7,454	5,218	1,800	1,080
15	32,000	9,600	7,798	2,729	3,250	1,788
昭和 4	34,500	10,350	7,900	3,160	4,660	2,798
5	28,500	7,125			4,350	2,175
10	76,500	19,125	25,010	6,002	2,100	5,880
15			850㎏	4,250	6,700	6,700

注）　資料　現勢調査簿

(e) その他

現在，全く林産物ではないが，かってそうであったものに下草が上げられる。表7－4－14から，かなりの林産物であったことがわかる。

表7－4－14　下草生産量

	大賀		高山	
	数量	価格	数量	価格
	貫	円	貫	円
大正 1	173,000	1,730	50,000	250
5	167,000	1,670	50,000	250
10	887,950	8,879	354,900	3,559
11	887,430	8,874	354,500	3,545
15	879,980	8,799	388,000	3,800
昭和 4	850,000	8,500	342,500	3,425
5	830,000	6,640	342,200	2,737
10	750,000	6,000	340,000	3,400

注）　資料　現勢調査簿　（手荘のものは無い）

その他，栗も林産物として上げられよう。

表7－4－15　くり生産量

	大賀		手荘		高山	
	数量	価額	数量	価額	数量	価額
	石	円	石	円	石	円
大正　1	20	80				
5	25	200				
10	50	1,250			18	360
15	70	1,050	8	320	28	560
昭和　5	60	900			11	2,200
10	70	1,260	41	934	10	200
15			37	1,480		

注）　資料　現勢調査簿

現在も栗は生産されているが，他の林産物に比べるとたいしたことはないという。

また，棕梠，杉皮・五倍子・竹皮・楮（こうぞ），三椏（みつまた），筍（たけのこ）なども，大正～昭和初期には生産されたらしいが，今はほとんど生産されていない。

ハ　入会地

川上町の入会地は，明治22年に村の合併があり，手荘村・大賀村・高山村になった時点で，個人（神社・寺）有，村有になったという。その時残った入会も昭和29年以後には，すべて個人有か町有になっているそうだ。そして，川上町には，財産区としては入会地は残らず，記名共有として残った。

かって，牧畜が盛んだったところでは，山林は放牧に使われた，町有の称高山でも，村有であったころには，放牧や，たき木取りを慣行として認められていた。他の村有林，私有林も，共同放牧などに使われたらしい。しかし，牧畜のすたれた後は，そのように使われなくなってしまった。

けれども，現在，町有・個人有になったからといって，完全に共同で山林を使用するということがなくなってしまったわけではない。はっきりと残っているものに，脇数（シワス）地区と七地地区の入会地がある。脇教ではこの部落のものに限って，60人の記名共有で共同使用されている。資料があった七地の入会地について述べてみたい。

(a)　七地の入会地についての史料

七地の入会地についての最初の史料は明治33年の〃柴草定約証〃である。ここに挙げられている入会地は，まとめると，表7－4－16のとおりである。

表７－４－１６

川上郡手荘村	大字	字	地番	地目	反別 町 反 畝 歩
	七地	花内後口	41	山林	1 9 6 09
	〃	燈明滝	280	〃	8 9 9 13
	〃	井堀鼻	305の第二	〃	7 6 9 07
	〃	仁五平	1316	〃	4 3 2 61
	〃	小丸甲	1974	〃	10 7 9 15
	〃	越山	3226 3227	〃	2 9 0 20 9 0 0 00
	〃	大平後口	3339	〃	1 8 8 12
	〃	芋ノ道後口	3340	〃	1 8 8 00
	〃	段の平	3402	〃	5 3 6 26

表７－４－１６の資料は，明治３４年・３７年・大正２年・３年・４年・５年・７年・８年・９年とあるが，場所は全く変わっていない。次に古い史料は，昭和１５年のもので場所は，表７－４－１７のとおりである。現在まで，この場所は変わっていないということである。

表７－４－１７

川上郡手荘村	大字	字	地番	地種	反別
	七地	井堀鼻	305の2	保安林	15反827
		小松原	449		57 825
		馬の背	450		67 814
		大塚	1,299		25 316
		大塚	1,300		57 517

表を見ればわかるように，大正９年と，昭和１５年では，入会地は減少している。これは次のように分割されていったからである。

燈明滝 ―→ 福本浅市外２４名
井堀鼻 ―→ 渡辺誠三外１５８名
仁五平 ―→ 金子寿栄外１４名
小丸甲 ―→ 吉岡伯夫外２４名
越山 ―→ 松川卓三外２６名
大平後口―→川上隆市外１９名
芋ケ迫後口→川上隆市外１９名

川上正雄外１７名

段の平 ―→ 川上一夫外２１名

これからわかるように，共有になっているものが全部である。しかし，井堀鼻と他の地域の違いは，井堀鼻が１５８人という多人数の共有に対して，他は２０人前後の共有だということである。人数が少なくなると，その山林は相談して処分できる。しかし，多人数だとそうはいかない。これは，入会地の特性の一つである。では，どのように入会地は運営され，どのような性格を持っているのだろうか。

(b) 現在の七地の入会について

七地の入会は，現在でもはっきりと残っている。その役員である吉岡伯夫氏に，いろいろ話をうかがったので，述べていくことにする。

七地入会地の規約書は，次のとおりである。

共有林管理規約

第一条　川上町大字七地住民の共有である字井堀鼻，字小松原，字馬の背，字大塚等の共有林管理は，本規約によりこれを行なうものとする。

第二条　共有林管理の為め，共有林総会に代わるべき惣代会を設くるものとする。総代の員数は１６名とし，大字七地地内，各区２名宛を其区内に於て選出するものとする。惣代の任期は２ヶ年とする。但し再選を妨げない。

第三条　共有林の管理事務を処理するため，理事長一名，理事二名をおき惣代会に於て之を選挙するものとする。

理事長は，共有林管理に関する一切の事務を掌握し，惣代会の議長となる。

理事は，庶務会計を掌り，理事長事故あるときは，之にかわる。理事長及び理事の任期は，惣代の任期と同一とする。

但し，任期終了後と雖も後任者の就任する迄は職務を行なうものとする。

第四条　惣代会に附議すべき事項左の如し，

一　共有林管理に関する重要事項，並に林産物の処分

二　毎年度収支決算報告の承認

三　第六条による剰余金処分の決定

四　其他理事長に於て必要を認むる事項

但し，立木の処分，土地の貸借等，特に重要なる事項については，部落の意見を徴することを要する。

第五条　惣代会に於ては，会議録を作り，会議の日時・場所及決議したる事項を記載し，議長及立会者は署名し置くものとする。

第六条　共有林管理により生じたる剰余金は，之を個人に分配せず主として公共事業に支出するものとする。

第七条　共有林管理に関する会計は会計年度によるものとする。

第八条　理事長は，前年度分の収支決算報告書を作成し，翌年５月末日迄に，惣代会に提出し其の承

認を受くるものとする。

第九条　共有林管理の為，顧問を置く事ができる。顧問は，惣代会に於て之を推薦するものとする。

（顧問は理事長の諮問に答へ，又は理事長に対し意見を開述するものとする。）

第十条　本規約の変更は惣代会の決議を経ることを要するものとする。

附則　　本管理規約は，昭和３２年度より是れを実施するものとする。

昭和３２年５月

七地の入会地は，中藤担氏を代表として記名共有で登記されているということである。そして共有しているのは，大字七地全員（１６３軒）で，１名のもれもない。樹種は雑木林である。

規約書にもあるように，役員会は１６名で，８部落から出ている。役員は，あくまで奉仕的に山林のために働いてくれる厳格な人を，選挙で選ぶそうで，厳格な役員を出してきたということが，入会地を今まで続かせることになった一つの要因となっているという。

入会活動として，下刈（雑草を刈る）と植林（松）があげられる。下刈は年に１日・２回に分けて行ない，９月終～１０月上旬がその日にあてられる。人数は，８部落から４～５人で，下刈は木の保護に必要なもである。

さて，植林された木は育つと，売買される。木が育つのは５０年かかり，今は植林１５年目にあたるので，売買されていないが，昭和３０年・３２年・３３年・３４年・３５年・３６年と松の木が売買された記録があった。この木の売買が，入会地における一番の高収入であるという。また，他にも昭和３０年・３２年・３３年に松茸競売の記録もある。これらの売買で得た収入は七地全体としての利益となり，大きい事業，例えば，学校・道の修理などに使われるが，　大正時代には，木を売って残った木は炭にしてみんなに分配したりもしたそうである。

七地の入会が今まで続いたことの要因には，前にあげた他に，七地全員が入会地について厳しいということが上げられよう。七地から出ていく者に対し，入会名簿から名前を削ろうとしても，全員の印鑑と許可がいるのでなかなか名前が削れない，ということであるし，会計が１００円違っても許されないそうで（それで，役員にみんななりたがらないそうだが）ある。入会地についてみんながうるさい，ということがよくわかる事件が一つある。昭和１５年に，８部落の役員会の承認の上で，町へ山林（入会地）を売ったところ，みんなの承認がなかったということが問題になり，また買いもどさなければならなかった，というのである。

「入会は必要だと思いますか。」という問に対しての，「入会権はないといけないもの。」と答えられた吉岡さんの答えに，これからも，七地の入会地は続いていくだろうと思った。そして，森林組合での，「入会権は，なくすべきだが，無くそうと手をつけても，整理のしようがない。」との言葉も，また実感として受けとれたのであった。

ニ　林業構造改善事業

昭和４２年～４４年まで川上町では，「地域内の諸条件と林業経営者の意向等を勘案し，林業の総

生産を増大し，森林所有者及び林業就労者の所得の増大を図りもって，農林業にうるおいのある施策を行なうため。」（林業構造改善事業実施計画書より）林業構造改善事業が実施された。その具体的内容は，

1）経営基盤の充実事業
　ア）分収造林の促進
　イ）林地の流動化促進
2）生産基盤の整備事業・林道整備
3）資本装備の高度化事業
　ア）素材生産施設の設置
　イ）造林施設の設置
　ウ）チップ生産施設の設置
　エ）特殊林産物生産施設の設置
4）早期育成林業経営の促進事業
5）協業の推進事業

総括は，表７－４－１８のとおりである。

表７－４－１８

林業構造改善事業実施計画総括表

事業区分	事業種目	事業の内容	受益戸数	事業費
経営基盤の充実事業	分収造林の促進	あっせん，林地条件調査，測量　９件　３０ha	３０	１０８
	林地の流動化	あっせん，林地条件調査，測量　５０件　５０ha	５０	２０１
	小　計		８０	３０９
生産基盤の整備事業	林道の開設	５線　６,１００m　開設	１３８	３６,４３２
	小　計		１３８	３６,４３２
資本装備の高度化事業	素材生産施設の設置	チェンソー　３台	１０２	３３９
	造林施設の設置	チェンソー１台　刈払機１０台　人員輸送車１台　目立機５台	１３１	１,５４３
	チップ生産施設の設置	チップ生産施設　１式	３００	６,１２８
	特殊林産物生産施設の設置	乾燥機　１８台（補助機１台を含む）　せん孔機　６台	１００	８,９４５
		乾燥用建物　７棟　作業用建物　２台　フレーム　３棟		
		貯水槽　３基　スプリンクラー　２２基　人工ほだ場　４棟		
	小　計		６３３	１６,９５５
早期育成林業経営の促進事業	早期育成林業経営の促進	在来樹種早期育成　あかまつ　３.５ha　すぎ１.５ha	１５	１,０５６
	小　計		１５	１,０５６
協業の推進事業	協業の推進	協業計画樹立　測量器具１式　オートバイ１台　トランシーバー１セット		３５８
	小　計			３５８
計			８６６	５５,１１０
予　備　費				５,８９０
合　計				６０１,０００

注）　資料　林業構造改善事業実施計画書

ホ　森林組合

川上町森林組合は，昭和38年に手荘・大賀・高山の森林組合が合併されてできた。組合人数は，前にも書いたように1,134人で，その総山林所有面積は6,455haで，全山林の92%にものぼる。組合にはいるためには，0.5ha以上の山林所有者であることが必要である。

活動としては，組合員の指導（物価状況・安定成長の林産物について），販売（素材生産・干しいたけ・造林用苗木）・購買（特殊林産・林産・造林・撫育林等・林業一般の器具・機械・苗木・種駒・肥料・薬剤の購売・斡旋・造育林受託・森林現況・所有者意識調査・林業資金の斡旋）と多岐にわたっている。その中でも特に中心としているのは植林で，4班36名の造林推進隊を持ち，合併以来毎年度目標を100haとして努力を続けている。

また，山林労務者の労務管理（給与福祉手当）を直接行なっている。

表7－4－19　組合役職員

役員			職員	常傭人
常勤理事	非常勤理事	監事		
1人	8人	3人	4人	19人

注）　資料　川上町森林組合第11回通常総会提出議案抄

参考文献　「林業構造改善事業実施計画書」（川上町役場編）

5 農 業 団 体

イ 農業団体の歴史

(1) 戦前

徳川２６０年の間，日本における生産力はほとんど拡大せず，増加していく人口を扶養する余力に乏しかったので，人口はほとんど停滞状態であった。そして明治維新以来，先進西欧諸国の経済的文化的水準に立ちおくれていたわが国では，そのおくれを早急に取りもどさんがために，近代化政策（富国強兵・殖産興業政策など）が押し進められたが，明治の工業化の規模の拡大は徐々たるものであったので，この工業化が吸収しえた労働力は，農業人口の減少を引き起こすだけの力とはならなかった。すなわち明治の工業化が，すでに充満した人口をかかえていた農村から吸収しえた人口は，さまで多くはなく，他方で今まで不幸や貧困のために抑圧されていた農村人口の増加の力が急に解き放され，工業化が農村から吸収しえた人口を直ちに補足したわけである。このように農村の人口に対して顕著な影響を与えなかったのが，日本の産業革命の１つの特色であった。

このように充満した人口をかかえていた日本の農村においては，農業技術の進歩の方向は，豊富な労働力を集約して耕地利用に投ずる方法が選ばれた。すなわち，小規模農業のもとでは，一毛作よりも二毛作，労働吸収力の強い耕種が選ばれ，また，小農規模でも効果のあがるような技術の方向（人造肥料・化学肥料の多量利用）が採択されることとなる。品種改良と多肥購入農法は日本の小農技術の２つの柱であり，小農技術としては世界の農業の中で最も優秀なものであろう。

明治初期の地租改正において，地主の支払う地租こそ物納から金納に改まったが，地主が小作人から受け取る地代は，従来通りの水田の生産物たる米そのものであり，地主と小作人の関係は，その基本的構造を変えなかった。このような水田の小作料の物納制度が，その後，戦前の８０年間維持されてきた。しかもこの地代は，５公５民の旧態を持続した高率のままのものであった。それは，充満した労働力をかかえて耕地節約的農法が選択されざるを得ない農村においては，この高率小作料を引き下げるような力は到底生まれてこなかったからである。そして大雑把にいえば，戦前を通じて水田のほぼ半ば以上が小作，小作料は米の生産量の半ば，したがって全国の米の生産量の約２５％が地主の掌中に握られた。しかも日本の工業化が進展するにつれて米価は次第に上昇していった。もしも金納小作料制度のもとであれば，一度約定された小作料率は度々改正されるものではなく，相当の年月持続されるのが普通であり，米価の上昇にともない小作料が相対的に安くなり，小作人は自分の生産した米のうち自家消費分を増すことができるようになるであろうが，しかし物納小作料制度のもとでは，米価の上昇にもかかわらず小作料は一定率を維持し，しかも米の生産力上昇にともなって小作料は量的にも増加されていき，したがって小作人にとっては，金納小作料制度のもとにおけるような自家消費分の増加に恵まれることが少なく，その分を地主に小作料として納めることとなった。したがって物納小作料は，金納小作料による場合よりも極めて高率の小作料として存続したのである。しかも少数の地主の自家消費分は，多数の小作人の自家消費分よりもはるかに少ないから，地主の掌中に握られた全生産量の２５％の米は，小作人の掌中に握られる場合よりもはるかに多くが市場に供給される

こととなり，恐らく小作人が食べるべきはずの米が，工業化人口の食糧となり，それだけ多く都市の需要が満たされ得たのであった。ことに寄生地主的土地制度のもとでは，わずかばかり蓄積された資本ですら農業生産には投下されないで，むしろ都市の産業に投下された。したがって投下資本は農村に還流せず，農業の近代化は遅れ，農業における資本主義的発達は大いに阻害されたのである。

このように，明治初期以来の殖産興業政策による産業化過程において，絶えず農家は多大の負担犠牲を強要されてきたが，しかしこの間政府も，農業ないし農村経済に対して腕をこまねいていたわけではない。政府は，明治初期以来，勧農政策を実施し，育種栽培技術の輸入および研究を奨励して品種の改良，肥培管理技術の進歩を計り，また産業化過程における農村経済の負担犠牲によって当時発生しつつあった農業問題（農業資金の枯渇とその金融，農村購入品価格の上昇，農産物の販売市場，農産物加工設備などの問題）を協同化の力によって解決しようとして，明治３３年産業組合法を制定し，産業組合およびその連合会（明治４２年，産業組合連合会と産業組合中央会の法認）の結成を奨励するなど，諸種の農業発展政策を講じたのである。

川上郡においては，明治３６年，郡会に産業組合設立奨励費が提案され，同３７年３月その下付規定が制定され，１組合に対し８円を交付することとした。当時，郡長は郡書記および郡農会技手をして組合の設立を勧誘させた。そしてまず明治３７年２月９日無限責任富家信用組合〔組合員数７３名，出資口数１４１口（出資１口金額１０円）〕が川上郡で最初の産業組合として設立され，次いで同年３月１日無限責任玉川村信用組合〔組合員数１６３名，出資口数１８０口（出資１口金額１０円）〕が設立された。

当地においては（表７－５－１参照），明治３７年１１月１０日無限責任高山信用組合〔組合員数９４名，出資口数１６２口（出資１口金額１０円）〕，明治３９年９月１日無限責任手荘村信用販売購売組合〔組合員数１４４名，出資口数１６６口（出資１口金額１０円）〕，明治４２年１１月２６日有限責任大賀信用販売購買生産組合〔組合員数１５２名，出資口数１８１口（出資１口金額１０円）〕がそれぞれ設立された。信用組合は，十分な資本を持たない農民が共同の組織を作り，余裕のあるとき

表７－５－１　設立当時の組合状況

組合名称	区域	設立年月日	出資１口金額	存立期限	設立当時組合員数	設立当時出資口数
無限責任高山信用組合	高山村	明治 37.11.10	１０円	２０か年	９４人	１６２口
無限責任手荘村信用販売購買組合	手荘村	明治 39. 9. 1	１０円	１５か年	１４４人	１６６口
有限責任大賀信用販売購買生産組合	大賀村	明治 421126	１０円	１０か年	１５２人	１８１口

（注）「岡山県郡治誌下巻」1,532ページより。

に貯金し，その資金を同じ仲間で資金に困っている人たちに融通し，それによって高利貸の手から農民を守る相互金融であり，販売組合は，組合員である農民の生産した農産物を協同して販売する組合

であり，購買組合は，小生産者たる各組合員が自分の事業に必要な物資を共同購入するために作られる組合で，農民各自では少ない購入量を共同購入することによって大量購入のメリットをおさめるために，あるいはまた専門的な知識を利用するためには共同購入によることが有利であるからである。生産組合は組合員のために共同の生産を行う組合で，これには組合員の必要とする原材料の調達および生産または加工をなすものと，さらに組合員の生産物に対して加工をなす場合とがある。

当地に設立された3組合の名称が無限責任高山信用組合，無限責任手荘村信用販売購買組合，有限責任大賀信用販売購買生産組合となったのは，明治39年組合法が改正され，信用組合も他の組合事業を兼営することができるようになったからである。なお，明治43年5月有限責任川上郡信用販売購買組合連合会が設立されたが，その経緯について「岡山県郡治誌下巻」（1,533ページ）に次のように述べられてある。「明治41年3月川上郡産業組合連合会を組織したり。産業組合において販売購買事業を営まんとするや，地方商人はこれを妨害し，村治上円満を欠き，ややもすれば組合の根底を破壊せんとする虞あり。本事業は郡の大勢を以て奸猾者に対抗するの外なしと，すなわち連合会はこの主旨において生れ，肥料，食塩，石油等組合必需品を購買し，また大麦を宇品陸軍糧秣廠に供給する等大いに努め，成績見るべきものありと雖も，組合事業の骨髄たる資金融通に就いては如何ともすること能はず，常に遺憾とせし所なりしに，明治42年組合法改正せられ，連合会も組合と等しく法人格を認められるるに至れるを以て同43年5月3日連合総会において従来の組織を改め，有限責任川上郡信用販売購買組合連合会を設立し，新たに社団法人として世に立つに至れり。」

その後，大正11年末現在における当地の3組合の状況を表示すれば，表7－5－2のようである。

表7－5－2　産業組合の状況（大正11年末）

組合名称	組合員数	出資口数	出資総額	払込出資額	積立金	貯金	借入金	貸付金	剰余金
	人	口	円	円	円	円	円	円	円
無限責任手荘村信用販売購買組合	890	2499	14990	13,618	7,834	78,651	3,000	85,756	3,234
有限責任大賀信用販売購買組合	490	923	9,230	6,639	3,376	44,113	—	46,773	1,622
無限責任高山信用販売購買組合	252	470	4,700	3,954	3,179	26,983	—	29,573	1,004

（注）「岡山県郡治誌下巻」1,534ページより。

さらにその後，満州事変を経て昭和12年7月日華事変に突入し，それが長期化するや，わが国は次第に準戦時体制に傾斜し，それとともに経済統制が強化されていき，農業部門においても産業組合の拡充，その戦時組織化が行なわれた。すなわち昭和8年から産業組合拡充5か年計画が実施され，その主な目標として，(1)産業組合を設置していない町村に対しては4種兼営産業組合（信用・購買・販売・利用）を設置すること，(2)すべての農業者を産業組合に加入させること，(3)農村産業組合は全部4種事業を積極的に経営し，全組合員にあまねく事業を利用させること，(4)農村産業組合の有限責

任組織を保証責任とすること，(5)農村産業組合はすべて系統機関を利用すること，(6)農村に対し産業組合教育の普及徹底を期することなどが掲げられ，産業組合の振興が策定されたが，これは結局，産業組合の準戦時統制機関への準備作業にほかならなかった。昭和１２年に第２次産業組合拡充３か年計画が立案されたが，これは第１次計画の踏襲であり，準戦時体制の一翼に連なる食糧供出配給機能担当の気構えを養成しようとするものであった。さらに昭和１６年全購連（全国購買組合連合会・大正１２年設立），全販連（全国米穀販売連合会・昭和６年設立），日柑連（大日本柑橘販売組合連合会・昭和９年設立）などの統合（例えば全国購買販売組合連合会の設立），次いで昭和１８年の農業団体法の公布によって中央農業会，全国農業経済会および地方における農業会（１町村１農業会・強制加入，産業組合と農会の統合）が発足することとなり，当地の３組合は解散し，３村に新しくそれぞれ農業会が設立された。

このようにして産業組合は，戦時統制経済における官僚統制的農業会組織に組み入れられて，金融統制や供出および配給などの機構の一翼として官庁の外郭機関化してしまった。

(2) 戦後

戦後の農村民主化政策は，昭和２０年１２月９日連合軍総司令部の発表した「農地改革についての覚書」によって，その基本線が引かれた。農地改革は，昭和２１年１０月に成立した自作農創設特別措置法と農地調整法の改正によって行なわれた。その主な内容は，(1)不在地主が所有する小作地の全部，耕作していない在村地主が所有する小作地のうち平均１町歩（北海道は４町歩）を越える部分，自作農で一部を小作に出している場合は原則として平均３町歩（北海道は１２町歩）を越える部分を，市町村農地委員会が立てた計画に従って，政府が地主に農地証券を渡して買い上げ，この買上地を３０年以内の年賦で代金を支払うことにして耕作農民に払い下げること，(2)小作地については，耕作権を安定させるとともに，小作料を物納から金納に改め，その最高額を米の場合は収穫額の２５％以内，麦の場合は収穫額の１５％以内と低くすることなどであった。

農地改革は，封建的農村関係（地主・小作人の支配被支配関係），寄生地主的土地所有制を崩壊させ，その後に自作農的小土地所有制を創出し，農村は一大変革期を迎えていった。この新しい，民主化された農村生産関係を維持・強化する組織として，農業協同組合を創設し育成する「農業協同組合法」が昭和２２年１１月１９日に公布され，翌１２月１５日に施行された。

農業協同組合は，農民の協同組織の発達を促進することによって，農業生産力の増進と農民の経済的・社会的地位の向上を図り，あわせて国民経済の発展を期することを目的としており，組合員の資格は，農民（自ら農業を営み，または農業に従事する個人），当該組合の地区内に住所を持つ個人で当該組合の施設を利用することを適当とするもの，および当該組合の地区内に住所を持つ農民の組織する団体であり，組合員の加入・脱退は自由である。そして農業協同組合の行う事業は，(1)組合員の事業または生活に必要な資金の貸付，(2)組合員の貯金または定期積金の受け入れ，(3)組合員の事業または生活に必要な物資の供給，(4)組合員の事業または生活に必要な共同利用施設（医療に関するものを除く）の設置，(5)農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設，(6)農業の目的に供される土地の造成・改良，もしくは管理，または農業水利施設の設置もしくは管理，(7)組合員の生産す

る物資の運搬・加工・貯蔵・販売，(8)農村工業に関する施設，(9)共済に関する施設，(10)医療に関する施設，(11)組合員の農業に関する技術および経営の向上を図るための教育，または農村の生活および文化の改善に関する施設，(12)組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結，(13)以上の各事業に付帯する事業，の全部または一部である（ただし，組合員に出資をさせない農業協同組合は，以上の(2)および(9)の事業を行うことができない）。

このように「農業協同組合法」が公布・施行されたので，それにともない，戦時統制機関としての当地の3農業会は解散し，手荘，大賀，高山の各村にそれぞれ新しく農業協同組合が昭和２３年に相次いで設立されたが，間もなく高山農協から高山市農協が分離設立され，当地には4農協が存立していた。

新たに発足した農業協同組合は，食管制度のもとでの食糧供出や資材配給などの恵まれた機関としての業務に支えられていたが，昭和２４年のドッジ・ラインの強行による安定恐慌のもとで，発足後間も無い幼年期の農協は，最初の難局を迎え，昭和２５年ごろには赤字組合が全国の総合農協の約４０％，全国で貯金の払出しが不可能になった組合２５５組合，払出し制限をする組合が８００組合もあったという。政府は昭和２５年農協財務処理基準令を定めて，増資により農協を自力で再建させようとしたが，その成果があがらず，昭和２６年４月農林漁業組合再建整備法の公布によって主として単位農協経営の再建整備が進められ，さらに昭和２８年８月農林漁業組合連合会整備促進法によって全国連合会および都道府県連合会の経営の再建整備が行なわれた。このような措置によって，農協は昭和３０年ごろにはその経営をほぼ正常な軌道に乗せることができるようになった。しかし，この過程において，戦後の農協に特徴的な性格が形成されてきた。すなわち，(1)政府の再建整備や整備促進の保護助成措置が主として総合農協とその系統組織を対象とし，果樹作や畜産などを中心とする専門農協は，全く対象外に置かれたので，元来それほど力のなかった専門農協はますます影を薄くし，総合農協の地位がますます強固なものになり，農協の主力が，いわゆる総合農協に置かれるという体制的色彩を濃くした。(2)多方面にわたる事業を営む総合農協は，元来その中心が信用事業に置かれ，その外では販売事業と購買事業が大きな比重を占めていたが，再建整備事業によって信用事業の健全化が進められ，さらに食糧管理特別会計の農民に対する支払代金がそのまま農協の貯金に振り替えられる仕組が，農協貯金の伸長と安定化に大きく寄与し，また販売・購買の両事業も再建整備・整備促進両事業によって不採算事業が切り捨てられた結果，ますますその重みを増し，ことに販売事業では米・麦が，購買事業では肥料が取り扱い品目中に大きな比重を占めるようになり，総合農協の従来の営業構造（事業の中心が信用事業に置かれ，その外では販売・購買事業が大きな比重を占める）がますます強固なものになった。しかしながら，農協は食管制度の対象作物である米・麦の単なる政府の集荷機関として機能するにすぎなく，また寡占企業の生産物である肥料も昭和２５年までは配給制度が行なわれ，昭和２９年からは政府による価格統制が行なわれるという条件のもとでは，これらの商品に対して農協が市場で活躍する余地がきわめて小さく，したがって農協の積極的活動をさほど必要としない商品が経済事業の中心品目となったわけである。(3)昭和２８年から行なわれた整備促進事業が連合会の財務再建をはかることを第一とし，その方針に沿って系統利用率の向上を押し進めた結果，

単位総合農協ー都道府県連合会ー全国連合会というピラミッド型の系統３段階組織が，全国連・都道府県連を中心として強化された。このような方向は，それだけ組織が強化され，農協の機能がより一層発揮されるようになったことを意味するといってよいけれども，その反面，連合会の経営採算ベースに容易に乗らないような品目は取り扱わないとか，あるいは全国連や都道府県連が自らの機能を積極的に営むことなしに手数料をとるという傾向もあらわれてきた。

当地の４農協も，発足以来昭和３０年ごろまでは，以上のような過程をたどったわけであるが，その後における日本経済の高度成長は，農村内外をめぐる激しい環境の変化をもたらした。すなわち(1)高成長経済のなかで，非農業所得の著しい上昇がみられ，農業所得との格差が拡大し，農業からの人口流出が激しく現われるようになり，農業労働力の老齢化が進むのみならず，後継者の維持が困難になるという問題が浮び上ってきた。(2)米・麦などの澱粉質食糧の消費が減退する傾向が現れはじめたのに対し，畜産物，果物・野菜などの消費がめざましい増加をしはじめ，農産物の需要構造が著しく変化しはじめた。(3)ヨーロッパ諸国がＩＭＦ８条国に移行するにつれ，日本も早急に開放体制に入る準備をととのえなければならなくなった。このような新事態に対応しうるような農業の態勢をととのえるために，政府は昭和３６年２月農業基本法を国会に提出し，同年６月両院を通過，成立をみた。また高度成長過程での農村内外をめぐる激しい環境の変化によって，農協のよって立つ基盤が変質してきたので，農協の規模を拡大し，大規模な流通・加工施設の設置や指導事業の強化などを容易にし，農協をして農業の変貌に即応させることが必要となり，昭和３６年４月農業協同組合合併助成法が制定された。この農協合併助成法のねらいは，農協の市町村規模への合併，行政と農協の照応による行政浸透の円滑化，適正かつ能率的な事業経営を行うことができる組合を育成することなどにあった。

このような気運に沿って，当地の手荘，大賀，高山の各農協は昭和３６年３月３１日合併して，現在の川上町農業協同組合が成立した（高山市農協は隣の芳井農協へ合併）。

ロ　川上町農協の現況

川上町農協の組合員数（昭和４９年度）は正組合員1,240名，準組合員１２２名，計1,362名，職員数（昭和４９年度末）は役員，一般職員，営農指導員を含めて総計１０８名で，総合農協として信用，販売，購買，共済，その他の事業を運営している。農協の本所は地頭に置かれ，大賀，高山には支所が置かれている。

農協の信用事業は，もともと，その中心が生産農民という特定の資格をもった組合員内部での資金の相互融通におかれ，余裕ある組合員から貯金を受け入れ，その資金を組合員で資金に困っている人たちに融通する相互金融で，組合員への資金融通ができるだけ平等になされ，外部への運用は一定の制限を受ける農業専門の金融機能を営むことが，これまでの制度の建前であった。当農協の受け入れる貯金高は年々増加傾向をたどり，昭和４９年度約１６億円（1戸当り約１３０万円）に達し，そのうち多額の資金が岡山県信用農協連に預け入れられ，一部は農協系統外の岡山地方貯金局，中国銀行，山陽相互銀行に預け入れられている。貸付金額は長期・短期合計約７億円である。なお無担保の信用貸付の限度は年々引き上げられ，昭和４９年度には５００万円になっている。

山村農協の一般的特徴として，販売事業では米の販売額が少なく，青果物，畜産品が取扱い品目の

中で大きな比重を占めることがあげられるが，当農協においても例外ではない。農産物の販売総額（昭和４９年度）は約７億４千万円であったが，青果物は農協を通して販売すると，規格が厳しく面倒なために，直接業者に売り渡す農家も多く，青果物の生産・販売において農家と農協の結びつきは不十分であるように思われる。しかし，営農指導事業を通じて組合員農家の生産に接触するための組織として，トマト，ぶどう，養蚕，酪農，肥育牛等の各部会の外，タバコ耕作実行団があり，営農指導事業にも努力が払われている。

農家所得の上昇にともない，農家の購買力は増加し，農協の購買事業における取扱い高は年ごとに増加傾向をたどっている。昭和４９年度取扱い高は約８億円で，品目別にみると飼料，肥料，農薬，種苗，石油類，ＬＰＧ，米，電気製品等である。ことに農協が米を約1,200万円購買していることが注目される。

農協の共済事業は，昭和２６年に全国共済農業協同組合連合会（全国共済農協連）が設立されて以来，徐々に伸張を遂げ，とくに昭和３０年以降は，都道府県の共済農協連もすべて設立され，めざましい発展ぶりをみせている。当農協の共済事業には，長期共済として生命，建物（通常の火災保険のような短期掛け捨て方式でなく，自然損耗にもとづく更新のための貯蓄をも兼ねる長期のもの）があり，短期共済として火災，自動車がある。昭和４９年長期共済の契約保有高は約６８億円で，１戸あたりの契約額は約５４０万円である。

当農協は以上の事業の外に，次のような事業を運営している。すなわち倉庫業では，農業倉庫の米の保管料は，米の生産が少なく保管期間も短期であるために，昭和４９年５０万円足らずである。加工事業では精米加工，茶加工が行なわれ，利用事業では観光，授精，トレンチャー，ダンプのリース，ガソリンスタンドの経営，ＬＰＧの供給，マーケット（Ａ　ＣＯＯＰ）の運営が行なわれている。また昭和４９年に農電センターが再建され，農機具，電気製品の購買事業は一層活発になるものと思われる。その他，乳用仔牛哺育所，家禽の育雛所，山村開発センターの運営を行ない，農家の要望に答えている。

ハ　アンケート調査

川上町における農家の農業経営状況，農協利用状況，農協に対する農民意識などについて調査を行う手段としてアンケート方式を採用することにした。アンケートは，川上中学校の生徒を通じて１３０世帯に配布を依頼し，回収されたのは１０３（回収率７９.２％）であった。この回収数１０３は，昭和５０年２月１日に実施された「1,975年農業センサス」における川上町の農家数1,185の8.7％を占めるにすぎないが，一応の参考資料と考えられるであろう。

(1)　調査対象農家の農業経営状況

(a)　調査対象農家の経営耕地面積

回答農家の経営耕地面積は，表７－５－３の通りであり，「５０ａ未満」および「５０ａ～1.0ha」の農家数が回答農家数に占める割合は，「1,975年農業センサス」による昭和５０年川上町農家数の構成割合（表７－５－４参照）に比べてそれぞれ小さく，1.0ha以上の農家数の構成割合が「1,975年農業センサス」による場合より多いので，このアンケート調査の多少のひずみを考慮に入れなけれ

表７－５－３　経営耕地広狭別調査対象農家数

１０ａ未満	１０ａ～２９ａ	３０ａ～４９ａ	５０ａ～７９ａ	８０ａ～９９ａ	1.0 ha以上	計	無記入	計	回答農家の平均経営耕地面積
4	10	17	27	12	28	98	5	103	65.3 a
31（31.6）			39（39.8）		（28.6）	（100.0）			

（注）（　）内の数字は構成比。

表７－５－４　経営耕地広狭別農家数の推移（川上町）

	５０ａ未満	５０ａ～1.0 ha	1.0 ha～1.5 ha	1.5 ha～2.0 ha	2.0 ha～2.5 ha	2.5 ha～3.0 ha	例外規定農家	計
昭和２９年	566（38.3）	776（52.5）	137（9.2）	—	—	—	—	1,479（100.0）
昭和３５年	535（36.4）	766（52.1）	167（11.4）	—	—	—	1（0.1）	1,469（100.0）
昭和４０年	497（36.8）	689（51.0）	156（11.5）	9（0.7）	—	—	—	1,351（100.0）
昭和４５年	472（37.7）	585（46.8）	171（13.7）	20（1.6）	2（0.2）	1（0.1）	—	1,251（100.0）
昭和５０年	482（40.7）	553（46.7）	135（11.4）	12（1.0）	2（0.2）	1（0.1）	—	1,185（100.0）
			150（12.6）					

（注）1. 昭和２９年は農業基本調査，昭和３５年は「1,960年世界農林業センサス」，昭和４０年は「1,965年農業センサス」，昭和４５年は「1,970年世界農林業センサス」，昭和５０年は「1,975年農業センサス」による。

2.（　）内の数字は構成比。

ばならないのではないだろうかと推測される。

なお，回答農家の平均経営耕地面積は６５.３ａであり，わが国における１農家当り平均経営耕地面積約１haと比較して，この数字はかなり小さく，山間地の農業の面影を現わしている。

(b)　農家所得に占める農業所得の割合

表７－５－５　農家所得に占める農業所得の割合別農家戸数（調査対象農家）

１０％未満	１０％～３０％未満	３０％～５０％未満	５０％～８０％未満	８０％～１００％未満	１００％	計	無記入	合計	回答農家の１戸あたり平均
4（4.3）	36（39.1）	24（26.1）	16（17.4）	8（8.7）	4（4.3）	92（100.0）	11	103	36.2％
	64（69.5）								

（注）（　）内の数字は構成比。

表７－５－６　農家所得に占める農業所得の割合（全国１戸当り平均）

（単位　1,000円，％）

	農業所得	農外所得	農家所得
昭和３０年度	255.6（71.4）	102.5（28.6）	358.1（100.0）
〃　３５〃	219.2（53.3）	192.1（46.7）	411.3（100.0）
〃　４０〃	365.2（48.0）	395.6（52.0）	760.8（100.0）
〃　４５〃	508.0（36.5）	885.2（63.5）	1,393.2（100.0）
〃　５０〃	1,134.5（33.9）	2,210.1（66.1）	3,344.6（100.0）

（注）1.　（　）内の数字は構成比。
2.　農家所得には出稼被贈扶助等を含まない。
3.　農林省「農家経済調書」より。
4.　昭和５０年度は概算。

表７－５－５によると，農家所得に占める農業所得の割合が１０％未満の農家数４（回答農家数９２の4.3％），１０％～３０％未満の農家数３６（同３９.１％），３０％～５０％未満の農家数２４（同２６.１％），すなわち５０％未満の農家数が回答農家数９２の６９.５％にあたる６４で，回答総数９２の農家１戸当り平均は３６.２％であり，昭和５０年度全国１戸当り平均（表７－５－６参照）３３.９％とほぼ同程度である。このように農家所得に占める農業所得の割合が約⅓と小さく，その逆に農外所得の割合が約⅔と大きくなってきたのは，川上町ならびに全国における専業・兼業別農家戸数の推移を表示した表７－５－７および表７－５－８に明白に現われているように，農家の兼業化が著しく進んできたからにほかならない。

表７－５－７　専業・兼業別農家戸数（川上町）

	専業	兼業		農家総数
		第１種	第２種	
昭和３５年	529（36.0）	602（41.0）	338（23.0）	1,469（100.0）
〃　４０〃	351（26.0）	481（35.6）	519（38.4）	1,351（100.0）
〃　４５〃	173（13.8）	470（37.6）	608（48.6）	1,251（100.0）
〃　５０〃	123（10.4）	245（20.7）	817（68.9）	1,185（100.0）

（注）1.　昭和３５年は「1,960年世界農林業センサス」，昭和４０年は「1,965年農業センサス」，昭和４５年は「1,970年世界農林業センサス」，昭和５０年は「1,975年農業センサス」による。
2.　（　）内の数字は構成比。

表７－５－８　専業・兼業別農家戸数（全国）

（単位　1,000戸，％）

	専業	兼業		農家総数
		第１種	第２種	
昭和２５年	3,086（50.0）	1,753（28.4）	1,337（21.6）	6,176（100.0）
〃　３０〃	2,126（35.0）	2,284（37.6）	1,666（27.4）	6,076（100.0）
〃　３５〃	2,078（34.3）	2,036（33.6）	1,942（32.1）	6,057（100.0）
〃　４０〃	1,219（21.5）	2,081（36.7）	2,365（41.7）	5,665（100.0）
〃　４５〃	831（15.6）	1,802（33.7）	2,709（50.7）	5,342（100.0）
〃　５０〃	616（12.4）	1,259（25.4）	3,078（62.1）	4,953（100.0）

（注）１．農林省農林経済局統計情報部「農林省統計表」，「昭和３５・４０・４５・５０年農業センサス」より。

２．（　）内の数字は構成比。

(2) 農協利用状況

表７－５－９　月間農協へ出掛ける回数

０～３回	４～５回	６～７回	８～９回	１０回以上	計	無記入	合　計	回答農家１戸当り平均
52（55.9）	24（25.8）	3（3.2）	0	14（15.1）	93（100.0）	10	103	4.7回

（注）　（　）内の数字は構成比。

表７－５－９によって１か月間に農協へ出掛ける回数をみると，３回以下の農家数が５２（回答農家数９３の５５．９％），４～５回の農家数が２４（同２５．８％），６～７回の農家数３（同３．２％），１０回以上の農家数１４（同１５．１％），すなわち５回以下の農家数が回答総農家数９３の８１．７％にあたる７６で，回答農家のなかには，年間１～２回という農家もあった。回答農家１戸当り平均は4.7回で，その農協利用の主な用件としては，(1)マーケット等での購買，(2)貯金の出し入れ等の信用事業，(3)販売，(4)営農相談等の指導事業の順であった。

表７－５－１０　余裕金を農協へ貯金する割合

３０％未満	３０～５０％	６０～７０％	８０～９０％	１００％	計	無記入	合　計	回答農家１戸当り平均
15（16.1）	24（25.8）	14（15.1）	21（22.6）	19（20.4）	93（100.0）	10	103	57.5％

（注）　（　）内の数字は構成比。

また，農協を利用して貯金する割合（表７－５－１０参照）をみると，農協へ余裕金のうち３０％

未満しか貯金しない農家数が１５（回答農家数９３の１６.１％），３０～５０％貯金する農家数が２４（同２５.８％），６０～７０％貯金する農家数１４（同１５.１％），８０～９０％貯金する農家数２１（同２２.６％），全額を貯金する農家数１９（同２０.４％）で，回答農家１戸当り平均は57.5％であった。このように農協貯金は農家の間に相当普及しているが，兼業収入としての農外所得の多くの部分は他の金融機関に流れているものと思われる。

(3) 農協の在り方

表７－５－１１「農協と農民の関係について，どのように思われますか」

	回答数	構成比（％）
今のままでよい	３９	４２.８
物足りない	３８	４１.８
わからない	１４	１５.４
回答数計	９１	１００.０
無記入	１２	
合計	１０３	

「農協と農民の関係について，どのように思われますか」という質問に対する回答をまとめると，表７－５－１１のようである。すなわち「今のままでよい」と答えた農家数は３９（回答農家数９１の４２.８％），「物足りない」と答えた農家数３８（同４１.８％），「わからない」が１４（同15.4％）であった。

また，「物足りない」と答えた農家の具体的な理由としては(1)山村であるために農協の事務所が距離的に離れているので，サービスや労働効率などが悪い。(2)広域合併の矛盾としてサービスが低下。(3)事業に手を広げすぎており，またガソリンスタンドやマーケットなどの経営による商工会との対立もあることからして，事業の整理を行ない，農産物の販売事業や営農指導事業にもっと力を入れて積極的にやって欲しい。などの意見が聞かれた。

ニ むすびにかえて

現在の農業協同組合は，戦後発足後間もない幼年期にドッジ・デフレ不況下の経営危機を経て，昭和３０年代以降日本経済の高度成長に支えられて成長路線を歩んできた。しかし高度経済成長過程のなかで，農業生産構造の著しい変化－兼業農家の著増，農業労働力の流出，農業労働力不足の発生・深化，輸入農産物の増加する中で国内市場から急速に駆逐されていった麦・大豆・菜種など農産物生産の衰退などーが進行していった。ことに昭和４４年ごろ，あらわになった米の生産過剰問題から生産調整・米価据置き・政府の買入れ制限・消費者米価の物価統制令適用除外など，これまで農協経営の支柱となってきた食管制度が次々と改変され，また農協の存立基盤である農業そのものが衰退を続け，農協の組合員たる農家の脱農化が進行していった。このように農協は，戦後発足以来農業をめぐる諸環境の激しい変化の波におそわれながらも，着々と組織と事業を拡大してきた。今日，農協の信

用事業における貯金額，共済事業における長期の契約保有額，販売・購買事業における取扱い額は日本有数の銀行，保険会社，商社と肩を並べるものとして注目されている。

農業協同組合は，元来，耕作農民を正組合員とし，その正組合員による１人１票制を組織原則として組織されている。このような組織原則は，その構成員たる農民がほぼ同じような生産構造・生産規模をもっていることを前提としているわけであるが，昭和３０年代以降のわが国経済の高度成長過程の中で進行した農民層の分解は，この組織原則と現実との間のギャップを大きくした。現在の川上町農協は，表７－５－７にみられるように，農家総数の１０.４％を占めるにすぎない少数の専業農家層と，６８.９％をも占めるようになった第２種兼業農家層と，さらに２０.７％を占める第１種兼業農家層といった各層を抱えている。専業化を志向する層の立場にたてば，正組合員資格の引上げ，農業貸出しの積極化，大規模な生産・流通・加工施設の設置，生産指導事業の活発化などを農協に対して要求することになる。しかし，兼業農家層ことに第２種兼業農家層にとっては，その逆に，農協が貯蓄機関・利殖機関化すること，生活用品の購買事業に力を入れること，あるいは農耕の請負に乗り出すこと，さらには出かせぎのあっ旋を行なうことなどにメリットを見出すわけで，彼らは大口の農業貸出しや大規模な施設の設置などに農協が力を入れることに対しては，消極的な立場に立つわけである。このような２つの相反する要求を抱えており，しかもこれらの相反する要求のいずれにも答えざるをえないところから，今日の農協の多くが統一的な経営方針を持ちえず，したがって農協経営の多角化を目ざすことになり，結局いずれの要求をも十分に満足せしめえないといった状況になっているといわれている。

最近の農協を取り巻く環境は殊の外厳しいけれども，農協本来の目的を見失うことなく，川上町農業・農民のために今後一層寄与されんことを期待してやまない。

（二　岡　潤　一）

参　考　資　料

岡山県：岡山県郡治誌下巻（昭和１３年）
岡山県総務部：岡山県市町村勢要覧（昭和３０年）
岡山県企画部：岡山県統計年報（昭和３８・４３・４８・４９年）
経済企画庁調査局：経済要覧（1,970・1,976年）

6 鉱 工 業

イ 鉱 業

現在の川上町には，鉱業は存在しないが，かっては石炭と石灰石の採掘がかなり盛んに行なわれていた。しかし残念なことには，このたびの調査においては，それらに関する資料がほとんど得られず，また得られた資料も断片的なものであったため，やむなく聞き取り調査に依存せざるを得なかったので，この項の不十分さのおゆるしを願いたい。

なお参考のため，明治２１年岡山の光藤亀吉が，三宅浦次郎を代理人として，岡山県知事千坂高雅に提出した「借区開坑願」を次に掲げておく。

借 区 開 坑 願

一 岡山県備中国川上郡仁賀村

同県備前国岡山区岡山上之町
平民
願人 光 藤 亀 吉

但シ民有地

無煙石炭礦

借区坪数 壱万三千九百五拾弐坪六合四勺五才

内

字下ノ迫坪数 千五百五拾八坪七合〇五才
字古敷越坪数 千七百五拾六坪五合壱勺
字弐町田坪数 百九拾五坪
字中原坪数 七千弐百三拾七坪五合壱勺
字神ヶ迫坪数 三千弐百〇四坪九合弐勺

右之場所ニ於テ無煙石炭礦発見仕候ニ付，借区開坑致度，地元へ及ヒ示談候処，差支無之候間，御許可相成候様仕度則実測図面並礦物見本相添此度御願上候也。

御願人
光 藤 亀 吉 代理
岡山県備前国岡山区岡山上之町
百六拾七番邸平民
三 宅 浦次郎 印

明治弐拾壱年五月廿五日

前書書類之場所取調候処，同村同字中ニ稼人無之ニ付，御聞届相成度候也。

戸長 三 宅 寿賀得 印

明治二十一年六月八日

岡山県知事 千 坂 高 雅 殿

石炭は，川上町一帯に豊富に分布している石灰石を焼く燃料用として，石灰業者によって明治時代から採掘されていた（名原が最も古い）が，一般燃料用として採掘されるようになったのは大正後期

ごろからで，その最盛期は昭和１０年ごろから昭和２０年ごろまでであり，主要な炭鉱として日の丸炭鉱（小谷ヶ市），中国炭鉱（地頭の西谷），日出谷炭鉱（日出谷），山陽炭鉱（上大竹），三沢炭鉱（三沢）などの名称があげられる。当時は政府からも助成的な協力を受け，川上町全体が炭鉱の町一色に染まっていたほど繁栄していた。この地方の石炭は良質の無煙炭であり，採掘された石炭は阪神方面へ搬送されていた。

第２次世界大戦後，わが国経済再建のため政府は昭和２２年初め，いわゆる傾斜生産方式を実施して，生産の基礎資材である石炭と鉄鋼の集中的増産をはかった。また，同年１月基幹産業に対する資金の供給源として発足した復興金融金庫も，その融資の集中度を特に石炭・鉄鋼に強め，傾斜生産を資金面から促進した。しかし，戦後エネルギー革命による石炭から石油の時代への夜明けとともに，経営規模が小さく，交通・運送の便が悪かった川上町の各炭鉱は，昭和２２年ごろから昭和２５年ごろまでの間に次々と閉鎖されていった。現在では，経営規模が比較的大きかった日の丸炭鉱の坑口さえもみることができないほど荒れ果てて，ただほた山だけが最盛期の面影を残しているにすぎない。

写真７－６－１　日の丸炭鉱跡のほた山

次に石灰石は成羽町から備中町一帯，川上町七地から高山一帯に分布しており，川上町全域どこへいっても存在するほど豊富である。しかし交通・運送の便が悪いため，石灰石のままで搬送すると運送費が高くつくので，石灰石を焼いて生石灰として搬送する必要があった。したがって川上町の石灰業は，石灰石を焼く燃料用石炭を採掘する炭鉱業と共存共栄の関係にあったのであるが，石炭の斜陽化とともに，当町の炭鉱が閉鎖されるにつれて，石灰石の豊富な存在量にもかかわらず当町の石灰業は衰微していき，石灰石を電気炉で焼くようになると，当町石灰業の存続余地はなくなり，ついに昭和４３，４年ごろまでにはこの石灰業も消滅してしまった。

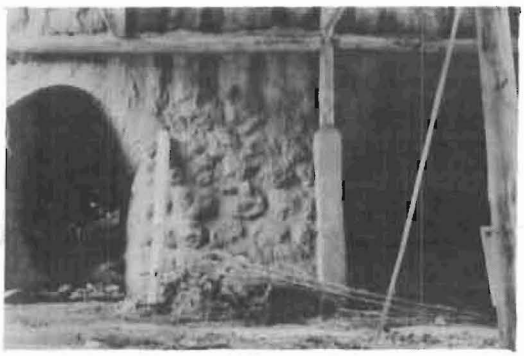

写真７－６－２　日清製紙株式会社地頭石灰平場炉跡

ロ　工業の発達と現況

(1) 大正元年～昭和１１年

川上町における大正元年～昭和初期の工業の実態を現勢調査簿からうかがってみよう。（表７－６－１参照）

表７－６－１　製造戸数・職工数・製造数量の推移

		大正１			昭和１			昭和１１		
		製造戸数	職工数	製造数量	製造戸数	職工数	製造数量	製造戸数	職工数	製造数量
清酒	大賀	1(大2)	3(大2)	140石	1	3	312(清酒) 6(焼酎)			
	高山	2	4	265	1	2	150石			
	手荘				3	14	671石	2(s14)	14(s14)	13石(s14)
しょう油	大賀	1(大2)	2(大2)	45石				1	1	15石
	高山			30石						
	手荘				2	4	180石	1	3	100石
薬製品	大賀				22			65		
	高山				18(大14)			12(s10)		
	手荘				12	30		84	120	
竹製品	大賀	5			7	8		7	7	
	高山				3	3		1(s9)	2(s9)	
	手荘				7			6		
木製品	大賀				4	4		3	3	
	高山				1(大12)			5(s12)		
	手荘				5			6		
蚕網	大賀				68	男52 女21(大14)				
	高山				10					
	手荘				90	100		104		
織物	大賀	10	13	520反						
	高山									
	手荘									
刃物（各種工産物）	大賀							3	3	
	高山				5(大14)	6(大14)				
	手荘							4	4	

		大正1			昭和1			昭和11		
		製造戸数	職工数	製造数量	製造戸数	職工数	製造数量	製造戸数	職工数	製造数量
染物	大賀				1	1	30反			
	高山									
	手荘				2	2				
石灰（各種工産物）	大賀	1		80石			25000石			
	高山									
	手荘						15000石	2(S13)	24(S13)	3330000(S12)石
蒟蒻粉（各種工産物）	大賀	16		24300㌔				2	2	1564㌔
	高山						430㌔			
	手荘						33820㌔	5	6	24682㌔
取卸薄粉（各種工産物）	大賀									
	高山						15576斤	2(S12)		415斤
	手荘				2		150斤	4	6	558斤
傘（各種工産物）	大賀							3	3	
	高山							1		
	手荘							1	1	
石細工（各種工産物）	大賀							2	2	
	高山									
	手荘							3	5	
農具（各種工産物）	大賀							3	3	
	高山									
	手荘							3	3	

（注） 1. 手荘村の現勢調査簿には，大正10年以前は記入されていないため空欄にしておく。

2. （大2）は大正2年，（S14）は昭和14年の数値。

大正初期においては，食料品製造業として高山村の清酒製造２戸，大賀村の清酒製造１戸・しょう油製造１戸の計４戸，これら食料品製造に従事する職工数９人と繊維製品製造業として大賀村の織物製造１０戸・職工数１３人がまず目につくが，これらの製造業はいずれも家内工業的なものである。その外に大賀村の竹製品製造５戸・石灰製造１戸・蒟蒻粉製造１６戸がみられる。この石灰と蒟蒻粉の生産は古くから行なわれており，この地域の特産物である。（手荘村の現勢調査簿には，大正１０年以前は記入されておらず，またその他同村に関する大正初期の資料も得られなかったので，大正初期の同村については省略する。）

昭和初年になって新しく出現してきた製造業としては，藁製品，木製品，蚕網，刃物，染物，取卸薄粉の各製造業があげられるが，特に藁製品と蚕網の製造戸数が非常に多い。大正初期から大賀村で行なわれていた竹製品製造は，昭和初年には３か村でそれぞれ行なわれるようになり，また石灰と蒟蒻粉の生産についても，それらの製造戸数・職工数は不明であるが，製造量は大正初期に比べて非常に増加している。清酒製造は，昭和初年において，３か村でそれぞれ行なわれているが，製造戸数・職工数は大正初期とあまり変動がない。大正初期に大賀村と高山村で製造されていたしょう油は，昭和初年になると，製造されなくなり，手荘村の製造戸数２戸・職工数４人だけとなっている。

次に昭和１１年ごろの状況をみると，傘・石細工・農具の生産が新しく出現してきている。竹製品と木製品の製造業は，昭和初年ごろと比較してあまり変動はないが，藁製品の製造戸数は非常に増加している。すなわち藁製品製造戸数は高山村においては若干減少しているが，昭和初年大賀村２２戸，手荘村１２戸から昭和１１年には大賀村６５戸，手荘村８４戸と大賀村約３倍，手荘村７倍に増加している。蚕網製造は，手荘村においては昭和初年製造戸数９０戸から昭和１１年１０４戸へと増加しているが，昭和初年製造戸数６８戸の大賀村と１０戸の高山村においては，昭和１１年には蚕網製造は全く行なわれなくなっている。大正初期以来存続してきた大賀村と高山村の清酒製造は昭和１１年には行なわれなくなり，手荘村における清酒製造２戸だけとなっている。また昭和初年しょう油製造戸数２戸あった手荘村は，昭和１１年には１戸に減少しているが，大賀村に１戸出現している。石灰の生産は昭和初年には大賀村と手荘村において行なわれていたが，その後大賀村では行なわれなくなり，昭和１３年には手荘村における石灰製造２戸・職工数２４人によって行なわれているが，手荘村における昭和１２年の石灰生産量は，昭和初年ごろに比べて実に目覚しい伸びをみせている。これは，昭和１０年ごろから最盛期に入った当地の石炭産業に誘発されたものであるといえよう。

次に手荘村，大賀村，高山村の３村の生産総価額（農・畜・林・工の生産総価額）のうち工産価額の占める割合を表示すると，表７－６－２のようになり，３村中手荘村が最も高率を示しており，次いで大賀村，高山村は非常に低く，手荘村が産業経済の中心をなしていたと思考される。

以上大正元年～昭和初期（昭和１１年ごろ）の川上町における工業の実態を，現勢調査簿の製造戸数・職工数・生産数量等から見てきたが，当町の工業は家内工業的，小規模経営であり，主として旧手荘村が当町の工業の中心をなしていたといえるであろう。

表７－６－２　生産総価額に占める工産価額の割合（単位：％）

大賀村		高山村		手荘村	
大正１年	23.0	大正１年	0	大正１年	
2	28.7	2	0.002	2	
3	48.6	3	0.016	3	
4	34.8	4	0.012	4	
5	38.0	5	0.008	5	
6	45.4	6	0.011	6	
7	33.7	7	0.010	7	
8	32.1	8		8	
9	36.9	9		9	
10	37.1	10	0.12	10	
11	31.0	11	0.08	11	8.9
12	39.8	12	0.16	12	24.7
13	42.6	13	0.15	13	60.2
14	29.3	14	0.10	14	51.9
15	25.2	15	0.15	15	60.2
昭和２年	29.7	昭和２年	0.15	昭和２年	56.7
3	24.7	3		3	52.0
4	25.4	4		4	42.3
5	28.9	5		5	
6	29.8	6	0.025	6	
7		7	0.013	7	
8		8	0.013	8	
9	24.7	9	0.011	9	
		10	0.011	10	
				11	
				12	
				13	
				14	50.2
				15	37.4
				16	37.9
				17	39.8
				18	31.6

（注）　現勢調査簿より算出

（昭和１２年～昭和２４年の資料がないので，その期間は省略する。）

(2) 第２次大戦以後

まず川上町の人口推移を「７・商業イ，商業の推移と現況」の項の表７－７－１によってみると，第２次世界大戦後における復員，外地からの民間人の引き揚げ，空襲による都市の破壊・混乱にともなう帰郷などで，当町の人口は昭和２２年１０，３４９人，昭和２５年１０，４４９人にまで急増した。しかしその後日本産業経済の復興ならびに昭和３０年代後半からの高度成長にともない，再び当町人口の流出が始まり，昭和３０年９，９９５人，昭和３５年９，１６８人，昭和４０年７，６１０人，昭和４５年６，４６４人，昭和５０年（国勢調査人口の概数結果）５，７０３人（昭和２５年人口の５４．６％）と当町の人口は減少傾向をたどってきた。

また当町の産業別就業者数の構成割合の推移を見ると（表７－６－３参照），昭和２５年において第１次産業８３．２％，第２次産業６．２％，第３次産業１０．６％と第１次産業が圧倒的に高いが，「もはや戦後ではない」といわれだした昭和３０年には，第１次産業８０．６％，第２次産業７．５％，第３次産業１１．９％と第１次産業の低下，第２次・第３次産業の上昇傾向の兆しが現われはじめ，その後第１次産業は昭和３５年７２．７％，昭和４０年６６．５％，昭和４５年５５．１％と低下傾向を，第２次・第３次産業は昭和３５年１２．６％・１４．７％，昭和４０年１６．１％・１７．４％，昭和４５年２３．８％・２１．０％と上昇傾向を続けており，そして昭和４５年には第２次産業の就業者数は９２５人で昭和２５年の３３４人に比べて２．８倍に増加しており，また第３次産業の就業者数は昭和２５年５７２人の１．４倍の８１７人に増加しているのに対して，第１次産業の就業者数は２，１４１人と昭和２５年４，４８７人の４７．７％に減少している。

このように，当町の人口は昭和２５年の１０，４４９人から昭和４５年には，６，４６４人に減じ，また就業者数も昭和２５年の５，３９４人から昭和４５年には３，８８６人に減少しているにもかかわらず，その間第２次・第３次産業就業者数は増加し，第１次産業就業者数は激減している。これは，昭和３０年代後半からのわが国経済の急速な高度成長過程で，当町においても都市周辺への就職による人口流出がみられるようになり，また縫製，機器部品などの中小下請業が漸次創業するようになったことによるものと思われる。

以上のように，当町の産業別就業者数の構成割合は昭和２５年より一貫して第１次産業は低下，第２次・第３次産業は上昇傾向をたどり，昭和４５年には第１次産業５５．１％，第２次産業２３．８％，第３次産業２１．０％となったが，それでも岡山県全体（昭和４５年第１次産業２５．６％，第２次産業３４．７％，第３次産業３９．７％）に比較すると，依然として当町は第１次産業において圧倒的に高く，第２次・第３次産業においてかなり低い。また全産業就業者数のうち製造業就業者数の占める割合においても，当町は昭和２５年の３．０％から昭和４５年には１７．６％に上昇しているものの，岡山県全体の昭和４５年２７．０％に比較すると，まだ依然としてかなり低い。

次に，当町の第２次産業就業者数が顕著に増加傾向を示しはじめた昭和３５年以降の，第２次産業の中核ともいうべき製造業について考察してみよう。

表７－６－３　産業別就業者数と構成比

産業別＼年次別	川上町										岡山県				
	昭和２５年		昭和３０年		昭和３５年		昭和４０年		昭和４５年		昭和２５年	昭和３０年	昭和３５年	昭和４０年	昭和４５年
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
第１次産業	4,487	83.2	4,201	80.6	3,601	72.7	2,774	66.5	2,141	55.1	56.0	50.7	43.1	34.4	25.6
第２次産業 鉱業	61	1.1	154	3.0	242	4.9	95	2.3	58	1.5	0.6	0.9	0.9	0.6	0.5
第２次産業 建設業	112	2.1	121	2.3	143	2.9	125	3.0	182	4.7	3.6	3.5	4.8	5.5	7.2
第２次産業 製造業	161	3.0	114	2.2	237	4.8	453	10.8	685	17.6	15.9	16.4	20.1	23.5	27.0
第２次産業 計	334	6.2	389	7.5	622	12.6	673	16.1	925	23.8	20.1	20.8	25.8	29.7	34.7
第３次産業	572	10.6	621	11.9	730	14.7	726	17.4	817	21.0	23.8	28.4	31.1	35.9	39.7
分類不能	1	0.0	—	—	—	—	—	—	3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
総計	5,394	100.0	5,211	100.0	4,953	100.0	4,173	100.0	3,886	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（注）　昭和２５，３０年は岡山県市町村勢要覧（昭和３０，３３年刊）より。
　　昭和３５，４０，４５年は岡山県統計年報（昭和３８，４３，４７年）より。

川上町および岡山県の製造業種別事業所数，従業者数および製造品出荷額等の推移を表示すれば表７－６－４のようになる。まず岡山県についてみると，昭和３５～４９年の間に，事業所数で注目されるのは，電気機械器具が１１倍，非鉄金属と輸送用機械器具がともに４倍，金属製品が３.５倍，ゴム製品が2.７倍，鉄鋼業が2.６倍，一般機械器具が２.１倍に増加していることである。従業者数では，電気機械器具が１８倍，鉄鋼業が１５倍，石油石炭製品が１３倍，精密機械器具が７倍，金属製品が３倍，輸送用機械器具が2.５倍といったところが大きく伸びている。また製造品出荷額等では，石油石炭製品の1,４４０倍，鉄鋼業の４４６倍，電気機械器具の２５０倍，精密機械器具の６２倍，金属製品の２５倍などが特に顕著に増大しているが，軽工業には製造業全体の伸び率より低いものが多く，ここに県南特に水島臨海工業地帯の影響がみられ，軽工業から次第に重工業へ重点が移行してきたことがうかがえる。

次に川上町についてみると，昭和３５年では事業所総数７，従業者総数８８人，製造品出荷額等総額３,５５７万円で，そのうち事業所数では食料品と衣服その他の繊維製品がそれぞれ２（事業所総数７の２８.５％），木材・木製品，パルプ・紙・紙加工品および窯業・土石製品がそれぞれ1（同14.3％）となっている（１または２の事業所に関する従業者数・製造品出荷額等は，統計法第１４条の秘密保護の規定により公表されないので，業種別従業者数・製造品出荷額等の考察は略す）。このように製造業の事業所数が少ないのは，当町が吉備高原の一部である山岳丘陵地帯・隆起準平原地帯に位置しているために，交通・運輸の便など工業の立地条件に恵まれておらず，したがって地元の産物を主原材料とした中小地場企業に限定されていたことによる。しかし，昭和３０年代後半からのわが国経済の高度成長の波は，当然当町にも徐々に波及し，その結果昭和４９年までに，昭和３５年当時存在しなかった製造業種の事業所が２６（金属製品１９，ゴム製品２，繊維工業・化学工業・一般機械器具・輸送用機械器具などそれぞれ１），昭和３５年当時存在していた製造業種の事業所が１１（食料品３，衣服その他の繊維製品７，木材・木製品１）次々に新たに操業を開始し，昭和４９年においては事業所総数４４（昭和３５年の６.３倍），従業者総数５５５人（同６.３倍），製造品出荷額等総額１６億９,９１５万円（同４７.８倍）に増大し，ことに，そのうち事業所数では金属製品が事業所総数４４の４３.２％にあたる１９を占めている。

なお，昭和３５～４９年の間における当町製造業全体の伸び率を岡山県と比較してみると，事業所総数，従業者総数および製造品出荷額等総額の３者の伸び率は，ともに岡山県よりも当町の方が著しく高い（事業所総数の伸び率：当町６.２９倍・岡山県１.１８倍，従業者総数の伸び率：当町６.３１倍・岡山県１.５３倍，製造品出荷額等総額の伸び率：当町47.77倍・岡山県１４.０２倍）。しかし，３者の伸び率のうち，当町の事業所総数の伸び率が岡山県の伸び率の５.３３倍（$\frac{6.29}{1.18}$），また当町の従業者総数の伸び率が岡山県の伸び率の４.１２倍（$\frac{6.31}{1.53}$）であるのに対して，当町の製造品出荷額等総額の伸び率が岡山県の伸び率の３.４１倍（$\frac{47.77}{14.02}$）と前２者より低いのは，当町に存在している製造業が中小企業であるのに対して，岡山県の製造業の中には大企業が存在していることに起因するものと思われる。

表7－6－4　製造業種別事業所数，従業者数および製造品出荷額等の推移

	事業所数									
	川上町					岡山県				
	昭和35年		昭和49年		35年＝100とする指数	昭和35年		昭和49年		35年＝100とする指数
	実数	構成比	実数	構成比		実数	構成比	実数	構成比	
食料品製造業	2	28.5	5	11.3	250	2,073	19.0	1,700	13.2	82
繊維工業	－	－	1	2.3	χ	1,186	10.9	1,885	14.6	159
衣服その他の繊維製品製造業	2	28.5	9	20.4	450	1,384	12.7	2,217	17.2	160
木材，木製品製造業	1	14.3	2	4.5	200	772	7.1	635	4.9	82
家具，装備品製造業	－	－	－	－	－	338	3.1	523	4.1	155
パルプ，紙，紙加工品製造業	1	14.3	1	2.3	100	479	4.4	217	1.7	45
出版印刷同関連産業	－	－	－	－	－	223	2.0	416	3.2	187
化学工業	－	－	1	2.3	χ	127	1.2	111	0.9	87
石油製品石炭製品製造業	－	－	－	－	－	16	0.1	23	0.2	144
ゴム製品製造業	－	－	2	4.5	χ	38	0.3	105	0.8	276
なめしかわ，同製品毛皮製造業	－	－	－	－	－	32	0.3	61	0.5	191
窯業，土石製品製造業	1	14.3	1	2.3	100	501	4.6	680	5.3	136
鉄鋼業	－	－	－	－	－	39	0.4	101	0.8	259
非鉄金属製造業	－	－	－	－	－	13	0.1	53	0.4	408
金属製品製造業	－	－	19	43.2	χ	182	1.7	637	4.9	350
一般機械器具製造業	－	－	1	2.3	χ	313	2.9	657	5.1	210
電気機械器具製造業	－	－	－	－	－	17	0.2	190	1.5	1,118
輸送用機械器具製造業	－	－	1	2.3	χ	93	0.8	378	2.9	406
精密機械器具製造業	－	－	－	－	－	10	0.1	17	0.1	170
その他の製造業	－	－	1	2.3	χ	3,063	28.1	2,286	17.7	75
χの計	－	－	(11)	－	－	－	－	－	－	－
総計	7	100.0	44	100.0	629	10,899	100.0	12,892	100.0	118

（注）　岡山県統計年報（昭和35年，49年）より算出

	従業者数									
	川上町					岡山県				
	昭和35年		昭和49年		35年=100とする指数	昭和35年		昭和49年		35年=100とする指数
	実数	構成比	実数	構成比		実数	構成比	実数	構成比	
食料品製造業	χ	χ	22	4.0	χ	16,882	11.4	19,536	8.7	116
繊維工業	−	−	χ	χ	χ	26,023	17.6	22,293	9.9	86
衣服その他の繊維製品製造業	χ	χ	192	34.6	χ	21,689	14.7	32,786	14.5	151
木材，木製品製造業	χ	χ	χ	χ	χ	7,198	4.9	7,896	3.5	110
家具，装備品製造業	−	−	−	−	−	1,883	1.3	4,183	1.9	222
パルプ，紙，紙加工品製造業	χ	χ	χ	χ	χ	5,754	3.9	4,750	2.1	83
出版印刷同関連産業	−	−	−	−	−	3,523	2.4	4,900	2.2	139
化学工業	−	−	χ	χ	χ	10,955	7.4	15,689	7.0	143
石油製品石炭製品製造業	−	−	−	−	−	227	0.2	2,934	1.3	1,293
ゴム製品製造業	−	−	χ	χ	χ	4,571	3.1	5,036	2.2	110
なめしかわ，同製品，毛皮製造業	−	−	−	−	−	516	0.3	603	0.3	117
窯業，土石製品製造業	χ	χ	χ	χ	χ	14,776	10.0	16,699	7.4	113
鉄鋼業	−	−	−	−	−	1,129	0.8	17,410	7.7	1,542
非鉄金属製造業	−	−	−	−	−	1,451	1.0	1,976	0.9	136
金属製品製造業	−	−	98	17.6	χ	2,027	1.4	6,631	2.9	327
一般機械器具製造業	−	−	χ	χ	χ	7,484	5.1	12,257	5.4	164
電気機械器具製造業	−	−	−	−	−	475	0.3	8,711	3.9	1,834
輸送用機械器具製造業	−	−	χ	χ	χ	11,030	7.5	28,190	12.5	256
精密機械器具製造業	−	−	−	−	−	103	0.1	736	0.3	715
その他の製造業	−	−	χ	χ	χ	9,788	6.6	12,189	5.4	125
χの計	−	−	243	43.8	−	−	−	−	−	−
総計	88	100.0	555	100.0	631	147,484	100.0	225,405	100.0	153

	製造品出荷額等 （単位：万円）									
	川上町					岡山県				
	昭和35年		昭和49年		35年=100とする指数	昭和35年		昭和49年		35年=100とする指数
	実数	構成比	実数	構成比		実数	構成比	実数	構成比	
食料品製造業	χ	χ	9,591	5.6	χ	2,838,886	12.2	25,874,565	7.9	911
繊維工業	－	－	χ	χ	χ	3,367,105	14.5	13,088,351	4.0	389
衣服その他の繊維製品製造業	χ	χ	23,512	13.8	χ	2,472,951	10.6	16,632,317	5.1	673
木材・木製品製造業	χ	χ	χ	χ	χ	713,206	3.1	6,739,614	2.1	945
家具装備品製造業	－	－	－	－	－	115,964	0.5	2,161,386	0.7	1,864
パルプ，紙，紙加工品製造業	χ	χ	χ	χ	χ	659,840	2.8	5,594,149	1.7	848
出版印刷同関連産業	－	－	－	－	－	306,830	1.3	2,611,734	0.8	851
化学工業	－	－	χ	χ	χ	3,659,355	15.8	57,102,082	17.5	1,560
石油製品石炭製品製造業	－	－	－	－	－	39,887	0.2	57,435,907	17.6	143,997
ゴム製品製造業	－	－	χ	χ	χ	460,113	2.0	2,964,761	0.9	644
なめしかわ，同製品毛皮製造業	－	－	－	－	－	65,055	0.3	235,428	0.1	362
窯業，土石製品製造業	χ	χ	χ	χ	χ	1,810,107	7.8	14,885,567	4.6	822
鉄鋼業	－	－	－	－	－	114,794	0.5	51,189,701	15.7	44,593
非鉄金属製造業	－	－	－	－	－	928,728	4.0	10,945,079	3.4	1,179
金属製品製造業	－	－	13,174	7.8	χ	188,907	0.8	4,750,657	1.5	2,515
一般機械器具製造業	－	－	χ	χ	χ	1,081,076	4.7	10,016,474	3.1	927
電気機械器具製造業	－	－	－	－	－	22,943	0.1	5,751,213	1.8	25,067
輸送用機械器具製造業	－	－	χ	χ	χ	3,705,972	16.0	30,039,348	9.2	811
精密機械器具製造業	－	－	－	－	－	5,415	0.0	338,717	0.1	6,255
その他の製造業	－	－	χ	χ	χ	660,371	2.8	7,198,726	2.2	1,090
χの計	－	－	123,638	72.8	－	－	－	－	－	－
総計	3,557	100.0	169,915	100.0	4,777	23,217,504	100.0	325,555,776	100.0	1,402

以上は当町の工業全般の態様について考察してきたわけであるが，次に当町に存在する企業のうち，いくつかとりあげて見ていくことにする。

ハ　主要企業

この度の調査においては，川上工業株式会社，川上興業株式会社，株式会社シンワ，川上電工協業組合，鷲尾興業有限会社の５企業を訪問し，聞取り調査を行なった。

(1)　川上工業株式会社

菱備製作所（昭和４８年９月社名変更し今日の「リョービ」となる）下請協同組合から分離して昭和４３年５月１３日川上工業株式会社設立，所在地は岡山県川上郡川上町大字領家1,２６２，資本金1,０８０万円（昭和５０年７月現在），社長は三宅隆通氏，事業内容は給排水用バルブ・コック，ガスコンロの火口，バーナーの火口などの製造である。

写真7−6−3　　川上工業株式会社

工場の敷地面積は１１,８１０平方メートル，建物面積は2,３３２平方メートル，従業員９５人（男５８人，女３７人），平均年齢３８～４０歳，平均給与（月額）１０万円（２交替の男子は割増し賃金により１３～１７万円），作業時間は鋳造部門で２交替（午前８時～午後６時・午後６時～午前４時，この外残業１時間，実働９時間），福利施設として社宅が６戸ある。

写真7−6−4 川上工業株式会社の製品

作業工程は合金溶解→鋳造→打抜きプレス→加工→研磨で，「リョービ」の下請として「リョービ」から電気銅，故銅，亜鉛，アルミなどの主要原材料の支給を受け，当社で加工して「リョービ」に納める。なお，当社は研磨などの作業を農家３３軒へ外注（外注の支払月額７００万円）に出している。

当社には，１回に1.５トン溶解できる低周波誘導炉，しんちゅうダイカストマシン（２５０トン１０台，１５０トン１台），旋盤６台，その他中ぐり盤などが設備されており，さらに完全自動化を図

ることによって作業環境の悪化を防いでいる。

年間製造品出荷額は７～９億円であり，前述のように当社の製品は「リョービ」に納入されるが，「リョービ」の製品は更に「東陶機器」に納められる。したがって当社の製品は住宅関連部品であり，地味ではあるが先細りのない事業といえる。決算は年１回（３月３１日）で，取引銀行は中国銀行高梁支店である。

大気の汚染，水質の汚濁，騒音など公害源となるため，町中では立地に問題がある。当社は公害防止に極力努めているようである。労働力の問題については，今の段階では安定しているが，若年労働力の雇用が困難であるため，将来その点について不安がないこともない。

(2) 川上興業株式会社川上工場

川上町の企業誘致により，昭和４０年４月１日半田紡績株式会社（資本金９，５００万円，本社所在地大阪市東区北久太郎町３丁目３８）玉島工場川上分工場として設置された。その後，昭和５０年５月１日川上興業株式会社（株式会社カネモ全額出資）の設立にともない，この川上分工場は川上興業株式会社（本社大阪市東区北久太郎町３丁目３８寺田ビル内）川上工場となった。

当工場の所在地は岡山県川上郡川上町大字三沢１，６５１，当社の資本金は１，０００万円（昭和５０年７月現在），役員７名，代表取締役は伊原基一氏，川上工場長は西山昭典氏，事業内容はテトロン紡績である。

工場の敷地面積は約１町歩，建物面積は２，８０３平方メートル，紡績機械１０，０００錘，従業員５０人（男１５人，女３５人），平均年齢４３歳，平均給与（月額）８万円，作業時間は２交替制で，午前５時～午後１時４５分と午後１時４５分～午後１０時３０分，福利施設として社宅が３戸ある。

写真７－６－５　川上興業株式会社川上工場

当社は主要原材料（テトロンフイラメントなど）を「帝人」から支給され，この工場でテトロン糸に撚糸して「帝人」に納入している。月産約１２万ポンド，年間製造品出荷額５～６億円をあげている。決算は年１回（３月３１日），取引銀行は中国銀行成羽支店である。

昭和４８年秋のいわゆる石油危機に端を発した不況は，従来の不況とはかなり様相を異にし，その落込み幅も，戦後のわが国経済がこれまで経験したこともない深いものであった。この不況も昭和５０年に入り底入れの様相がみられ，４月ごろから景気回復の動きが出はじめたものの，夏場に入るころから足踏み状態となり，景気の停滞傾向が続いている。しかしながら当社では，あまり影響はないそうである。

(3) 株式会社シンワ

かっての川上町の産業としては農林業の外に石灰業，とくに昭和１０年代に隆盛をほこった炭鉱業があげられたが，戦後エネルギー革命による石炭から石油の時代への移行が進むにつれて，交通・運輸の便に恵まれていない当町の各炭鉱は，昭和２２年ごろから昭和２５年ごろまでの間に次々と閉鎖されていった。また石灰業は石灰石を焼く燃料用石炭を採掘する炭鉱業と共存共栄の関係にあったので，石炭の斜陽化とともに石灰業も衰微していった。したがって低生産性の農林業だけとなった当町においても，都市周辺への就職による人口流出がみられるようになり，当町の人口は昭和２５年の１０,４４９人から昭和３０年９,９９５人，昭和３５年９,１６８人と減少していった。このような時に，農林業の低生産性のもとでの農林家所得を補うとともに婦人労働力を活用する目的をもって，昭和35年６月備北被服有限会社が，また同年１０月山室被服株式会社が操業を開始した。この両社はともに従業員約４０人程度で，商社・問屋の第２次下請の仕事を行なっていた。しかし，その後商社・問屋と直結した第１次下請企業設立のために，この両社は合併し，昭和４８年４月１日株式会社シンワが設立された。

当社の所在地は岡山県川上郡川上町大字地頭1,719の１，資本金６００万円，株主１２人（地元資本であるが同族会社ではなく，大半が社員所有），役員は代表取締役社長以下４人，社長は兼高昭一氏，事業内容は官公庁の制服，紳士スラックス，婦人服の縫製である。

写真7−6−6　株式会社　シ　ン　ワ

敷地面積は1,１９０平方メートル，建物面積は９５２平方メートルで，自動ミシン２台，ミシン８８台，裁断設備，仕上設備，車両４台などが設置されている。従業員は９２人（男１３人，女７９人），平均年齢３６歳，平均給与（月額）は男１０万円，女５万５千円，作業時間は午前８時～午後５時である。福利施設は別にないが，従業員は健康保険組合に加入している。

作業工程は裁断→縫製→プレス→検品→糸切りまとめ→検品→出荷で，ボタン，ファスナーの取付けを外注（第２次下請２５～２６軒）に出している。

年商３億2,０００万円，そのうち官公庁の制服が約１／２，紳士スラックスが約１／２，その他婦人服がわずかであるが，紳士スラックスは伊藤忠商事，安宅産業に納入している。原材料は，官公庁制服用のものについては官公庁から支給され，民間用の紳士スラックス・婦人服用のものについては神戸の竹馬産業（日毛糸），株式会社ビタル（ユニチカ糸），裏地は児島の大洋商事，ボタン・ファスナーは大阪の島田商事から仕入れている。

決算は年１回（３月３１日），取引銀行は中国銀行成羽支店，山陽相互銀行成羽支店である。

当社の代表取締役社長兼高昭一氏は，今後の問題点として，労働力とくに若年労働力確保の困難を

あげておられる。同氏は「川上町の人口は，昭和２５年の１０，４４９人から年々減少傾向をたどり，昭和４５年には6,４６４人に減少し，今年の昭和５０年１０月１日の国勢調査人口は6,０００人をかなり割っているのではないかと思う。当社の従業員の移動はほとんどなく，１５年前の備北被服・山室被服時代の人々が今日まで継続して働いておられる。当時の平均年齢は２１～２２歳程度であったが，過疎で新しく入社する人がいないため，平均年齢は年々高くなっている。その対策として，成羽町で倒産した工場を昭和５０年４月１日買収し，労働力のある地域へ進出する計画の足掛かりとした。」といっておられる。

(4) 川上電工協業組合

菱備製作所（今日の「リョービ」）下請協同組合は，前述の川上工業株式会社の分離独立を契機として，川上電工協業組合，上房工業所の３企業にそれぞれ分離独立した。川上電工協業組合は昭和44年１０月に設立，所在地は岡山県川上郡川上町大字地頭1,６７２の１，資本金６００万円（組合員の出資），代表理事長は石川千秋氏，事業内容は自動車のヘッドランプ部品加工ならびにヘッドランプ組立である。

写真7－6－7 川上電工協業組合

敷地面積は2,３３５平方メートル，建物面積は約1,２００平方メートル，プレス９台，スポット機３台，連動式タッピング１台，レバー式タッピング２台，ボール盤２台，自動車４台などが設置されている。従業員は４０人（男１７人，女２３人），平均年齢４５～４６歳，平均給与（日額）は男2,７００～3,０００円，女2,４００円，作業時間は午前８時～午後５時（実働７時間半）である。

原材料は水島工業団地内のOM工業株式会社，ナイト電装株式会社から支給され，当協業組合で加工して両社に納入する。月間製造品出荷額は約６００万円である（OM工業，ナイト電装はさらにそれぞれの製品を三菱自動車工業，小糸製作所，東洋工業へ納入する）。

決算は年１回（３月３１日）で，取引銀行は山陽相互銀行成羽支店である。

最近の新聞紙上にUターン現象が報ぜられているが，川上町ではUターンする若者は少なく，過疎のため当協業組合でも若年労働力の確保がむずかしく，従業員の平均年齢は年々高くなる一方である。

(5) 鷲尾興業有限会社

昭和３８年１１月個人経営の企業として足袋の縫製業をはじめ，昭和４３年８月１日有限会社に改組し，鷲尾興業有限会社となる。事業内容は足袋の縫製が主であるが，最近ジーパンの縫製と自動車部品（バンパー）の研磨をも行なうようになった。所在地は岡山県川上郡川上町大字領家1,８９６，資本金２２０万円，社長は鷲尾政光氏である。

敷地面積は７９３平方メートル，建物面積は２３１平方メートル，ミシン４０台，研磨機器などが設置されている。従業員は４０人（男１０人，女３０人）で，男子従業員は研磨作業に，女子従業員は縫製作業に従事しており，平均年齢は男４５歳，女４１～４２歳，平均給与（月額）は男８～９万円，女５万5,０００～６万円，作業時間は午前８時～午後５時である。

縫製作業工程は裁断した原材料→縫製→仕上→発送で，縫製された足袋は茶屋町の研光株式会社へ納入される。また研磨された自動車部品は総社の真壁工業団地内のOM工業株式会社へ納められる。年間製造品出荷額（加工賃収入額）は4,５００万円（足袋2,５００万円，研磨2,０００万円）である。決算は年１回（７月３１日）で，取引銀行は中国銀行成羽支店である。

当社の今後の問題点として「縫製業は仕事があっても，もうけにならず，ことに足袋の縫製には機械化の困難な作業が多く，どうしても人間の手作業を必要とする部分が多く，したがって生産コスト引下げの余地は乏しく，労働の生産性は低い。ことに不況に便乗されて昭和５０年１月ごろから足袋の縫製加工賃が１０％程度安くなり，しかも従業員の定期昇給も必要であるため，今後一層経営努力を積極的に進めていくことが要請され，その対策としてジーパンの縫製をはじめた。また過疎進行のもとでの労働力確保のために，バスで従業員を送り迎えしている。」と鷲尾政光氏はいっておられる。

（佐々木　喜美子
佐々野　啓　子）

参考資料

手荘・大賀・高山村役場：現勢調査簿
総理府統計局：昭和２５年国勢調査報告第７巻岡山県
岡山県企画部：岡山県統計１００年史
岡山県企画部：岡山県市町村勢要覧
岡山県企画部：岡山県統計年報

7 商　業

イ　商業の推移と現況

経済の再生産構造は生産，流通，消費の3過程より構成されているが，わが国における流通過程に関する調査は，戦後にいたり初めて昭和27年に全国的な商業調査が実施せられ，それ以後2年ごとに行なわれている。したがって今回の調査研究において，全国的な商業調査実施以前の資料が得られず，また得られた資料も断片的なものであったので，川上町の商業に関する考察も十分であるとは言えない。

(1)　川上町の人口推移

現代経済社会において，生産と消費はほとんど完全に分離し，両者間の人的・場所的・時間的・数量的・品質的懸隔は，ますます大きくなってきているが，これらの懸隔を克服して，生産と消費の連絡調整を図り，生産者・消費者がともに満足するように，物資の生産から消費までの流通を円滑にするために行なわれる諸活動が商業である。したがって一定の地域における商業活動の活発・不活発を決定する要因の1つとして，その地域の人口の大小・増減があげられるであろう。そこで川上町の人口推移について，まずみることにする。

現在の川上町は，昭和29年4月1日隣接3か町村（手荘町，大賀村，高山村）が合併して誕生したのであるから，川上町の人口推移をみる場合にも，1町2村の全体から考察しなければならない。

表7－7－1　　世帯数および人口の推移（川上町）

	手荘町(村)		大賀村		高山村		川上町	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
明治35年12月31日	778	4,404	569	3,446	351	2,049	1,698	9,899
大正元年12月31日	789	4,456	602	3,440	384	2,295	1,775	10,191
〃 9年10月1日（国調）	813	4,206	589	3,140	389	1,913	1,791	9,259
昭和5年 〃 （ 〃 ）	772	3,987	587	3,188	358	1,830	1,717	9,005
〃 15年 〃 （ 〃 ）	766	3,916	556	3,049	336	1,701	1,658	8,666
〃 22年 〃 （ 〃 ）	933	4,839	613	3,544	362	1,966	1,908	10,349
〃 25年 〃 （ 〃 ）	897	4,826	628	3,617	367	2,006	1,892	10,449
〃 30年 〃 （ 〃 ）							1,867	9,995
〃 35年 〃 （ 〃 ）							1,841	9,168
〃 40年 〃 （ 〃 ）							1,711	7,610
〃 45年 〃 （ 〃 ）							1,608	6,464
〃 49年9月30日							（推計人口）	5,810
〃 50年10月1日							（国勢調査人口の概数結果）	5,703
〃 51年2月							（推計人口）	5,684

（注）　昭和45年以後は統計おかやま（1976年5月），昭和35年・45年は岡山県統計年報，昭和25年は国勢調査報告第7巻岡山県，その他は岡山県統計100年史より作成。

明治初期以来，先進西欧諸国に対して近代化に立ちおくれていたわが国は，そのおくれを早急に取りもどさんがために，富国強兵・殖産興業の旗印のもとに，先進諸国から近代的技術を導入し，近代化・産業化を強力に押し進めてきた。明治の工業化の規模の拡大は徐々たるものであったが，大正・昭和に入るにつれて次第にその速度を増していき，やがて，この工業化は農村から労働力を吸収し始め，その結果，農村人口は漸次減少傾向を示しだすようになってきた。

このような一般的情勢は，当然岡山県の西端しかも隆起準平原地形の川上町域にも波及し，川上町域から他地域へ商工業従事者として流出するものがあらわれるようになった。すなわち表７－７－１によれば，当町の人口は明治３５年９，８９９人，大正元年１０，１９１人，大正９年９，２５９人，昭和５年９，００５人，昭和１５年８，６６６人と大正時代から第２次世界大戦期まで漸減傾向をたどっている。

しかし第２次世界大戦後，外地からの引き揚げ，復員，あるいは空襲による都市の破壊・混乱にともなう帰郷などで，当町の人口は昭和２２年１０，３４９人，昭和２５年１０，４４９人に急増した。しかしその後食糧事情の好転や商工業の復興にともない，再び当町の世帯数・人口の流出が始まり，昭和３０年には世帯数１，８６７・人口９，９９５人に減少し，さらに昭和３０年代後半からのわが国経済の高度成長にともない，当町の世帯数・人口はますます減少傾向をたどり，昭和３５年世帯数１，８４１・人口９，１６８人，昭和４０年世帯数１，７１１・人口７，６１０人，さらに昭和４５年には世帯数１，６０８・人口６，４６４人に減少し，戦前の最低水準をかなり下回る状態を呈し，昭和５１年２月には５，６８４人（推計人口）へとなお減少傾向を続けている。

(2) 産業別就業人口

表７－７－２および表７－７－３によれば，第１次産業就業者数の構成比は昭和５年８７．６％，昭和２５年８３．２％，昭和３０年８０．６％，昭和３５年７２．７％，昭和４０年６６．５％，昭和４５年５５．１％と減少し，第２次産業就業者数の構成比は昭和５年４．４％，昭和２５年６．２％，昭和３０年７．５％，昭和３５年１２．６％，昭和４０年１６．１％，昭和４５年２３．８％と増加傾向をたどり，また第

表７－７－２　職業別就業者数（昭和５年）

職業別＼地区別	手荘村	大賀村	高山村	計（川上町）	構成比（％）
農業	1,766	1,621	852	4,239	87.6
鉱業	2	1	11	14	0.3
工業	122	31	44	197	4.1
商業	132	25	34	191	3.9
交通業	35	6	13	54	1.1
公務・自由業	57	43	32	132	2.7
家事使用人	1	4	4	9	0.2
その他の有業者	2	—	3	5	0.1
合計	2,117	1,731	993	4,841	100.0

（注）岡山県統計１００年史より作成。

表７－７－３　産業別就業者数（川上町）

産業別	年次別	昭和２５年		昭和３０年		昭和３５年		昭和４０年		昭和４５年	
		就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
第一次産業	農業	4,339	80.4	4,084	78.4	3,492	70.5	2,730	65.4	2,118	54.5
	林業，狩猟業	144	2.7	117	2.2	109	2.2	44	1.1	23	0.6
	漁業，水産養殖業	4	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	4,487	83.2	4,201	80.6	3,601	72.7	2,774	66.5	2,141	55.1
第二次産業	鉱業	61	1.1	154	3.0	242	4.9	95	2.3	58	1.5
	建設業	112	2.1	121	2.3	143	2.9	125	3.0	182	4.7
	製造業	161	3.0	114	2.2	237	4.8	453	10.8	685	17.6
	小計	334	6.2	389	7.5	622	12.6	673	16.1	925	23.8
第三次産業	卸売業，小売業	208	3.8	220	4.2	245	4.9	232	5.6	206	5.3
	金融，保険，不動産業	6	0.1	17	0.3	11	0.2	18	0.4	8	0.2
	運輸通信業	74	1.4	72	1.4	73	1.5	81	1.9	146	3.8
	電気，ガス，水道業					2	0.0	4	0.1	2	0.0
	サービス業	210	3.9	240	4.6	326	6.6	303	7.3	362	9.3
	公務	74	1.4	72	1.4	73	1.5	88	2.1	93	2.4
	小計	572	10.6	621	11.9	730	14.7	726	17.4	817	21.0
分類不能		1	0.0	—	—	—	—	—	—	3	0.1
合計		5,394	100.0	5,211	100.0	4,953	100.0	4,173	100.0	3,886	100.0

（注）　昭和２５，３０年は岡山県市町村勢要覧（昭和３０年刊，３３年刊）より。
昭和３５，４０，４５年は岡山県統計年報（昭和３８，４３，４７年）より。

３次産業就業者数の構成比も昭和５年８０％，昭和２５年１０．６％，昭和３０年１１．９％，昭和３５年１４．７％，昭和４０年１７．４％，昭和４５年２１．０％と増加している。特に昭和３０年代後半からの第１次産業構成比の減少・第２次，第３次産業構成比の増加傾向が顕著である。しかし昭和４５年岡山県全体の産業別就業者数の構成割合は第１次産業２５．６％，第２次産業３４．７％，第３次産業３９．７％であり，川上町は岡山県全体に比較して第１次産業において高く，第２次・第３次産業においてともに低い。

次に川上町における「卸売業，小売業」就業者数の構成比をみると，昭和５年３．９％，昭和２５年３．８％，昭和３０年４．２％，昭和３５年４．９％，昭和４０年５．６％とわずかずつではあるが増加傾向をたどっていたが，昭和４５年には５．３％に減少している。また，昭和４５年岡山県全体における「卸売業，小売業」就業者数の構成比１５．８％に比較すると，川上町はその約1/3にすぎない。

(3)　規模（従業者による）別商店数の推移

商店を規模（従業者による）別に考察すると（表７－７－４参照），昭和４９年において当町の卸売・小売業８６店のうち，従業者１～４人の規模のもの７９店で，全体の９１．８％を占め，従業者５～９人の規模のもの６店で，全体の７．０％，１０～１９人の規模のもの１店で，全体の１．２％を占めている。

表７－７－４　規模（従業者による）別商店数の推移　（川上町）

規模別＼年次別	昭　３７	昭　３９	昭　４１	昭　４３	昭　４５	昭　４７	昭　４９
１　～　３　人	80 (94.1)	88 (96.7)	81 (93.1)	74 (89.2)	69 (86.2)	1～4人 66 (90.4)	1～4人 79 (91.8)
４　～　９　人	4 (4.7)	3 (3.3)	6 (6.9)	9 (10.8)	11 (13.8)	5～9人 6 (8.2)	5～9人 6 (7.0)
１０　～　１９　人	1 (1.2)	－	－	－	－	－	1 (1.2)
２０　～　２９　人	－	－	－	－	－	1 (1.4)	－
合　　計	85 (100.0)	91 (100.0)	87 (100.0)	83 (100.0)	80 (100.0)	73 (100.0)	86 (100.0)

（注）1. 商業統計調査結果より作成。
2. 昭和４７年の商店数には飲食店数７を除いてある。
3. （　）内の数字は構成比。

このように当町においては零細規模の商店が圧倒的に多い。そして従業者９人以下の規模の商店の占める割合が，昭和３７年９８.８％，昭和３９・４１・４３・４５年ともに１００.０％，昭和４７年９８.６％，昭和４９年９８.８％であるところから，規模の拡大化傾向はほとんど現われていないようにうかがえる。また商店総数も昭和３９年９１店にまで増加したが，その後昭和４１年８７店，昭和４３年８３店，昭和４５年８０店，昭和４７年８０店（飲食店を含む）と減少傾向をたどっていたが，昭和４９年には８６店に増加している。これは後述のように，自動車・自転車小売業などの店が増加したことによる。

(4)　規模（従業者による）別商店数，従業者数，年間商品販売額

表７－７－５　規模（従業者による）別商店数，従業者数，年間商品販売額　（昭和４９年）

	川上町					岡山県			
	合　計	1～2人	3～4人	5～9人	10～19人	1～2人	3～4人	5～9人	10～19人
商店数	86 (100.0)	53 (61.6)	26 (30.2)	6 (7.0)	1 (1.2)	21,578	8,079	4,418	1,548
				5,966					
従業者数	227 (100.0)	91 (40.1)	88 (38.8)	48 (21.1)		33,478	27,283	27,940	20,203
								48,143	
年間商品販売額	万円 136,485 (100.0)	万円 44,263 (32.4)	万円 53,726 (39.4)	38,496 万円 (28.2)		万円 125989.91	万円 19,646,244	万円 35,832,999	万円 32,289,507
								68,122,506 万円	
１店当り年間商品販売額	万円 1,587	万円 835	万円 2,066	5,499 万円		584 万円	2,432 万円	11,418 万円	
従業者１人当り年間商品販売額	万円 601	万円 486	万円 610	802 万円		376 万円	720 万円	1,415 万円	

（注）1. 昭和４９年商業統計調査結果より作成。
2. （　）内の数字は構成比。

次に表７－７－５によれば，昭和４９年当町の卸売・小売業の１店当り年間販売額は，1,５８７万円であり，１～２人の規模のもの８３５万円（岡山県全体における１～２人の規模のもの５８４万円の1.４倍），３～４人の規模のもの2,０６６万円（１～２人の規模のもの８３５万円の2.５倍，岡山県全体における３～４人の規模のもの2,４３２万円の８５％）となっており，また５～９人の規模のもの６店と１０～１９人の規模のもの１店との７店（総商店数８６店の８.２％）の年間販売額合計は３８,４９６万円（当町全体の年間販売額の２８.２％）で，１店当り年間販売額は5,４９９万円（１～２人の規模のもの6.6倍，岡山県全体における５～１９人の規模のもの１１,４１８万円の４８.２％）となっている。

また従業者１人当り年間販売額は６０１万円であり，１～２人の規模のもの４８６万円（岡山県全体における１～２人の規模のもの３７６万円の1.３倍），３～４人の規模のもの６１０万円（１～２人の規模のもの４８６万円の1.３倍，岡山県全体における３～４人の規模のもの７２０万円の８４.７％）となっており，また５～９人の規模のもの６店と１０～１９人の規模のもの１店との７店の従業者数合計は４８人（当町全体の商店従業者数の２１.１％）で，従業者１人当り年間販売額は８０２万円（１～２人の規模のものの1.７倍，岡山県全体における５～１９人の規模のものの1,４１５万円の５６.７％）となっている。

(5) 業種別店舗数の推移

表７－７－６　業種別店舗数の推移　（川上町）

業種別＼年次別	昭２９	昭３３	昭３５	昭３９	昭４１	昭４３	昭４５	昭４７	昭４９
卸売業	1	3	1	5	2	1	2	3	3
代理商，仲立業	8	5	3		3				
各種商品小売業			2			3		1	
織物，衣服，身のまわり品小売業	3	7	7	5	7	7	6	6	5
飲食料品小売業	24	39	47	44	44	40	44	37	38
飲食店		6	8	9	7	7	5	7	7
自動車，自転車小売業		5	5	5	4	6	3	3	8
家具，建具，什器小売業		5	4	6	7	6	6	6	8
その他の小売業	31	13	9	17	13	13	14	17	17
計	67	83	86	91	87	83	80	80	86

（注）　商業統計調査結果より作成。

業種別店舗数の推移をみると表７－７－６の通りであるが，卸売業は昭和３９年５店までに増加したが，それ以後減少停滞し，代理商，仲立業も昭和２９年以来減少傾向をたどり，ついに昭和４３年その姿を消して今日に至っている。これは第３次的地方問屋である当町の卸売業，代理商，仲立業が

いわゆる流通革命の影響を受けてきた証左であろう。

次に小売店舗数の推移を業種別にみると，ことに自動車，自転車小売業が昭和４９年に８店舗までに増加していることに注目される。これは，当町の位置と本格的なモータリゼーション時代を迎えたこととにより，これまでの自転車の外に自家用車・オートバイに対する需要が増加したことによるものと思われる。自動車，自転車小売業以外の店舗数は一般的に減少ないし停滞傾向にあることがうかがわれるが，このことは，昭和３０年代後半よりのわが国経済の高度成長過程で，人口流出による当町人口の減少が基本的な要因であろう。

(6) 業種別店舗数，従業者数，年間商品販売額

表７－７－７　業種別店舗数，従業者数，年間商品販売額　（川上町）

業種別	店舗数		従業者数		1店当り従業者数		年間販売額(万円)		1店当り年間販売額(万円)		従業者1人当り年間販売額(万円)	
	昭39	昭49	昭39	昭49	昭39	昭49	昭39	昭49	昭39	昭49	昭39	昭49
卸売業	5	3	13	12	2.6	4.0	4,028	20,495	806	6,832	310	1,708
代理商，仲立業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
各種商品小売業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
織物，衣服，身のまわり品小売業	5	5	14	14	2.8	2.8	3,857	11,305	771	2,261	276	808
飲食料品小売業	44	38	77	98	1.8	2.6	9,396	51,676	214	1,360	122	527
飲食店	9	7	18	14	2.0	2.0	928	3,147	103	450	52	225
自動車，自転車小売業	5	8	6	27	1.2	3.4	1,006	9,826	201	1,228	168	364
家具，建具，什器小売業	6	8	12	22	2.0	2.8	3,685	14,521	614	1,815	307	660
その他の小売業	17	17	27	40	1.6	2.4	3,638	25,515	214	1,501	135	638
小売業計	86	83	154	215	1.8	2.6	22,510	115,990	262	1,397	146	539

（注）1. 商業統計調査結果より作成。
2. 年間販売額には手数料，その他のサービス料の収入額を含まない。

表７－７－８　業種別店舗数，従業者数，年間商品販売額　（岡山県）

業種別	店舗数		従業者数		1店当り従業者数		年間販売額(万円)		1店当り年間販売額(万円)		従業者1人当り年間販売額(万円)	
	昭39	昭49	昭39	昭49	昭39	昭49	昭39	昭49	昭39	昭49	昭39	昭49
卸売業	3325	3697	29582	37251	8.9	10.1	26,251,131	134,454,004	7,895	36,368	887	3,609
代理商，仲立業	160	46	409	131	2.6	2.8	33,128	41,475	207	902	81	317
各種商品小売業	62	48	1528	4374	24.6	91.1	752820	7,515589	12,142	156,575	493	1,718
織物，衣服，身のまわり品小売業	3217	3493	11545	11792	3.6	3.4	2249827	7,410,035	699	2,121	195	628
飲食料品小売業	11,127	11,146	24920	29,163	2.2	2.6	4064082	17338,189	365	1556	163	595
飲食店	4381	7629	12902	24,115	2.9	3.2	810667	4,878099	185	639	63	202

自動車，自転車小売業	1049	1348	1914	7115	1.8	5.3	274933	7244256	262	5374	144	1018
家具，建具，什器小売業	1929	2512	6701	9500	3.5	3.8	1617730	7633896	839	3039	241	804
その他の小売業	4847	6558	15689	23211	3.2	3.5	2250439	15537380	464	2369	143	669
小売業計	26612	32734	75199	109270	2.8	3.3	12020498	67557444	452	2064	160	618

（注）1. 商業統計調査結果より作成。
2. 年間販売額には手数料，その他のサービス料の収入額を含まない。ただし，代理商，仲立業は手数料，その他のサービス料の収入額のみ。

表７－７－９　業種別店舗数，従業者数，年間商品販売額の動向
（昭和39年を100とした場合の昭和49年の数値）

業種別	店舗数		従業者数		1店当り従業者数		年間販売額		1店当り年間販売額		従業者1人当り年間販売額	
	川上町	岡山県	川上町	岡山県	川上町	岡山県	川上町	岡山県	川上町	岡山県	川上町	岡山県
卸売業	60	111	92	126	154	113	509	512	848	461	551	407
代理商，仲立業	－	29	－	32	－	108	－	125	－	436	－	391
各種商品小売業	－	77	－	286	－	370	－	998	－	1290	－	348
織物，衣服，身のまわり品小売業	100	109	100	102	100	94	293	329	293	303	293	322
飲食料品小売業	86	100	127	117	144	118	550	427	636	426	432	365
飲食店	78	174	78	187	100	110	339	602	437	345	433	321
自動車，自転車小売業	160	129	450	372	283	294	977	2635	611	2051	217	707
家具，建具，什器小売業	133	130	183	142	140	109	394	472	296	362	215	334
その他の小売業	100	135	148	148	150	109	701	690	701	511	473	468
小売業計	97	123	140	145	144	118	515	562	533	457	369	386

（注）1. 商業統計調査結果より作成。
2. 年間販売額には手数料，その他のサービス料の収入額を含まない。ただし，代理商，仲立業は手数料，その他のサービス料の収入額のみ。

昭和４９年当町において，卸売業および小売業の商店数８６のうち，卸売業は３（当町商店数８６の３.５％），小売業は８３（同９６.５％）を占めている。

昭和４９年当町卸売業をみると（表７－７－７，表７－７－９参照），商店数３（昭和３９年の６０.０％），従業者数１２人（同９２.３％），１店当り従業者数４人（同１.５４倍），年間販売額２０,４９５万円（同５.０９倍），１店当り年間販売額６,８３２万円（同８.４８倍），従業者１人当り年間販売額１,７０８万円（同５.５１倍）であり，昭和４９年岡山県卸売業では（表７－７－８，表７－７－９参照），商店数３,６９７（昭和３９年の１.１１倍），従業者数３７,２５１人（同１.２６倍），１店当り従業者数１０.１人（同１.１３倍），年間販売額１３４,４５４,００４万円（同５.１２倍），１店当り年間販売額３６,３６８万円（同４.６１倍），従業者１人当り年間販売額３,６０９万円（同４.０７